

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人工藤道弘から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	宮 崎 栄 治 郎
埼玉県監査委員	小 林 哲 也

平成27年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

債権管理の財務に関する事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 工藤道弘

平成28年3月15日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員 様
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 工藤 道弘

平成27年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目 次

I	包括外部監査の概要	3
1.	監査の種類	3
2.	選定した特定の事件（テーマ）	3
3.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	3
4.	監査の要点	4
5.	監査の主な手続	4
6.	監査の対象機関	4
7.	監査の対象年度	5
8.	監査の実施期間	5
9.	監査従事者	5
10.	利害関係	5
11.	表示数値	5
II	債権管理の財務に関する事務の執行について	6
第1章	監査対象の概要	6
第1	債権全般の説明	6
1.	債権	6
2.	貸借対照表科目	7
3.	調定関連	8
4.	延滞金	8
第2	税外債権	9
1.	埼玉県の債権	9
2.	埼玉県の取組	13
3.	具体的な取組の状況	15
4.	税外債権の管理に対する総括的な意見	18
第3	税債権	20
1.	埼玉県の税債権	20
2.	県税収入未済額の圧縮に向けた埼玉県の取組	24
3.	県税収入未済額の圧縮に向けた具体的な取組	25
4.	税債権に対する全体的な意見	29
第2章	監査の結果と意見（総括）	31
第3章	監査の結果と意見（個別）	35
第1	収入未済額の一覧	35

第2 個別調査	38
1. 入所児童保護者負担金 (No.4)	38
2. 生活保護費返還金 (No.6)	58
3. 心身障害者扶養共済制度掛金 (No.9)	73
4. 児童扶養手当過誤払金 (No.12)	83
5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (No.13)	95
6. 看護師等育英奨学金貸付金 (No.17)	109
7. 農業改良資金貸付金 (No.26)	118
8. 県営住宅使用料 (No.41)	126
9. 患者自己負担金 (No.44)	141
10. 高等学校等奨学金貸付金等 (No.47)	180
11. 地域改善対策奨学資金貸付金 (No.50)	198
12. 放置違反金 (No.52)	214
第3 個別調査 (特殊要因のある債権)	223
1. 行政代執行に係る費用 (硫酸ピッチ流出事故) (No.3)	223
2. 旧彩福祉グループに係る損害賠償金 (No.7)	227
3. 中小企業高度化資金貸付金 (No.25)	233
4. 行政代執行に係る費用 (残土処分場崩壊事故) (No.29)	239
5. 芝川廃棄物埋設に係る損害賠償金 (No.33)	249
6. 河川法第67条に基づく原因者負担金 (No.35)	255
7. 放置船舶等除去費等実費弁償金 (No.37)	261
8. 在職中の刑事事件に係る請求債権 (No.53) 及び 国家賠償法に基づく求償権 (No.54)	266
第4 税債権	275
1. 税債権	275
2. 現地調査	286
3. さいたま県税事務所	288
4. 川口県税事務所	305
第5 収入未済額のない債権	326
1. 埼玉高速鉄道株式会社に対する貸付金	326
2. 公益社団法人埼玉県農林公社に対する貸付金	331

I 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

債権管理の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

①財政的な観点

平成 26 年度決算における埼玉県的一般会計の歳入総額は約 1 兆 7,586 億円であり、歳出総額は約 1 兆 7,470 億円で、実質収支額は約 60 億円だった。また、単年度収支額は約 34 億円と黒字を確保し、赤字継続からようやく脱却した。財政収支が厳しい状況においては、収入未済額を早期に、かつ確実に回収することは非常に重要なことである。

平成 26 年度末において、県全体では流動資産としての未収金が約 246 億円あるが、これを確実に回収することはもちろんであるが、この中にも回収困難な債権が含まれていないか、あるとすれば、それに対する対応策は十分かについて検証すべきである。

②公平性の観点

県の行政サービスは、県民からの税金等の対価を基本として提供される。したがって、行政サービスを享受する県民は公平にそれらを負担すべきであり、一部の者がその負担を免れるということは、公平性の点で大きな問題である。

しかし、平成 26 年度末における長期延滞債権は約 189 億円あり、この回収はかなり厳しい状況にあると考える。なぜこれほど多額の長期延滞債権が発生したのか、回収可能な額がどの程度存在するのか、回収のための対応策が十分であったか等について検証すべきである。

③県の取組の観点

県は、平成 25 年度に債権管理の専担組織を設置し、平成 26 年度には「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」を施行した。また、平成 23 年 9 月に埼玉県税収確

保対策推進本部を設置するなど、収入未済額の圧縮に取り組んでいる。

これら収入未済額圧縮の取組が、法律及び条例等に沿って適正に実施されているか、あるいは、組織的に対応しているケースについては、その効果が十分に発揮されているかについて検証すべきである。さらに、長期延滞債権については、今後は増やさないことが重要であり、そのための対応策が十分か否かについても検証すべきである。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

4. 監査の要点

- ・債権の発生を確実に把握し、適切に請求行為が行われているか。
- ・債権の回収時における手続きが、法律及び条例等に従い適正に行われているか。
- ・債権の収入未済額を適時に把握し、適切に対応しているか。
- ・長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- ・不納欠損処理は、法律及び条例等に従い、適正に行われているか。
- ・債権管理体制は適正に整備され、効率的に運用されているか。

5. 監査の主な手続

- ・関係部署への事務執行に関する質問
- ・関係書類等の閲覧及び検討
- ・さいたま県税事務所への現地調査
- ・川口県税事務所への現地調査
- ・東部中央福祉事務所への現地調査
- ・南児童相談所への現地調査
- ・所沢児童相談所への現地調査
- ・循環器・呼吸器病センターへの現地調査
- ・がんセンターへの現地調査
- ・埼玉県住宅供給公社への現地調査
- ・関係諸法令等との準拠性の検証

6. 監査の対象機関

対象部局は次のとおりである。

企画財政部、総務部、環境部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、病院局、教育局、警察本部

7. 監査の対象年度

平成 26 年度の執行分

ただし、必要に応じて平成 27 年度並びに過年度執行分についても監査の対象年度とした。

8. 監査の実施期間

平成 27 年 7 月 21 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

9. 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 工藤 道弘

包括外部監査人補助者

公認会計士 土屋文実男

公認会計士 長内 温子

公認会計士 小川千恵子

公認会計士 芳原 勝伸

公認会計士 中澤 仁之

公認会計士 森山 謙一

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11. 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

II 債権管理の財務に関する事務の執行について

第1章 監査対象の概要

第1 債権全般の説明

1. 債権

(1) 定義

地方自治法第240条第1項において、債権とは「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とされている。

よって、公法上の債権である「公債権」（地方税、分担金、使用料及び手数料等）及び私法上の債権である「私債権」（貸付金、物件の売払代金等）を問わず、金銭の給付を請求できる全ての権利を包含するとされている。

これら債権のうち、履行期限を過ぎても履行がない債権を未収債権としている。

(2) 分類

自治体の債権は、公債権と私債権に分けられる。また、公債権は自力執行権のある強制徴収公債権と自力執行権のない非強制徴収公債権に分類される。

なお、「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」第2条において、次のとおり定義している。

二 強制徴収公債権

県の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税及び地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

三 非強制徴収債権

県の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

四 私債権

非強制徴収債権のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第2項の規定の適用を受けないものをいう。

このうち、地方税法の規定に基づくものを税債権とし、それ以外の債権を税外債権としている。

上述の内容をまとめると、下表のとおりとなる。

発生		債権の種類		回収スキーム	消滅時効 (根拠法)
公法上の原因 (処分)	相手方の 同意不要	公債権	強制徴収公債権 (税法準拠債権)	自力執行権 あり (地方税又は 国税の滞納処 分の例によ る)	5年 (地方自治法) (地方税は 地方税法) ※時効の 援用不要
			非強制徴収公債権 (税法非準拠債権)	自力執行権 なし	
私法上の原因 (契約)	当事者の 合意要 ※ほか、 不法行為、 不当利得等	私債権		(裁判所関与 による強制執 行を要する)	3年～10年 (民法) ※時効の 援用要

2. 貸借対照表科目

県は、他団体との比較可能性と整備コストを重視し、低コストで多くの団体が採用している「総務省方式改訂モデル」により決算データを活用した財務諸表を作成している。その中の貸借対照表で用いられている債権に関する勘定科目には、以下のものがある。

(1) 貸付金

決算年度末の貸付金残高に、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち他会計において借入金として計上しているものの額を加え、貸付金元金収入未済額及び他会計からの繰入金として決算統計上処理されているもののうち元金償還額に当たる額を控除した額を計上する。

なお、貸付金元金収入未済額のうち当該年度調定分は未収金に、前年度調定以前は長期延滞債権に振替える。

(2) 未収金

地方税とその他で構成される。

地方税については、当該年度歳入歳出決算書における地方税の収入未済額から長期延滞債権振替額を除いた額を計上する。したがって、未収金に計上される金額は現年度調定分収入未済額だけとなる。

その他については、当該年度歳入歳出決算書の収入未済額のうち、地方税、国庫支出金、地方債を除く合計額から長期延滞債権額を除いた額を計上する。

(3) 長期延滞債権

収入未済額のうち、当初調定年度が前年度以前のを計上する。(貸付金や未収金から長期延滞債権へ振替えられたものも含まれる。)

3. 調定関連

(1) 調定

県の会計事務処理要領においては、調定について下記のとおり定義されている。歳入の徴収及び収納の行為を行うには、その前提要件として必ず法令又は契約に基づいて合法的に発生した権利がなければならない。

調定とは、当該歳入について、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する地方公共団体における内部的意思決定である。

(2) 未調定額

貸付金等のうち、履行期限が未到来のものなど調定されていない金額。

(3) 収入済額

調定額のうち、収入があった金額が「収入済額」となる。

(4) 収入未済額

調定額のうち、収入がなかった金額は翌年度に繰越され、「収入未済額」となる。

(5) 不納欠損額

不納欠損とは、調定額のうち、時効による債権の消滅、債権放棄等により徴収し得なくなった額の決算上の処理である。

4. 延滞金

公債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により、納期限までに納付しない者については普通地方公共団体の長は期限を指定して督促しなければならないとされており、同第 2 項の規定により督促した場合は、条例の定めるところにより、延滞金を徴収することができることとされている。

第2 税外債権

1. 埼玉県 of 債権

(1) 貸借対照表 (県全体)

埼玉県が公表している財務諸表のうち、貸借対照表 (県全体) から過去 5 年間の収入未済額、すなわち貸付金、長期延滞債権及び未収金を抽出した。

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
貸付金	92,466,089	94,699,096	96,823,075	97,057,255	88,908,246
長期延滞債権	27,182,864	26,874,810	24,183,327	21,669,325	18,851,564
未収金	30,164,915	25,981,656	23,932,955	24,181,883	24,630,472
収入未済額計	57,347,779	52,856,466	48,116,282	45,851,208	43,482,036
合計	149,813,868	147,555,562	144,939,357	142,908,463	132,390,282

出典：埼玉県の財務諸表

上表で分かるように、県は継続して 1,000 億円を超える多額の債権を保有している。その内、長期延滞債権及び未収金の合計額が、毎年度末時点 (3 月 31 日) の収入未済額である。収入未済額は、最近 5 年間は一貫して減少しており、減少額は約 139 億円で減少率は 24.2%にもなり、良い傾向を示している。

しかし、減少傾向にあるとはいえ、平成 26 年度末時点で約 435 億円の収入未済額があり、全債権額の 32.8%と約 3 分の 1 を占めている。

(2) 収入未済額

①年度別残高

上表では、平成 26 年度末時点で約 435 億円の収入未済額があるが、公営企業会計に出納整理期間がないために計上されている未収金を除外すると、収入未済額は約 278 億円となる。最近 5 年間の収入未済額を、推移的にまとめたのが下表である。

平成 26 年度末の収入未済額のうち約 252 億円が県税関連であり、収入未済額のほとんどを占めている。税以外の収入未済額は約 26 億円であり、最近 5 年間は大きな変動もなく概ね 26 億円前後で推移している状況である。

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
一般会計					
税外収入未済額	1,673,433	1,682,518	1,685,428	1,647,179	1,739,342
県税 (注)	36,907,039	34,829,240	31,605,949	28,569,947	25,180,851
計	38,580,472	36,511,758	33,291,377	30,217,126	26,920,193
特別会計	627,795	611,896	598,544	592,786	586,736
公営企業会計	276,698	291,783	308,323	317,953	320,743
合計	39,484,965	37,415,437	34,198,244	31,127,865	27,827,672
税外収入未済額					
一般会計	1,673,433	1,682,518	1,685,428	1,647,179	1,739,342
特別会計	627,795	611,896	598,544	592,786	586,736
公営企業会計	276,698	291,783	308,323	317,953	320,743
合計	2,577,926	2,586,197	2,592,295	2,557,918	2,646,821

出典：財政課資料

(注) 収入未済額のうち、一般会計の県税の項目には、県税の本税と加算金等が含まれている。

税外収入未済額について、さらに遡って平成 14 年度以降の年度末金額を年度別にまとめたのが下表である。この表によると、平成 16 年度における約 58 億円がピークで、その後平成 17 年度から平成 20 年度にかけて急激に減少したが、平成 21 年度以降は下げ止まりの状況である。

(単位：億円)

年度	税外収入未済額
H14 年度	42.4
H15 年度	56.0
H16 年度	57.9
H17 年度	49.3
H18 年度	49.0
H19 年度	28.6

H20 年度	20.5
H21 年度	25.6
H22 年度	25.8
H23 年度	25.9
H24 年度	25.9
H25 年度	25.6
H26 年度	26.5

出典：財政課資料

②調定年度別分解

次に、平成 26 年度末の税外収入未済額 2,646 百万円を調定年度別に分解すると、下表のとおりである。

ここで分かることは、平成 26 年度末の税外収入未済額の中には、一番古いもので 38 年前の昭和 51 年度に調定された分が含まれているという点である。さらに、昭和の時代に調定された分だけで 11 百万円あった。

(単位：百万円)

調定年度	税外収入未済額	部局別内訳							
		福祉部	農林部	県土整備部	都市整備部	病院局	教育局	警察本部	その他
S51	0								0
S52									
S53	0	0			0				0
S54	0	0							0
S55	0	0							0
S56	0	0							
S57	0	0							
S58	1	1							
S59	1	1							
S60	1	1							
S61	1	1							0
S62	1	1							0
S63	1	1				0			0
H1	0	0				0			0

調定 年度	税外 収入 未済額	部局別内訳							
		福祉 部	農林 部	県土 整備 部	都市 整備 部	病院 局	教育 局	警察 本部	その 他
H2	0	0				0			0
H3	2	1			0	0	0		0
H4	3	1			1	0	0		0
H5	2	1			0	0	0		0
H6	3	1			0	0	0		0
H7	118	2			1	0	0		113
H8	11	3			5	1	0		0
H9	9	3		0	2	1	1		0
H10	14	4			5	3	1		0
H11	16	5			5	3	1		0
H12	23	11			3	6	1		0
H13	60	13		27	0	17	0		0
H14	40	15			4	14	1		4
H15	43	16	3		2	18	1		1
H16	33	15			3	11	1	0	1
H17	72	14	2		4	18	2	25	5
H18	85	14	2		1	20	3	0	41
H19	184	16	5	109	4	22	4	19	0
H20	87	43	7	12	3	14	5	0	0
H21	512	474	2	0	3	17	5	7	1
H22	115	57			0	15	7	32	1
H23	152	64			3	20	9	52	1
H24	177	93			3	17	10	51	1
H25	371	90	183	0	7	24	14	45	4
H26	490	168	13	72	32	62	18	62	60
合計	2,646	1,149	220	223	100	316	96	297	242

出典：財政課資料

(注) 0 は、百万円未満の数値を示している。

2. 埼玉県取組

(1) 条例の制定

上述の状況を受けて、これを打開するために、県は「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定し、平成26年4月1日から施行した。

条例に基づく債権管理の取組は、回収強化と不良債権処理の二本柱である。納付資力のある債務者には法的措置も含め適切に納付を求める一方、納付資力のない債務者については、滞納処分の執行停止や債権放棄を実施するなど適切に処理していくというものである。

条例の具体的内容は、①強制執行等、②情報の利用、③放棄、④議会への報告等である。

①強制執行等

督促後、納付がない場合は、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、担保権の実行等、強制執行又は訴訟手続を行うという内容である。

②情報の利用

履行期限までに履行されない場合、強制徴収公債権及び非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、他の債権の情報を利用できるという内容である。

③放棄

私債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が次のいずれかに該当する場合、債権を放棄できるという内容である。

- ・強制執行の対象となる財産がないとき
- ・強制執行をした場合に、生活が著しく窮迫するおそれがあるとき
- ・所在が不明であるとき

④議会への報告

私債権を放棄したときは、その種類、件数及び額について翌年度の議会へ報告するという内容である。

(2) 第三次行財政改革プログラム

①概要

県は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で、第三次行財政改革プログラムを実行した。この改革プログラムで目指した基本的方向性は、少ない費用で大きな効果を上げる「費用対効果」を徹底的に追及することである。そして、この基本的方向性の下、県民サービスの「質」の改革、県庁の仕事の「しくみ」の改革、県庁の「体質」の改革という三つの改革に取り組んだ。

この中で、三つ目の「県庁の『体質』の改革」における取組の中に、歳入の安定的な確保等による財政の健全性の確保、簡素で効率的な執行体制の構築があり、そのための取組目標として「税外未収金回収体制の強化」があった。

②税外未収金回収体制の強化

未収債権の管理を徹底し確実な回収を行うため、債権管理連絡会議を中心に、債権管理マニュアル等の作成や職員研修の実施、債権回収への民間委託の導入など、債権管理所管課が行う債権回収の効果を高めるための対策を実施した。

(3) 専担組織の設置

従前から、財政課が債権管理連絡会議を開催し、効果的な回収取組の情報共有や督促の徹底などを推進していたが、税外債権は法律や制度が債権ごとに異なり、回収手続も確立されていないことから、年 1 回程度の会議では財政課や債権所管課所の対応には限界があった。

平成 21 年度及び平成 22 年度に大口の収入未済案件が発生したことなどもあり、このような特異な個別事案や、滞納が生じやすい債権の処理への専門的な対応が必要とされた。

また、平成 23 年 3 月に策定された第三次行財政改革プログラム（平成 23 年度～平成 25 年度）においても、「債権管理所管課が行う債権回収の効果を高めるための対策を実施する」ことが、3 年間の取組目標として定められた。

そのため、平成 25 年度から財政課内に、専担組織として債権管理担当を設置した。

3. 具体的な取組の状況

(1) 法的措置の実施状況

県の債権管理の取組のポイントは、債権回収強化と不良債権処理の二本柱である。この内、債権回収強化は、県民負担の公平性の観点から、回収できる債権はきちんと回収するというものである。

この方針に基づいて平成 26 年度に実施した法的措置のうち、主なものの種類、件数及び金額は下表のとおりである。

(単位：千円)

種類	部局	債権名	件数	回収額
強制執行	福祉部	旧彩福祉グループに係る損害賠償金	1	14,881
	都市整備部	県営住宅使用料	8	906
	警察本部	放置違反金	985	8,006
計				23,793

種類	部局	債権名	件数	債権額
訴えの提起	県土整備部	放置船舶等除去費等実費弁償金	1	6,929
	都市整備部	県営住宅使用料	3	1,304
	企業局	工業用水道料金	1	3,470
支払督促	福祉部	総合リハビリテーションセンター使用料等	2	501
	福祉部	心身障害者扶養共済制度掛金	1	195
	農林部	林業・木材産業改善資金貸付金	1	6,161
	教育局	県立高等学校授業料	3	191
計				18,751

出典：財政課資料

(2) 不良債権処理の実施状況

平成 26 年度において、時効期間が経過した私債権について、条例に基づく債権放棄 (70 百万円) 等の不良債権処理を実施した。その内訳は、下表のとおりである。

(単位：千円)

部局	時効完成後債権		時効援用		条例に基づく放棄		
	人数	金額	人数	金額	人数	件数	金額
福祉部	217	30,198	32	12,158	83	979	8,145
保健医療部	140	3,298					
県土整備部	10	58,956			9	10	57,027
都市整備部	34	8,937	15	5,451	2	3	1,246
病院局	1,403	182,452	1	290	45	150	4,035
教育局	4	494					
警察本部	3	349			2	2	281
計	1,811	284,684	48	17,899	141	1,144	70,734

出典：財政課資料

時効完成後債権のうち、時効援用及び条例に基づく放棄の合計で 88,633 千円を不納欠損処理しており、時効完成後債権の約 30%を処理したことになる。

条例が制定されたことによって、滞納整理において以前と大きく違いが生じた項目は、放棄の手続きである。従来は、債権を放棄する場合には議会の議決を必要としたが、条例に基づく放棄は議会への報告のみで足りることになった。

手続きが大幅に簡素化されたことによって、不良債権処理は大幅に進んだ。そのことを確認するために、平成 24 年度以降の放棄額を下表にまとめた。

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
債権放棄額	—	—	70,734

出典：財政課資料

(注) 平成 26 年度の放棄は、全て条例に基づく放棄である。

上表を見て分かるように、今後は不良債権処理が順調に進むことが予想される。しかし、手続きが簡素化されたことで安易な放棄が行われないように、放棄のための要件が条例に盛り込まれている。

平成 26 年度の条例に基づく放棄を、適用要件別に分類したのが下表である。

(単位：千円)

	財産なし		生活困窮		行方不明		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉部	367	3,489	6	15	606	4,640	979	8,145
県土整備部	8	51,930	1	4,998	1	97	10	57,026
都市整備部					3	1,246	3	1,246
病院局	63	2,431	58	516	29	1,087	150	4,034
警察本部	1	200			1	80	2	281
計	439	58,051	65	5,529	640	7,152	1,144	70,734

出典：財政課資料

(3) 徴収業務の外部委託

県は、患者自己負担金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金について、その徴収業務の一部を外部に委託している。

県立の4病院における外部委託及び回収の状況は下表のとおりである。また、母子父子寡婦資金貸付金の外部委託については、第3章第2 5.(5)①4)を参照のこと。

(単位：千円)

患者自己負担金			
H26年度末 収入未済額	316,347		
導入時期	H21年7月		
委託先	弁護士法人		
	委託額	回収額	回収率(%)
H21年度	64,830	2,635	4.1
H22年度	84,909	5,202	6.1
H23年度	95,025	3,328	3.5
H24年度	97,940	3,388	3.5
H25年度	103,049	1,787	1.7
H26年度	104,256	2,216	2.1

出典：財政課資料

4. 税外債権の管理に対する総括的な意見

【意見 1】 財政課債権管理担当と各債権所管課所との連携強化の必要性について

県が保有する債権は多岐にわたっているが、債権所管課所の多くは、県税事務所のような回収のための専従者を配置しておらず、本来業務の合間に債権管理を行わざるを得ない状況にある。

特に債権回収は、高度な専門的知識とノウハウが求められる業務であるため、債権回収に携わった経験のない者が、専門知識もないまま担当者になっても、実績を上げることは困難と思料される。例えば、債務者が個人事業者や法人である場合には、経営状況を把握するために決算書を読み解き、その経営状態すなわち、利益が出ているか、資金繰りはどうか、換金価値のある資産はあるかなどを把握しなければならない。しかし、ヒアリングを実施した多くの所管課所で、担当者に事業経営及び財務の知識が乏しく、決算書を入手していても決算書の記載内容を債権回収に有効に活用できていない状況が認められた。

また、行政代執行費用の求償債権などのような特殊要因による債権は、発生自体が極めてまれであり、人材育成やノウハウの蓄積が一層困難な状況となっている。

本来であれば、各債権所管課所が、それぞれ独自に債権回収に携わる専従者を配置し、必要な専門的知識とノウハウを蓄積しながら、継続的に人材を育成することが望ましい。しかし、人員の余裕がないことや、職員の短期間での定期的な異動により、実現は困難であると思料する。

とはいえ、税収の大幅な増加が見込めない中、財政の健全化を確保するうえでも、また県民負担の公平性・公正性を確保するためにも、回収可能な債権は確実に回収しなければならない。

このような厳しい環境下において、債権を確実に回収していくためには、各債権所管課所の債権管理や回収の取組を強化するのみならず、財政課債権管理担当はより一層債権所管課所との連携を強化し、回収業務を効率的に遂行するための仕組みの構築を検討すべきである。

【意見 2】 債権回収における費用対効果について

県民のほとんどがきちんと債務を弁済している中で、一部の県民が債務弁済を怠っている状況がある。県民全体の負担の公平性の観点からは、一部の滞納者を放置することはできない。厳しく回収すべきである。

しかし、未収債権を回収することは、多大な労力と多くの時間を要する困難な業務である。全ての未収債権に対して同等に回収対応をすることは、コストの面から判断すると効率的な対応とはいえない。

費用対効果の観点からすれば、既に回収不能となっている債権についてはその原因を見極めたうえで、要件に合致するようであれば速やかに条例に基づき放棄をするなど、処理を進めるべきである。そして、回収可能な債権により多くの回収のパワーを集中させ、回収強化に努められることを強く希望する。

第3 税債権

1. 埼玉県税債権

(1) 納税率

埼玉県全体の納税率、個人県民税の納税率及び自動車税・一般税の納税率について、過去5年間分を推移的に下表にまとめた。

(単位：%)

納税率	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H26年度 全国順位
埼玉県全体	94.3	94.4	94.9	95.4	96.1	47位
全国平均	96.0	96.2	96.5	96.9	97.4	
個人県民税	89.7	89.7	90.4	91.1	92.1	45位
自動車税・一般税	98.0	98.2	98.6	98.9	99.1	26位

出典：税務課資料

(注) 個人県民税は、均等割及び所得割を指している。

これ以下の文章及び表においても同様である。

埼玉県全体の納税率は、平成26年度において96.1%であり、全国最下位であった。さらに、県全体の納税率は、平成21年度から平成26年度まで、6年連続全国最下位という状況である。

この6年連続全国最下位という記録の原因は、個人県民税の納税率が92.1%で、全国45位と低迷していること及び埼玉県の税の構造上の問題にもよる。

県が直接賦課徴収する自動車税・一般税の納税率は、99.1%と全国26位であり、昭和29年度以降で最高の納税率であった。しかし、市町村が賦課徴収する個人県民税に関しては、その納税率の低さのみならず収入未済額が220億円と多額であること、さらに埼玉県の税の構成上の問題のために、県全体の納税率となると全国最下位となってしまう。

(2) 収入未済額

①過去5年間の収入未済額

個人県民税及び自動車税・一般税の収入未済額について、過去5年間分を推移的に下表にまとめた。

(単位：百万円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
個人県民税	29,810	29,334	26,941	24,631	22,017
自動車税・一般税	6,678	5,177	4,402	3,733	2,999
県税 計	36,488	34,511	31,344	28,365	25,017

出典：税務課資料

上表で分かるように、平成 26 年度の県税合計収入未済額は、平成 22 年度と比較すると 11,471 百万円も減少しており、その減少率は 31.4%にもなる。このように、収入未済額は順調に減少しているのだが、他の都道府県と比較するとまだその額の大きさが目立ってしまう。

②全都道府県との比較

他の都道府県との比較を明確にするために、平成 22 年度から平成 26 年度までの県税収入未済額を推移的にまとめたのが下表である。

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
北海道	21,859,359	19,952,524	19,106,378	17,379,979	14,842,204
青森県	3,542,513	3,397,631	3,123,008	2,949,252	2,684,206
岩手県	3,339,493	2,969,566	2,590,847	2,443,710	2,163,528
宮城県	9,371,127	8,121,031	7,025,250	6,347,588	5,306,451
秋田県	2,606,586	2,570,351	2,411,188	2,227,866	1,889,928
山形県	2,624,170	2,585,773	2,718,732	2,540,840	1,825,874
福島県	6,295,155	6,032,286	5,111,624	4,892,374	4,526,997
茨城県	15,381,210	14,015,204	12,461,028	11,222,540	9,474,215
栃木県	10,265,359	10,133,910	8,740,944	7,546,258	6,514,564
群馬県	8,977,920	8,662,901	6,605,786	5,993,058	5,241,271
埼玉県	36,488,806	34,511,384	31,344,246	28,365,043	25,017,007
千葉県	34,406,526	33,688,913	32,564,788	30,796,219	28,157,786
東京都	94,026,109	97,968,275	80,920,273	69,026,698	64,144,850
神奈川県	36,364,106	34,434,963	31,874,514	28,522,244	25,482,082
新潟県	5,363,144	4,815,200	4,420,625	4,027,923	3,659,005
富山県	3,240,570	3,147,968	3,079,128	2,891,162	2,731,618
石川県	4,410,331	4,274,522	4,276,426	3,959,874	3,703,477

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
福井県	2,655,558	2,588,495	2,599,591	2,339,396	2,070,922
山梨県	3,683,789	3,179,768	2,818,704	2,382,021	1,960,365
長野県	6,284,698	5,613,182	5,052,921	4,353,805	3,864,141
岐阜県	7,849,277	7,244,959	6,808,078	6,537,182	6,065,539
静岡県	19,689,892	17,545,371	15,086,270	12,831,069	10,832,549
愛知県	36,129,138	33,123,606	30,671,406	27,123,380	23,119,263
三重県	6,836,053	6,535,926	6,069,496	5,444,738	4,545,895
滋賀県	4,767,512	4,750,963	4,537,817	4,259,399	3,968,536
京都府	7,093,022	6,710,958	6,437,175	5,879,673	5,158,541
大阪府	43,717,307	39,367,905	37,413,208	32,204,363	27,244,184
兵庫県	22,216,146	19,881,211	19,125,752	16,867,103	14,963,296
奈良県	4,821,352	4,531,056	4,461,340	3,920,702	3,607,455
和歌山県	2,658,860	2,409,539	2,194,793	1,923,774	1,696,043
鳥取県	1,032,404	998,184	964,232	886,742	819,358
島根県	922,603	954,791	861,362	763,892	694,426
岡山県	6,520,460	5,900,497	5,558,219	5,162,138	4,614,227
広島県	9,542,365	9,123,465	8,549,316	8,072,143	7,153,097
山口県	4,381,016	3,993,360	3,569,799	3,246,895	2,810,601
徳島県	1,841,489	1,794,930	1,820,364	1,655,597	1,498,747
香川県	2,644,971	2,485,281	2,301,447	2,067,808	1,866,363
愛媛県	4,331,883	4,108,779	3,720,748	3,188,216	2,600,218
高知県	1,921,510	1,708,155	1,546,474	1,325,542	1,134,875
福岡県	17,998,788	17,138,321	15,982,222	15,225,275	13,621,849
佐賀県	2,119,314	1,918,350	1,726,047	1,595,014	1,399,782
長崎県	3,613,842	3,254,596	2,980,257	2,647,101	2,269,363
熊本県	5,367,761	5,131,332	4,487,084	4,018,812	3,482,442
大分県	3,876,736	3,780,026	3,420,417	3,066,028	2,699,254
宮崎県	2,670,314	2,476,177	2,444,005	2,122,238	1,873,937
鹿児島県	4,707,928	4,315,490	3,915,407	3,507,383	3,112,109
沖縄県	3,812,090	3,425,748	2,834,393	2,488,568	2,143,661
合計	544,270,562	517,272,823	468,333,129	418,238,624	370,256,101
比較(注)	100.0	95.0	86.0	76.8	68.0

出典：地方行財政調査会「都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

(注) 比較の数値は、監査人が算定した。

埼玉県は県税収入未済額が順調に減少していることは上述のとおりであるが、この傾向は全都道府県においても同様である。全都道府県の収入未済額合計は、平成 26 年度末において約 3,700 億円であるが、平成 22 年度末の約 5,440 億円と比較すると、約 1,740 億円も減少している。また、平成 22 年度末の収入未済額を 100 とすると、平成 26 年度末は 68.0 であり、つまり減少率が 32.0%だったということである。

埼玉県における同期間の減少率が 31.4%であることから、全都道府県における減少率とほぼ同率であったことが分かる。

③収入未済額が多い上位 6 都府県の比較

②の表の中から、平成 26 年度末における収入未済額が多い上位 6 都府県を抽出し、金額の多い順に並べ替えた。

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	備考 (%)
東京都	94,026,109	97,968,275	80,920,273	69,026,698	64,144,850	31.8
千葉県	34,406,526	33,688,913	32,564,788	30,796,219	28,157,786	18.2
大阪府	43,717,307	39,367,905	37,413,208	32,204,363	27,244,184	37.7
神奈川県	36,364,106	34,434,963	31,874,514	28,522,244	25,482,082	29.9
埼玉県	36,488,806	34,511,384	31,344,246	28,365,043	25,017,007	31.4
愛知県	36,129,138	33,123,606	30,671,406	27,123,380	23,119,263	36.0

備考：平成 26 年度と平成 22 年度の収入未済額を比較した場合の、その減少率。

【意見 3】県税収入未済額のさらなる圧縮について

上位 6 都府県の減少率を見ると埼玉県の減少率は第 4 位であり、東京都、大阪府及び愛知県が埼玉県を上回っている。その中でも大阪府及び愛知県の減少率が高く、大阪府の減少率は 40%に迫ろうとしている。

次に、その減少額を算定してみると、東京都は 299 億円、大阪府は 165 億円、愛知県は 130 億円と、減少額においても埼玉県の減少額を上回っている。

このことから、県の県税収入未済額の減少率及び減少額に関しては、さらに改善する可能性があるかと推測する。既に様々な取組を行っているが、より一層の圧縮に努めることを希望する。そして、そのことが納税率の向上につながり、納税率全国最下位という状況を、一刻も早く脱却することを希望する。

2. 県税収入未済額の圧縮に向けた埼玉県の取組

県は、県税全体の 88.0%を占める個人県民税の収入未済額を圧縮し、納税率を向上させることで、県全体の納税率を向上させ、目標納税率の達成を目指している。そのために、第三次行財政改革プログラム及び行財政戦略プログラムを策定し、様々な対策を講じている。

(1) 第三次行財政改革プログラム

第三次行財政改革プログラム（平成 23 年度～平成 25 年度）における取組目標の一つとして、「県税収入の確保」が掲げられた。

この目標は、収入未済額の大きい個人県民税の賦課徴収を担う市町村への支援や、滞納件数の多い自動車税を中心に税込確保対策を実施し、納税率を全国平均に近づけるとともに、コンビニエンスストアで納税できる県税の種類拡大など納税方法の多様化を進め、引き続き県税収入の確保に努めるというものであった。

(2) 埼玉県税込確保対策推進本部

県は、総務部長を本部長として「埼玉県税込確保対策推進本部」を設置し（設置期間：平成 23 年 9 月～平成 28 年 5 月）、県税収入の確保と納税率向上に取り組んでいる。

当該推進本部は、県税の公平な徴収という基本方針のもと収入未済額を圧縮し、税込確保に努めるとともに、納税率を向上させ県民からの信頼にも応えられるよう、税込確保対策に取り組むために設置された。

また、この推進本部において、収入未済額の 8 割を超える個人県民税の徴収対策を中心に取組を強化することが決定された。

(3) 埼玉県・市町村個人住民税税込確保対策協議会

当該協議会は、県と市町村の共通の課題である個人住民税の確保について、連携を一層強化し、納税率の向上を図る目的で、平成 18 年 12 月に設立された。

そして、県の納税率が毎年度下降を続け、全国最下位に低迷するなど危機的な状況を迎えていることを踏まえ、平成 23 年 10 月に臨時総会を開き、県と市町村が一致団結して、個人住民税の税込確保対策を力強く推進していくことを確認した。

3. 県税収入未済額の圧縮に向けた具体的な取組

(1) 個人県民税

県税収入未済額を圧縮するためには、全体の 88.0%を占める個人県民税の収入未済額を圧縮する以外に方法はない。

そこで、収入未済額の大きい大規模市を重点的に支援し、税込確保と収入未済額圧縮を効果的に進めている。平成 27 年度においては、川口市、川越市、新座市及び草加市へ県税務職員のチーム型派遣を実施しており、市職員とプロジェクトチームを組んで高額滞納事案を徹底整理している。

取組に課題のある市町への支援として、県による直接徴収と、県と市町村による高額滞納事案の共同進行管理を実施している。

このような個人県民税の賦課徴収を担う市町村への支援については、第 3 章 監査の結果と意見（個別）第 4 1. で詳述している。

①特別徴収全県一斉指定

平成 25 年度及び 26 年度において、給与からの特別徴収全県一斉指定（平成 27 年 5 月）に向けた準備及び周知徹底活動を展開している。これは、平成 25 年 5 月の埼玉県・市町村個人住民税税込確保対策協議会における「個人住民税特別徴収の全県一斉指定に関する決議」に基づくものである。

「特別徴収」とは、事業者が従業員等に支給する給与から天引きして個人住民税を納税する方法である。給与所得者に関しては、以前から特別徴収による個人住民税の納税が義務付けられていたが、それが十分に徹底されていなかった。そのため、個人で納税する「普通徴収」も容認していた。しかし、そのことによって、平成 26 年度の数値（現年課税及び滞納繰越の合計）で比較すると、特別徴収による納税率が 99.3%であるのに対し、普通徴収による納税率は 77.9%と低く、その結果、個人県民税全体の納税率が 92.1%と低迷してしまうのである。ただし、現年課税分のみでは、特別徴収による納税率が 99.8%で普通徴収による納税率が 93.1%であり、個人県民税全体の納税率は 97.8%である。

県民は、県内のみならず県外の事業者のもとで勤務している実態がある。そのため、特別徴収による納税を徹底するためには、県内の全市町村が協力するだけでは限界があり、首都圏全体の協力が必要となる。そのため、平成 26 年 11 月に、九都県市が連携協力して納税の公平を図り、安定した税込確保するために、個人住民税の特別徴収を推進する旨の共同アピールを行った。

平成 27 年 5 月の特別徴収全県一斉指定の結果、特別徴収者の割合がどのように

変化したかについて、平成 25 年度からの比較で表してみた。ただし、平成 27 年度は速報値である。

(単位：%)

	H25 年度	H26 年度		H27 年度		特別徴収徹底 の取組時期
	特別徴収 者の割合	特別徴収 者の割合	順位	特別徴収 者の割合	順位	
北海道	67.1	68.4	47	69.7	47	
青森県	72.6	79.6	18	85.0	13	H26 年度（一部）
岩手県	78.4	79.7	17	84.5	14	H27 年度
宮城県	82.1	84.6	6	85.7	10	H24、25 年度
秋田県	73.2	87.7	3	90.0	1	H26 年度
山形県	79.5	88.3	2	89.7	2	H26 年度
福島県	68.8	69.7	44	73.3	43	H27 年度（一部）
茨城県	67.5	69.3	45	84.2	15	H27 年度
栃木県	68.5	70.0	42	85.9	9	H27 年度
群馬県	68.0	69.2	46	71.9	46	H29 年度
埼玉県	69.3	71.0	40	80.7	24	H27 年度
千葉県	69.1	70.1	41	74.0	40	H28 年度
東京都	69.1	69.9	43	72.4	45	H29 年度
神奈川県	71.8	72.8	36	76.3	38	H28 年度
新潟県	74.0	83.1	7	85.6	11	H26 年度
富山県	73.6	74.9	33	76.7	35	H29 年度
石川県	74.3	75.1	32	76.3	37	
福井県	72.3	74.0	35	75.5	39	
山梨県	69.8	80.2	15	82.3	21	H26 年度
長野県	71.2	71.9	38	73.3	44	
岐阜県	70.9	71.6	39	73.8	42	H27 年度
静岡県	82.0	82.4	9	83.2	18	H24 年度
愛知県	75.4	77.8	25	79.5	26	H24～26 年度
三重県	72.8	85.6	4	87.8	5	H26 年度
滋賀県	74.3	75.7	28	79.3	29	H28 年度
京都府	70.8	72.2	37	73.9	41	
大阪府	74.2	75.3	30	76.7	36	H30 年度
兵庫県	76.2	77.8	24	79.2	30	
奈良県	74.6	79.8	16	82.4	20	H25、26 年度

	H25 年度	H26 年度		H27 年度		特別徴収徹底 の取組時期
	特別徴収 者の割合	特別徴収 者の割合	順位	特別徴収 者の割合	順位	
和歌山県	80.0	81.8	12	82.5	19	
鳥取県	76.5	77.9	22	79.5	27	
島根県	77.3	78.0	20	79.4	28	
岡山県	80.9	81.9	11	83.4	17	H28 年度
広島県	81.2	82.2	10	83.4	16	
山口県	76.7	77.9	21	79.7	25	
徳島県	75.4	76.5	27	78.6	32	
香川県	74.0	75.3	31	76.9	33	
愛媛県	72.4	74.8	34	89.3	4	H27 年度
高知県	79.5	80.7	14	81.7	22	
福岡県	74.6	75.5	29	76.8	34	H29 年度
佐賀県	74.3	77.5	26	78.8	31	
長崎県	74.3	77.8	23	86.0	8	H27 年度
熊本県	86.8	88.7	1	89.5	3	H24、25 年度
大分県	70.1	79.3	19	81.6	23	H26 年度
宮崎県	78.7	82.6	8	85.5	12	
鹿児島県	79.3	80.8	13	86.4	7	H27 年度
沖縄県	84.8	85.4	5	86.6	6	
合計	73.2	75.2		78.5		

出典：税務課作成資料

埼玉県の特別徴収者の割合は、平成 25 年度の 69.3%、平成 26 年度の 71.0%、平成 27 年度の 80.7%と推移し、平成 27 年度において大幅にその割合が上昇した。全国順位も、40 位から 24 位にまでアップしている。これは、平成 27 年 5 月の特別徴収全県一斉指定の成果といえる。

しかし、埼玉県と同様に平成 27 年度から特別徴収の徹底に取り組んでいる県で、埼玉県以上に成果を出している県があった。それは、栃木県、愛媛県及び長崎県である。これら 3 県は、いずれも特別徴収者の割合が 70%台から 80%台後半にまで上昇し、全国順位も 10 位以内にランクインしている。

【意見 4】 九都県市との連携協力について

県民の多くが、県外の近隣都県でも勤務しているという特殊事情のため、単独の取組では限界がある。そのために九都県市の連携協力が必要である。平成 28 年度からの千葉県及び神奈川県、平成 29 年度からの東京都及び群馬県の取組が開始すれば、埼玉県の特例徴収者の割合はさらに上昇するものと思料する。

②滞納処分の執行停止

個人県民税の収入未済額を圧縮する方法には、徴収を強化する方法の他に、不良債権化した租税債権の処分停止及び不納欠損処分がある。県は、平成 23 年度に埼玉県・市町村個人住民税徴収確保対策協議会の代表幹事会ワーキンググループにおいて「滞納処分の執行停止の基準について」を作成した。

【意見 5】 滞納事案における処分停止について

県は市町村に対して、「滞納処分の執行停止の基準について」のモデル基準の積極的な活用を改めて求めるべきである。また、県と市町村で実施している共同進行管理案件の中で滞納処分の停止相当事案がある場合には、速やかに処分停止できるよう具体的な助言を行うべきである。

(2) 自動車税・一般税

①納期内納税の促進

1) 自動車税コールセンター開設

平成 22 年 2 月にコールセンターを開設したことで、自動車税の納期内納税率が明らかに上昇している。この上昇傾向は、平成 27 年度においても継続している状況である。

(単位：%)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
69.3	70.9	71.6	71.7	72.4	74.3	74.9	76.5	77.1	78.1
				→ コールセンター導入					

出典：税務課資料

2) インターネットによるクレジット納税

滞納を発生させない取組として、平成 27 年度より自動車税についてインターネットによるクレジット納税を開始した。

②納税方法の多様化

1) コンビニエンスストアでの納税

平成 16 年度から自動車税、平成 23 年度からは個人事業税及び不動産取得税について、コンビニエンスストアでの納税を導入している。

2) ペイジーによる納税

平成 23 年 7 月から、インターネットバンキングや ATM を利用した Pay-easy (ペイジー) 納税を導入している。

3) エルタックスを利用した電子納税

平成 27 年 3 月から法人県民税、法人事業税 (地方法人特別税を含む) について、エルタックスを利用した電子納税を導入している。

③差押等滞納処分の徹底

給与等現金化しやすい債権中心の差押えを徹底し、自宅や事務所への搜索、さらに、効果的効率的な自動車等の差押えを実施している。

4. 税債権に対する全体的な意見

【意見 6】 徴税マイスターのノウハウについて

各県税事務所では、徴税業務のベテランを「徴税マイスター」として相談役に配置しており、徴税業務についてその豊富な経験を活かして有効なアドバイス等を実施し、多大な貢献がなされている。そのノウハウや経験は徴税業務にとどまらず、他の債権管理所管課所の債権回収業務についても有効に機能するものと思料される。

徴税マイスターの徴税業務のノウハウが、税債権以外の債権についても活かせるよう、財政課債権管理担当及び各債権所管課所とも連携し、ノウハウの共有化ができる仕組みの構築を全庁的に検討すべきである。

【意見 7】 自動車税催告書の発送に係るシステムについて

本県の自動車税催告書の発送 (一斉文書催告) 処理システムにおいては、実際の発送日以前に電算処理用コンピュータに入力処理がなされ、その入力した時点で、発送済みとしての入力が行われている。この先日付の処理は、職員は「予定」であるとの共通認識を持っていること、及び直前に催告書が発送されることを踏まえた納税交渉ができるため有効であるとのことである。

しかし、このケースにおけるシステム上の一般的な処理は、一斉催告準備を示すステータス表示を行い、発送終了の確認後に発送済みの入力を行うことである。県の説明では、実際の発送には県職員が立会い、発送の確認作業を行っているとのことだが、実際の作業とシステム上の処理が合致するように、改善策の検討が望まれる。

第2章 監査の結果と意見（総括）

「債権管理の財務に関する事務の執行について」に関する監査の結果と意見は、以下のとおりである。

なお、以降の指摘及び意見は通し番号で記載している。

監査の結果及び意見	掲載 頁数
【指摘 1】 処分停止の判断誤りについて	48
【指摘 2】 滞納整理票作成の徹底について	50
【指摘 3】 階層区分の認定誤りについて	53
【指摘 4】 生活保護法第 78 条の 2 に基づく生活保護費からの徴収について	72
【指摘 5】 加入者としての地位喪失に関する規定について	79
【指摘 6】 訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について	140
【指摘 7】 個別事情による患者対応の意思決定について	167
【指摘 8】 入院時の誓約書の会計担当による保管について	175
【指摘 9】 初動対応の重要性について	190
【指摘 10】 督促記録作成の徹底について	190
【指摘 11】 返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について	193
【指摘 12】 延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について	213
【指摘 13】 原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて	258
【意見 1】 財政課債権管理担当と各債権所管課所との連携強化の必要性について	18
【意見 2】 債権回収における費用対効果について	19
【意見 3】 県税収入未済額のさらなる圧縮について	23
【意見 4】 九都縣市との連携協力について	28
【意見 5】 滞納事案における処分停止について	28
【意見 6】 徴税マイスターのノウハウについて	29
【意見 7】 自動車税催告書の発送に係るシステムについて	29
【意見 8】 催告について	41
【意見 9】 預金差押について	41
【意見 10】 現況調査への協力要請について	48
【意見 11】 預金調査対象基準の明確化について	49
【意見 12】 預金調査の情報活用について	49
【意見 13】 保護者負担金の回収促進について	56

監査の結果及び意見	掲載 頁数
【意見 14】情報の共有化、システム化について	72
【意見 15】各時点における適切な調査・確認等の実施について	72
【意見 16】債権管理マニュアルの見直しについて	72
【意見 17】生活保護廃止後の手続について	72
【意見 18】債権管理判断基準について	79
【意見 19】未納者への対応について	80
【意見 20】独立行政法人福祉医療機構への保険料支払について	81
【意見 21】納付処理の対応について	81
【意見 22】回収不能債権について	82
【意見 23】継続的な債務者対応について	87
【意見 24】児童扶養手当現況届のその他の事項欄への記載について	94
【意見 25】児童扶養手当資格喪失届の備考欄への記載について	94
【意見 26】権限を移譲した市との連携について	94
【意見 27】滞納者への納付指導の見直しについて	94
【意見 28】返済計画の詳細な検討及び生活指導について	106
【意見 29】未収債権につき法的措置の検討の必要性について	107
【意見 30】未収金収納事務委託業者の事務内容の検討について	107
【意見 31】取扱要領の見直しについて	108
【意見 32】個人別ファイル保管キャビネットの施錠について	108
【意見 33】債務者及び連帯保証人に対する積極的な請求について	117
【意見 34】未収金の回収事務における要領又はマニュアルの作成について	117
【意見 35】10年超以前の収入未済額について	117
【意見 36】延滞違約金を含めた早期回収について	124
【意見 37】関係書類の適切な保管・管理について	124
【意見 38】債務者への適切な対応について	125
【意見 39】資金貸付及び返済遅延が始まった時点での指導・支援について	125
【意見 40】駐車場賃貸借契約見直しの提言の必要性について	138
【意見 41】退去滞納者の関係書類の本社一括管理について	139
【意見 42】未収債権に対する退院時の対応について	149
【意見 43】未収金回収マニュアルに沿った厳格な対応について	156
【意見 44】保証人の署名について	157
【意見 45】保証人への請求について	157
【意見 46】未収金整理票への折衝状況等の記載の徹底について	166

監査の結果及び意見	掲載 頁数
【意見 47】 患者自己負担金の回収体制整備の必要性について	167
【意見 48】 未収金発生翌年度の迅速な回収について	173
【意見 49】 自動精算機への未収金の表示について	174
【意見 50】 未収金整理票への保証人欄の設定について	175
【意見 51】 分納中の患者への対応について	179
【意見 52】 連帯保証人への請求について	190
【意見 53】 入金に対するフォロー等の対応について	191
【意見 54】 裁判所や弁護士等を関与させた督促の必要性について	191
【意見 55】 猶予事由の証明書である診断書の有効期限について	192
【意見 56】 将来的な損失補償額の抑制について	197
【意見 57】 返還計画の遅れ及び納入通知の期限経過の場合のフォローについて	202
【意見 58】 裁判所や弁護士等を関与させた督促の必要性について	203
【意見 59】 個人別台帳への記載について	208
【意見 60】 より一層の回収努力について	209
【意見 61】 返還額の増額について	210
【意見 62】 費用対効果による検証について	210
【意見 63】 回収対応の継続の徹底について	211
【意見 64】 家族全員との交渉について	211
【意見 65】 新たな回収対応の必要性について	212
【意見 66】 収納率等が高い他県情報の入手分析及び活用について	218
【意見 67】 県の対応に関する記録の作成について	226
【意見 68】 財産確認後における差押に向けた迅速な行動の実施について	226
【意見 69】 審査委員会による整備計画の審査について	232
【意見 70】 診断項目への「内部統制の検証」の追加について	238
【意見 71】 林地開発指導チェックリスト等の策定について	247
【意見 72】 公共用地取得時の産業廃棄物の取扱いに関する要領等の作成について	253
【意見 73】 不動産売買における瑕疵担保責任の説明について	254
【意見 74】 延滞金の積極的な徴収について	257
【意見 75】 関係書類の入手・作成及び適切な保管・管理について	258
【意見 76】 河川巡視業務の定期的な見直しについて	260
【意見 77】 県有地に保管している船舶の保管費相当額の請求について	265

監査の結果及び意見	掲載 頁数
【意見 78】 取調べに関する規程の徹底について	271
【意見 79】 ポイントを絞った対策について	279
【意見 80】 市町村支援の重点強化及び継続性について	285
【意見 81】 さいたま市への支援の充実について	290
【意見 82】 全ての区に対する地方税法第 48 条に基づく支援について	291
【意見 83】 売掛金の差押えについて (No.1)	293
【意見 84】 発注会社への売掛金調査について (No.2)	293
【意見 85】 早めの対応の重要性について (No.3)	293
【意見 86】 確定申告による還付について (No.6)	293
【意見 87】 納税誓約書の早めの入手について (No.9)	294
【意見 88】 少額滞納債権の積極的な徴収について	300
【意見 89】 不動産業者による不動産取得税滞納案件について	304
【意見 90】 チーム型派遣による納税率アップへの貢献について	307
【意見 91】 地方税法第 48 条に基づく支援の効果について	308
【意見 92】 納税誓約の実現性について	309
【意見 93】 給与の差押について (No.2)	310
【意見 94】 納付に対するフォローについて (No.19)	311
【意見 95】 高額滞納者に対する徴収活動の更なる推進について	319
【意見 96】 滞納金額が高額になる前の徴収の徹底について	321
【意見 97】 償還期限までの経営状況の検証について	330
【意見 98】 経営改革プランの着実な実行について	338

第3章 監査の結果と意見（個別）

第1 収入未済額の一覧

（単位：千円）

No.	部局	債権	H26年度末 収入未済額	債権の 分類	時効 期間
1	企画財政部	荒川水上バス船舶撤去・保管費用	909	私	10年
2	総務部	過年度分教育恩給受給者過払金返納	4,093	非	5年
3	環境部	行政代執行に係る費用	38,846	強	5年
4	福祉部	入所児童保護者負担金	25,158	強	5年
5	福祉部	同和対策緊急生活資金貸付金	7,622	私	10年
6	福祉部	生活保護費返還金	355,944	非／強	5年
7	福祉部	旧彩福祉グループに係る損害賠償金	399,187	私	10年
8	福祉部	過年度補助金等返還金（特別障害者手当）	74	非	5年
9	福祉部	心身障害者扶養共済制度掛金	11,406	私	10年
10	福祉部	総合リハビリテーションセンター使用料等	8,799	私	3年
11	福祉部	入所者（児）保護者負担金	51	強	5年
12	福祉部	児童扶養手当過誤払金	32,371	非	5年
13	福祉部	母子父子寡婦福祉資金貸付金	301,138	私	10年
14	福祉部	保母修学資金貸付金延滞利息	880	私	10年
15	福祉部	児童福祉施設に係る実費弁償金	5	私	1年
16	保健医療部	県立大学授業料	847	非	5年
17	保健医療部	看護師等育英奨学金貸付金	17,412	私	10年
18	保健医療部	過年度補助金返還金（病院内保育所）	246	非	5年
19	保健医療部	高等看護学院授業料	84	非	5年
20	保健医療部	高等看護学院学生寮管理費等	68	非	5年
21	保健医療部	未熟児養育医療費負担金	2,062	強	5年
22	保健医療部	抑留犬返還金及び抑留犬飼養管理費	10	非	5年

No.	部局	債権	H26年度末 収入未済額	債権の 分類	時効 期間
23	産業労働部	いこいの村美の山土地建物等 貸付収入	3,016	私	10年
24	産業労働部	高等技術専門校授業料	40	非	5年
25	産業労働部	中小企業高度化資金貸付金	112,756	私	5年
26	農林部	農業改良資金貸付金	19,274	私	個人 10年 法人 5年
27	農林部	林業・木材産業改善資金貸付金	5,046	私	5年
28	農林部	本多静六博士奨学資金貸付金	460	私	10年
29	農林部	行政代執行に係る費用	183,098	強	5年
30	県土整備部	自動車重量税還付金	7	非	5年
31	県土整備部	契約解除に係る前払金利息	48	私	5年
32	県土整備部	道路損害事故に係る原因者負 担金	882	強	5年
33	県土整備部	芝川廃棄物埋設に係る損害賠 償金	56,973	私	10年
34	県土整備部	河川使用料	1	非	5年
35	県土整備部	河川法第67条に基づく原因 者負担金	137,041	強	5年
36	県土整備部	不法係留船舶等排除等弁償金	240	強	5年
37	県土整備部	放置船舶等除去費等実費弁償 金	12,934	非	5年
38	都市整備部	上尾都市計画事業伊奈特定土 地区画整理事業清算金	577	強	5年
39	都市整備部	都市計画使用料	138	非	5年
40	都市整備部	同和対策緊急住宅復旧資金貸 付金	371	私	10年
41	都市整備部	県営住宅使用料	93,368	私	5年
42	都市整備部	特定公共賃貸住宅使用料	1,742	私	5年
43	企業局	工業用水道料金	4,396	私	2年
44	病院局	患者自己負担金	316,347	私	3年
45	教育局	行政財産使用料	166	非	5年

No.	部局	債権	H26年度末 収入未済額	債権の 分類	時効 期間
46	教育局	県立高等学校授業料	3,204	非	5年
47	教育局	高等学校等奨学金貸付金等	52,952	私	10年
48	教育局	給与返納	161	非	5年
49	教育局	高等学校費貸付金	167	私	10年
50	教育局	地域改善対策奨学資金貸付金	38,104	私	10年
51	教育局	非常勤職員報酬返納	52	非	5年
52	警察本部	放置違反金	247,359	強	5年
53	警察本部	在職中の刑事事件に係る請求 債権	25,401	非	5年
54	警察本部	国家賠償法に基づく求償権	18,511	私	10年
55	警察本部	待機宿舍使用料相当損害金	325	私	10年
56	警察本部	交通事故損害賠償金	1,645	私	3年
57	警察本部	交通安全施設損害賠償金	2,494	私	10年
58	警察本部	違法駐車車両移動等弁償金	30	強	5年
59	警察本部	非常勤職員社会保険料	30	私	5年
60	警察本部	保護室損傷に伴う実費弁償金	20	私	3年
61	警察本部	県有車両損傷に伴う実費弁償 金	330	私	3年
62	警察本部	非常勤職員報酬返納	202	非	5年
63	全体	源泉徴収不足額(所得税相当額 返還請求)	9,307	私	10年
64	全体	被災地派遣職員給与費負担金	90,394	非	5年
		合計	2,646,821		

出典：財政課資料

強：強制徴収公債権、非：非強制徴収公債権、私：私債権

税外債権について、平成 26 年度末における収入未済額の一覧をまとめたのが上表である。上記収入未済額のうち、残高が 10,000 千円以上のもの（被災地派遣職員給与費負担金を除く）について、その概要、発生原因、回収状況・管理状況及び今後の展望等について個別に調査した。それら調査の詳細は、第 2 及び第 3 を参照されたい。

第2 個別調査

1. 入所児童保護者負担金 (No.4)

(1) 概要

①入所児童保護者負担金の内容

1) 概要

社会的養護を必要とする児童を児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等に入所させた場合、県は、児童福祉法第 56 条により保護者の課税状況に応じて負担金を徴収することができる。負担金については、各児童相談所で保護者の課税状況を調査して決定する。

現在、全ての都道府県で負担金を徴収しており、埼玉県でも、児童福祉法施行細則第 29 条により徴収している。

2) 所管課

入所施設には県立と私立の施設があり、入所施設の所管は、こども安全課、社会福祉課、障害者支援課に分けられる。

- ・ こども安全課所管の入所施設
乳児院、私立の 17 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等。
- ・ 社会福祉課所管の入所施設
県立の 3 児童養護施設。
- ・ 障害者支援課所管の入所施設
知的障害児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等。

3) 保護者負担金

保護者負担金は保護者に協力を求め、源泉徴収票や住民税課税証明書等の提出により課税状況を確認し、当該課税状況に応じ負担金を決定する。

児童の入所が継続している保護者については、毎年おおむね 6 月頃から協力を求め、7 月に負担金を決定する。

所得関係書類の提出等を拒否された場合は、公用請求で住所地の市町村の税務担当課から保護者の住民税課税証明書の交付を受け、それに基づき負担金を

決定する。しかし、市町村によっては保護者の同意書がないと証明書の交付に応じないところもあり、このような場合には、負担金の決定ができない。

保護者の住所が分からない場合は、当然に所得が把握できず、よって負担金の決定ができない。保護者が他の都道府県に転居した場合には、市町村からの協力が得られにくく、住所及び所得を把握するのがますます困難となる。また、所得情報が入手できない場合は、前年度の所得を基準に負担金を算定するというようなみなし規定もない。

同一世帯からの入所児童が複数人いる場合には、2人目からの負担額は1人分の10%になる。例えば、入所児童が3人いる場合、3人の負担金の合計額は、1人分+0.1人分×2人=1.2人分の金額となる。

保護者から児童引取の要求があったとしても、児童への虐待の恐れがある場合には、保護者から児童を分離せざるをえない。保護者の意に反して分離した場合、保護者の理解が得られにくく、負担金の回収が滞ることが多くなる。

4) 入所児童数等

施設に入所している児童数は、減少傾向にある。各施設で定員を減らして、家庭的な養育環境にしているためである。しかし、定員を減らしても社会的な養護が必要な児童数は減らないので、定員減の対応として里親を増やしている。

平成27年9月1日現在604組が里親に登録し、234組が受入れている。里親1組で児童引受け1人のケースが多いが、兄弟2人を引受けている里親もある。里親と施設を合わせると、措置児童の数は、変わらずほぼ横ばいになっている。

里親に委託された場合についても、負担金を徴収している。

5) 保証人

児童の入所にあたって、保証人を要求する制度はない。

6) 債権区分

こども安全課及び社会福祉課が管理する債権は、全て強制徴収公債権である。

障害児施設への入所は契約による入所となり私債権となるが、措置のケースは強制徴収公債権となる。

(2) 未収債権

①収入未済額の推移

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
こども安全課	24,301	25,412	22,374	20,611	19,945
障害者支援課	10,369	4,100	1,785	1,350	1,176
社会福祉課	3,403	2,896	3,544	4,206	4,036

出典：こども安全課資料

②回収

未収債権の回収は各児童相談所が行っており、電話催告・文書催告・臨宅の方法で行っている。毎年12月と1月を徴収強化月間と定め、特に回収に努めている。

平成17年9月から口座振替による納付方法を取入れており、児童が入所する際には口座振替の利用を勧めている。

③債権管理簿

債権管理簿は、保護者単位で記入されている。債権管理簿は初回調定時にのみシステムから出力される。システムから出力される資料に住所等の基本情報と、調定当初の債権金額・納入通知等が印字される。

④納付手段

納入通知書に基づく銀行振込、口座振替、臨宅時の現金納付という3つの納付手段がある。

納入通知書による銀行振込納付が全体納付額の約6割で圧倒的に多い。次に、口座振替が全体納付額の約4割で、臨宅時の現金納付は全体納付額の1%未満である。

⑤債権管理マニュアル

児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に基づき債権を管理している。

⑥納付相談

保護者側から、負担金の分割納付について相談を受けることがある。その場合、分割の納入通知書を再発行し納付を依頼する。

納付相談の多くは、経済的な理由により負担金を支払えないというケースである。

⑦保護者の状況

各保護者の詳細な滞納状況等に関して、ケースファイルを作成し記録している。

虐待の場合は、県が強制的に保護者と児童を分離し、保護者からの追跡を防ぐため入所施設の場所を開示しない場合もある。

⑧催告

児童保護費用認定・徴収事務取扱要領には、電話催告の目安が書かれているが、必ずしも要領どおりに電話催告していない場合がある。保護者との接触に冷却期間が必要とされる場合や、連絡しても明らかに納付の見込みがない場合には電話催告していない。

【意見 8】 催告について

保護者との関係に冷却期間が必要な場合や、保護者と意思疎通が図れない場合を除き、納付がされない保護者に対しては、児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に沿って電話催告をすべきである。

⑨滞納者の預金調査

金融機関に対して、文書により調査を実施している。預金調査の結果、預金残高が確認されたとしても、預金残高が少額な場合や生活困窮に陥ると判断された場合には、預金の差押は実施していない。

【意見 9】 預金差押について

児童が既に施設を退所し家族再統合等の配慮を要せず、かつ、債権金額を上回る預貯金を有する場合は、預金差押の実施について検討すべきである。

⑩時効

時効が成立するケースは、以下の2ケースである。

- ・5年で消滅時効が成立する。
- ・処分停止から3年間経過した時に時効が成立する。

⑪不納欠損処理

平成23年度以降の不納欠損処理額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
8,243	7,116	5,178	4,088

出典：こども安全課資料

⑫徴収委託

負担金徴収の外部委託は可能と思われるが、市町村に対する調査は県で実施しなければならず、効果は限定的と思われる。児童が入所した経緯は各家庭で状況が異なるため統一的な対応が困難であることから、サービスへ依頼することが難しい面もある。

(3) 現地調査

①現地調査場所

所沢児童相談所

南児童相談所

②現地調査選定理由

こども安全課のヒアリングを行い、現地調査場所の検討を行った。

平成 26 年度末、1 人当たり 10 万円以上の未収債権の滞納者数は、中央児童相談所 11 人、南児童相談所 8 人、川越児童相談所 12 人、所沢児童相談所 26 人、熊谷児童相談所 7 人、越谷児童相談所 15 人であった。

1 人当たり 10 万円以上の未収債権の人数が最も多い所沢児童相談所を現地調査場所に選定した。また、所沢児童相談所以外の児童相談所の中から任意で 1 所を選定し、南児童相談所に現地調査を行った。

(4) 所沢児童相談所

①概要

1) 所在地

所沢市並木 1-9-2

2) 沿革

昭和 62 年 4 月 1 日 所沢児童相談所開設

平成元年 4 月 一時保護棟設置

3) 管轄区域

所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市

4) 里親委託：平成 27 年 11 月 1 日現在 [() は 26 年 11 月 1 日]

登録里親数：116 組 (103 組)

受託里親数：52 組 (44 組)

委託里子数：56 人 (48 人)

ファミリーホーム委託児童数：3 人 (3 人)

5) 組織 (平成 27 年度)

所長 1 名、副所長 2 名、担当部長 3 名、担当課長 8 名、職員数 59 名

②事業概要

児童に対する相談、措置、一時保護、市町村支援を行っている。

電話での相談の場合は、事前に住所を聞いて所轄管内の相談を受ける。住所が所轄管外の場合や、県外の場合は、所轄の児童相談所を紹介する。ただし、事前に電話がなく突然来所し、相談されるケースもある。相談を受けた結果、所轄管外や県外の場合は、所轄の児童相談所を紹介する。

児童の数は減少傾向にあるが、措置する児童の数が減らない。平成 27 年 11 月 1 日現在、240 人が措置中である。里親委託と施設入所が措置 (行政処分) となる。

児童相談所に通告があった場合、児童の現況についてを調査し、必要があれば児童を一時保護する。平成 26 年度、一時保護所に入所している児童数の平均は、定員 30 人に対し、22.7 人で、ほぼ満員の状況。なお、一時保護は措置ではないため、負担金が発生しない。

③外観



④入所児童保護者負担金

1) 債権の概要

里親委託や施設に入所した児童の保護者負担費用。

2) 収入未済額の推移

(単位：千円)

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
8,202	5,777	5,761	6,015	7,384

出典：こども安全課資料

3) 債権発生時の手続（虐待の場合）

- ・虐待発生
- ・児童相談所に通告
- ・一時保護（すぐに措置になるケースは、ほとんどない）
- ・家に戻れる場合と、家に戻れない場合の検討
- ・家に戻れない場合は、措置として、施設への入所か、里親に委託することになる。
- ・措置の後、保護者の課税状況を証明する書類を保護者から提出してもらう。

- ・保護者の課税状況を証明する書類から、負担額決定伺書をケースワーカーが起案し、所長が決裁する。
児童福祉法施行細則に費用徴収基準が定められている。
基準により、A（月額 0 円）から D14（入所施設月額 99,000 円。通所施設 49,500 円。）に費用負担額区分する。
- ・負担金の電算処理スケジュールに従い処理を行う。
納入通知書の発行日は、児童福祉費負担金電算処理スケジュール（こども安全課作成）に合わせている。課税証明の提出等が遅れた場合など、3 か月分まとめて納入の通知を行うこともあるため、通知の発行日を定めていない。調定後、速やかに納入通知書を発行する。

4) 債権保有時の管理状況

i) 納入期限

納入通知書（督促状）は発行日から 15 日以内に納期限を設定している。
口座振替については、こども安全課で、銀行の収入済通知書のデータをシステムに取込み、児童相談所で確認し消込処理を行う。
納期限から 40 日以内に納入がない場合は督促状を発送する。

ii) 債権管理簿

納入通知書を発行した債権及び口座振替を依頼した債権については、手書きで各人別に債権管理簿を作成している。

5) 債権回収の状況

i) 滞納分

12 月と 1 月を特別徴収強化月間にして、滞納分について電話・臨宅により回収の努力をしている。
滞納整理票に、催告状況を記載することになっているが、平成 26 年度から記載まで手が回っていない。

ii) 文書催告

文書催告は、基本的に年 1 回行っている。担当者の判断で、文書催告を 2 度以上行うこともある。平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月の特別徴収強化月間の文書催告実績は 4 件。

iii) 電話催告

電話催告は、あまりしていない。担当者の判断で、電話催告することもある。しかし、電話催告の履歴は残っていなかった。平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月に実施した特別徴収強化月間の電話催告実績は 2 件であった。

iv) 臨宅

平成 26 年及び平成 27 年で臨宅はしていない。現在の人員では、臨宅の実施は難しい。また、過去の臨宅でも保護者と会えないケースが多かったため、臨宅の実施を中止した。

v) 納入催告書

納入催告書を送付すると、毎回 10 人くらいは入金がある。

vi) 滞納整理にかかる現況調査

滞納者については、県から各市町村に対し、詳細な回答様式により照会を行っている。回答があっても、全ての項目に記載がない場合や、一部の項目については、担当が違うため答えられないと記載されている場合もある。

平成 27 年度は催告書を 64 人に送付して、51 人(平成 27 年 7 月 1 日現在、児童が入所解除になった債務者 18 人、過年度滞納金が 10 万円以上の債務者 16 人、納入状況から判断し生活困窮で今後の納入が見込まれない者 15 人、宛名不明で催告書が返送された者 2 人をピックアップした。)について、市町村に照会した。全件の回答をまとめるのに 10 月くらいまでかかった。その結果、51 人中 6 人を処分停止とした。

39 人は所得があったので預金調査を行い、残り 6 人については継続調査の対象とした。預金調査や市町村調査は平成 26 年から始めたばかりで、調査基準は要領で定められていない。

平成 26 年度は催告書を 68 人に送付した。さらに、54 人(平成 24 年度以前の債務者と、平成 25 年に退所した児童分の保護者 2 人を含む)について市町村に照会した。

市町村調査の結果、収入が少なく税の滞納がある場合等、資力がなく支払いが見込めないと考えられる債務者については処分停止を行った。市町村調査の結果、一定額以上の所得がありながら支払いに応じない債務者 19 人について預金調査を行った。預金調査も市町村調査も平成 26 年度に初めて行った。

強制徴収公債権なので、児童福祉法に基づき、地方税法の滞納処分の例により処分することができる。

vii) 滞納整理票

平成 26 年度から、現地調査日（平成 27 年 11 月 17 日）まで、滞納整理票への記載はなかった。また、平成 25 年度から滞納が始まった債務者については滞納整理票を作成していなかった。

市町村への現況調査の起案書に、滞納している人のうち、電話連絡が来た人や、督促状の支払状況等の現況をおおまかに記載されていた。しかし、個々人の詳細な情報は記載されていない。

現在の状況は、平成 25 年度までの滞納整理票と、平成 26 年と平成 27 年の市町村への現況調査の起案書を確認しなければ分からない。ただし、平成 26 年度及び平成 27 年度で督促状を出しても無視している人については、起案書に何の記載もないため、現況を把握するのは難しい。このまま何年間も、滞納整理票の記載を行わずに放置すると、滞納者の状況が把握できなくなる可能性がある。

平成 26 年度末の収入未済額が 10 万円以上の相手先全 26 人について、平成 25 年度分まで記載された滞納整理票を確認した。26 人中 3 人については、平成 25 年度から滞納が発生していたが、滞納整理票を作成していなかった。

viii) 滞納整理に係る現況調査

現況調査について、資料をサンプルで閲覧・確認した。その結果について、一部を下表にまとめた。

(単位：百万円)

氏名	年度	収入	所得	固定資産税 評価額	滞納 税金	摘要
A	H26	6	5	9	なし	
	H27	—	—	—	—	(注 1)
B	H26	4	2	—	0	処分停止
	H27	—	—	—	—	(注 2)
C	H26	3	2	7	0	
	H27	3	2	7	なし	
D	H26	7	5	19	0	
	H27	—	—	—	—	(注 1)

(注 1) 回答不可

A 氏及び D 氏については、在住市より「地方税法第 22 条及び在住市個人情報保護条例第 7 条の規定により、対象者本人の同意書が必要ゆ

え、回答できない。」との通知あり。

(注2) 調査未実施

B氏について、平成26年度の現況調査により「処分停止」とし、そのために平成27年度は調査を実施していない。

B氏について、現況調査後に「処分停止」としている。

処分停止は、強制徴収公債権に限って適用となる。つまり、財産調査の結果、徴収の見込みがない債権は、徴収事務の合理化・効率化を図るため、地方税法第15条の7に基づき遅滞なく滞納処分の執行を停止することができることになっている。

B氏の処分停止について検証したところ、該当しないことが判明した。さらに、この他にもサンプルで検証したところ、もう2人分についても処分停止の適用誤りが見つかった。

この誤りは、判定式の適用誤りが原因である。

【指摘 1】 処分停止の判断誤りについて

処分停止が3年間継続した時は、消滅時効が到来する前であっても徴収権は消滅する。入所児童保護者負担金の消滅時効は5年であるから、それよりも処分停止の3年間は期間が短い。よって、処分停止の判定はとても重要な判定となる。

しかし、現地調査において処分停止の判断誤りの事例が確認された。処分停止の判定は、債権消滅に係る重要な判定と自覚し、適用誤りがないよう慎重に実施すべきである。

現況調査に対して、地方税法及び個人情報保護条例を理由に回答を拒否する自治体があった。このような状況は、今後も増える可能性がある。

【意見 10】 現況調査への協力要請について

現況調査で得られる情報は、未収金徴収のために重要となる情報である。ほとんどの自治体が現況調査に協力していることから、回答を拒否している自治体に対しても、今後も粘り強く協力要請をしていくべきと思料する。

ix) 預金調査対象基準

現況調査の結果、所得の低い保護者以外について、平成26年度より預金調査を実施している。調査実施対象者について確認したところ、「処分停止にならず、ある程度収入のある保護者」であった。

【意見 11】 預金調査対象基準の明確化について

調査対象基準を明確にしていなければ、担当者が変わるたびに調査範囲が変わってしまう可能性がある。これでは、調査により得られる情報の有効性が損なわれる恐れがある。

また、調査は未収金回収のための重要な情報を収集するためのものであるから、毎年度調査されるべきである。しかし、調査対象基準が明確でないことにより、調査が実施されない事態が発生する恐れがある。

以上のことから、預金調査対象基準を明確にするべきである。ただし、各児童相談所の取り巻く状況により、全県統一的に設定することが困難であることも想定されるため、各児童相談所別に設定することも検討すべきである。

x) 預金調査のフォロー

預金調査の結果、保護者が預金を保有している情報を入手したとしても、それを債権回収に結び付けられていない。調査を始めたばかりで、その後はどう行動すべきかが分からないというのが理由である。

せっかく得られた情報でも、債権回収に生かさなければ、その情報はすぐに陳腐化し、有効性がどんどん低くなってしまう。具体的な例では次のようなケースがあった。

平成 26 年度の預金調査で、A 銀行に約 4 百万円を保有している保護者がいたが、平成 27 年度の預金調査では、残高が半減していた。

【意見 12】 預金調査の情報活用について

預金調査の結果、債権回収が可能と判断される場合には、積極的に債権回収を実施すべきである。しかし、児童相談所単独で判断できない場合には、こども安全課及び財政課と協議等を行うことにより、預金調査から得られた情報が有効活用されるように努めるべきである。

6) 未収債権発生の原因

未収債権が発生する主なケースは以下のケースである。

- ・保護者が児童を入所させることに同意していない場合
- ・保護者が生活的に困窮して支払えない場合

7) 調査及び検討

i) 債権管理簿の閲覧

債権管理簿を通査した。債権管理簿には備考欄があり、債権の状況を記載できるようになっているが、ほとんど使われていない。

ii) 滞納整理票の閲覧

平成 26 年度以降、滞納整理票の記入・作成が行われていなかった。また、平成 25 年度に滞納が始まった債務者についても、「滞納整理票 1・2」が作成されていなかった。滞納整理票への記入・作成がなければ、各債権の状況を把握することは難しいと思われる。

【指摘 2】滞納整理票作成の徹底について

児童保護費用認定・徴収事務取扱要領では、督促状の納入期限を経過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票 1・2」（様式第 16 号、17 号）を作成する旨が定められている。

しかし、平成 26 年度以降、滞納整理票の記入・作成が行われていなかった。また、平成 25 年度に滞納が始まった債務者についても、「滞納整理票 1・2」が作成されていなかった。

児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に記載のとおり、督促状の納入期限を経過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、継続的な滞納整理を確保するために、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票 1・2」（様式第 16 号、17 号）の作成を徹底するべきである。

iii) 階層認定区分の妥当性検討

こども安全課から提示を受けた「平成 26 年度決算 児童福祉費負担金明細」（債権額 10 万円以上）の中で、所沢児童相談所管内の平成 26 年度児童福祉費負担金の未収金残高がある 19 人の債務者の階層認定区分の妥当性について検討した。階層認定区分は、下記「児童福祉法施行細則」の別表第 2 費用徴収基準の階層区分を児童相談所長が認定するものであり、この階層区分により保護者が負担する月額が決定される。

別表第 2

費用徴収基準

各月初日の被措置児童及び入所者の属する世帯の階層区分		費用徴収基準月額			
		入所施設	通所施設	助産施設	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円	0 円	
B1	A階層を除き 当該年度分の市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	
B2	帯 B1 階層を除く世帯	1,100 円	500 円	2,200 円	
C1	A階層並びに B1 及び B2 階層を除き 前年分所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	2,200 円	1,100 円	4,500 円
C2	帯	当該年度分の市町村民税所得割課税	3,300 円	1,600 円	6,600 円
D1	A階層並びに B1 及び B2 階層を除き 前年分の所得税課税世帯であつて、その税額の年額区分が次の額であるもの	15,000 円以下	4,500 円	2,200 円	9,000 円
D2		15,001 円以上 40,000 円以下	6,700 円	3,300 円	
D3		40,001 円以上 70,000 円以下	9,300 円	4,600 円	
D4		70,001 円以上 183,000 円以下	14,500 円	7,200 円	
D5		183,001 円以上 403,000 円以下	20,600 円	10,300 円	
D6		403,001 円以上 703,000 円以下	27,100 円	13,500 円	
D7		703,001 円以上 1,078,000 円以下	34,300 円	17,100 円	
D8		1,078,001 円以上 1,632,000 円以下	42,500 円	21,200 円	

各月初日の被措置児童及び入所者の属する世帯の階層区分		費用徴収基準月額		
		入所施設	通所施設	助産施設
D9	1,632,001 円以上 2,303,000 円以下	51,400 円	25,700 円	
D10	2,303,001 円以上 3,117,000 円以下	61,200 円	30,600 円	
D11	3,117,001 円以上 4,173,000 円以下	71,900 円	35,900 円	
D12	4,173,001 円以上 5,334,000 円以下	83,300 円	41,600 円	
D13	5,334,001 円以上 6,674,000 円以下	95,600 円	47,800 円	
D14	6,674,001 円以上	99,000 円 ただし、 母子生活 支援施設 にあつて は、その 月におけ るその入 所世帯に 係る措置 費等の支 弁額	49,500 円	

a) 階層区分の認定

債務者毎に「負担額決定伺書」(様式第 5 号 (1))「階層区分認定書」(様式第 5 号 (2))、「所得税額等の計算書」(様式第 9 号)、及び、扶養義務者の源泉徴収票や課税証明書等の添付書類を閲覧し、検討した。

その結果、19 人のうち 18 人については階層区分の認定に特に問題となる事項はなかったが、1 人について階層区分の認定に誤りがあることが判明した。具体的には、障害者控除の計算誤りがあり、階層区分が D1 と認定されているが、正しくは C2 であった。この 1 件について階層区分を改めるとの回答を得た。

b) 公用請求の回答の無い場合の調査

前年分の課税状況が不明であり、階層区分の認定のため市町村に対して公用請求（課税状況等の調査）を行ったが、債務者の同意書が必要等の理由により市町村から回答がなかった 9 件について、課税状況等の調査を依頼した資料の写し及び市町村からの回答内容を確認し、公用請求について回答がない場合の階層区分の認定について検討した。

その結果、9 件のうち 7 件については階層区分の認定に特に問題となる事項はなかったが、2 件について階層区分の認定に誤りがあることが判明した。具体的には、2 件とも両親がいる等、B1 に認定される要件を満たさないため B2 と認定するべきものであった。この 2 件について階層区分を改めるとの回答を得た。

なお、前年分の課税状況が不明であり、階層区分の認定のため市町村に対して公用請求（課税状況等の調査）を行ったが回答がなかった場合の階層区分の扱いについては、厚生労働省から「児童福祉法改正法に関する疑義照会への回答」について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 事務連絡平成 17 年 3 月 9 日）が発出されており、それに基づいて階層区分を認定しているとのことである。

【指摘 3】階層区分の認定誤りについて

階層区分の認定を誤るということは保護者が負担する費用徴収基準月額を誤るということであり、保護者に請求する金額が過大または過少になり、場合によっては本来保護者が負担すべき金額があるのに 1 円も負担しないケースも発生してしまう。また、保護者間の公平性の観点からも問題である。

よって、階層区分の認定は慎重に行うとともに、誤りが生じることのないよう、組織として適切に認定事務を執行すべきである。

c) 負担額の減免及び免除の妥当性

平成 26 年度に行われた負担額の減免及び免除の妥当性について、各々任意の 2 件を選択し検討した。

負担額の減免については、階層区分を D2 から B2 に減免するものと D4 から D3 に減免するものの 2 件を検討した。「負担額免除（減額）意見書」（様式第 14 号）、「児童福祉施設入所等費用徴収額減免申請書」（様式第 13 号の 2）、及び、「負担額免除（減額）決議書」（様式第 13 号）を閲覧し、記載内容の妥当性や確実に決裁が行われているか確認した。

その結果、特に問題となる事項はなかった。

負担額の免除については、階層区分 B2 を免除するものと階層区分 D3

を免除するものの2件を検討した。「負担額免除（減額）決議書」（様式第13号）、「児童福祉施設入所等費用徴収額減免申請書」（様式第13号の2）、及び、「負担額免除（減額）意見書」（様式第14号）を閲覧し、記載内容の妥当性や確実に決裁が行われているかを確認した。

その結果、特に問題となる事項はなかった。

（5）南児童相談所

①概要

1) 所在地

川口市芝下1-1-56

2) 沿革

平成15年4月1日 南児童相談所開設

3) 管轄区域

川口市、蕨市、戸田市

4) 組織（平成27年度）

所長1名、副所長2名、担当部長2名、担当課長8名、職員数51名

②事業概要

（4）②参照

③外観



④入所児童保護者負担金

1) 債権の概要

里親委託や施設に入所した児童の保護者負担費用。

2) 収入未済額の推移

(単位：千円)

H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
4,332	2,741	3,652	4,228	4,498

出典：こども安全課資料

3) 債権保有時の管理状況

南児童相談所では、毎年、所得証明が得られない人に対しても、市町村に問い合わせる等の手段を用いて、全員分、階層区分（保護者負担金額）を確定している。

南児童相談所では、滞納整理票に、詳細に状況が記載されていた。

また、ケースワーカーと、未納がある保護者が面談する時に、債権回収担当も可能なら同席して納入を依頼している。その結果、児童相談所に対する誤解が解けて納入されたケースもある。

4) 調査及び検討

i) 平成 26 年度、未収金額 10 万円以上の債権

未収金額 10 万円以上の債権について、債権管理簿・滞納整理票を閲覧し、担当者から内容を聴取した。

また、未収金額 10 万円未満の債権について、平成 27 年 12 月 11 日現在、滞納があるものについて滞納整理票を閲覧し、担当者から内容を聴取した。

電話催告の状況、担当ケースワーカー、入所先非公開、電話連絡時の携帯電話番号等、滞納整理票に債権管理に必要な情報が記載されていることが確認できた。

ii) 回収対応

平成 26 年度末時点において、回収対応について検討すべきケースがあった。

保護者と入金の折衝を継続して行っていたが、回収が進まない状況が続いていた。ところが、平成 25 年度に入ってこの状況に変化が生じ、入金されるようになった。現在は毎月 1 か月分が入金されている。

この状況が続けば、未収金は増加しないけれども、減少もしないということになる。

【意見 13】 保護者負担金の回収促進について

当該事案について、保護者の理解を得られている現段階が好機であるため、複数月分を入金してもらうよう依頼している。この働きかけが功を奏し、平成 28 年 1 月には複数月分の入金があった。未収金の圧縮に向けて、今後も入金状況を注視すべきである。

また、今後において同様の事案が生じた場合には、児童相談所、こども安全課、財政課及び弁護士等も交えて、回収に向けた対処方法を検討すべきと思料する。

iii) 階層認定区分の妥当性調査

「滞納者名簿」の 58 名のうち 4 人の債務者の階層認定区分の妥当性について検討した。

債務者毎に「負担額決定伺書」(様式第 5 号 (1))「階層区分認定書」(様式第 5 号 (2))、「所得税額等の計算書」(様式第 9 号)、及び、扶養義務者の源泉徴収票や課税証明書等の添付書類を閲覧し、検討した。

その結果、階層区分の認定に特に問題となる事項はなかった。

iv) 公用請求の回答の無い場合の調査

前年分の課税状況が不明であり、階層区分の認定のため市町村に対して公用請求（課税状況等の調査）を行ったが、債務者の同意書が必要等のため市町村から回答がなかった1件について、課税状況等の調査を依頼した資料の写し及び市町村からの回答内容を確認し、公用請求について回答がない場合の階層区分の認定について検討した。

その結果、特に問題となる事項はなかった。

v) 負担額の減免及び免除の妥当性

平成26年度に行われた負担額の免除の妥当性について、任意の1件を選択し検討した。

負担額の免除については、階層区分D3を免除するものを検討した。「負担額免除（減額）決議書」（様式第13号）、「児童福祉施設入所等費用徴収額減免申請書」（様式第13号の2）、及び、「負担額免除（減額）意見書」（様式第14号）を閲覧し、記載内容の妥当性や確実に決裁が行われているか確認した。

その結果、特に問題となる事項はなかった。

2. 生活保護費返還金 (No.6)

(1) 債権の概要

①生活保護制度の概要

1) 生活保護制度の状況

生活保護制度とは、生活に困窮するすべての国民に対し、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的とする制度である。生活保護制度は他の制度での支援や救済を受けられない国民にとって最後に適用されるべき制度である。

平成 20 年のリーマンショックによる急速な景気悪化に伴い、平成 21 年度以降は、世帯数・人員数及び保護率は急激に上昇しており、開始世帯数も増加していた。しかし、近年は景気回復等の影響により伸び率は落ち着いており、開始世帯数も減少傾向にある。また、生活保護受給者の高齢化等により、高齢者世帯・単身世帯が増加している。

生活保護の要否は「世帯単位」で判定することになる。各家庭の構成や状況によって最低生活費の金額が異なってくるため、生活保護受給者は生計の状況や居住地、世帯構成などに変動があったときには速やかな届出が必要となる。

生活保護制度は、市については各市が実施しているため、県が担当するのは町村である。当該制度を担当する本県のケースワーカーは 1 人当たり 65 件程度、市のケースワーカーは 1 人当たり 80 件程度を目安に担当している。実際に生活保護受給者と接することとなるのはケースワーカーがほとんどであり、統括する査察指導員等も置かれているが、各受給世帯の細かい状況については、ケースワーカーが把握していることが多い。

2) 生活保護費とは

生活保護費は、その世帯の最低生活費の額と、世帯全員の収入額を比較して、不足する場合にその不足額を支給するものである。最低生活費は、その世帯の人数や年齢、住んでいる地域等を勘案して、国が定めた基準により計算される。そのため、世帯の収入額が増減することにより、支給される生活保護費の金額は、月によって変動することとなる。収入が最低生活費を上回る場合には当然に生活保護費を受給することはできない。

保護の決定に当たり、他の法律や制度で手当をされるべき事由については、他法他施策が生活保護に優先されることとなる。例えば社会保険や各種年金等

が受給できる場合には、先に他の制度を活用することが必要となる。

3) 生活保護廃止について

生活保護費の支給は、最低限度の生活を保障することが目的であり、医療費の減少や稼働収入の増加、死亡・失踪等により、生活保護の必要がなくなったと判断されると廃止となる。また、転居等によって他の市へ転出した際にも廃止となる。廃止となった後においても、ケースワーカー等による訪問や、保護受給期間中に係る調査等は可能である（生活保護法第 29 条）。

②生活保護制度による未収債権の概要

1) 債権の特徴

生活保護の受給にあたり、収入がある場合などはその収入を申告する必要があり、申告がなされると、保護費支給額の見直しが行われる。しかし、収入があっても申告自体がなされず、後に収入があったことが発覚した場合には既に受給した生活保護費の返還義務が生じる。

債権額のうちの大部分は、生活保護受給中に、就労収入や年金受給等によりなんらかの収入があったにもかかわらず、福祉事務所へ申告しなかったことによる生活保護費の返還金である。

未申告収入については、一律に実施される課税調査などにより発覚する例がほとんどであるが、普段から生活保護受給者と接点のあるケースワーカーが発見するケースもあるため、ケースワーカーの役割が非常に重要である。

収入等が発見され生活保護費の返還が必要となると、返還金について調定がなされることになるが、当該調定は債権全体を容易に把握することができるように一括調定が原則となっており、一括調定に加えて分割納付を採用することで、それぞれの受給者の状況に対応している。

2) 未収債権となる主な原因

福祉事務所が、生活保護受給者に何らかの収入があったことを把握した時点では、既にその収入も生活保護費も費消されてしまっている場合が多い。また、債務者は生活保護受給者であるか、元生活保護受給者であるため、経済的に困窮している場合が多く、分割で返還するとしても少額でしか返還できないため、返還に要する期間も長期間となりがちであり、未収債権を大幅に減少させることが困難である。

また、近年の課税調査の実施範囲の拡大に伴い、未申告収入が新たに発見されるケースが増えていることも収入未済額の増加の原因となっている。

未収債権の発生原因は同じであったとしても、不正受給であるか（生活保護法第 78 条）、資力がありながら保護を受けた場合か（同法第 63 条）によって債権の取扱いは異なる。

生活保護費返還金は行政庁の処分により発生する債権であるため、「公債権」として考えられる。生活保護法第 78 条の徴収金については、平成 26 年 7 月から国税徴収の例により徴収することができることとなった。そのため、差押えの対象債権となり得る。

また、生活保護受給者から事前の申し出があり、福祉事務所が生活の維持に支障がないと認めた場合には、保護費から徴収金をあらかじめ差し引いた上で支給することができる。

なお、特に悪質な場合、詐欺罪となる可能性もある。これまで告訴案件となるものは県福祉事務所では発生していないが、市レベルでは発生している（平成 23 年度：1 件、平成 24 年度：3 件）。

3) 戻入と返還金等（生活保護法第 63、77、78 条）

i) 戻入

戻入とは、保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品に過支給が生じた場合や、経理上の誤り等により保護決定額と異なる額が支給され過払いが生じた場合に、民法の不当利得による返還の規定により同一年度内に返納されるもの。

ii) 生活保護法第 63 条

急迫の場合等で、資力はあるがこれをすぐに活用できない状況がある者について、とりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった時点で当該資力を限度として既に支給した保護金品の範囲内の額を返還させるもの。

iii) 生活保護法第 77 条

扶養義務者が十分な扶養能力を有しながら扶養しなかった場合などに、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するもの。

iv) 生活保護法第 78 条

不実の申請をしたり、故意に収入の届け出を怠った場合など、不正な手段により保護を受け又は受けさせた場合に、保護のために要した費用の全部又

は一部を徴収するもの。

③未収債権の収納状況

1) 過去5年間の福祉事務所毎の収入未済額の推移

過去5年間における各福祉事務所の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
東 部 中 央	91,727	99,356	124,924	135,296	175,349
西 部	43,956	59,695	78,069	85,409	100,960
北 部	44,590	48,592	55,816	61,531	69,447
秩 父	4,803	9,396	8,522	8,154	10,188
合計	185,076	217,039	267,331	290,390	355,944

出典：社会福祉課資料

2) 被保護世帯数

県福祉事務所の被保護世帯数は以下のとおりである。

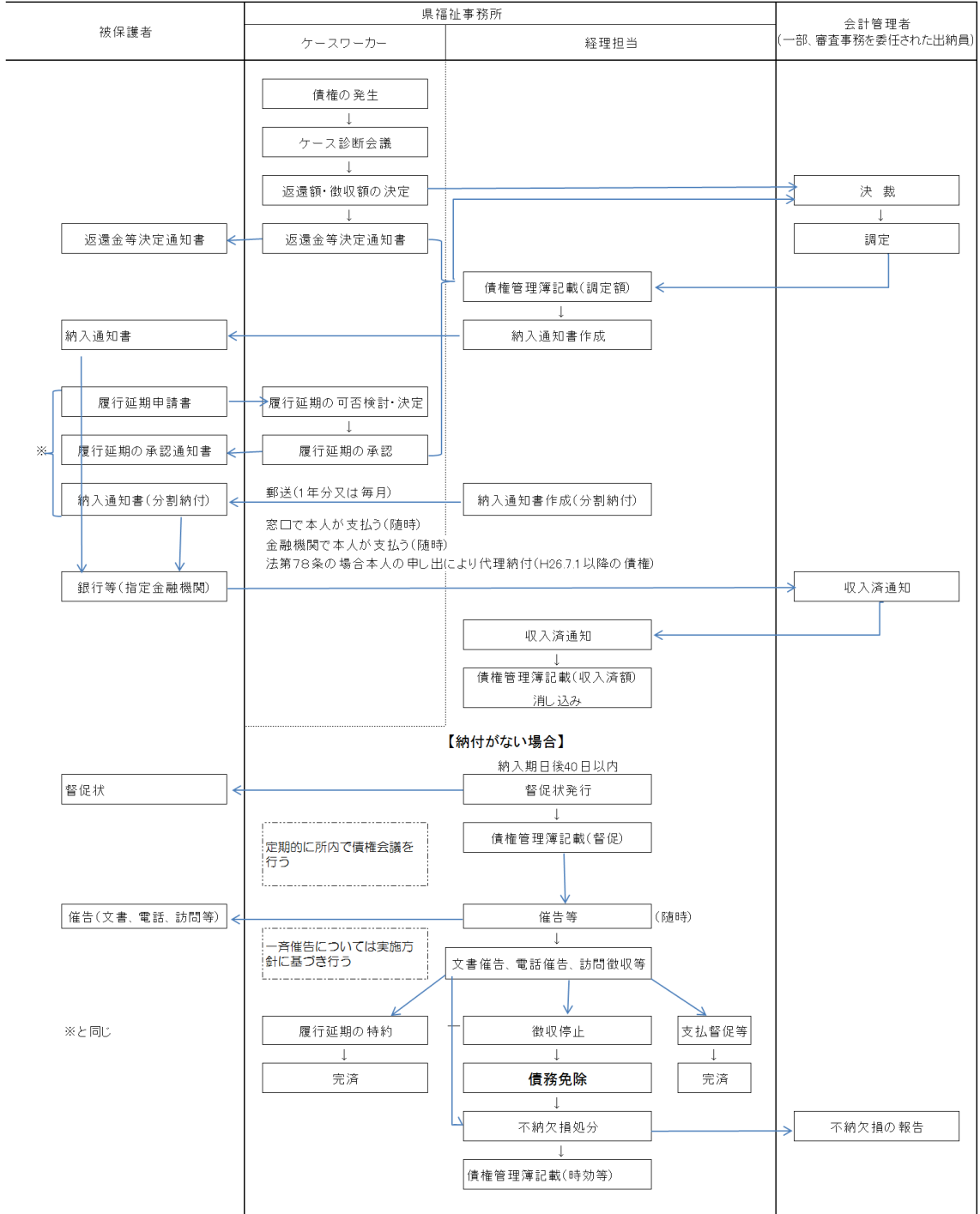
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
保護世帯数	3,235	3,437	3,490	3,528	3,632

出典：社会福祉課資料

被保護世帯数の増加自体は落ち着いてきていると言えるが、各事務所とも収入未済額は増加傾向にある。これは近年における課税調査の徹底により、受給者の未申告収入が発見されるケースが増加している影響もある。

④生活保護費返還金の管理について

生活保護法第63条返還金、第78条徴収金債権管理事務フロー



1) 履行延期の特約について

返還金について、一括払いでの返還が困難な場合、その履行を延期する申請

をすることで、分割納付とすることが出来る。経済的に困窮している債務者が多い生活保護費返還金では頻繁に発生している。一括払いではなく分割納付を選択する場合には特約を承認してから実施することとなる。分割納付は一括調定と組み合わせて実施することで債務者のニーズに対応するために採用される。

2) 不納欠損処理について

最終納付日から5年間経過し時効となる。時効が完成した場合は不納欠損処理を実施することとなる。ただし、例え少額でも納付があれば、時効が中断されるため不納欠損処理は実施しない。

3) 延滞金について

条例に延滞金に関する規定がないため、生活保護費返還金について延滞金は発生しない。法律上も規定されていないが、生活保護制度の性質上、延滞金を課すことになじまないためである。

4) 加算金について

生活保護法第78条が適用される不正受給の場合には、福祉事務所の判断で加算金を課すことができる（平成26年7月以降発生分について）。平成26年度に県福祉事務所において当該加算金が課されたケースは発生していないが、平成27年度においては加算金を課すことを検討しているケースがある。

当該規定は不正受給の抑止効果を目的として設けられているものであるが、今後は運用の際の基準となるように、実施事例等を収集し検討する必要がある。

5) 費用等の徴収について（生活保護法第77条）

生活保護受給者に扶養義務者が存在する場合、生活保護費について当該扶養義務者から徴収することができることと規定されている。しかし、生活保護受給者に扶養義務者がいても、扶養能力がないと判断されるケースが多いため、当該規定が適用されるケースはほとんど発生しない。

⑤不納欠損処理額の推移

過去5年間の県福祉事務所における不納欠損処理額の推移は、以下のとおりである。

1) 県福祉事務所全体

i) 県福祉事務所全体の不納欠損処理額の推移

(単位：千円)

H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	合計
967	953	1,827	3,002	2,925	9,676

出典：社会福祉課資料

ii) 各福祉事務所の不納欠損処理額（平成 22～26 年度合計）

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	341	0	—	494	836
北部	2,013	6,291	—	535	8,840
秩父	—	—	—	—	—
合計	2,354	6,291	—	1,030	9,676

出典：社会福祉課資料

2) 年度別・福祉事務所別の不納欠損額

i) 平成 22 年度

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	341	—	—	135	477
北部	—	290	—	199	490
秩父	—	—	—	—	—
合計	341	290	—	335	967

出典：社会福祉課資料

ii) 平成 23 年度

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	—	—	—	344	344
北部	480	—	—	128	608
秩父	—	—	—	—	—
合計	480	—	—	473	953

出典：社会福祉課資料

iii) 平成 24 年度

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	—	—	—	—	—
北部	—	1,827	—	—	1,827
秩父	—	—	—	—	—
合計	—	1,827	—	—	1,827

出典：社会福祉課資料

iv) 平成 25 年度

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	—	—	—	—	—
北部	1,167	1,835	—	—	3,002
秩父	—	—	—	—	—
合計	1,167	1,835	—	—	3,002

出典：社会福祉課資料

v) 平成 26 年度

(単位：千円)

	債権発生の原因				合計
	法第 63 条 返還金	法第 78 条 徴収金	法第 77 条 徴収金	その他	
東部中央	—	—	—	—	—
西部	—	—	—	14	14
北部	365	2,338	—	207	2,911
秩父	—	—	—	—	—
合計	365	2,338	—	221	2,925

出典：社会福祉課資料

東部中央福祉事務所においては、過年度において不納欠損処理が実施されていなかった。これまでは市町村の合併や事務所の統合、人員等の影響により、対応が不足していたためであると思料される。ただし、後述のとおり平成 27 年 9 月末時点での不納欠損処理金額は 3,582 千円となっている。

(2) 現地調査

①現地調査場所

東部中央福祉事務所

②現地調査選定理由

東部中央福祉事務所は平成 26 年度末における県全体の収入未済額 355,944 千円のうち 175,349 千円を所管しており、他の事務所と比較し、その金額的重要性が高いと判断し、現地調査場所として選定した。

(3) 東部中央福祉事務所

①概要

1) 所在地

春日部市大沼 1-76 春日部地方庁舎 1 階

2) 沿革

昭和 26 年 10 月	北足立郡を所管する北足立福祉事務所、北埼玉郡を所管する北埼玉福祉事務所、北葛飾郡と南埼玉郡を所管する埼玉福祉事務所が福祉全般に関する事務所として設置される。
平成 11 年 4 月	北足立郡及び北埼玉郡の一部を所管する北足立福祉保健総合センター、北埼玉郡の一部を所管する北埼玉福祉保健総合センター、北葛飾郡の一部を所管する埼玉南福祉保健総合センター、南埼玉郡及び北葛飾郡の一部を所管する埼玉北福祉保健総合センターが設置される。
平成 22 年 4 月	埼玉県福祉事務所設置条例の施行により、北足立、北埼玉、埼玉南、埼玉北の各福祉保健総合センターが廃止され、4センターの福祉部門を所管する機関として、東部中央福祉事務所が設置される。
平成 23 年 4 月	東部中央母子福祉センターが設置(併設)される。

出典：少子政策課提出資料より作成

3) 所管区域

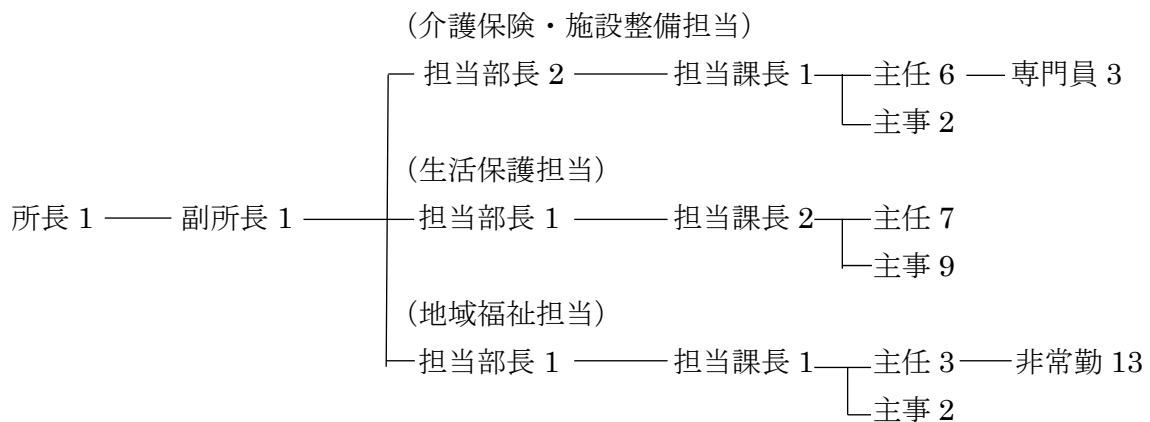
生活保護所管区域は、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町である。

4) 組織

東部中央福祉事務所には、介護保険・施設整備担当、生活保護担当、地域福祉担当が置かれている。

なお、職員数は 55 名（非常勤職員 13 名含む）である。

平成 27 年 10 月 1 日現在の組織図は、以下のとおりである。



※役職名の後の数字は、現員数である。

②事業概要

- 1) 生活保護事務（町村部に限る。）
生活保護に係る申請受理、決定等を行う。
- 2) 母子父子寡婦福祉事務（さいたま市、越谷市を除く。）
母子父子寡婦福祉に係る相談や各種資金の貸付等を行う。
- 3) 介護保険法施行事務（さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、越谷市を除く。）
介護保険サービス事業者の指定、更新、各種届出の受理等を行う。
- 4) 福祉施設整備事務（さいたま市、越谷市を除く。高齢者施設については川口市、蕨市、戸田市を除く。）
特別養護老人ホームをはじめとする福祉施設の整備運営指導事務

③外観



④生活保護業務について

- 1) 所轄管内の動向
平成 24 年 10 月に白岡市制施行に伴い、世帯数、保護人員とも一時減少したが、保護率は増加傾向にあり、国や県と比較しても高い伸びを示している。また、申請数、開始件数についても平成 24 年度までは減少傾向であったが、

平成 25 年度以降は増加傾向となっている。

また、世帯類型別被保護世帯の状況は、埼玉県全体と比較すると、高齢者世帯の割合が低く、母子世帯、障害者世帯の割合が高くなっている。

2) 収入未済額の特徴

収入未済額として把握されている金額のうち、その半分以上が現在の管轄以外の地域の世帯に対するものである。これは、過去において管轄だった地域が市町村合併等の影響により管轄外となったが、既に発生していた当該地域の債権を継続管理する事務が東部中央福祉事務所に残ったことによる。旧管轄エリアが広大であるため、回収手続等に多大な労力を要している。

⑤生活保護費返還金について

東部中央福祉事務所が所管している区域において収入未済となっている生活保護費返還金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

1 件当たり金額	件数	収入未済額
10 万円以上	177	166,401
10 万円未満	502	8,947
合計	679	175,348

出典：社会福祉課資料

⑥調査及び検討

1) 生活保護費返還金についての管理状況

東部中央福祉事務所管轄の生活保護費返還金のうち、10 万円以上の滞納案件につき人数としては 10 人、件数としては 16 件について、管理資料等を閲覧し、その記載内容を確認した。

いずれの案件についても、実施した返還金の回収手続及び回収状況等が詳細に記録されており、特に問題は認められなかった。

2) 生活保護費返還金の発生状況

抽出案件につき、返還金の発生状況について資料等を閲覧し、担当者への質問を行い、その内容や発生状況について確認した。同一の人物に対して複数年にわたり何度も調定が発生するケースや、生活保護費返還金としては金額が高額であるケースについて適切に処理されているかなどについて検討したところ、以下のことが判明した。

既述のとおり課税調査が徹底されるに伴い、未申告収入が発見されるケースが増加しているが、近年は当該課税調査を毎年実施しているため、複数年にわたり収入が未申告のまま発覚しない事例は減少している。もしそのような事例が発生した場合には、過去の年度に遡って返還金が算定されることとなる。生活保護費は世帯単位で算定されるため、世帯の構成により支給額自体が比較的高額となるケースもある。こうした世帯の場合、過去の年度まで遡って返還金が算定されると、その金額は高額となる。また、生活扶助費に加えて、医療扶助費も返還金に含まれる。これらの理由により、返還金が数百万円に達する世帯があることを確認した。

3) 県福祉事務所の対応状況

収入未申告による保護費の返還を繰り返している世帯については、文書催告等を徹底して実施しており、あわせて預金調査等の実施対象として検討している。また、特に短期間のうちに繰り返す悪質なケースについては「ケース検討会議」という情報共有と対応方法を検討する会議に上げて、廃止や告訴の可能性も検討しており、適切な対応を実施していることを確認した。

現在では、生活保護法第 78 条の 2 で規定されている生活保護費から返還金を徴収する方法も採用されているとのことである。

また、収入未申告を繰り返しているようなケースではないが、一度でも収入未申告が発見されたケースについては、より丁寧に制度の説明を行うことや、ケースワーカーによる訪問頻度を上げるなどの対応を取り、再度未申告とならないように注意していることなども確認した。

4) 生活保護費返還金の回収状況

生活保護費返還金の回収状況について確認した。

i) 債務者 A 氏（平成 27 年 3 月末現在返還金未済額合計 6,952 千円）

本事案は、親族の死亡保険金が税務署に差押えられ、受取人である A 氏に支払われなかったため、収入がなく生活保護費を受給していたが、その後死亡保険金が支払われたことから遡って返還金が発生したケースであった。保険金受領時期が事務所の所轄区域の移管の時期と重なったため、移管後の初動の対応が適切になされず、死亡保険金からの回収がかなわず未収債権となった。返還金はその後全く回収されていない。

当該ケースは、当初より将来の死亡保険金支給時点で返還金が発生することがある程度予見されており、その意味で生活保護費が、死亡保険金を担保とした生活費の貸付に近い性質であったとも思料される。返還金発生時点で

の初動対応が適切になされていなかったケースであると言える。

ii) 債務者 B 氏（平成 27 年 3 月末現在返還金未済額 2,985 千円）

債務者である B 氏は在留外国人であり、「日本人の配偶者」として生活保護が準用されていたが、離婚により在留資格が「特定活動」に変更となっていた。その後、埼玉県から他県に転出したため保護廃止となったが、転入先で保護申請したところ準用対象外であることが判明したケースであった。返還金は、その後全く回収されていない。

平成 21 年 6 月に在留カードの写しを受領したように、離婚により家族状況が変更となった時に在留資格を確認し、保護の準用対象となるかどうか、確認を適切に行っていれば、返還金の発生を防ぐことができた事案と言える。

iii) 債務者 C 氏（平成 27 年 3 月末現在返還金未済額合計 5,637 千円）

ローン付住宅に居住し、住宅を処分しないまま生活保護費の支給がなされ、後に親族からの援助金収入等が無申告であるとして、保護廃止となり返還金が生じたケースであった。履行期限延長を承認した後、ほぼ毎月 1,000 円ずつ納付が行われているが、このペースでは、返還金の完納までに 530 年かかることになる。

保護申請時、住宅ローン返済が滞ったためローン会社から競売手続の開始通知があったと説明があった。ローン付住宅であったが世帯の保護を優先し、保護を開始している（ローン付住宅については、債務残高や期間によっては所有していても保護対象となる）。

その後、親族が住宅ローンを支払っていたことが判明し、保護費の返還を命じたものであるが、住宅の処分やローンの支払いについて保護開始後の家庭訪問等による調査、確認が適切に行われていれば、生活保護費は支給されず、返還金の発生を防ぐことができた事案と言える。

⑦不納欠損処理について

平成 27 年度において、滞納額の時効（5 年）が到来した案件につき、不納欠損処理を実施している。平成 27 年 9 月末時点での不納欠損処理金額は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

	金額	件数
平成 27 年度不納欠損処理案件合計	3,582	6
平成 26 年度中に時効到来案件合計	4,474	13

出典：社会福祉課資料より作成

(4) 指摘又は意見

【意見 14】情報の共有化、システム化について

生活保護受給者に関する情報等について、他課所との情報共有やシステム化が整備されていないため、生活保護費返還金が発生するケースを発見するために多くの手間や時間を消費している。ただし、これに関連する対応として、県は生活保護法第 29 条を根拠に、生活保護申請時あるいは必要に応じて適宜、関係機関へ就労の事実や年金受給等の情報提供を求めている。今後も引続き情報提供を求める対応を継続するべきと思料する。

【意見 15】各時点における適切な調査・確認等の実施について

生活保護費返還金は、事案によっては、生活保護申請時あるいは保護受給中の生活実態・状況の把握時等、各時点で調査・確認を適切に実施するとともに、迅速に対応することにより、その発生を防止することが可能である。把握した情報の調査・確認を徹底し、生活保護費返還金発生の未然防止に努めていただきたい。

【指摘 4】生活保護法第 78 条の 2 に基づく生活保護費からの徴収について

生活保護費の不正受給分の徴収については、本来は得ることのできない生活保護費を不正に得た金額について返還するに過ぎないものであるため、その債権は性質上、公共性が非常に高いものであるといえる。他の事例発生への抑止効果を期待することも含め、最低限度の生活に支障をきたすことが無いことを前提に保護費から徴収金の徴収を進めるべきである。

【意見 16】債権管理マニュアルの見直しについて

生活保護費返還金などの債権の管理等に関して規定している生活保護債権管理マニュアルが作成されているが、平成 18 年 3 月に発行されたものであり、全県としての債権管理の方針等についても十分に反映されているとは言い難い。ただし、現在では平成 27 年度中の完了を予定して改定作業を進めているとのことである。適切な見直しと業務での速やかな運用が望まれる。

【意見 17】生活保護廃止後の手続について

生活保護が廃止となった場合でも、ケースワーカーの訪問や、課税調査など各種調査の実施が法律上可能であるが、現状では収入未済額が残っている生活保護廃止後の債務者について十分な手続が実施されていない状況である。人員数や管轄範囲等の制約があることは思料されるが、法律上実施が認められているのであれば、手続は可能な限り実施するべきである。

3. 心身障害者扶養共済制度掛金 (No.9)

(1) 債権の概要

①心身障害者扶養共済制度の概要

1) 制度について

心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方（将来独立自活することが困難であると認められる方）の扶養者が、存命中に毎月一定の掛金を支払うことにより、扶養者の死亡等の事由が発生した場合に、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度である。当該制度は都道府県・指定都市が実施している制度であり、全国の都道府県・指定都市で加入することができ、また、転出した場合でも転出先の都道府県・指定都市において継続することができる制度となっている。加入できる保護者等については、各種の要件が設定されており、当該要件を満たすと加入することができる。

本県においては、加入の窓口は市町村であるが、審査や債権管理は県で行っている（さいたま市を除く）。

また、加入は口数単位での申込であり、障害のある方1人につき2口まで加入することができる。

2) 扶養共済制度の仕組み

当該扶養共済制度においては、都道府県・指定都市は扶養保険契約を「独立行政法人福祉医療機構」と締結し、福祉医療機構はさらに、生命保険会社と生命保険契約、信託銀行と金銭信託契約を締結している。

県は福祉医療機構に対して、毎月末までに月初日の加入者数分の掛金を払い込む必要があり、掛金の運用等は福祉医療機構が主となり実施している。この掛金は加入者数により払込金額が決定されるため、加入者からの掛金の入金の有無に関わらず払い込む必要がある。

3) 掛金について

加入者は、後述の掛金が免除となる条件に該当するか、制度から脱退するまで、掛金を定期的に払込む必要がある。免除規定以外にも都道府県等によっては減免規定も設定されている場合がある。本県においては心身障害者扶養共済制度条例施行規則第3条の2などにより、減免規定が設けられており、全国的に見ても加入者に有利な条件となっている。なお、既に払い込んだ掛金は返還されない。

掛金の金額については、加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決定される。

また、掛金の免除については下記2つの要件の両方に該当すると、掛金が免除となる。このことを、プレミアム免除という。

- ・加入日（口数追加分については口数追加日）から20年
- ・加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間

4) 年金給付金の支給

年金給付金の支給については下記のとおり規定されている。

i) 年金は、障害のある方に生涯にわたって支給される。

1口につき月額2万円（年額24万円）であり、2口加入している場合は倍の月額4万円（年額48万円）となる。

ii) 加入者が障害のある方の生存中に亡くなった場合等、一定の状況となった場合には、その月の分から終身にわたり障害のある方に年金が支給される。

iii) 年金の支給対象期間は、加入者の方が亡くなった、又は重度障害状態に該当したと認められた月の分から、障害のある方が亡くなる月の分までとなる。

iv) 障害のある方が、年金の受取りや管理をすることが困難であるときは、加入者はあらかじめ年金管理者を指定することが必要であり、事情により変更することも可能である。

5) 年金給付金を支給できない場合

年金給付金が支給できない場合としては下記のとおり規定されている。

i) 次のいずれかの事由により、加入者が亡くなられた場合

- ・加入日（口数追加分については口数追加日）以後1年以内の自殺
- ・障害のある方の故意

ii) 次のいずれかの事由により、加入者が重度障害状態になられた場合

- ・加入者の故意または重大な過失に基づく行為
 - ・加入者の犯罪行為
- など

iii) 加入者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合には、加入期間に応じて弔慰金が支給される。

iv) 制度から脱退した場合

5年以上加入した後、当該制度から脱退した場合、または加入口数を2口から1口に減らしたときは、加入期間（口数追加分について口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金が支給されることとなる。この場合には当然に年金は支払われない。

6) 弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合には加入期間（口数追加分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に下記のような弔慰金が支給される。加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合には年金は支給されないこととなり、既に払い込んだ掛金は返還されない。

(平成27年4月1日現在)

加入期間	金額 (1口あたり)		
	平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
	障害者死亡日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

出典：障害者扶養共済制度パンフレット（独立行政法人福祉医療機構）

7) 脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者からの申出により当該制度から脱退した場合、または加入口数を2口から1口に減らした場合には、加入期間（口数追加分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に下記のような脱退一時金が支給される。その場合、当然に年金は支給されない。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

加入期間	金額 (1 口あたり)		
	平成 19 年度以前加入		平成 20 年度 以降加入
	脱退日		
	平成 19 年度以前	平成 20 年度以降	
5 年以上 10 年未満	30,000 円	45,000 円	75,000 円
10 年以上 20 年未満	50,000 円	75,000 円	125,000 円
20 年以上	100,000 円	150,000 円	250,000 円

出典：障害者扶養共済制度パンフレット（独立行政法人福祉医療機構）

(2) 未収債権

①収入未済状況

過去 5 年間における収入未済額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末
当該年度 収入未済額	1,484	913	914	886	594	331
過年度 収入未済額	15,737	13,414	13,100	13,130	13,428	11,075
収入未済額合計	17,221	14,327	14,014	14,016	14,022	11,406

出典：障害者福祉推進課資料

平成 26 年度の収入未済額は、納付による減少に加えて、不納欠損処理を 1,272 千円実施していることにより減少している。

平成 26 年度末における収入未済額については、加入者数 129 名、調定件数 14,674 件となっており、そのうち 30 万円以上の滞納者は 9 名、金額は 4,361,160 円となっている。

②延滞債権

本債権は私債権に該当するものであり、条例に定めがないため延滞金や延滞利息等は発生しない。当該取扱いは本県だけでなく全国的にも同様の取扱いとなる。

(3) 県の対応

①未納者への対応

1) 加入者への対応

月額掛金が未納となった場合、40日以内に督促状を送付する。その後も未納となる場合、文書による催告、臨宅による催告、未納者との面談等による納付計画の策定を実施することとなる。文書や臨宅による催告については、金額の多寡によらず実施されることとなる。

2) 脱退者への対応

制度を脱退する前の期間にかかる未納掛金が債権の対象となる。文書や臨宅による催告と、未納者との面談等による納付計画の策定を実施することとなる。その後10年経過した場合、債権管理条例による債権放棄や時効援用による不納欠損処理など、不納欠損処分の手続を実施する。

ただし、脱退者の中には制度脱退時点で脱退一時金の支給要件を充たしているにもかかわらず、脱退一時金を請求していない場合もある。該当する場合には脱退一時金の請求手続を実施することにより、当該一時金を未納分の回収に充てる場合もある。

3) 対応方法

納付計画の策定について、その実施の期間などは特に定められた時期などではなく、臨宅などの際に相談により対応している。

②脱退処理

制度脱退に至るまでのマニュアルなどは作成されていない。加入者からの脱退届の提出を受け付けることになるが、強制脱退手続は実施しておらず、脱退手続に関する手続フローなども作成していない。

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第16条では掛金を二月以上で規則で定める期間滞納した場合には、加入者としての地位を喪失すると規定しているが、実際には機能していない。強制脱退手続についても過去では平成20年度に3名、平成21年度に2名を強制的に脱退としたのみである。

③臨宅実績

過去3年間の臨宅実績は以下のとおりである。

年度	加入者数（人）	未納件数	未納金額（千円）
H24 年度	49	634	4,051
H25 年度	21	802	5,621
H26 年度	4	139	1,477

出典：障害者福祉推進課資料より作成

特定の時期を定めて臨宅を集中的に実施しており、金額や件数の多い債務者や加入者などを選定している。平成 26 年度は不納欠損処理を実施した関係で、臨宅を実施する日数を確保できず、例年に比して実績が減少しているが、平成 27 年度には例年並みに臨宅を実施している。

（４）返済状況及び管理状況

①調定単位及び納付

調定は月単位で実施している。そのため、時効は調定単位で判断することとなる。調定の単位で納付通知書を作成・交付しており、納付も納付通知書単位で実施されることとなる。使用された納付通知書によって納付がなされるため、債権は古いものから納付されるとは限らず、使用された納付通知書によって納付が完了した月が決定される。ただし、脱退一時金により未納分に充当される場合には、一番古い債権から納付されたことみなして処理がなされることとなる。

②管理状況

管理簿は個人別に作成されており、本県独自のシステムにより管理を実施している。過去の催告状況等も入力されている。上述のとおり、納付通知書によって納付管理がなされるため、必ずしも年度の古いものから納付されずに、年度の新しいものが先に納付されるということもある。

③債権放棄

平成 26 年度の不納欠損処理額は 1,272,980 円である。

当該不納欠損処理は、平成 26 年度に「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」が施行されたため、初めて債権放棄を実施したものである。

放棄の対象となった債権は時効が到来していた案件であり、当面 20 万円以下で臨宅による催告を実施した案件としている。そのため、金額が 1 万円以下で、臨宅催告を実施していない案件については、当該年度の債権放棄の対象債権に含めていない。

金額が 20 万円以下でも臨宅が十分に実施できていないケースや、時効は到来し

ているが、納付を継続している債務者分については対象に含めていない。

今回の債権放棄額には、脱退一時金で完済し切れず時効を迎えた債権も含まれている。調定単位での時効判定となるため、債務者単位で集計した場合には、今回債権放棄の対象となった債務者についても時効を迎えていない債権も残っている場合もある。

(5) 指摘又は意見

【指摘 5】加入者としての地位喪失に関する規定について

加入者の脱退等については心身障害者扶養共済制度条例第 16 条に規定されているが、同条第 1 項において加入者としての地位を失う要件として「加入者が掛金を二月以上で規則で定める期間滞納したとき」と定めている。さらに心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 8 条第 2 項で当該期間を二月と定めている。これにより、加入者は二月掛金を滞納した場合に加入者としての地位を失うことと規定されていることになる。

しかし、現状の対応としては二月の滞納が発生したとしても、その時点で自動的に加入者としての地位を失う処理とはなっておらず、規則の厳密な運用がなされていない。実際の対応としては、加入者が生活困窮者などの場合、それぞれの経済状況等の事情を斟酌し、個別の判断による処理が実施されているのが現状である。加入者の個別の状況や、福祉制度である当該共済制度の加入継続への思いなどを考慮すると、やむを得ない状況もあったかと思料されるが、規則の厳密な運用を実施しなかった結果として、加入者によっては二月以上の長期にわたる滞納が発生させてしまう原因となっていることも事実である。当該状況への対応については、規則第 8 条第 2 項かっこ書きにおいて上記滞納期間について、「知事が特別の事情があると認める加入者については、知事が別に定める期間」とすることも規定されているが、同規定は現在適用されていない。

条例及び規則により二月との要件が規定されている以上、当該条例及び規則の厳密な運用が必要である。また、個別の事情を勘案すべき事案については、上記規定を適切に改正・運用することで対応すべきである。

【意見 18】債権管理判断基準について

規則第 8 条第 2 項かっこ書きに基づき、特別の事情がある場合における新たな期間を定めた場合には、当該規定に該当する事案であるか否かについての判断基準を設定し、適切に運用することが必要である。

また、当該規則を適用する事案であっても、あまりに未納期間が長期にわたっている場合や、複数回の催告にも応じないなど悪質であると判断される場合には、

強制脱退処理の適用も検討すべきであると思料され、そのような場合についても適用の指針となる判断基準を設定し、適切に運用すべきである。

【意見 19】未納者への対応について

①未納者が制度加入中であるケース

1) 掛金の未納額が残っているにもかかわらず年金を受給しているケースが見受けられた。このようなことが許されると、これまで適切に全額納付してきた他の加入者との公平性の面で問題がある。

加入者の債務である未納掛金を心身障害者年金から差引いて支給する場合には、心身障害者又は年金管理者からの同意を得る必要があるが、財務上の手続上及び法的にも年金を公金振替の手続により、未納掛金に充当することは可能であるため、未納者が年金受給者である場合には、年金受給者への年金支給の際に未納掛金を差し引いて支給することも、債権回収手段の選択肢として検討に含めるべきである。

2) 未納者の中に掛金が免除（プレミアム免除）となっているケースが見受けられた。未納額が残っており未払期間も相当程度の期間になるにも関わらず、これまで長期間に渡り適切に納付を継続してきた加入者への特典であるはずのプレミアム免除が適用されると、他のプレミアム免除となった加入者との公平性の面で問題がある。

福祉医療機構における処理との対応を図る必要から、未納額が完納されるまでプレミアム免除の適用を延期するなどの措置を講ずることは困難であると思料されるが、平成 27 年度よりプレミアム免除の通知の送付を遅らせるなど事務処理面でも対応を行っているとのことであるため、今後も可能な限りの対策を実施することにより、新規債権の発生防止や既債権の早期回収に努めることが望まれる。

②未納者が脱退者であるケース

1) 未納者が脱退者の場合、すでに制度を脱退してしまっているため、脱退後に未納掛金を納付したとしても将来年金給付を受けられないこととなり、本人にとっては納付によるメリットがなく、結果的に未納掛金の納付がなされないケースが多くなっている。脱退一時金から未納掛金を回収できるケースもあるが、金額が不足しているケースや、脱退一時金の支給要件である 5 年間の加入期間を充たしていないケースも多くなっており、回収が困難となっている。そのような状況にあるため、現時点での未納者は脱退者が大勢を占める結果となっている。

未納額について検討する際に、新規の未納額の発生や増加を防止する観点のみを重視すると、脱退を認めることの誘因となっていると思料される。

しかし、脱退を認めてしまうと、新たな収入未済額は増加しないが、既に発生した収入未済額を回収することは逆に困難となるため、安易に脱退を勧めるような取扱は厳に慎むべきである。

収入未済額の観点にのみ着眼した場合には、未納額のある加入者について、加入継続と脱退の双方に有効性があると考えられるため、加入継続と脱退処理のどちらを選択し加入者に働きかけるのかについて、基準となるマニュアルなどの設定を検討すべきである。

【意見 20】 独立行政法人福祉医療機構への保険料支払について

当該制度においては、都道府県は独立行政法人福祉医療機構との扶養保険契約に基づき当該機構に保険料を納めることになるが、保険料は加入者数により決定されるため、加入者からの掛金の納付の有無に限らず、支払う保険料は一定である。そのため、加入者からの掛金の納付が滞ると、見合いの保険料支払については県からの持ち出しとなることになる。

加入者が掛金の滞納を継続することにより、掛金納付のない保険料支払が増加することとなるため、新たに発生する収入未済額増加の防止のみに焦点を当てると、掛金滞納者には制度を脱退してもらう方が良いということになる。ただし前述のとおり、すでに制度を脱退した債務者にとっては過去の未納掛金を支払うメリットがないため、すでに発生している収入未済額の回収が困難となる。

上記のような状況が発生する要因としては、本制度が加入者の掛金の納付状況によらず、県が加入者全員分の保険料を機構に支払わなければならない仕組みとなっていることが、収入未済額発生の本来的な原因になっていると言える。福祉医療機構への保険料支払金額を、加入者の支払状況に応じて変動させること（例えば、掛金未納分は保険料を全額もしくは半額免除など）や、掛金の支払いを県からではなく加入者からの直接納付とすることなどを提案されることも有用であると思料する。

【意見 21】 納付処理の対応について

掛金は1か月単位で調定され、納付通知書の作成・交付となるため、納付も1か月単位となる。納付書をシステム上で分割して作成することなどができないため、掛金月額よりもさらに少額による分割納付などができない状況となっている。加入を継続する意思がある債務者に関しては、その債務者の経済状況等に合わせた納付額を選択するためにも、1か月単位未満の金額による分割納付が可能となるシステムを構築するなどの対応が望まれる。

【意見 22】回収不能債権について

①実施基準について

平成 26 年度に初めて債権放棄を実施しているが、次年度以降においても適切に実施する必要がある。特に初年度に実施できなかった金額 20 万円以上で、時効となっている債権についても債権放棄を実施すべきであり、適切な実施基準等を設定・運用していただきたい。

②複数調定のある債務者の債権放棄について

平成 26 年度の不納欠損処理において、時効が到来していない債権が残存している債務者について、既に時効が到来した債権を債権放棄しているケースが 2 件あった。これは、脱退一時金を滞納分に充当した際に 1 か月だけ一部納付となり、時効が延長されたため、時効が到来していない債権が残ってしまったケースである。

基本的には全債権が時効になってから不納欠損処理を行っているが、今後とも当該処理の徹底を図るべきと思料する。

③未収債権について

平成 26 年度末に未収債権として認識している案件の中には、昭和 54 年に調定された債権など、時効到来等により明らかに回収が困難であるものや対応不足と思われる債権が含まれていた。臨宅などの対応が十分でないなどの理由はあると思料されるが、このような長期未収債権については債権放棄などの早急な対応が望まれる。

4. 児童扶養手当過誤払金 (No.12)

(1) 概要

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としているものであり、児童扶養手当過誤払金とは支給要件に該当しない状況にあるにもかかわらず、必要な届け出を故意又は過失により怠り、不当に給付を受けた児童扶養手当である。

児童扶養手当過誤払金は公法上の債権にあたり、児童扶養手当法第 23 条に基づき、偽りその他の手段により手当の支給を受けた者については、国税の滞納処分为例により徴収することが可能である。消滅時効の期間は5年であり、時効起算日は法定納付期限の翌日である。時効援用は不要である（地方自治法第236条第1項、第2項）。

(2) 未収債権の回収について

①発生

児童扶養手当の受給者は、再婚や年金受給等の事由に基づき受給資格を失った場合には、速やかに児童扶養手当喪失届を手当の支給期間に提出する義務がある（児童扶養手当法施行規則第 11 条）ところ、かかる届出がない場合、あるいは遅延した場合に、手当の過払いが発生することになる。

②回収

県が過払いの事実を認識し、債務者に対し返還請求を行う際には、過払いとなった手当は既に費消され、一括返済ができないケースが多い。しかも、児童扶養手当を受給していた世帯は、もともと経済的に困窮していた世帯が多く、過払いの返還が困難となる。

③督促

埼玉県財務規則第 201 条第 1 項に「債権管理者は、債権について、納入の通知で指定された期限（納入の通知を必要としない債権については、納期限）を経過してもなお履行されない場合には、指定された期限又は納期限の翌日から起算して四十日以内に督促状により督促し、債権管理簿にその旨を記載しなければならない。」と規定されている。

④児童扶養手当過誤払金

1) 債権の概要

平成 26 年度末における児童扶養手当過誤払金の収入未済額は 32,371 千円、
件数 92、軒数 92 である。

2) 収入未済額

平成 26 年度末の収入未済額 100 万円以上明細（履行延期申請書提出者を除く）

氏名	収入未済額 (千円)	過誤払 期間	発生理由	納付通知 書発行日	返納指導 状況
A	1,954	H.10.10 ~ H.14.3	母の事実婚 (届出)	H22.9.16	催告状送付 H.27.3.27
B	1,594	H.10.8 ~ H.13.3	母の事実婚 (届出)	H22.10.18	催告状送付 H.27.3.27
C	1,627	H.12.9 ~ H.15.3	父と生計 同一 (届出)	H22.10.18	催告状送付 H.27.3.27
D	2,038	H.10.12 ~ H.14.7	母の事実婚 (届出)	H27.3.19	催告状送付 H.27.3.27
E	2,311	H.8.5 ~ H.12.11	非該当 (届出)	H26.12.22	催告状送付 H.27.3.27
F	1,342	H.9.12 ~ H.12.7	その他 (職権) 扶養義務者 所得による 過払い	H27.3.19	催告状送付 H.27.3.27
G	1,248	H.12.9 ~ H.15.3	母の事実婚 (届出)	H26.5.23	催告状送付 H.27.3.27
H	1,165	H.21.2 ~ H.23.1	公的年金 (受給者) (届出)	H26.3.17	催告状送付 H.27.3.27
計	13,279				

出典：少子政策課資料より作成

氏名	A	収入未済額	1,954 千円
対応状況	H19.3～22.3 催告状送付、電話連絡、訪問。H22.3～25.3 まで県の対応なし。H25.3～催告状送付再開。		
回収状況	H14.10 と H14.12 に 5,000 円合計 10,000 円納付		
備考			

氏名	B	収入未済額	1,594 千円
対応状況	H19.3～22.3 催告状送付、電話連絡。H22.3～26.3 まで県の対応なし。H26.3～催告状送付再開。		
回収状況	H14 年度 15,000 円、H21 年度 15,000 円納付		
備考			

氏名	C	収入未済額	1,627 千円
対応状況	H22.3 催告状送付。H22.3～26.3 まで県の対応なし。H26.2 世帯全員の住民票入手。H26.3～催告状送付再開。		
回収状況	H21～22 納付なし		
備考			

氏名	D	収入未済額	2,038 千円
対応状況	H19.7～26.3 催告状送付、電話連絡、履行延期申請書收受。		
回収状況	H16 年度 8,000 円、H17 年度 1,000 円、H21 年度 4,000 円、H22 年度 10,000 円、H23 年度 8,000 円、H24 年度 3,000 円、H25 年度 7,000 円、H26 年度 5,000 円納付		
今後の見通し	履行延期申請書の提出があり、本人も少額ずつではあるが、納付の実績及び納付の意思がある。このまま返納が続くと思われる。		
備考			

氏名	E	収入未済額	2,311 千円
対応状況	H14.7～27.3 履行延期申請書收受、催告状送付、電話連絡。		
回収状況	H13 年度 24,000 円、H14 年度 39,000 円、H20 年度 25,000 円、 H21 年度 45,000 円、H22 年度 20,000 円、H23 年度 30,000 円、 H24 年度 30,000 円、H25 年度 45,000 円、H26 年度 10,000 円 納付		
今後の見通し	履行延期申請書の提出があり、納付の実績がある。このまま返納が続くと思われる。		
備考			

氏名	F	収入未済額	1,342 千円
対応状況	H13.6～27.3 履行延期申請書收受、催告状送付、電話連絡。		
回収状況	H14 年度 8,000 円、H15 年度 11,000 円、H17 年度 11,000 円、 H18 年度 11,000 円、H19 年度 11,000 円、H20 年度 11,000 円、 H21 年度 11,000 円、H22 年度 11,000 円、H23 年度 11,000 円、 H24 年度 18,000 円、H25 年度 22,000 円、H26 年度 22,000 円 納付		
今後の見通し	履行延期申請書の提出があり、納付の実績がある。このまま返納が続くと思われる。		
備考			

氏名	G	収入未済額	1,248 千円
対応状況	H19.3～22.3 催告状送付、電話連絡。H22.3～25.3 まで県の 対応なし。H25.3～履行延期申請書收受、催告状送付。		
回収状況	H15 年度 21,000 円、H21 年度 18,000 円、H22 年度 18,000 円、 H25 年度 8,000 円納付		
今後の見通し	履行延期申請書の提出があり、納付の実績があるが H26 年度の 納付がなかったため、今後も注意が必要と思われる。		
備考			

氏名	H	収入未済額	1,165 千円
対応状況	H25.4～履行延期申請書收受、催告状送付。		
回収状況	H23 年度 14,000 円、H24 年度 6,000 円、H25 年度 8,000 円納付		
今後の見通し	履行延期申請書の提出があり、納付の実績があるが H26 年度の納付がなかったため、今後も注意が必要と思われる。		
備考	H23.5 に本人の年金が H21.2～23.1 分まで遡って合計 5,290 千円支払われた。H23.9.16 付で「児童扶養手当過誤払金返納通知書」を送付している。		

【意見 23】 継続的な債務者対応について

債務者によっては、数年間何の対応もないケースがあった。また、収入未済額をはるかに超える年金が支給されたケースがあったが、返納通知書を送付するのみで、臨宅等の対応がなかった。

債務者への電話及び訪問等の接触は、継続して実施するべきである。そうすることで債務者の状況の変化を把握することが可能となり、回収のための端緒を捉えることにつながると思料する。

3) 延滞金

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では「条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定している。県では児童扶養手当過誤払金に係る手数料及び延滞金に関する条例を規定していないため、延滞金等は課されていない。

他の自治体では税外収入金延滞金等徴収条例等が規定されており、延滞金を徴収できる対象項目を規定している。その対象項目に児童扶養手当過誤払金が挙げられている例があった。

4) 債権発生時の手続

児童扶養手当過誤払金発生時の手続は「児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱」に定められている。当該要綱第 3 条によると、過誤払金が生じたときは、この額を決定し、児童扶養手当過誤払金返納通知書（様式第 1 号）を納入(返納)通知書（財務規則様式第 19 号(1)、様式第 21 号(1)）とともに債務者あてに送付し、債権管理簿（財務規則様式第 121 号(14)）に記載し管理することになる。

5) 債権保有時の管理状況

「児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱」第 8 条第 1 項に、債務者が履行

期限までに返納金を支払わなかったときは、履行期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状（財務規則様式第 109 号(1)または様式第 109 号(2)）により督促しなければならないとしている。また、同要綱第 9 条に、督促状に定めた納期限経過後も未納の者については、適宜催告するものと規定されている。

債権管理の流れは、納入通知書を毎月発行して、返納されない場合は督促状を毎月発行している。督促状を発送しても返納されない場合は随時文書催告を行っている。なお、文書催告は、前月までに督促状を発行しているが未納の者で 1 年以上の滞納者に対して行っている。文書催告に対しても反応がない場合は、電話催告を実施する。電話催告は滞納者に対して概ね 1 回行うことが多い。電話がつかない者のうち、時効完成が迫った者に対しては、訪問催告を実施する。訪問催告はあまり実施されていない。催告に応じない場合は時効が完成し、不納欠損処分となる。

6) 未収債権発生の原因

具体的な過払いの発生原因は、再婚や事実婚により児童が母の配偶者に養育されるようになった場合、公的年金を受けることができるようになった場合等がある。なお、過払いが発生した場合に、県において受給者が受給資格を失ったことを認知するのは、各市町村からの連絡による場合がほとんどである。

発生 の 主な理由別内訳（平成 26 年度末）

理由	件数	金額（千円）
母の再婚（事実婚含む）	3	314
公的年金（受給者）	5	1,221
その他	2	99
計	10	1,635

出典：少子政策課提出資料より作成

7) 不納欠損処理

i) 不納欠損処理の年度別状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
不納欠損額 （千円）	10,708	3,132	1,895	4,076	1,203
件数 （人）	17	9	11	18	6

出典：少子政策課資料より作成

ii) 不納欠損処理の内訳

平成 22 年度

(単位：千円)

発 生 年 度	理由	状況	債権額	収納 済額	不納 欠損額	最終 督促日	最終 収納日	最終時効 完成日
12	事実婚（職権）	反応なし	263		263	H17.5.10		H22.5.24
13	事実婚（届出）	反応なし	189		189	H17.7.8		H22.7.22
14	事実婚（届出）	反応なし	378	50	328	H17.7.8	H16.11.9	H22.7.22
14	公的年金（届出）	疾病支払い困難	579	119	460	H17.7.8	H17.2.24	H22.7.22
14	事実婚（職権）	反応なし	426		426	H17.12.9		H22.12.23
15	事実婚（届出）	反応なし	1,089		1,089	H17.7.8		H22.7.22
16	事実婚（職権）	反応なし	1,611		1,611	H17.4.8		H22.4.22
16	事実婚（届出）	反応なし	381		381	H17.7.8		H22.7.22
16	事実婚（届出）	反応なし	2,014		2,014	H18.3.10		H23.3.24
16	婚姻（届出）	無職支払い困難	402	30	372	H18.1.6	H17.6.20	H23.1.20
16	事実婚（届出）	反応なし	1,313	1	1,312	H17.11.9	H17.3.30	H22.11.23
16	父と同一生計 （届出）	反応なし	94	34	60	H18.2.13	H17.4.22	H23.2.27
16	事実婚（職権）	反応なし	550		550	H17.4.8		H22.4.22
16	転出（職権）	反応なし	776	270	506	H17.8.9	H16.12.15	H22.8.23
16	婚姻（職権）	反応なし	220	81	139	H17.7.8	H16.12.27	H22.7.22
16	事実婚（職権）	死亡	1,034	115	918	H17.9.9	H14.8.23	H22.9.23
18	父の拘禁終了 （届出）	反応なし	49		49	H17.5.10		H22.5.24
18	公的年金 （届出）	反応なし	31		31	H17.12.9		H22.12.23
計			11,411	702	10,708			

出典：少子政策課資料より作成

平成 23 年度

(単位：千円)

発 生 年 度	理 由	状 況	債 権 額	収 納 済 額	不 納 欠 損 額	最 終 督 促 日	最 終 収 納 日	最 終 時 効 完 成 日
12	年金受給(職 権)	傷病	338	22	316	H18.12.8	H18.9.29	H23.12.22
13	年金受給(職 権)	傷病	1,065		1,065	H18.12.8		H23.12.22
14	拘禁による 監護なし(届 出)	反応 なし	169	140	29	H18.6.9	H18.5.30	H23.6.23
16	公的年金(届 出)	傷病	169	18	151	H18.5.10	H17.10.21	H23.5.24
17	事実婚 (届出)	反応 なし	236		236	H18.9.8		H23.9.22
17	事実婚 (届出)	反応 なし	167		167	H18.6.9		H23.6.23
17	公的年金(届 出)	反応 なし	125		125	H19.1.9		H24.1.23
18	事実婚 (職権)	反応 なし	328		328	H19.3.12		H24.3.26
18	公的年金(届 出)	反応 なし	335		335	H19.1.9		H24.1.23
18	公的年金(届 出)	反応 なし	167	125	42	H19.1.9	H18.11.1	H24.1.23
19	公的年金(届 出)	反応 なし	334		334	H19.1.9		H24.1.23
計			3,437	305	3,132			

出典：少子政策課資料より作成

平成 24 年度

(単位：千円)

発 生 年 度	理 由	状 況	債 権 額	収 納 済 額	不 納 欠 損 額	最 終 督 促 日	最 終 収 納 日	最 終 時 効 完 成 日
12	事実婚 (届出)	反応なし	465		465	H20.2.13		H25.2.27
13	事実婚 (届出)	反応なし	169	34	134	H20.2.13	H12.11.15	H25.2.27
13	転出 (職権)	支払困難 (生保)	245	2	243	H19.5.11	H14.8.20	H24.5.25
13	事実婚 (職権)	支払困難 (疾病)	41		41	H19.5.11		H24.5.25
13	扶養義務者 の所得認定 漏れ	反応なし	84	45	39	H19.6.8	H18.9.25	H24.6.22
14	事実婚 (職権)	支払困難 (疾病)	164		164	H19.5.11		H24.5.25
14	婚姻 (届出)	反応なし	56		56	H19.12.10		H24.12.24
14	監護なし (職権)	反応なし	126		126	H19.12.10		H24.12.24
14	婚姻 (届出)	反応なし	127	120	7	H19.9.7	H19.6.22	H24.9.21
15	婚姻 (届出)	反応なし	151	110	41	H20.1.9	H16.9.3	H25.1.23
18	父と同一生 計 (届出)	反応なし	99	20	79	H19.2.13	H19.4.11	H24.4.11
18	労災保険年 金給付受給 (届出)	反応なし	167		167	H19.9.7		H24.9.21
19	婚姻 (届出)	支払困難 (生活困 窮)	327		327	H20.2.13		H25.2.27
計			2,226	331	1,895			

出典：少子政策課資料より作成

平成 25 年度

(単位：千円)

発 生 年 度	理 由	状 況	債 権 額	収 納 済 額	不 納 欠 損 額	最 終 督 促 日	最 終 収 納 日	最 終 時 効 完 成 日
12	事実婚 (届出)	反応なし	507		507	H21.3.11		H26.3.25
13	婚姻(職権)	反応なし	231	60	171	H20.11.7	H16.5.11	H25.11.21
13	婚姻(職権)	反応なし	127		127	H20.11.7		H25.11.21
13	事実婚 (届出)	反応なし	338	18	320	H21.3.11	H14.7.5	H26.3.25
14	婚姻(届出)	反応なし	100	80	20	H20.10.10	H20.5.12	H25.10.24
14	転出(届出)	反応なし	338	40	298	H20.11.7	H20.2.29	H25.11.21
14	婚姻(職権)	反応なし	127		127	H20.5.9		H25.5.23
14	婚姻(職権)	反応なし	169	165	4	H20.10.10	H20.8.7	H25.10.24
14	事実婚 (届出)	反応なし	378	225	153	H21.2.13	H20.7.31	H26.2.27
15	婚姻(届出)	反応なし	84	14	70	H15.12.10	H20.10.10	H25.10.10
15	事実婚 (届出)	反応なし	127		127	H21.2.13		H26.2.27
15	事実婚 (届出)	反応なし	426	118	308	H21.1.9	H20.8.1	H26.1.23
15	婚姻(届出)	反応なし	340	120	220	H20.7.11	H20.1.4	H25.7.25
15	婚姻(届出)	反応なし	47		47	H21.1.9		H26.1.23
15	公的年金 児童加算 (届出)	反応なし	1,221	90	1,131	H20.11.7	H20.2.20	H25.11.21
19	施設等入所 (届出)	反応なし	105		105	H20.7.11		H25.7.25
20	転出(届出)	反応なし	40		40	H20.7.11		H25.7.25
20	事実婚 (届出)	反応なし	208	40	168	H21.3.11	H20.5.31	H26.3.25
21	事実婚 (届出)	反応なし	125		125	H21.2.13		H26.2.27
計			5,048	971	4,076			

出典：少子政策課資料より作成

平成 26 年度

(単位：千円)

発 生 年 度	理 由	状 況	債 権 額	収 納 済 額	不 納 欠 損 額	最 終 督 促 日	最 終 収 納 日	最 終 時 効 完 成 日
12	辞退 (職権)	反応 なし	546	165	381	H21.4.24		H26.4.24
13	公的年金 (受給者) (届出)	反応 なし	142	6	136	H21.9.23	H21.7.9	H26.9.23
13	公的年金 (受給者) (届出)	反応 なし	42		42	H21.12.25		H26.12.25
13	婚姻 (届出)	反応 なし	42		42	H21.4.10		H26.4.24
14	公的年金 (受給者) (届出)	反応 なし	378	373	5	H21.9.23	H19.10.23	H26.9.23
14	公的年金 (受給者) (届出)	反応 なし	508	473	35	H21.12.25	H21.11.18	H26.12.25
14	婚姻 (届出)	反応 なし	118		118	H21.4.10		H26.4.24
16	事実婚 (届出)	反応 なし	47		47	H20.10.10		H26.4.1
17	事実婚 (届出)	反応 なし	375	11	364	H20.10.10	H21.1.23	H26.4.1
17	事実婚 (届出)	反応 なし	109	80	29	H21.8.7	H21.10.23	H26.10.23
計			2,311	1,108	1,203			

出典：少子政策課資料より作成

(3) 指摘又は意見

【意見 24】 児童扶養手当現況届のその他の事項欄への記載について

母親の事実婚が児童扶養手当過誤払いの多くの事例となっているため、申請段階で事実婚がないことを市町村の申請受付担当者に再確認させるためと、申請者自身においても事実婚の状態では手当を受給できないことを再認識してもらうために、児童扶養手当現況届のその他の事項欄に内縁関係の有無の記載をするよう市町村の申請受付担当者に対して指導すべきと思料する。

【意見 25】 児童扶養手当資格喪失届の備考欄への記載について

児童扶養手当資格喪失届に、発生理由の番号のみではなく、その状況が確認できるように発生理由を備考欄に記入するよう市町村の申請受付担当者に対して指導すべきである。また、状況に応じて別紙を設けて発生理由の状況を詳細に記入し当該届に添付するなどして、資格喪失理由と資格喪失時期を正確に把握出来るようにすべきである。

記載されている資格喪失理由の発生番号が事実とは異なるケースがあった。また、資格喪失理由の発生番号の記載のみでは、資格喪失理由の実態が不明確なケースもあり、今後の児童扶養手当過誤払返納の手続や児童扶養手当制度の運営においても重要な情報となり得るため、必要であると思料する。

【意見 26】 権限を移譲した市との連携について

権限を移譲した市との情報連携がうまくいっていないように思われる。資格喪失者が現在、市で児童扶養手当を受給している可能性を否定できないケースもあった。定期的に、児童扶養手当過誤払い該当者の情報を得るような機会を制度的に設けるべきである。

【意見 27】 滞納者への納付指導の見直しについて

福祉の観点から基本的には生活困窮者であると推定される滞納者に対して、強く出られないこともあり、現在、電話催告や戸別訪問、財産調査等は積極的には行われていない状況である。しかし、児童扶養手当過誤払金は、受給者の資格喪失事由により発生するものであり、不当利得の性格を有する。従って、滞納者の現状が生活に困窮していても、納付交渉を粘り強く行い、時間をかけてでも全額返還に努める必要がある。

「債権管理マニュアル(平成 24 年 9 月債権管理連絡会議)」「IV法的措置に至るまでの納付指導等」において、初期納付指導について記載されているが、実際には強い態度での債権回収は行っていない。

5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (No.13)

(1) 貸付制度の概要

①制度目的

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立や、扶養している子の福祉増進のために必要な資金を貸し付ける制度である。

埼玉県では「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金事務取扱要領」（以下「要領」という。）に基づいて貸付を行っている。当該要領は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日政令第224号。以下「令」という。）、厚生省による基本通知及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する規則（昭和48年4月6日規則第24号。以下「規則」という。）に基づいて実施する母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金（以下「母子福祉資金等」という。）貸付事業の円滑かつ適正な執行を図るために定められたものである。

②制度概要

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度は下表のとおりである。

平成27年4月1日から適用

資金の内容	貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度 子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等（入学する月の末日まで申請可能）	小学校（所得税が非課税の方） 40,600 中学校（所得税が非課税の方） 47,400 国公立高等学校等 150,000 私立高等学校等 410,000 国公立大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 370,000 自宅外通学 380,000 私立大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000	—	卒業後 6か月	5年 以内	無利子
修学 子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	別表のとおり	修学 期間中	卒業後 6か月	別表の とおり	無利子
修業 子が、起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得 することが必要である場合 460,000	知識技能 習得期間 中5年以 内	知識技能 習得後1 年	6年 以内	無利子

資金の内容		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就職支度	母、父、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 ※320,000 ※320,000 = 通常分100,000+自動車購入分220,000	—	1年	6年以内	無利子または1.5%※
技能習得	母、父又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	月額 (特別分) 68,000 ・数月分をあわせて貸付を受ける場合 (12月分相当額) 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得後1年	10年以内	無利子または1.5%※
医療介護	(医療分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内 (介護分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金。ただし、介護期間1年以内	(医療分) 340,000 ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療又は介護を受ける期間後6か月	5年以内	無利子または1.5%※
生活	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母、父又は寡婦が技能習得している間 ②母、父又は寡婦が医療又は介護を受けている間 ③母、父又は寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭又は父が父子家庭になり7年未満	技能習得分①) 月額 141,000 技能習得分以外②③④) 月額 103,000 ・生計中心者でない場合の母子又は父子 月額 69,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 69,000 *④の場合(母子家庭又は父子家庭)になって7年未満のみ 総額 2,400,000 養育費取得の裁判費用の場合は一括貸付可能 (12月分相当額) 1,236,000	技能習得期間中5年以内	習得期間満了後6か月	10年以内	無利子または1.5%※
			医療介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	5年以内	
			失業した日から1年以内	貸付期間満了後6か月	5年以内	
			母子家庭となって7年になるまで		8年以内	
転宅	母、父又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	260,000	—	6か月	3年以内	無利子または1.5%※

資金の内容		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
住 宅	母、父又は寡婦が住宅を建設、購入、保全改築増築するのに必要な資金	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内	無利子または1.5%※
事 業 開 始	母、父又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	2,830,000 ・複数の母子家庭の母又は父子家庭の父が共同起業する場合、その複数の母又は父への貸付合計額 4,260,000	—	1年	7年以内	無利子または1.5%※
事 業 継 続	母、父又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	1,420,000	—	6か月	7年以内	無利子または1.5%※
結 婚	子の結婚に必要な資金	300,000	—	6か月	5年以内	無利子または1.5%※

出典：「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度のご案内」

※無利子または1.5%…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年率1.5%の利子が付く。(就職支度資金は、子が就職する際の必要経費であれば、一律無利子となる。)

(別表) 修学資金貸付限度額 (月額)

平成 27 年 4 月 1 日から適用 (単位: 円)

		学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還 期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000			原則として貸付期間の 2 倍
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000			
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000			
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000			
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000	原則として貸付期間の 3 倍
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000	
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000	
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000				原則として貸付期間の 3 倍
		自宅外通学	51,000	51,000				
	私立	自宅通学	53,000	53,000				
		自宅外通学	60,000	60,000				
大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000		原則として貸付期間の 2.5 倍
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000		
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000		
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000		
専修学校 (一般課程)			32,000	32,000				原則として貸付期間の 2 倍

出典: 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度のご案内」

(注) 修学に必要な経費が上記の金額を超える場合は上記金額の 1.5 倍を限度として利用することができる。

③貸付対象者

制度上予定する貸付対象者は以下のとおりである。

- 1) 母子家庭の母及び父子家庭の父で 20 歳未満の子を扶養している者で次のいずれかに該当する者
 - i) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない者
 - ii) 配偶者の生死が不明、又は配偶者から遺棄※されている者

※遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限る。

- iii) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない者
- iv) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない者
- v) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない者
- vi) 婚姻によらないで母又は父となり、現に結婚していない者

2) 父母のない、20歳未満の子

3) 寡婦（現在子を扶養していない場合、所得制限（注1）がある。）

かつて母子家庭の母であった者で、現在も上記1) i) ~ vi) のいずれかに該当する者

4) 40歳以上の配偶者のない女性であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（現在子を扶養していない場合、所得制限（注1）がある。）

5) 上記1) 及び3) に該当する者の子（就学支度資金・修学資金・修業資金・就職支度資金のみ）

※母や父又は寡婦が連帯保証人としての要件（収入・資産等）を満たしている場合に限る。

（注1）所得制限について

上記3) または4) に該当し、現在子を扶養していない場合、前年の所得額が2,036,000円以下の者が対象である。

④連帯借受者及び連帯保証人

1) 就学支度資金、修学資金、修業資金及び就職支度資金（子の就職費用）を借りる場合は、子が連帯借受者（申請者と同様に返済義務を負う者）となるが、連帯保証人は不要である。子本人が借りる場合※は、母又は父を連帯保証人とする。

※20歳未満の子の場合、法定代理人の同意が必要である。また、小学校・中学校の就学支度資金は対象外である。

2) 上記1) で掲げた資金以外を借りる場合、連帯保証人を立てると無利子、立てないと年率1.5%の利子が付く。

3) 連帯保証人は、原則、次のすべての要件を満たしている者に限る。

- ・申請者と別生計
- ・県内・近隣に住む 60 歳未満の親族
- ・保証能力がある

(2) 未収債権について

①収入未済額等の推移

(単位：千円)

H26 年 度末残高	年度ごとの 残高状況		平成 27 年度(12 月末現在) の年度ごとの回収実績			平成 27 年度(12 月末現在) の不納欠損額及び件数		
	年度	金額	年度	件数	金額	年度	件数	金額
301,138	～H16	62,344	～H16	392	2,253	～H16	1,460	12,981
	H17	9,008	H17	148	1,013	H17	2	14
	H18	10,237	H18	97	599	H18	-	-
	H19	12,030	H19	137	744	H19	-	-
	H20	13,059	H20	180	1,208	H20	-	-
	H21	15,378	H21	148	1,018	H21	-	-
	H22	16,541	H22	216	1,288	H22	-	-
	H23	21,812	H23	326	2,233	H23	-	-
	H24	30,294	H24	436	3,416	H24	-	-
	H25	44,253	H25	552	4,676	H25	-	-
	H26	66,182	H26	494	4,808	H26	-	-

出典：少子政策課提出資料より作成

②未収債権の概要

県では、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。平成 26 年度末における母子父子寡婦福祉資金貸付金等の合計額は 301,138 千円、件数 41,377 軒数 1,025 である。

(3) 現地調査

①現地調査場所

東部中央福祉事務所

②現地調査選定理由

埼玉県にある4つの福祉事務所の中で母子父子寡婦福祉資金貸付金の件数及び金額が最も多いため選定した。

(4) 東部中央福祉事務所

第3章 第2 2.(3) 参照

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

東部中央福祉事務所における福祉資金貸付実績(件数・金額)は、下表のとおりである。

		新規分		継続分		計	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
修学資金	高校	14	4,545	36	11,413	50	15,958
	専修	42	28,852	43	31,847	85	60,700
	大学	74	51,516	200	161,618	274	213,134
修業資金		1	230	0	-	1	230
就学支度資金		163	68,431	2	197	165	68,628
生活資金		4	2,810	7	3,930	11	6,740
技能修得資金		5	2,171	15	9,866	20	12,037
住宅資金		0	-	0	-	0	-
転宅資金		8	1,690	0	-	8	1,690
計		311	160,246	303	218,872	614	379,119

出典：少子政策課提出資料より作成

東部中央福祉事務所における滞納額 100 万円以上を有する者は次のとおりである。

①平成 26 年度末滞納者の状況(100 万円以上)

(単位：千円)

氏名	滞納額	回収委託	H27 年度 (12 月末現在) の返済状況	備考
A	1,060	○	80	吉川市
B	1,245	×	1,193	草加市
C	1,217	○	13	三郷市

氏名	滞納額	回収委託	H27年度 (12月末現在) の返済状況	備考
D	1,146	×	-	草加市
D	1,016	×	279	川口市
E	1,598	○	80	春日部市
F	1,072	×	-	川口市
G	1,936	○	92	さいたま市
H	1,043	×	23	川口市
I	1,157	○	353	桶川市
J	3,796	×	147	県外
K	1,503	○	180	県外
L	1,354	○	21	八潮市
M	1,229	○	103	上尾市
N	1,193	○	25	八潮市
O	1,241	○	90	戸田市
P	1,056	×	-	三郷市
Q	1,285	×	245	草加市
R	1,411	○	110	川口市
S	1,541	○	39	吉川市
T	1,969	○	150	三郷市
U	1,010	○	-	県外
V	2,015	×	1,789	吉川市
W	1,368	×	1,169	県外
X	1,553	○	-	県外
Y	1,550	○	299	春日部市
Z	1,120	○	135	鴻巣市
AA	2,926	○	-	県外
AB	1,135	○	-	三郷市
AC	1,814	×	-	県外
AD	2,218	○	8	川口市
AE	1,246	○	-	川口市
AF	1,171	×	-	羽生市

出典：少子政策課提出資料より作成

1) 延滞金

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 17 条（違約金）に「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と規定されている。

2) 債権発生時の手続

- i) 福祉事務所長は、据置期間が完了して償還（返済）が開始される 1～2 月程度前の時期に、償還予告書（様式第 26 号）を借受者、連帯借受者及び保証人へ送付する。
- ii) 福祉事務所長は、電算システムから調定内訳書を出力し、その内容を確認の上、歳入の調定を行う。

3) 債権保有時の管理状況

未収債権が生じた場合、地方自治法、同法施行令及び埼玉県財務規則など関係法令等に定めのある手続のほか、その債権の状況に応じた措置により速やかに未収債権の解消を図る。

まず、財務規則の定めに従い、納期限から 40 日以内に督促状を送付するが、納入がない場合については、電話、文書による納入催告を行う。その後にもなお納入がない場合は、訪問による納入の指導、催告及び滞納者の実態調査を行う。

4) 債権回収の状況

県では 1 年以上返済のない滞納者に係る債権の回収をサービサーに委託している。

- ・委託先名称 A 債権回収株式会社
- ・委託時期 平成 25 年 8 月より
- ・サービサーによる回収実績（県全体）

(単位：千円)

年度	委託 件数	委託額	回収額	回収率 (%)	備考
H25	349	89,570	11,100	12.4	※毎年契約 ※1年に1回、前年度のものをまとめて委託している ※毎月回収額の報告あり
H26	462	114,500	20,420	17.8	
H27	393	105,380	—	—	

出典：少子政策課提出資料より作成

5) 未収債権発生の原因

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度において、修学資金と就学支度資金が貸付合計の90%以上を占めている。未収債権が発生する原因としては、子が大学を中退又は卒業後就職できないこと、母が失業や病気により返済が困難になることなどが挙げられる。

(6) 不納欠損処理

①年度別状況

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金額	2,499	942	904	2,090	9,123
件数(件)	11	5	4	8	31

出典：少子政策課提出資料より作成

②年度別担当事務所別不納欠損処理の状況

1) 平成22年度

(単位：千円)

担当事務所	貸付件数	貸付総額	不納欠損額	時効起算日から10年経過時の状況
東部中央福祉事務所	8	4,055	1,399	借受者（生活困窮） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮）
西部福祉事務所	3	1,924	1,100	借受者（死亡、生活困窮） 子（所在不明） 保証人（生活困窮）
計	11	5,979	2,499	

出典：少子政策課提出資料より作成

2) 平成 23 年度

(単位：千円)

担当事務所	貸付件数	貸付総額	不納欠損額	時効起算日から10年経過時の状況
東部中央福祉事務所	3	1,368	637	借受者（生活困窮） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮、行方不明）
西部福祉事務所	2	519	305	借受者（生活困窮） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮）
計	5	1,887	942	

出典：少子政策課提出資料より作成

3) 平成 24 年度

(単位：千円)

担当事務所	貸付件数	貸付総額	不納欠損額	時効起算日から10年経過時の状況
東部中央福祉事務所	1	528	385	借受者（生活困窮） 保証人（生活困窮、行方不明）
西部福祉事務所	3	1,111	519	借受者（生活困窮、死亡） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮、行方不明）
計	4	1,639	904	

出典：少子政策課提出資料より作成

4) 平成 25 年度

(単位：千円)

担当事務所	貸付件数	貸付総額	不納欠損額	時効起算日から10年経過時の状況
東部中央福祉事務所	7	2,421	1,939	借受者（生活困窮、死亡） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮、死亡）
西部福祉事務所	1	209	150	借受者（生活困窮） 子（生活困窮） 保証人（生活困窮）
計	8	2,630	2,090	

出典：少子政策課提出資料より作成

5) 平成 26 年度

(単位：千円)

担当事務所	貸付件数	貸付総額	不納欠損額	時効起算日から10年経過時の状況
東部中央福祉事務所	28	13,909	8,636	借受者（生活困窮、死亡） 子（生活困窮、死亡） 保証人（生活困窮、死亡）
西部福祉事務所	1	70	70	借受者（生活困窮） 子（生活困窮、死亡） 保証人（生活困窮）
北部福祉事務所	2	1,475	416	借受者（生活困窮） 保証人（生活困窮）
計	31	15,454	9,123	

出典：少子政策課提出資料より作成

(7) 指摘又は意見

【意見 28】返済計画の詳細な検討及び生活指導について

貸付金の返済が一度もなく滞納しているケースが見受けられた。このケースは、修学資金の場合に多い。滞納理由は様々であるが、当初の「母子・父子・寡婦福祉資金相談記録」における1か月当たりの生活状況を確認すると、児童扶養手当等の給付により生活が維持されている家計も多く、また将来の返済資金の検討もしておらず、貸付申請時において将来の返済が不可能であろうと思われる状況が

確認された。

申請者は、子が卒業後に就職することを念頭に、その子による返済を前提とした貸付申請を行っていたものと推測される。このような状況を踏まえて、現在においては、貸付申請者及び子本人に面接を実施する際に、この貸付制度の趣旨を丁寧に説明し、子本人の強い進学意思を確認し、将来において子本人が返済することもあり得るため、将来の返済の意思を書面により確認すると共に、進学後も家庭状況を把握するため面接を実施している。

しかし、子本人の中途退学や就職浪人ということは起こりうるわけで、子本人による返済が不可能となる状況や、返済開始時期には高齢により母（父）の返済能力がより厳しくなること、さらに児童扶養手当等の給付も無くなることから、貸付時よりも返済開始時期における家計状況がより厳しくなっているであろうことを考慮する必要がある。

したがって、貸付家庭の経済状況が変化する将来を見据えて、必要に応じて再度家庭の収支内容を検討するべきである。その際には、支出内訳に返済金を加算することで、返済が実現可能か客観的に検討し、もしも返済可能性に不安があれば、その点を踏まえて生活指導する必要がある。県は、これらの指導を実施しているが、さらに徹底して行うべきである。

【意見 29】未収債権につき法的措置の検討の必要性について

「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金事務取扱要領」の第5滞納者に対する措置 6 法的措置に「1 から 3 に掲げる対応を講じてもなお納入しない者のうち、(省略) 必要な訴訟手続を行うことができる。」とある。しかし、現在までこの法的措置を実施したケースはない。返済能力があるにも関わらず、返済が実行されていないケースも見受けられる。法的措置実施の可能性について検討するべきである。

【意見 30】未収金収納事務委託業者の事務内容の検討について

県は、未収債権を未収金収納事務委託業者に書面により告知し事務委託を行っている。委託した債権の中には、未収金収納事務委託業者が電話連絡対応を実施しなくとも、定期的に収納されているケースがあった。このようなケースは、事務委託しなくても定期的に収納されるのかについて検討すべきである。

未収金収納事務委託業者に委託する債権は、年度切替えの都度、事務委託する債権から外すべきか否かについて検討しているとのことだが、上述の事例もあることから、未収金収納事務委託業者の事務内容をさらに詳細に検討したうえで判断する必要がある。

【意見 31】 取扱要領の見直しについて

未収金収納事務委託業者に委託する債権について、「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金事務取扱要領」に規定されていない。今後も回収業者を利用し続けることが想定されるならば、対象となる債権や手続について、当該要領に明記すべきである。

【意見 32】 個人別ファイル保管キャビネットの施錠について

東部中央福祉事務所の事務室を視察した際に、個人別ファイルの保管状況について質問したところ、個人別ファイルを保管する引出型キャビネットには施錠がされないとのことであった。全員退出した後に事務室は施錠されるから問題ないという認識であるが、個人のプライバシーに係る「センシティブ情報」に職員であれば誰でも近づけるという状況は問題である。少なくとも就業時間外は施錠すべきである。可能であれば常時施錠しておくことが望ましい。その場合、鍵の管理についても別途定める必要がある。

6. 看護師等育英奨学金貸付金 (No.17)

(1) 概要

埼玉県では、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する施設に在学し、経済的な理由により修学が困難な方に育英奨学金を貸与している。育英奨学金は、「埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例」及び「同条例施行規則」に基づき、卒業後、県内において看護師等として就業する者に貸与するもので、無利息ではあるが、全額返還が原則となっている。

また、看護師等修学資金は「埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例」及び「同条例施行規則」に基づき、卒業後、県内において看護師等として就業する者に貸与するものであったが、平成 23 年度で当該制度は終了したため、新規の貸与は発生せず、債権管理のみが行われている。

なお、当該貸付制度はもともと厚生労働省の補助金により実施されていたところ、平成 17 年度より補助金が廃止され、以後は県の予算により実施しているものである。他都道府県にも同様の制度は存在する。

①育英奨学金の貸与について

1) 貸与年額（無利息貸与）

設置主体	保健師、助産師 看護師養成課程	准看護師 養成課程
ア. 国公立養成施設	270,000 円	360,000 円
イ. ア.以外の養成施設	540,000 円	

出典：看護師等育英奨学金貸与のしおり

* 「国公立養成施設」とは、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体が設置する養成施設をいう。

* 「公立大学法人埼玉県立大学」は「イ. ア.以外の養成施設」に該当する。

②育英奨学金の返還・猶予・免除について

1) 返還

育英奨学金は、貸与終了（卒業）後、全額返還する義務がある。

返還方法等は、下記 i) 又は ii) のいずれに該当するかで異なる。

i) 看護師等の免許を取得し、卒業の翌日（4月1日）から2か月以内に埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事している方

- ・返還方法 「一括払い」、「年賦払い（貸与年額と同額）」、又は「年賦払い（貸与年額の半額）」
- ・返還期限 毎年度の1月31日

ii) i) 以外の方（県外就業、退学など）

- ・返還方法 一括払い
- ・返還期限 当該返還事由が生じた日の翌日から6か月以内

2) 返還猶予

奨学金の貸与を受けた者で、次のi)～ii)に該当する場合は、当該事由が継続する間返還を猶予することがある。

i) 卒業後、他の看護師等養成施設（県外の施設も含む。）に進学し、在学しているとき。

ii) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた方が、死亡し又は心身の著しい障害により奨学金を返還することができなくなった場合は、返還を免除することがある。

(2) 未収債権

①収入未済額の推移

(単位：千円)

H26 年度末未 収金残高	発生年度ごとの 累積未収金の状況		H27年度(12月末現在)の発 生年度ごとの回収実績			H27年度(12月末現在) の不納欠損額及び件数		
	年度	金額	年度	件数	金額	年度	件数	金額
17,412	～H16	5,386	～H16	1	31	～H16	-	-
	H17	1,995	H17	-	-	H17	-	-
	H18	2,462	H18	-	-	H18	-	-
	H19	633	H19	-	-	H19	-	-
	H20	285	H20	1	1	H20	-	-
	H21	911	H21	1	21	H21	-	-
	H22	908	H22	1	1	H22	-	-
	H23	1,090	H23	24	201	H23	-	-
	H24	705	H24	3	54	H24	-	-
	H25	462	H25	3	202	H25	-	-
	H26	2,575	H26	11	1,537	H26	-	-

出典：医療整備課提出書類より作成

②過去5年間の貸与金額と貸与者の推移

1) 貸与金額の推移

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
修学資金	24,612	5,088	—	—	—
育英奨学金	46,008	46,206	44,028	39,870	39,240
合計	70,620	51,294	44,028	39,870	39,240

出典：医療整備課提出資料より作成

2) 貸与者の推移

(単位：人)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
修学資金	67	12	—	—	—
育英奨学金	105	106	100	89	85
合計	172	118	100	89	85

出典：医療整備課提出資料より作成

(3) 未収債権の回収

①発生

1) 看護師等育英奨学金貸付金

全額返還が原則となっているが、返還が滞って未収債権が発生する理由としては、看護師等の資格を取れなかった場合、就職後何らかの事情により看護職員としての仕事を辞めた場合等に、滞納者の低所得や生活困窮によるものが多いと思われる。

2) 看護師等修学資金（現在では新規の貸出なし）

原則として返還が免除されることを前提としているが、返還が免除されない場合としては、県外の病院等に就職した場合、県内の免除対象施設以外の病院等に就職した場合、就職後何らかの事情により看護職員としての仕事を辞めた場合である。

返還免除がなされなかった場合、返還が滞って未収債権が発生する理由としては、滞納者の低所得や生活困窮によるものが多いと思われる。

②回収

貸与者の情報は看護師等修学資金・育英奨学金管理システムにて管理される。分割返済開始前に貸与者に対して返還決定通知書が送付される。また、毎月の納入通知書は納入期限（毎月末日）前 15 日以内に送付される。

③督促

納期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状を送付する。

④看護師等育英奨学金貸付金

1) 債権の概要

収入未済額 17,412 千円

件数 1,153 軒数 204

2) 収入未済額

(単位：千円)

	未済金額	延滞利息	合計
修学資金	3,407	9,843	13,250
育英奨学金	3,908	254	4,162
合計	7,315	10,097	17,412

出典：医療整備課資料に基づき作成

i) 修学資金

・未済金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

H16 年度以前合計	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
2,313	—	—	—	—	84
H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	合計
231	390	364	—	25	3,407

出典：医療整備課資料に基づき作成

・延滞利息の発生年度別内訳

(単位：千円)

H16 年度以前合計	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
2,374	1,859	2,422	592	251	812
H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	合計
435	699	341	—	53	9,843

出典：医療整備課資料に基づき作成

修学資金について、未済金額のある 14 人を個別に検証した。検証した 14 人の明細は下表のとおりである。

(単位：千円)

No.	請求年月	返済計画書の提出	支払督促	未済金額	時効完成後債権額	備考
1	H5.12	-	-	168	168	死亡
2	H8.2	-	H18.2	210	210	行方不明
3	H9.7~H9.10	-	-	144	144	
4	H10.7~H10.12	H18.5	H18.3	216	-	民事再生中
5	H11.1~H12.12	-	-	864	-	破産
6	H10.4~H11.6	-	-	315	315	
7	H16.4~H17.2	-	-	396	396	死亡
8	H21.10	-	-	21	-	完済
9	H22.1~H23.8	-	-	399	-	支払督促予定
10	H23.4~H24.11	-	-	240	-	支払督促予定
	H23.4~H24.8	-	-	85	-	
11	H24.3	-	-	18	-	完済
12	H24.5~H24.6	-	-	54	-	完済
13	H23.9~H24.12	-	-	252	-	支払督促予定
14	H26.11~H27.1	-	-	25	-	完済
計				3,407		

出典：医療整備課資料に基づき作成

ii) 育英奨学金

・未済金額の発生年度別内訳

(単位：千円)

H16年度以前合計	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
700	64	-	-	-	-
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	合計
200	-	-	460	2,484	3,908

出典：医療整備課資料に基づき作成

・延滞利息の発生年度別内訳

(単位：千円)

H16年度以前合計	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
—	70	39	40	33	14
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	合計
40	—	—	1	13	254

出典：医療整備課資料に基づき作成

育英奨学金について、未済金額のある13人を個別に検証した。検証した13人の明細は下表のとおりである。

(単位：千円)

No.	請求年月	返済計画書の提出	支払督促	未済金額	時効完成後債権額	備考
15	H14.3~H18.3	-	H20.3	764	-	債務名義取得
16	H23.3	-	-	200	-	死亡
17	H26.3	H26.1	-	280	-	分割返済中
18	H26.3	-	-	180	-	完済
19	H26.9	-	-	720	-	支払督促予定
20	H26.12	-	-	360	-	返済
21	H27.1	-	-	270	-	
22	H27.3	-	-	200	-	返済
23	H27.1	-	-	90	-	返済
24	H27.1	-	-	180	-	返済
25	H27.3	-	-	200	-	返済
26	H27.3	-	-	264	-	返済
27	H27.3	-	-	200	-	返済
計				3,908	-	

出典：医療整備課提出書類より作成

検証した 27 人のうち、特記事項のある 5 人について、下表にまとめた。

番号	No.4		貸与期間	H3.4～H6.3	
未済金額	216 千円	延滞利息	0 千円	計	216 千円
連帯保証人	元配偶者とその親		連帯保証人への連絡	あり	
対応状況	催告書送付、連帯保証人臨宅、H27.2 民事再生計画の認可				
備考	民事再生中				

番号	No.6		貸与期間	H7.4～H9.3	
未済金額	315 千円	延滞利息	46 千円	計	361 千円
連帯保証人	元配偶者、親		連帯保証人への連絡	なし	
対応状況	催告書送付、臨宅、H20.3 債務者の家族が破産手続中との連絡あり				
備考					

番号	No.10		貸与期間	H9.4～H11.3 H12.4～H14.3	
未済金額	325 千円	延滞利息	1 千円	計	326 千円
連帯保証人	親と姉		連帯保証人への連絡	あり	
対応状況	臨宅、連帯保証人に電話、催告書送付				
備考					

番号	No.15		貸与期間	H11.4～H13.3	
未済金額	764 千円	延滞利息	－	計	764 千円
連帯保証人	配偶者、義弟		連帯保証人への連絡	あり	
対応状況	H20.4 仮執行宣言付支払督促				
備考					

番号	No.19		貸与期間	H22.4～H24.3	
未済金額	720 千円	延滞利息	－	計	720 千円
連帯保証人	親、妹		連帯保証人への連絡	あり	
対応状況	電話連絡、臨宅、催告書送付 債務者及び連帯保証人あて文書催告				
備考					

【意見 33】 債務者及び連帯保証人に対する積極的な請求について

催告書が送付されているケースでは、当該催告書に、次は裁判所を通じた支払督促の手続に入る旨が記載されているにもかかわらず、次の手続がされていない。また、仮執行宣言付支払督促がある場合にも、次の手続がなされていない。

債務者及び連帯保証人に対して、積極的に返還請求をするべきである。

3) 延滞利息

延滞利息については、「埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例」第 11 条第 1 項に年 7.25%と規定されている。

4) 債権発生時の手続

貸与者の情報は看護師等修学資金・育英奨学金管理システムにて管理される。分割返済開始前に貸与者に対して返還決定通知書が送付される。また、毎月の納入通知書は納入期限（毎月末日）前 15 日以内に送付される。

5) 債権保有時の管理状況

看護師等修学資金・育英奨学金管理システム内の貸与台帳で管理される。

6) 未収債権発生の原因

看護師等育英奨学金貸付金の返済が滞り未収債権が発生するのは、貸与を受けたが看護職員の資格を取る前に退学して看護職員の職に就けなかったこと、又は就職後何らかの事情により看護職員の仕事を辞めたこと等により、低所得や生活困窮に陥ることが原因である。

(4) 指摘又は意見

【意見 34】 未収金の回収事務における要領又はマニュアルの作成について

「債権管理の手引き」や「債権管理マニュアル」に基づき看護師等修学資金返還金や看護師等育英奨学金貸与返還金の回収事務を行っているが、当該制度の特色を踏まえた回収事務の要領やマニュアルを作成すべきである。

【意見 35】 10 年超以前の収入未済額について

修学資金及び育英奨学金における 10 年超以前の収入未済額は 5,387 千円であり、収入未済額合計の 31%にもなる。私債権の時効の 10 年を超えており、今後の返還が期待できないことから、要件に合致するものは債権放棄を進め、管理コストを削減すべきである。

7. 農業改良資金貸付金 (No.26)

(1) 概要

①制度の概要

リスクの高い就農形態や農作物生産へのチャレンジを支援すること及び、新たな農業の担い手を確保・育成することを目的として、国が 2/3、県が 1/3 の資金原資を拠出し青年農業者等育成確保資金等として資金の貸付を実施した制度である。制度開始は昭和の時代からと古く、県は本制度により長期間、無利子で貸付を行ってきた。

貸付けられた資金については、就農者が策定した事業計画に沿って農業生産を推進することで得られる収入からの償還を予定していた。

しかし、貸付資金のうち、償還予定どおり返済されないものが発生し、これが債権となり、償還の遅延に伴い延滞金も発生している。

②制度の現状

平成 22 年 10 月より当該制度について改正が行われ、県が資金を直接融資する方式から、県は貸付資格の認定を行い、日本政策金融公庫が融資する方式へと変更された。よって、現在は、当該制度から新たな債権は発生せず、収入未済額としての未収債権は、返済により減少するのみとなる。

(2) 未収債権

①未収債権

平成 26 年度末時点での未収債権の金額と、延滞違約金の概算額は以下の通りである。

未収債権は当初貸付残高のうち、未償還部分である。延滞違約金額は農業改良資金の償還が完了した時点で確定するため、平成 27 年 3 月末時点での概算金額となる。そのため、償還完了までの期間が長期となるに従い、さらに延滞違約金の額は増額することになる。また、金額未確定のため、現時点では未調定債権となっている。

(単位：千円)

債務者	未収債権額	延滞違約金額 (概算)
A氏	8,978	14,839
B組合法人	7,372	8,595
合計	16,350	23,435

出典：農業支援課資料

②延滞違約金額

未収債権のうち延滞違約金額に関するものは以下のとおりである。当該債権は、農業改良資金の償還は完了しており、その違約金額も確定しているため、利息も発生せず新たな債権の発生やさらに増額することなどはない。

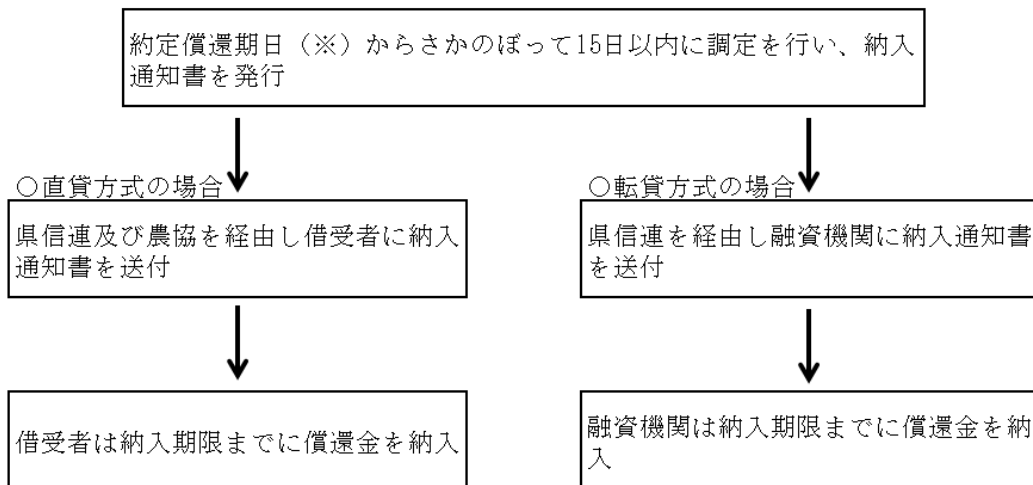
(単位：円)

債務者	延滞違約金額
C氏	2,923,791

出典：農業支援課資料

③債権に関する業務フロー

1) 債権発生時



※原則として貸付日からさかのぼって、最も近い偶数月の末日

2) 債権回収時

○直貸方式の場合

償還金の延滞があったときは、県信連は直ちに適切な償還指導を行うとともに、延滞発生後15日以内に県に報告



延滞発生後30日を経過してもなお納入されないものについては、県信連及び農協を經由して督促状を発行



現地督促、調査の実施



償還が著しく困難であると認められるときは、借受者に償還計画の作成を指導



借受者は償還計画に基づき、定められた金額を納入

(3) 県の対応

①債務者への対応

1) A氏

平成8年度に農業改良資金を23,000千円借り受けたが、計画していた農作物について栽培不調により平成13年度から資金の償還に延滞が発生している。現在、農業生産を継続して営んでいるため、毎年2回の面接を実施し、償還計画を策定して償還を受けている。また、農業における技術面からの指導を実施し、当初計画していた農作物以外の生産についても支援を行っている。債務者の状況を把握するため、毎年度の確定申告書、決算書を入手し、財務状態の確

認も実施している。

2) B組合法人

平成10年に農業改良資金を5件、合計で30,000千円借り受けたが、計画していた農作物の育成不良などにより、平成17年度から資金の償還に延滞が発生している。

平成24年度に法人の解散決議、平成25年に解散登記がなされている。清算は現時点でも未了である。

そのため、連帯保証人であり、個人として事業を継続している旧法人の理事2名と引続き交渉を行っており、当該2名から現在は返済を受けている。また、加えてもう1名の連帯保証人についても現況調査等を進め、交渉を進めている。

当該事業はゴミ処理場の熱を利用するなど、もともとD市と連携したタイアップ事業であり、主要な事業用の施設についてD市から賃借して運営していたため、当該施設の賃貸借取引を継続しないというD市からの意向が、法人の存続に大きく影響を及ぼしており、また、賃借料の支払もD市に対する債務として発生していた。そのため、県では必要に応じてD市への問い合わせも実施している。しかし、有効な交渉とはなっていない。

3) C氏

平成21年6月30日に貸付額23,000千円について全額返済を完了している。その時点で延滞金額(6,463,791円)が確定しているが、年2回程度の交渉により、策定された償還計画に基づき平成21年8月より分割による納付を受けている。毎年度の確定申告書、決算書を入手し、財務状況の確認も実施している。

②書類等の保管状況

平成9年以前の関係文書については、当初、文書の保存期間が10年間として規定されていたため、本債権に関する文書の一部については既に廃棄されてしまっており、返済の滞りが発生し始めた当時を含め、途中の指導や検討等の資料や経緯がまとまった書面等、過去の関係書類のうちの一部が保管されておらず確認することができなかった。文書の廃棄処理は当時の規則通りの取扱であり、規定上は問題とはならないが、本債権のように回収が順調に推移している事案を含むとしても、保存期間中に滞納が発生している事案については、運用上確認などが必要となる場合も想定されるため、完納又は不納欠損処理により結了するまで、関係書類を廃棄することなく適切に保管・管理すべきであった。その後平成10年以降の文書につい

ては 11 年以上保存（事実上の永久保存）として規定が改正されており、現在では文書の保管がしっかりとなされている。

（４）返済状況及び債権管理状況

①返済状況

1) A 氏

償還計画に基づき分割納付による償還を継続している。過去 5 年間の返済状況は以下のとおりである。農業生産を継続しつつ償還を継続しており、経営状況や生産・販売状況の良化に合わせて、償還額も徐々に増額している。そのため、県としては回収可能な債権であると判断している。

（単位：千円）

年度	返済金額
H21 年度以前	10,142
H22 年度	620
H23 年度	670
H24 年度	820
H25 年度	890
H26 年度	880
合計	14,022

出典：農業支援課資料

2) B 組合法人

償還計画に基づき分割納付による返済を継続している。過去 5 年間の返済状況は以下のとおりである。業績の悪化に伴い返済金額は減少している。

（単位：千円）

年度	返済金額
H22 年度	1,061
H23 年度	785
H24 年度	442
H25 年度	200
H26 年度	110
合計	2,598

出典：農業支援課資料

3) C氏

償還計画に基づき分割納付による返済を継続している。過年度の返済状況は以下のとおりである。これまで滞りなく返済されており、入手している申告書等の内容からも順調な回収が見込まれるため、県は回収可能であると判断している。

(単位：千円)

年度	返済金額	返済期間
平成21年度	550	H21.8 ~ H22.5.31
平成22年度	500	H22.6.1~H23.3.31
平成23年度	550	H23.4.1~H24.3.31
平成24年度	600	H24.4.1~H25.3.31
平成25年度	650	H25.4.1~H26.3.31
平成26年度	690	H26.4.1~H27.3.31
合計	3,540	

出典：農業支援課資料

②延滞違約金

農業改良資金事務処理要領第7 1 (4) により、A氏・B組合法人にかかる債権については年12.25%の割合で延滞金を徴収することができる。仮に現在策定している返済計画等に則り分割納付が継続されるとすれば、計画上の完納予定日を基に確定する延滞違約金の概算額はA氏、B組合法人ともに数千万円を超え非常に多額となると試算される。

県はこの延滞違約金について、その金額は延滞債権の納付完了時点において初めて確定するものであり、現在の試算金額はあくまで見込額であって確定額ではないこと、延滞違約金についてその金額などの詳細な情報を提供することにより、債務者の納付意欲を削ぐおそれがあることを考慮し、各債務者に対し延滞違約金の見込額に関する情報を提示していないとのことであった。

③強制執行等

本債権は私債権であり、現状、強制執行は実施していない。しかし、債権発生当初において、債務者に対して財産調査などによる換価できる財産の有無の確認や、他の債権者との連携による回収手続推進などが十分にはなされていなかった。

(5) 不納欠損処理

該当なし。

(6) 今後の展望

県では、A氏、C氏に対する債権については、その返済状況や経営状況を鑑みるに回収可能債権であると判断しており、今後も継続して指導や交渉を行うことで全額回収することとしている。

B組合法人に対する債権については、他の債権者等との情報交換のうえで、少しでも回収に努めるとともに、債務者の相続等の発生を待って債権放棄の検討も視野に入れていたとのことであった。

また、各債務者への延滞違約金については、その試算額が高額となっていることもあり、情報提供により各債務者の納付意欲を削ぐおそれがあるため、これまでどおり情報提供は行わないとのことであった。

(7) 指摘又は意見

【意見 36】 延滞違約金を含めた早期回収について

本債権のうちA氏債権は、これまで継続的に納付が行われており、一見すると回収が順調に進んでいるように見える。しかしながら、本来未収債権については一括納付が原則であること、現在の返済計画に基づく分納ペースで納付が行われた場合には完納にかかる期間が長期にわたることとなること、また、その結果として延滞違約金の金額については、約2,000万円を超えることが試算されていることを考慮すると、順調に回収されているとは言い難い。また、金額が確定していないがゆえに調定もなされていないため、未調定債権となってしまう。

延滞金が発生すること自体については、農業改良資金事務処理要領に規定されており、延滞が発生した当初送付している督促状に記載されているが、その金額については債務者に通知されていない。延滞金試算額の情報を目録等の際に都度債務者に提供するとともに、返済額の増額を含めた早期回収を交渉により図るべきである。

【意見 37】 関係書類の適切な保管・管理について

B組合法人債権については、延滞債権発生当初のD市との交渉過程についての資料が保管されていない（もしくはそもそも交渉自体が適切になされていない）ため、その後の対応にも苦慮する部分があると思料される。文書保存期間については規定上の問題がなかったとはいえ、運用上は確認や業務引継のためにも資料等を作成し、適切な保管・管理が必要であったといえる。

【意見 38】 債務者への適切な対応について

本債権のうち、B組合法人に関する債権については、D市との連携事業であり、D市から施設を賃借できない状況となった時点で事業の継続は困難となっていた。そのため、当該事由の発生当時の時点において、D市との交渉をさらに適切に実施し連携して債権の回収・管理にあたるべきであったと思料される。

また、個人として事業を継続している現債務者についても、入手した資料から判断するに日本政策金融公庫からの借入を実施しており、債権発生当初の状況から変動が発生していると判断される。他の債務を優先的に弁済している可能性や、さらなる経費削減の余地などが考慮されるため、金融機関への調査や事業内容のさらなる検討を実施し、現状を詳細に把握すべきである。調査を実施した結果を踏まえ、全体の延滞金額や延滞違約金額のうち回収可能性がある金額を他の債権者とも交渉のうえ確定し、残額については債権放棄を検討すべきであると思料する。

【意見 39】 資金貸付及び返済遅延が始まった時点での指導・支援について

本債権は農業改良資金の未償還により発生しているが、当初の農業改良資金貸付の際、また貸付後の経営支援や資金回収の際に、農業生産に関する技術面での審査や指導は実施されて来ていると判断されるが、経営や財務面での指導や支援について不足となる点があったのではないかと思料される。

資金貸付の時点や返済の滞りが発生し始めた時点でより適切な対応がなされていれば、未収債権発生防止や早期回収の可能性があったと思料される。当該案件から得た教訓を共有化し、今後の再発防止に資する必要がある。

8. 県営住宅使用料 (No.41)

(1) 県営住宅の概要

県は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、公営住宅事業を実施している（公営住宅法第1条）。

公営住宅事業において、県が供給する住宅（以下、「県営住宅等」という。）のうち、埼玉県県営住宅条例第2条第1号に基づき、県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助にかかるものを県営住宅という。県営住宅は、収入額が月額158,000円以下の世帯が対象である。さらに、月額99,301円から214,000円の世帯を対象に供給する県営住宅及びその附帯施設を特別県営住宅という（埼玉県特別県営住宅条例第2条第1号）。

また、県は、県営住宅及び特別県営住宅とは別に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設した特定公共賃貸住宅を、主に中堅所得のファミリー世帯向けに供給している（埼玉県特定公共賃貸住宅条例第2条第1号）。

県営住宅は低額所得者を対象とする住宅であるため、その使用料、いわゆる家賃は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模、立地条件、築年数などの条件に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることになっている（埼玉県県営住宅条例第17条）。いずれの住宅においても、入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納付しなければならない（埼玉県県営住宅条例第20条、埼玉県特別県営住宅条例第8条、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第16条第2項）。

(2) 県営住宅等家賃の収納状況

平成22～26年度の県営住宅等家賃にかかる調定額、収入済額及びその割合は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	収入済額	調定額に占める 収入済額の割合
H22年度	7,870,036	7,630,869	96.96%
H23年度	7,790,560	7,588,476	97.40%
H24年度	7,878,891	7,713,103	97.89%
H25年度	7,938,617	7,807,937	98.35%
H26年度	7,936,056	7,835,495	98.73%

出典：住宅課資料に基づき作成

埼玉県の家賃収納率の推移は、次のとおりである。埼玉県の家賃収納率は、平成 18 年度以降、右肩上がりであり、全国平均値を上回っている。

年度	埼玉県の収納率	全国平均
H18 年度	95.57%	89.70%
H19 年度	96.01%	89.70%
H20 年度	96.51%	89.70%
H21 年度	96.69%	89.80%
H22 年度	96.98%	92.89%
H23 年度	97.44%	93.34%
H24 年度	97.93%	93.75%
H25 年度	98.37%	94.04%
H26 年度	98.75%	94.18%

出典：住宅課資料に基づき作成

各都道府県における県営住宅及び特別県営住宅の平成 26 年度家賃収納率は次のとおりである。埼玉県の家賃収納率は、関東圏では第 1 位、全国第 2 位の水準となっている。

平成 25 年度及び 26 年度関東圏家賃収納率

順位	都道府県	H25 年度 収納率	H26 年度 収納率	前年度比
1	埼玉県	98.37%	98.75%	+0.38%
2	東京都	96.85%	97.12%	+0.27%
3	群馬県	92.77%	93.69%	+0.92%
4	千葉県	92.88%	92.77%	-0.11%
5	栃木県	90.42%	90.46%	+0.04%
6	茨城県	88.81%	88.98%	+0.17%
7	神奈川県	87.74%	87.59%	-0.15%

出典：住宅課資料に基づき作成

平成 25 年度及び 26 年度都道府県家賃収納率上位 5 都県

順位	都道府県	H25 年度 収納率	H26 年度 収納率	前年度比
1	三重県	98.82%	98.78%	-0.04%
2	埼玉県	98.37%	98.75%	+0.38%
3	長崎県	97.93%	97.96%	+0.03%
4	熊本県	96.47%	97.53%	+1.06%
5	東京都	96.85%	97.12%	+0.27%
全国平均		94.04%	94.18%	+0.14%

出典：住宅課資料に基づき作成

(3) 県営住宅等家賃の滞納状況

県の貸借対照表に未収金として計上される県営住宅使用料は、県営住宅等の滞納家賃のうち、調定年度の出納整理期間である 5 月末日までに納付されなかったものである。

平成 22～26 年度の調定額に対する未収金の額及び調定額に占める割合は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	未収金	調定額に占める未収金の割合
H22 年度	7,870,036	212,770	2.70%
H23 年度	7,790,560	177,912	2.28%
H24 年度	7,878,891	149,437	1.89%
H25 年度	7,938,617	120,461	1.51%
H26 年度	7,936,056	95,110	1.19%

出典：住宅課資料に基づき作成

(注) 特定公共賃貸住宅住宅使用料を含む

上記(2)のとおり、埼玉県の収納率は全国的に見て高水準であり、また毎年度上昇していることから、これに伴い、未収金の割合は全国水準より低く、また年々減少している。

(4) 県営住宅等家賃の徴収

県は、県営住宅等家賃の徴収業務を、埼玉県住宅供給公社に委託している(地方自治法施行令第 158 条第 1 項第 3 号)。

①埼玉県住宅供給公社の概要

埼玉県住宅供給公社は、県がその基本財産 4,000 万円を 100%出資する、地方住宅供給公社法に基づく特別法人である。

さいたま市浦和区に所在する本社の他に、支所として大宮支所、川越支所、熊谷支所、岩槻支所の 4 支所があり、また、大宮駅コンコース内に住まい相談プラザを有している。

平成 26 年度末において、埼玉県住宅供給公社が県営住宅等家賃の徴収事務を受託しているのは、312 団地 27,990 戸である。

②滞納家賃の回収

埼玉県住宅供給公社では、「埼玉県県営住宅滞納家賃整理要綱」、「県営住宅滞納家賃等収納事務処理要領」及び「長期滞納者にかかる「県営住宅滞納家賃等収納事務処理要領」の運用指針」に従って、滞納家賃の回収を行っている。

滞納家賃回収の原則的手続は、次のとおりである。

時期	原則的手続
滞納 1 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターが電話で納入確認をし、未納の場合は納入案内を実施。（当該世帯が駐車場を賃借しているときは、家賃の滞納が駐車場賃貸借契約の解除事由となる旨を告知。） ・督促状の発送。
2 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターが電話で納入確認をし、未納の場合は納入案内を実施。
3 か月目	滞納家賃回収業務がコールセンターから各支所へ移管。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話、文書、訪問による督促による納入指導。 ・連帯保証人に協力依頼。 〈入居者が生活保護者の場合〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーに滞納事実を報告し、生活保護法に基づく指導を要請。 ・入居者が面談による納入指導に応じないときは、住宅扶助費の代理納付をケースワーカーに依頼する。
4 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、文書、訪問による督促及び面談による納入指導を要請。 ・連帯保証人に協力依頼。 ・滞納者の生活状況や世帯状況により、各自治体の福祉、児童相談等の関係機関への相談を勧める。
5 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、文書、訪問による督促及び面談による納入指導を要請。 ・連帯保証人に履行請求。
6 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・面談による納入指導を要請。
7 か月目	<ul style="list-style-type: none"> ・法的措置（住宅明渡し及び滞納家賃等請求訴訟）の警告を実施。

8 か月目	・ 法的措置予定者を選定し、住宅課へ通知。
9 か月目	・ 訴訟予告訪問を実施。 ・ 最終通知を内容証明郵便で送達。 〈最終通知の内容〉 ・ 通知受領後 30 日以内に滞納家賃全額を納入されないときは、入居承認が取り消され住宅の明渡し請求がされること。 ・ 入居承認取消し後、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いがないときは、訴えの提起をすること。
10 か月目	入居承認取消し。
11 か月目	訴えに向けた調整及び資料作成。
12 か月目	
13 か月目	訴えの提起について県議会に上程（住宅課）。
14 か月目	訴えの提起（住宅課）。
15 か月目	口頭弁論への対応（住宅課）。
16 か月目	
17 か月目	訴訟に勝訴したとき、又は和解条項の住宅明渡し事由に該当したときは、速やかに強制執行の申立を行う（住宅課）。
18 か月目	退去の催告を実施。
19 か月目	住宅明渡しの強制執行を断行。

出典：埼玉県住宅供給公社の資料に基づき作成

上記の手続は、入居者に対するものである。退去者に対しては、次のような回収手続となる。

時期	原則的手続
明渡し日確定時	分納誓約書を作成。
退去後	〈誓約による支払いが履行されている場合〉 ・ 分納履行を継続して管理する。 〈誓約による支払日に支払いが履行されない場合〉 ・ 退去者（行方不明者については、居所を把握後）に督促。 ・ 退去者に支払いの見込みがないときは、連帯保証人及び相続人へ督促、家族への協力依頼を行う。 ・ 内容証明による督促後、差押等の法的措置を講じる。

出典：埼玉県住宅供給公社資料に基づき作成

③県営住宅家賃滞納整理実施方針

埼玉県住宅供給公社では、県営住宅等家賃の徴収業務を受託した平成 18 年度から「県営住宅家賃滞納整理実施方針」を策定し、収納額の増加及び滞納額の削減に努めている。

平成 27 年度は出納閉鎖時である平成 28 年 5 月末現在における全国第 1 位の収納率を目指し、収納率 98.70%を達成することを目標とし、具体的な取組目標数値として、次の 3 点を掲げている。

- ・平成 28 年 3 月末の入居者収納率を、前年比+0.03%向上させる。
- ・出納整理期間内に、入居者滞納額を 110,000 千円以上削減する。
- ・平成 28 年 3 月末までに、退去者滞納額を 1,300 千円以上削減する。

この数値目標を達成するために、土日や夜間の訪問等により接触回数を増やし、年 3 回の特別対策期間を設けて集中的に回収を図るなどの取組を行っている。

(5) 現地調査

①現地調査場所

埼玉県住宅供給公社本社

②現地調査選定理由

入居者の滞納家賃は各支所が管理するが、家賃の収納情報はすべて「埼玉県住宅総合管理システム」で行っており、本社ですべての情報を閲覧することができる。また、退去者の滞納家賃については、本社で管理している。よって、現地調査場所として本社を選定した。

(6) 埼玉県住宅供給公社本社

①概要

1) 所在地

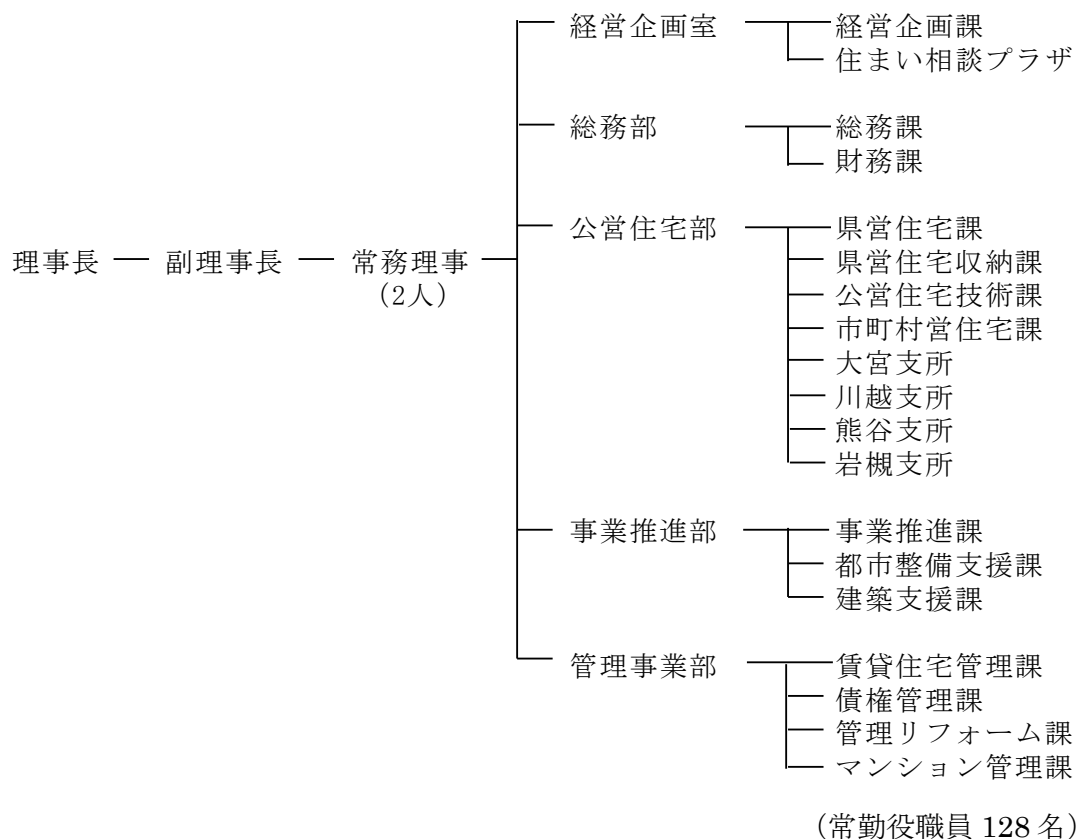
さいたま市浦和区仲町 3-12-10

2) 沿革

埼玉県住宅供給公社は、昭和 30 年 11 月 24 日に財団法人埼玉県住宅協会として発足し、その後、地方住宅供給公社法の施行に伴い、昭和 40 年 11 月 10 日に、同法第 8 条及び第 9 条に基づく特別法人として、埼玉県住宅供給公社に改組された。

さらに、埼玉県行政組織・定数等改革検討委員会報告(平成9年10月27日)を踏まえ、平成11年4月に財団法人埼玉県住宅サービス公社と、平成12年4月に財団法人埼玉県都市整備公社と統合し、現在に至っている。

3) 組織



②事業概要

埼玉県住宅供給公社が実施している主な事業の概要は、次のとおりである。

区 分	事 業 概 要 (平成27年度計画)
公営住宅等管理事業 〔管理代行業務 指定管理者業務 等〕	県営住宅等：313団地 27,900戸 市町村営住宅等：168団地 10,752戸
公社賃貸住宅等管理事業	20団地 856戸 35店舗 等
特優賃等管理事業	258団地 6,292戸 等
マンション等管理事業	44管理組合 3,550戸 等
賃貸住宅等建設支援事業	3団地 110戸、高齢者対応住宅・施設：2施設 等

まちづくり支援事業	69件	<table border="1"> <tr> <td>土地区画整理等（事業計画策定等）</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>都市施設整備（公共下水道設計等）</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>都市計画（保留地公売IP情報掲載業務等）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・耐震改修</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>公共建築物整備等</td> <td>17件</td> </tr> </table>	土地区画整理等（事業計画策定等）	4件	都市施設整備（公共下水道設計等）	44件	都市計画（保留地公売IP情報掲載業務等）	3件	耐震診断・耐震改修	1件	公共建築物整備等	17件
土地区画整理等（事業計画策定等）	4件											
都市施設整備（公共下水道設計等）	44件											
都市計画（保留地公売IP情報掲載業務等）	3件											
耐震診断・耐震改修	1件											
公共建築物整備等	17件											
住宅相談業務受託事業	相談件数	22,000件										

出典：埼玉県住宅供給公社資料

③外観及び執務室の状況

埼玉県住宅供給公社本社外観



執務室に掲示されたスローガン



④ 県営住宅等の滞納家賃

1) 滞納家賃の状況

大宮支所が管理する川口地区（川口市、蕨市、戸田市）の 19 団地及び川越支所が管理する新座朝霞地区（朝霞市、新座市、川越市の一部）の 12 団地の平成 26 年度末の滞納状況は次のとおりである。

i) 入居者における滞納状況

滞納月数	川口地区		新座朝霞地区	
	件数	金額（千円）	件数	金額(千円)
1 か月	110	3,438	90	3,415
2 か月	23	1,420	20	1,416
3～5 か月	14	1,374	11	1,572
6～11 か月	0	0	1	228
12 か月以上	0	0	0	0
合計	147	6,232	122	6,633

出典：埼玉県住宅供給公社資料

ii) 退去者における滞納状況

滞納月数	川口地区		新座朝霞地区	
	件数	金額（千円）	件数	金額(千円)
1 か月	2	63	2	92
2 か月	2	110	2	95
3～5 か月	0	0	2	392
6～11 か月	1	186	4	1,738
12 か月以上	5	4,743	2	2,092
合計	10	5,104	12	4,411

出典：埼玉県住宅供給公社資料

滞納入居者の滞納月数については、両地区とも 1 か月の世帯が圧倒的に多く、2 か月までの世帯数で 9 割以上を占めている。

2) 損害金

県営住宅条例第 43 条第 4 項第 7 号で、入居者が家賃を 3 か月以上滞納したときは住宅の明渡し請求（入居認定の取消し）をすることができることと定めており、また、同条第 5 項及び第 29 条の 2 第 6 項において、入居認定の取消しが

行われたにもかかわらず退去しない者に対して、入居認定の取消し日から退去日までの間、近傍同種の住宅家賃額の2倍に相当する額（以下「損害金」という。）を請求する旨を定めている。

また、県は、原則として6か月以上の滞納者に対して、住宅明渡し及び滞納家賃支払いの訴えを提起することとしている（平成17年10月31日都市整備部長決裁の訴訟対象者選定基準）。

よって、滞納月数が6か月以上の者で住宅明渡し及び滞納家賃等請求訴訟により損害金が確定した者にのみ、損害金の支払義務が生じる（下記 6）ii）参照）。

3) 滞納家賃の管理

滞納家賃の管理を含め家賃の収納状況の管理は、「埼玉県住宅総合管理システム」を利用して行っている。同システムには、世帯構成、敷金、預金口座、駐車場利用の有無、保証人等が基本情報として登録され、実施した滞納家賃の回収手続の詳細及び回収状況等の債権情報は、特記事項として記録されている。

同システムに入力された情報に基づいて、世帯状況、滞納状況、保証人、通知等、誓約日、滞納理由等の収納状況が記載された「県営住宅家賃滞納整理票」が作成される。

4) 滞納発生時の手続

県営住宅収納課コールセンターの担当は、毎月、月末における家賃収納状況を確認し、原則として1か月分を滞納している者に対し、電話による納入確認をし、未納の場合は納入案内を行う。納入案内に当たり、入居者が公社の運営する駐車場を賃借しているときは、家賃の滞納が駐車場賃貸借契約の解除事由になる旨を状況により告知する。

コールセンターによる納入案内を行っても未納の場合は、滞納3か月目から滞納家賃の回収業務は各支所に移管され、各支所の担当者による電話、文書、訪問による督促及び面談要請を行うことになる。

5) 滞納家賃の発生原因

家賃は、約75%が金融機関の口座振替による納付である。預金口座に家賃相当額以上の預金残高がなければ、残高不足により収納できないため、この場合には納入通知書による納付又は埼玉県住宅供給公社の支所での現金納付となる。残りの約25%は、納入通知書による納付である。

滞納発生の主な原因は、納期限である月末までに納入通知書等での自主納付意識の欠如である。

6) 法的措置

i) 訴訟件数

県は、やむを得ない特別の事情があるときを除き、6か月以上の滞納者に対して、県議会の議決を経て、住宅明渡し及び滞納家賃等請求訴訟を提起する。法的措置への移行手続は、次のとおりである。

- ・各支所は、滞納6か月以上の対象者について、主な滞納理由や世帯の最新の状況等を確認し、滞納整理票を作成するとともに、法的措置の是非について決定し、法的措置予定者として、法的措置予定者調査会議に報告する。
- ・調査会議で法的措置候補者として決定した者に対し、県営住宅の明渡しについて通知するとともに、県に法的措置予定者を通知する。

平成22～26年度における提訴件数は次のとおりである。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
3件	7件	7件	4件	3件

出典：住宅課資料

平成26年度に提訴した3件の内容は、次のとおりである。

	滞納月数	滞納金額	終結	備考
1	14か月	465千円	勝訴	損害金※1,291千円確定
2	13ヶ月	363千円	勝訴	損害金※1,086千円確定
3	13ヶ月	476千円	和解	和解時に366千円回収

出典：住宅課資料を基に作成

※損害金については、下記ii)を参照

ii) 損害金（上記 2）参照）

滞納者は、入居承認取消しから退去日までの住宅使用に対し、近傍同種の住宅家賃の2倍に相当する額の損害金を科せられる（県営住宅条例第29条の2第6項、第43条第4項第7号、同条第5項）。

法的措置移行について平成22～26年度に県議会の議決を得た事案における訴訟で確定した損害金は、次のとおりである。

議決年度	件数	損害金合計 (単位：千円)
H22 年度	7	7,228
H23 年度	6	4,917
H24 年度	5	4,039
H25 年度	3	2,728
H26 年度	1	1,086

出典：住宅課資料に基づき作成

7) 不納欠損処理

滞納額の時効（法的措置移行債権 10 年、それ以外の債権 5 年）が到来し、時効援用の申立があった滞納家賃について、不納欠損処理を行っている。

平成 22～26 年度の不納欠損処理額は次のとおり、処理額は減少している。

年度	不納欠損処理額 (単位：千円)	件数	月数
H22 年度	26,396	58	898
H23 年度	24,171	57	792
H24 年度	16,350	35	477
H25 年度	10,219	23	275
H26 年度	5,451	15	193

出典：埼玉県住宅供給公社資料に基づき作成

8) 調査及び検討

i) 埼玉県住宅総合管理システムによる滞納家賃の管理状況

川口及び新座朝霞地区の 3 か月以上の滞納入居者、川口地区 14 件及び新座朝霞地区 12 件について、同システムの記録を閲覧し、その記載内容を確認した。

いずれの案件についても、実施した滞納家賃の回収手続及び回収状況等が詳細に記録されており、特に問題は認められなかった。

ii) 入居滞納者の回収状況

川口地区の家賃滞納入居者 147 件及び新座朝霞地区の家賃滞納入居者 122 件について、その回収状況を確認するため、5 か月後（平成 27 年度 8 月末時点）における滞納月数の変化の有無を調査した。結果は、次のとおり

である。

(単位：世帯数)

	川口地区	新座朝霞地区
滞納月数が減少	68	55
滞納月数に増減なし	69	58
滞納月数が増加	10	9
合計	147	122

出典：埼玉県住宅供給公社資料に基づき作成

滞納入居者の9割以上は、滞納月数が減少したか増減していなかった。よって、上記(4)③の県営住宅家賃滞納整理実施方針に沿った収納率向上への取組みの効果が表れているものと認められる。

iii) 入居滞納者の駐車場の使用状況

県営住宅等の駐車場の賃貸業務は、埼玉県住宅供給公社の自主事業であり、駐車場を賃借する場合、入居者は埼玉県住宅供給公社と期間1年の契約を締結する。駐車場を賃借している県営住宅等の入居者が家賃を滞納した場合は、家賃の滞納が駐車場賃貸借契約の解除事由になる。そこで、川口及び新座朝霞地区の3か月以上の滞納入居者26件のうち、駐車場契約を締結している5件について、駐車場賃借料の納入状況を確認した。

その結果、5件のうち4件は、駐車場賃借料の滞納月数は、家賃の滞納月数以下であったが、残りの1件は、家賃の滞納が3か月84千円であるのに対し、駐車場賃借料の滞納は17か月209千円に達していた。

【意見 40】 駐車場賃貸借契約見直しの提言の必要性について

駐車場を賃借している滞納者については、納付期限遵守の動機付け及び滞納家賃の早期回収の一助となるよう、県は、埼玉県住宅供給公社に対し、駐車場賃貸借契約の解除を含めその運用の見直しを提言すべきである。

iv) 退去滞納者の回収状況

入居者の滞納については、入居者の所在が明らかであり、また6か月以上の滞納になると住宅明渡し及び滞納家賃等請求の法的措置に移行するため、滞納月数が7か月以上に及ぶことはまれである。

一方、退去滞納者は、法的措置へと移行し滞納額が多額の者が多く、また、退去後の所在が不明となる場合もあり、回収に時間と手間がかかるケースが多い。

川口地区及び新座朝霞地区の退去滞納者のうち平成 26 年度末現在の滞納月数が 6 か月以上の 12 件について、滞納の詳細及び回収状況を確認した。結果は、次のとおりである。

地区	名義人	滞納時期	滞納月数	滞納額合計 (単位:千円)	退去年月	H27 年 4～8 月の回収額
川口	A	H8.6～H10.12	27	1,572	H11.10	0 円
	B	H4.6～H5.7	14	822	H6.7	H27 年度 不納欠損処理
	C	H11.2～H12.3	14	626	H13.3	25 千円
	D	H9.12～H11.6	19	796	H12.11	5 千円
	E	H20.4～9	6	186	H21.5	6 千円
	F	H9.11～H16.4	25	927	H16.12	30 千円
新座朝霞	G	H10.6～H11.11	18	1,222	H12.6	30 千円
	H	H12.8～H13.7	12	870	H14.7	20 千円
	I	H18.8～H19.6	11	334	H20.2	0 円
	J	H17.5～H18.1	9	637	H18.7	0 円
	K	H25.3～H26.1	11	358	H26.9	60 千円
	L	H25.6～H27.2	7	406	H27.2	50 千円

不納欠損処理を行った 1 件を除く 11 件のうち、8 件は分納により回収が進んでいるが、3 件は回収が全く進んでいなかった。この 3 件に関し、埼玉県住宅総合管理システムの記録により督促の状況を確認したところ、いずれも、電話、文書、訪問により継続的に督促を行っていた。

退去滞納者の入居時の契約書等の関係書類は、完納されるまで埼玉県住宅供給公社において保管されることになっている。当該 11 件について、入居時の契約書、分納誓約書等退去者が作成した書類の保管状況について確認した。入居時の契約書は、法的措置移行時に訴訟関係ファイルに綴られるとの説明を受け、訴訟関係ファイルを閲覧したが、当該ファイルには綴られておらず、閲覧できなかった。なお、閲覧できなかった入居時の契約書については、後日、各支所に保管されているとの説明を受けた。

【意見 41】退去滞納者の関係書類の本社一括管理について

退去滞納者の関係書類が本社と支所とで分散管理されているが、県が行う法的措置に移行した退去滞納者の損害金管理※の点からも、関係書類はまとめて、県庁に近い本社で一括管理すべきである。(※下記 (7) 参照)

v) 法的措置の実施

平成 26 年度に県が、県議会の議決を経て、住宅明渡し及び滞納家賃等請求訴訟を提起した 3 件について、埼玉県住宅総合管理システムの記録等により、法的措置に該当する事案かどうかの確認を行った。また、平成 27 年度の法的措置予定者調査会議の議事録により、同会議の実施状況を確認した。確認の結果、特に問題は認められなかった。

vi) 不納欠損処理の状況

平成 26 年度に不納欠損処理した 15 件について、時効（法的措置移行債権 10 年、それ以外の債権 5 年）が到来していたかどうかの確認を行った。確認の結果、特に問題は認められなかった。

(7) 損害金の回収状況

訴訟で確定した損害金について、その管理状況を確認した。

埼玉県住宅総合管理システムにも、損害金を入力する箇所は特段設けられておらず、必須入力項目となっていない。実際には、担当者が特記事項のメモとして記入しているにすぎず、同システムでは、損害金を管理することができない。

そこで、これまでに確定した損害金の累計額について質問したところ、そもそも地方自治法施行令第 158 条の規定により、埼玉県住宅供給公社では損害金の回収業務を行うことができないため、次のような状況であるとの説明を受けた。

①埼玉県住宅供給公社では、損害金の管理・回収を行っていない。

②損害金の累計額を把握するには、過去の訴訟記録を 1 件ずつ確認して手集計するしかないため、損害金の累計額を集計することは困難である。

よって、損害金の管理及び回収は、県が自ら行う必要がある。しかし、県は、損害金は入金時に事後調定すべきものと誤認していたため、損害金自体が調定されておらず簿外となっている。つまり、県の決算書に計上されていない。損害金に関する管理・回収体制は不十分である。

【指摘 6】訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について

損害金は、埼玉県住宅供給公社では回収を行うことができないため、県は自ら管理し回収を行う必要がある。県は、損害金確定時に確実に調定を行い、県の債権として認識・計上し、損害金回収に努めるべきである。

また、損害金の管理にあたっては、埼玉県住宅総合管理システムは損害金が管理できるように設計されていないため、同システムに頼ることなく独自の管理をしなければならない。件数、回収状況から判断し、紙の債権管理簿での管理が困難な場合には、早急にシステムを構築するなどの対策を講じるべきである。

9. 患者自己負担金 (No.44)

(1) 県立病院の概要

県は、高度・専門医療を担うため、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター及び精神医療センターの4県立病院を運営している。

医療の質と患者サービスの向上を図るため、各病院には最新鋭の高度医療機器を積極的に導入し、優秀な医療スタッフを配置している。また、平成25年12月にはがんセンターの新病院をオープンさせ、さらに、小児医療センターの新病院をさいたま赤十字病院と一体的に整備することで周産期・小児救急医療を強化し、循環器・呼吸器病センターにおいては、新病棟における北部保健医療圏初の緩和ケア病床の整備を推進中である。

4県立病院の概要は以下のとおりである。

①循環器・呼吸器病センター

- ・開設年月 昭和29年1月
- ・病床数 319床（一般268床、結核51床）
- ・職員数 476人（平成27年4月1日現在）

②がんセンター

- ・開設年月 昭和50年11月
- ・病床数 503床
- ・職員数 726人（平成27年4月1日現在）

③小児医療センター

- ・開設年月 昭和58年4月
- ・病床数 300床
- ・職員数 676人（平成27年4月1日現在）

④精神医療センター

- ・開設年月 平成2年4月
- ・病床数 183床
- ・職員数 225人（平成27年4月1日現在）

(2) 未収債権

①未収債権の内容

患者が医療機関で治療を受けた場合、発生する医療費の負担については、公的医療保障制度で負担する部分と患者が自己負担する部分とに分かれる。患者の自己負担金については、患者の態様により支払いが違ってくる。

外来患者の場合は、治療を受けた後に窓口等で支払いを済ませる。入院患者の場合には、入院期間の長さで支払い方法が異なる。1か月未満の短期入院患者の場合には、退院時に治療費を支払うことになるし、長期の入院患者の場合には、1か月単位で治療費を支払うことになる。

この患者自己負担金が経済的困窮等何らかの理由で支払われない場合に、未収債権として県の債権となる。

②収入未済額の明細

平成 26 年度末の、各病院における調定年度別及び入院・外来の区別ごとの収入未済額の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

病院	調定年度	区別	収入未済額	
			件数 (注)	金額
循環器・呼吸器 病センター	H26 年度	入院	156	9,871
		外来	197	784
	H21 年度～ H25 年度	入院	195	22,151
		外来	92	681
	H20 年度以前	入院	416	51,862
		外来	290	2,902
計			1,346	88,254
がんセンター	H26 年度	入院	291	24,420
		外来	904	11,650
	H21 年度～ H25 年度	入院	466	31,216
		外来	1,236	17,524
	H20 年度以前	入院	387	32,500
		外来	802	9,017
計			4,086	126,328

小児医療センター	H26年度	入院	334	10,211
		外来	291	1,002
	H21年度～ H25年度	入院	417	16,782
		外来	239	1,426
	H20年度以前	入院	800	47,196
		外来	508	5,721
計			2,589	82,340
精神医療センター	H26年度	入院	106	4,338
		外来	111	129
	H21年度～ H25年度	入院	143	6,254
		外来	134	148
	H20年度以前	入院	164	8,319
		外来	59	235
計			717	19,424
合計			8,738	316,347

出典：病院局提出資料及び監査人一部加工

(注) 件数は、人単位で集約していないため、未収金の延べ数である。

(3) 未収債権の回収

①発生

1) 診療治療の拒否不可

医師法第19条第1項には、次のように規定されている。「診療に従事する医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」

2) 医師の紹介

県立病院は高度・専門医療を担うための病院であり、そのために各病院は最新鋭の高度医療機器を導入し、医療の質と患者サービスの向上を図っている。そのためにも地域医療との棲み分けが必要となり、初めて診療を受ける場合には地域医療機関の医師からの紹介が必要となる。

しかし、医師の紹介がないままに治療に訪れる方もおり、その方たちの治療も行っている。医師の紹介のない方の自己負担金が全て未収金になるわけではないが、未収金発生の遠因の一つではないかと考える。

紹介の無い場合には、通常の初診料に非紹介加算を行っている。非紹介加算の金額及び近隣都縣市との比較は下表のとおりである。

(単位：円)

	循環器・呼吸器病センター	がんセンター	小児医療センター
埼玉県	2,700	2,700	4,320
東京都	1,300	1,300	1,300
神奈川県	1,620	2,700	4,320
千葉県	810	2,700	4,320
群馬県	2,690	2,690	2,690
茨城県	3,240	3,240	—
栃木県	—	2,770	—
さいたま市	1,940	1,940	1,940

出典：病院局提出資料

非紹介加算は、地域医療と高度・専門医療との棲み分けを明確にするためのものであるが、間接的には未収金発生防止にも役立っているのではないかと考える。上表によると、埼玉県の額は低いとはいえず、加算額を増額することも医療の見地から考えると現実的とは言えない。

3) 無保険

公的医療保障制度に加入していない場合には、患者自己負担金は治療費の10割となる。そもそも公的医療保障制度に加入していないケースは、経済的困窮等の本人の経済的な理由がほとんどである。そのため、その方の治療費が未収金となる可能性が大であったとしても、この場合でも治療を拒否することはできない。

4) その他

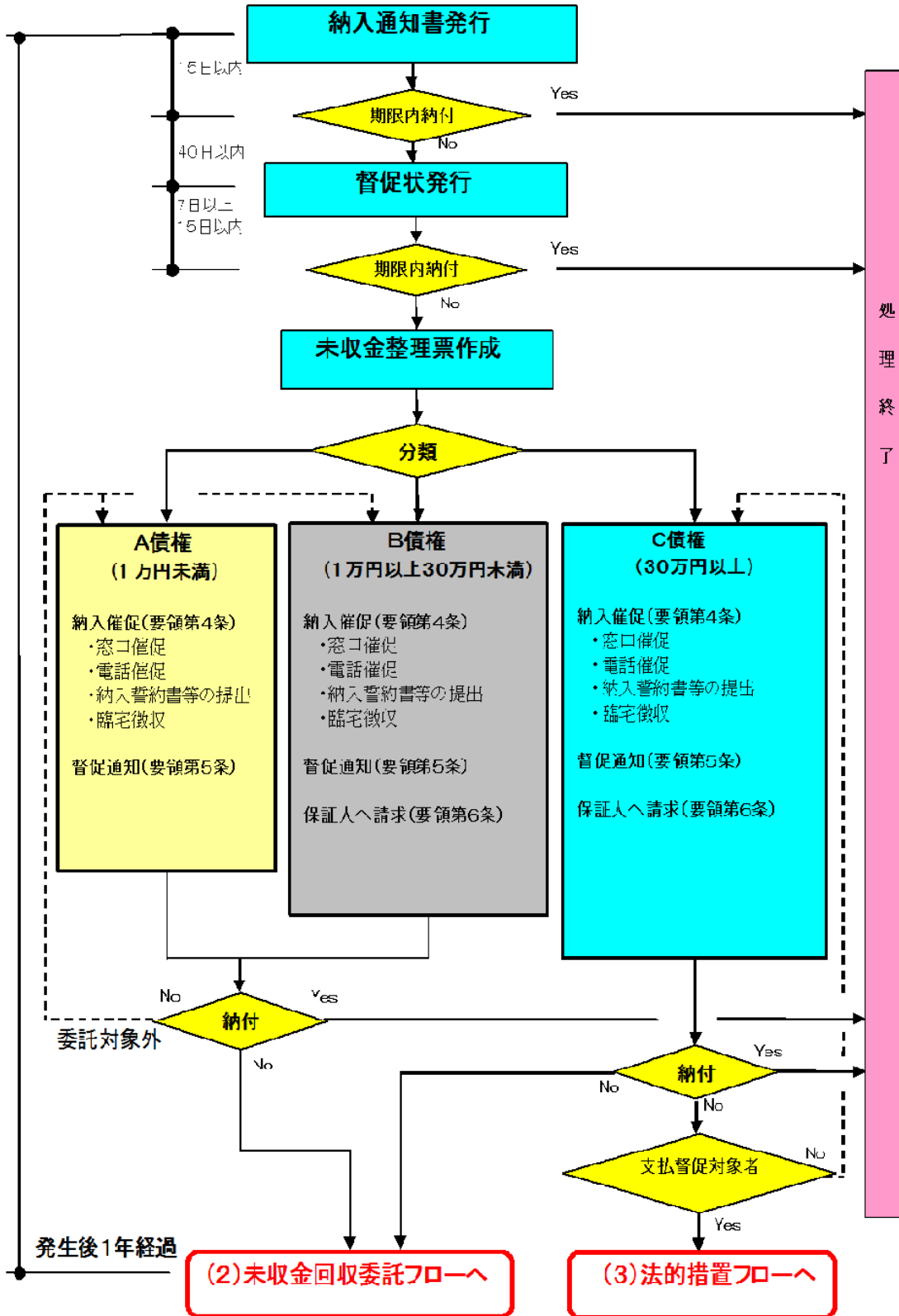
その他の未収金発生理由としては、接触不能、行方不明及び死亡等の様々なものがあるが、これらについては、県立病院としての公共性を逸脱しない範囲で毅然とした態度で対応していく必要がある。

このような観点から、県は「未収金回収マニュアル」を作成し、文書督促や臨宅徴収、さらに支払督促の法的措置にも取り組んでいる。

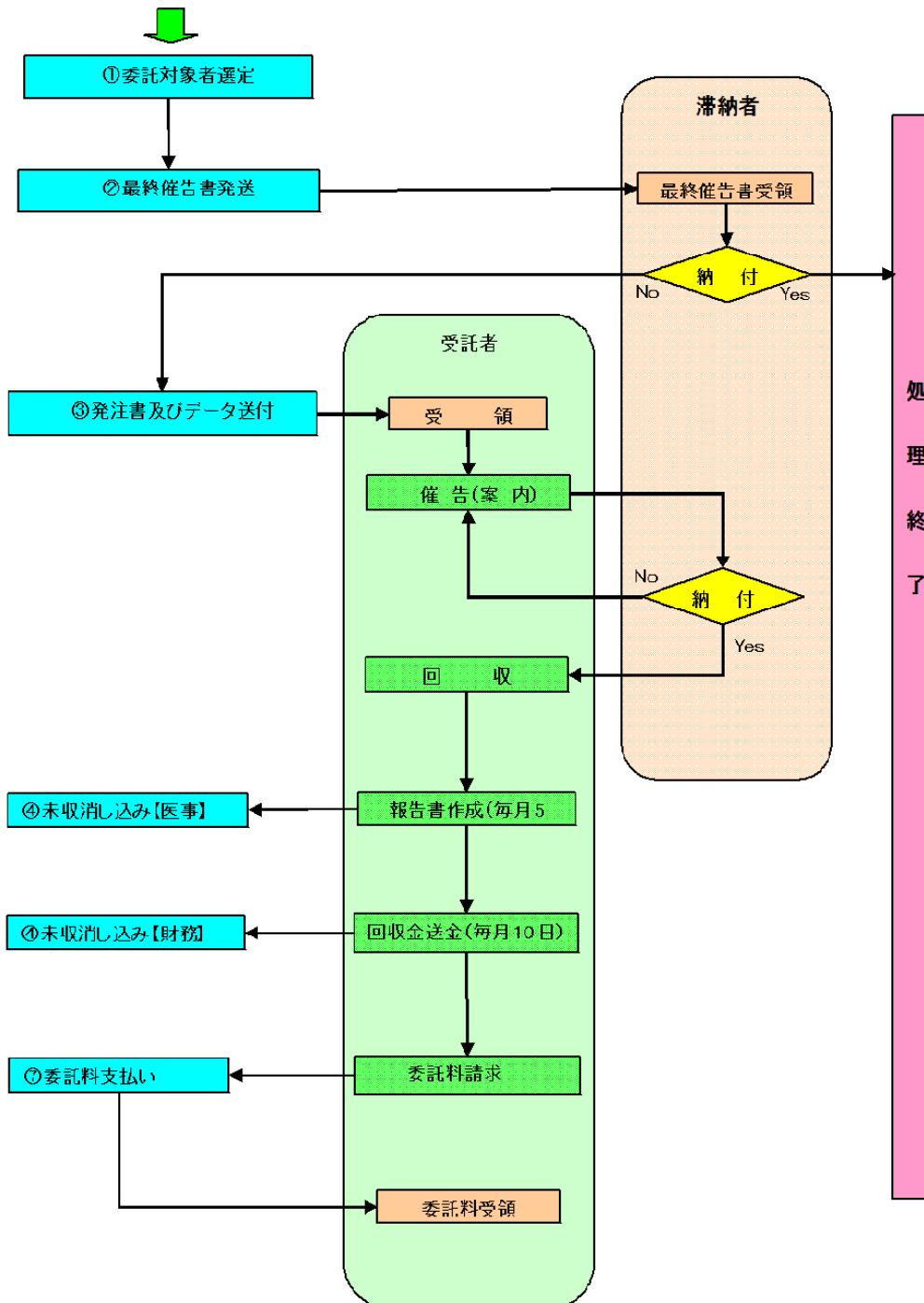
②回収

県が作成した「未収金回収マニュアル」は、1) 標準フロー、2) 回収委託フロー、3) 法的措置フローに分かれており、それらは以下のとおりである。

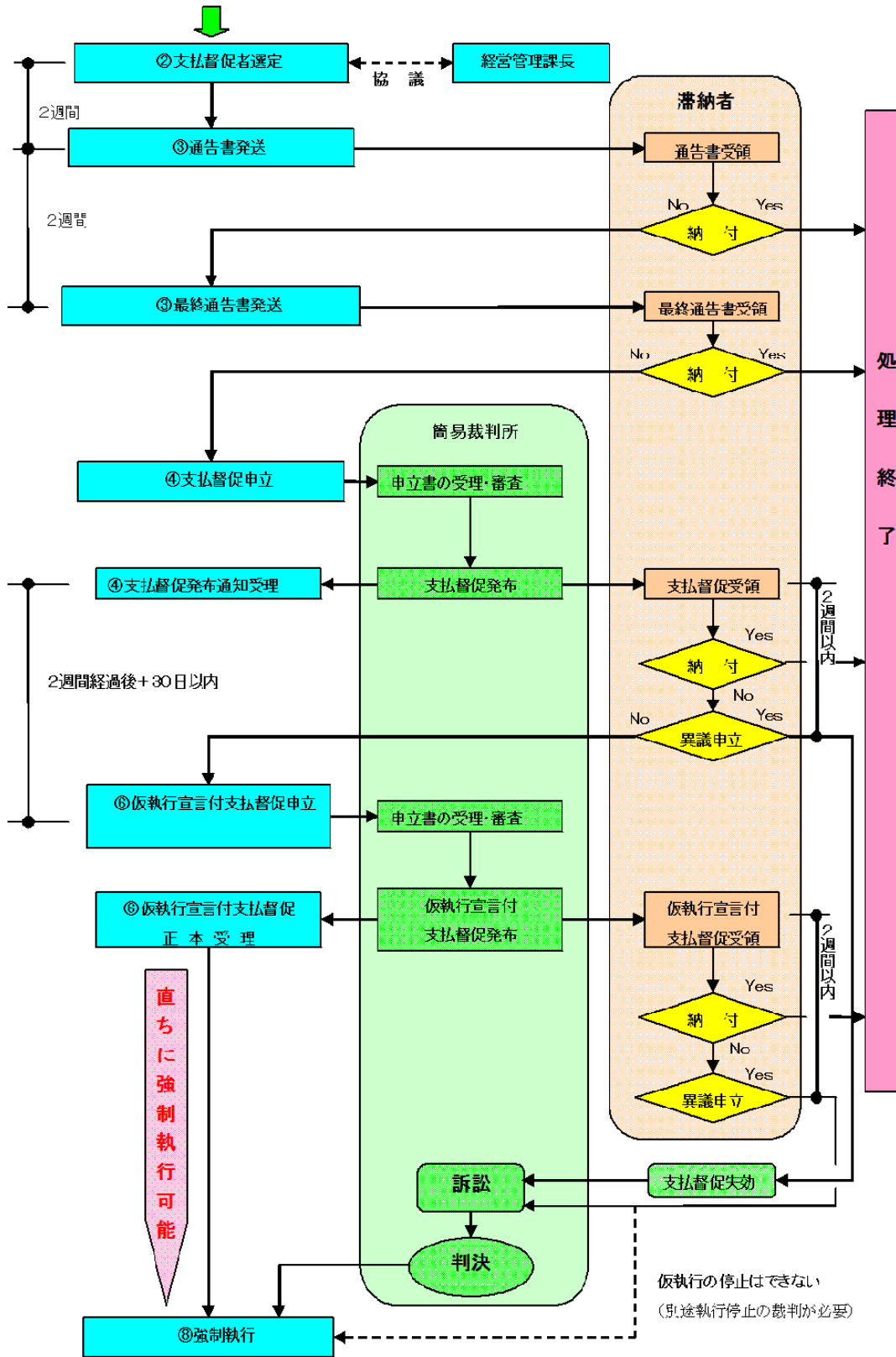
1) 標準フロー



2) 回収委託フロー



3) 法的措置フロー



4) 回収の外部委託

i) 弁護士法人への委託

県は、未収金の回収に民間を活用している（上記 2）を参照）。平成 21 年度から外部委託を開始しており、その委託先は弁護士法人であり、プロポーザル方式による随意契約により決定している。最初の弁護士法人には平成 21 年度から平成 24 年度までを、平成 25 年度以降は別の弁護士法人に委託している。

ii) 委託業務内容

「埼玉県立病院未収金回収業務委託契約書」を確認したところ、業務内容は以下のとおりであった。

- a) 委託債権の債権数及び債権額の確認
- b) 債務者又は債務者の関係者（以下「債務者等」という。）との折衝（電話連絡、文書通知、支払方法の相談など）
- c) 上記 b) に係る包括的な回収業務
- d) 債務者等の居所等の調査及び報告
- e) 債権及び債務者等に関する各種データの管理及び報告
- f) 指定する金融機関口座（以下、「指定口座」という。）への弁済金等の入金確認及び報告
- g) 指定口座以外への入金があった場合の指定口座への振込及び報告
- h) 上記 f) 及び g) の収納金の各病院への引き渡し
- i) 上記 c) ～h) に付随する業務

iii) 委託料

県が委託先に支払う委託料は、委託先（弁護士法人）が回収した金額に成功報酬率を乗じた金額である。

5) 自動精算機

患者自己負担金の支払いについては、窓口での支払いの他に、自動精算機による支払い方法がある。自動精算機で支払う場合、未収金がある人については当日の支払額の他に、過去の未収金が表示される。このような表示は、常に未収金の存在を意識してもらい、かつ支払う動機づけになることから非常に有効な方法である。

6) 退院時の対応

長期入院患者に対しては、1か月単位で納入通知書を発行している。よって、退院時には、最終の納入通知書のみを発行することになる。

長期の入院患者で未収金が発生している場合には、過去の納入通知書を紛失している可能性も考えられる。また、退院の場合には死亡退院のケースも含まれるが、その場合には病院との関係が途絶える可能性が大である。

【意見 42】未収債権に対する退院時の対応について

上述のようなことが想定されることから、退院時において未収金が存在する場合には、過去において既に発行済の納入通知書を再発行して渡すことは、未収債権回収にとっては非常に有効な手段と思料する。

(4) 不納欠損処理

患者自己負担金の未収債権は私債権であり、時効は3年である。債権放棄を行った場合や債務者から時効の援用がなされた場合、不納欠損処理を行うことになる。最近5年間の不納欠損処理の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

病院	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
循環	1	1	0	—	0	—	0	—	18	1,226
がん	0	—	0	—	0	—	0	—	9	1,256
小児	1	870	0	—	0	—	0	—	6	299
精神	0	—	0	—	1	9	0	—	13	1,542
計	2	872	0	—	1	9	0	—	46	4,324

出典：病院局資料

(注) 病院の正式名称は、以下のとおりである。

循環：循環器・呼吸器病センター

がん：がんセンター

小児：小児医療センター

精神：精神医療センター

平成26年度において不納欠損処理が増加したのは、平成26年度から施行された「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」に基づいて債権放棄を行ったことによるものである。

(5) 延滞金

患者自己負担金の未収債権に関しては、延滞金に関する条例がないために調定がされず、よって債務者への請求もなされていない。

(6) 現地調査

①現地調査した県立病院

4 県立病院のうち、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターの2 病院を現地調査した。

②現地調査病院の選定理由

4 県立病院の未収債権を調査したところ、金額基準による件数は以下のとおりであった。

病院	区分	金額基準	件数
循環器・呼吸器病センター	入院	300,000 円以上	48 件
	外来	100,000 円以上	3 件
がんセンター	入院	300,000 円以上	46 件
	外来	100,000 円以上	16 件
小児医療センター	入院	300,000 円以上	30 件
	外来	100,000 円以上	5 件
精神医療センター	入院	300,000 円以上	1 件
	外来	100,000 円以上	0 件

出典：病院局資料

金額基準による重要性を勘案し、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターの2 病院を現地調査の対象として選定した。

(7) 循環器・呼吸器病センター

①概要

1) 所在地

熊谷市板井 1696

2) 沿革

- | | |
|-------------|---|
| 平成 6 年 4 月 | 小原療養所を改編し、「小原循環器センター」開設（総病床数 282 床） |
| 平成 8 年 4 月 | 4 階東病棟及び CCU・SCU（集中治療室）稼働（総病床数 372 床） |
| 平成 10 年 4 月 | 呼吸器部門の施設・設備を充実し、名称を「循環器・呼吸器病センター」として再スタート（総病床数 368 床） |
| 平成 18 年 5 月 | (財)日本医療機能評価機構による病院機能評価認定(ver.5) |
| 平成 21 年 1 月 | 地域医療支援病院名称承認 |
| 平成 21 年 4 月 | 地域医療連携室の設置、DPC 導入 |
| 平成 23 年 6 月 | (財)日本医療機能評価機構による病院機能評価認定(ver.6) |

3) 組織

(平成27年4月1日現在)



②事業概要

循環器・呼吸器病センターは、結核療養所である「埼玉県立小原療養所」（昭和29年開所）を前身とし、循環器系疾患に関する中枢機関として、心臓疾患、大血管疾患、脳血管疾患など循環器系に関する高度医療を担っている。

職員数は、平成27年3月31日現在453人（再任用・非常勤を除く）である。診療科は14科で、平成26年度の年間延べ患者数は、入院患者で91,376人、外来患者で73,949人であった。

③外観



④患者自己負担金の未収債権

1) 収入未済額の年度別残高

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
期首残高	111,348	95,324	96,458	94,799	91,444
新規発生額	27,969	24,186	17,110	14,023	10,655
減少額	43,993	23,052	18,768	17,379	13,846
(病院回収額)	(41,736)	(22,216)	(17,610)	(17,182)	(13,370)
(弁護士回収額)	(2,256)	(835)	(1,158)	(196)	(476)
(不納欠損額)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1,226)
期末残高	95,324	96,458	94,799	91,444	88,254
医業収益総額	8,479,513	8,634,326	8,633,457	8,564,305	8,500,679
残高/収益 (%)	1.12	1.12	1.10	1.07	1.04

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

(注) 上表の () 内の数値は、減少額の内数である。

各年度末における収入未済額は、金額的に減少傾向にある。平成 22 年度期首と比較すると、平成 26 年度末残高は約 23 百万円の減少である。このことは、各年度の医業収益が減少傾向にあるため、相対的に減少しているように見える。

それを検証するために、各年度末の収入未済額を医業収益総額で除してみた。その結果、比率的にも減少傾向にあるという良い結果が出た。数値的には、平成 26 年度は 1.04% であり、平成 22 年度 1.12% と比較して 0.08 ポイントの減少であった。

2) 収入未済額の年度別回収額

(単位：千円)

年度	H22	H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度	
	残高	回収	残高	回収	残高	回収	残高	回収	残高
H26	—	—	—	—	—	—	—	—	10,655
H25	—	—	—	—	—	—	14,023	9,992	4,031
H24	—	—	—	—	17,110	14,309	2,800	685	2,115
H23	—	—	24,186	14,202	9,983	1,289	8,694	434	8,259
H22	27,969	20,541	7,427	1,422	6,004	757	5,246	721	4,525
H21	5,410	672	4,738	472	4,265	125	4,140	239	3,901
H20	6,190	364	5,825	783	5,042	200	4,841	135	4,706
H19	13,633	596	13,037	580	12,456	205	12,251	236	12,015
H18	11,507	185	11,322	192	11,129	148	10,984	248	10,735
H17	7,637	79	7,557	777	6,779	50	6,729	359	6,369
H16	3,803	121	3,682	103	3,578	148	3,430	74	3,355
H15	7,949	260	7,689	125	7,564	121	7,443	196	7,246
H14	4,295	51	4,244	2	4,241	2	4,239	253	3,985
H13	3,482	77	3,405	48	3,357	24	3,333	209	3,123
H12	1,827	37	1,789	—	1,789	—	1,789	6	1,782
H11	367	—	367	29	338	—	338	—	338
H10	87	—	87	26	61	—	61	—	61
H9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H8	705	—	705	—	705	—	705	2	703
H7	325	65	260	—	260	—	260	—	260
H6	130	—	130	—	130	—	130	50	80
計	95,324	23,052	96,458	18,768	94,799	17,379	91,444	13,846	88,254

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

上表における各年度の回収額を見ると、発生の翌年度に一番多額の回収があり、それ以降徐々に回収額が減少していく傾向にある。具体的に平成 22 年度を例にとって見てみると、翌年度の平成 23 年度中における回収額は 20,541 千円で回収率は 73.4%であったが、翌々年度の平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間での回収額は 2,902 千円で回収率は 10.4%であった。

各年度における翌年度の回収額及び回収率をまとめると下表のとおりとなる。平均すると、未収金発生の翌年度における回収率は、約 71%である。よっ

て、発生の翌年度までにどれだけ回収額を増やすことができるかが未収債権回収のポイントとなる。

(単位：千円)

年度	発生額	翌年度回収額	回収率 (%)
H22 年度	27,969	20,541	73.4
H23 年度	24,186	14,202	58.7
H24 年度	17,110	14,309	83.6
H25 年度	14,023	9,992	71.3
計	83,289	59,046	70.9

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

3) 病院による回収対応

現在の回収方法は、「未収金回収マニュアル」に沿って行われており、発生から約 1 年間は病院側で回収にあたり、その後弁護士法人へ回収を外部委託している。

最近 5 年間の病院側の債権回収の対応を確認したところ、以下のとおりである。

(単位：件数)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
窓口催促	122	488	490	486	481
電話催促	20	42	35	36	26
納入誓約書等の提出	26	28	40	34	28
臨宅徴収	0	15	16	20	7
保証人への請求	1	3	0	0	0

出典：病院提出資料

【意見 43】未収金回収マニュアルに沿った厳格な対応について

窓口催促及び電話催促等の対応は、マニュアルに明記された対応である。しかし、未収金の件数と比較した場合、窓口催促以外の対応頻度は適切とはいえないものがある。病院の会計担当者が 3 人で人手不足であることは承知しているが、それでも未収金の回収促進に向けた厳格な対応は必要である。

4) 自動精算機

循環器・呼吸器病センターでは、患者自己負担金の支払いについて平成 24 年度から自動精算機を 2 台導入している。この自動精算機で支払う場合、未収

金がある人については当日の支払額の他に、過去の全ての未収金が表示される。このような表示は、常に未収金の存在を意識することとなり、よって納付の動機づけになるものと推測され、非常に有効な方法であると思料する。

5) 保証人

滞納者が、3 か月を経過しても納入しない場合、納入誓約書または分割納入誓約書を徴収することになっている。それら納入誓約書等には保証人の署名欄がある。署名の実績に関する正確な集計資料はないが、病院側の説明では概ね90%とのことである。

【意見 44】 保証人の署名について

誓約書へ保証人が署名している割合が約90%であり、率的には低いとはいえないが、それでも10%の改善余地がある状態である。この割合がさらにアップするよう努めるべきである。

【意見 45】 保証人への請求について

「未収金回収マニュアル」によれば、滞納者からの収納が確認されない場合には、保証人に対して請求書を送付することになっている。しかし、(7)④3)の表によれば、平成24年度～平成26年度において保証人への請求は1件もなされていない。

患者本人から未収金を回収できない場合に備えて保証人の署名を求めていることゆえ、患者本人及び保証人の生活環境及び経済的状況を勘案したうえで、きちんと請求すべきである。

ただし、平成27年度には12月末時点で7件の請求を行っている旨の説明を受けた。

⑤調査及び検討

1) 対象未収金（入院：600千円以上、外来：40千円以上）

患者自己負担金未収一覧から、調査及び検討対象の未収金46件について未収金整理票の提示を受け、管理、督促、及び、回収状況等を確認した。当該46件の患者自己負担金未収一覧の概要は以下のとおりである。

患者自己負担金未収一覧

No.	年度	入院 (件)	外来 (件)	未収金 (千円)	死亡退院	徴収委託
1	H22	1	0	636	該当しない	該当する
2	H12～H13	7	0	844	該当する	該当する
3	H8～H14	3	0	611	該当する	該当しない
4	H18	0	3	48	該当しない	該当する
5	H19～H21	4	6	720	該当する	該当しない
6	H20	2	0	726	該当しない	該当しない
7	H19～H24	3	1	699	該当しない	該当する
8	H12～H17	4	3	254	該当しない	該当しない
9	H12～H19	12	8	1,201	該当しない	該当する
10	H13～H14	1	7	201	該当しない	該当しない
11	H15～H16	5	0	1,297	該当しない	該当しない
12	H15	3	0	717	該当しない	該当する
13	H15	0	10	45	該当しない	該当する
14	H14～H15	4	3	1,624	該当しない	該当しない
15	H19	1	0	1,133	該当しない	該当しない
16	H15～H17	7	6	650	該当しない	該当しない
17	H15	1	0	654	該当しない	該当する
18	H18～H19	0	7	106	該当しない	該当しない
19	H15～H20	3	0	930	該当しない	該当する
20	H17～H19	10	9	1,678	該当する	該当しない
21	H16	1	0	1,180	該当しない	該当しない
22	H17～H21	23	8	1,927	該当しない	該当しない
23	H19	3	0	814	該当しない	該当する
24	H17	1	0	605	該当しない	該当しない
25	H17～H19	2	17	394	該当しない	該当しない
26	H17～H18	6	0	1,736	該当する	該当しない
27	H18	6	0	930	該当する	該当しない
28	H18	9	0	1,223	該当しない	該当しない
29	H18	2	0	1,646	該当する	該当しない
30	H18	1	0	1,362	該当しない	該当しない
31	H18～H22	6	4	616	該当しない	該当しない
32	H19	1	0	630	該当しない	該当しない

No.	年度	入院 (件)	外来 (件)	未収金 (千円)	死亡退院	徴収委託
33	H19	1	0	890	該当しない	該当する
34	H20～H22	4	0	1,166	該当しない	該当しない
35	H22	2	2	813	該当しない	該当する
36	H22～H23	5	0	1,517	該当しない	該当しない
37	H23	5	0	1,429	該当しない	該当する
38	H23	2	0	1,619	該当しない	該当する
39	H23	1	0	1,853	該当しない	該当しない
40	H23	2	0	779	該当しない	該当しない
41	H23～H24	5	0	1,429	該当しない	該当する
42	H24～H25	1	7	129	該当する	該当しない
43	H25	0	3	42	該当しない	該当する
44	H25	1	0	1,900	該当しない	該当しない
45	H27	0	10	57	該当しない	該当しない
46	H27	3	0	1,074	該当しない	該当しない
合計		164	114	42,534	該当 8 件	該当 16 件

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

No.1 から No.46 までの各々の未収金の管理、督促、及び、回収状況の概要は以下のとおりであった。

No.1：平成 24 年 10 月の催告書の送付以降、対応の履歴に記載がなく、弁護士に回収委託を行っているが、その旨も未収金整理票に記載されていない。回収は平成 25 年に 20 千円あるだけである。

No.2：平成 15 年 2 月と平成 22 年 2 月に催告書を送付し、平成 15 年 8 月は督促状送付とあり、それ以外は弁護士に回収委託を行った対応の履歴があるのみである。回収額はない。

No.3：未収金整理票には平成 11 年 7 月以降の対応の履歴がない。また、本人は死亡退院しているがこれも未収金整理票には記載がなく、医療情報システムで確認しなければ分からない。

回収は、平成 14 年の 40 千円だけである。なお、入院誓約書を入手している。弁護士への回収委託はされていない。

- No.4 : 平成 19 年 7 月、平成 21 年 3 月及び同年 8 月に催告書を送付した応対の履歴と、弁護士に回収委託を行った履歴があるのみである。回収額はない。
- No.5 : 平成 20 年 6 月に分割納入誓約書、平成 21 年 4 月に納入誓約書入手しており、それぞれの分納の最初の 1 回目だけは納入があるが、2 回目以降は納入がない。回収額は 131 千円である。未収金整理票には平成 21 年 4 月以降の応対の履歴がない。また、弁護士への回収委託はされていない。
- No.6 : 平成 21 年 6 月及び平成 24 年 1 月に催告書を送付した履歴があるのみである。回収額はない。また、弁護士への回収委託はされていない。
- No.7 : 入院誓約書及び分割納入誓約書入手し、平成 20 年 10 月から平成 21 年 7 月まで 60 千円の納入があったが、それ以降の入金がない。応対の履歴には、平成 20 年 5 月及び同年 8 月の臨宅の履歴があるのみである。なお、弁護士に回収委託しているが、未収金整理票に記載なし。
- No.8 : 入院誓約書及び分割納入誓約書入手し、平成 15 年 12 月から平成 21 年 2 月まで 6 千円の納入があったが、それ以降の入金がない。応対の履歴は、平成 12 年 7 月から平成 19 年 12 月までの記載があるが、それ以降は記載がない。また、弁護士への回収委託はされていない。
- No.9 : 応対の履歴は、平成 15 年 10 月から平成 18 年 2 月までと、催告書送付に係る平成 20 年 7 月から平成 21 年 8 月までがあり、同年 9 月に弁護士へ回収委託をした旨の記載以降は記載がない。また、回収額はない。
- No.10 : 応対の履歴は、平成 15 年 2 月及び同年 7 月と、催告書送付に係る平成 22 年 2 月があるが、それ以降は記載がない。回収額はなく、また、弁護士への回収委託はされていない。
- No.11 : 応対の履歴は、平成 14 年 10 月から平成 17 年 7 月までと、催告書送付に係る平成 19 年 6 月があるが、それ以降は記載がない。入院誓約書及び分割納入誓約書入手しており、平成 15 年 11 月以降平成 18 年 11 月までに 654 千円の回収があるが、それ以降はない。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.12 : 対応の履歴は、平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月までの 3 回の電話連絡と平成 17 年 3 月、平成 18 年 9 月、平成 22 年 2 月の催告書送付、同年 9 月に弁護士へ徴収委託した旨の記載があり、それ以降はない。入院誓約書の連帯保証人に知人が記載されている。また、回収額はない。

No.13 : 対応の履歴は、平成 15 年 12 月から平成 17 年 2 月までと、平成 18 年 9 月及び平成 22 年 2 月の催告書送付、同年 4 月に弁護士へ徴収委託した旨の記載があり、それ以降はない。また、回収額はない。

No.14 : 対応の履歴は、平成 15 年 8 月から平成 16 年 7 月までと、平成 16 年 7 月及び平成 22 年 2 月の催告書送付の記載があり、それ以降はない。入院誓約書は入手している。回収額はなく、また、弁護士への回収委託はされていない。

No.15 : 対応の履歴は、平成 19 年 10 月から平成 21 年 3 月まであり、その平成 21 年 3 月の履歴に、臨宅したところ転居していた記載があり、それ以降の記載がない。

入院誓約書の連帯保証人に弟が記載され、分割納入誓約書には連帯保証人の記載がない。平成 20 年中に 3 回で計 141 千円の納入があったが、それ以降なし。

No.16 : 対応の履歴は、平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までと平成 18 年 3 月から同年 10 月までがあるが、それ以降はない。入院誓約書及び分割納入誓約書を入手しており、平成 15 年 8 月と同年 12 月、平成 16 年 12 月及び平成 19 年 1 月に計 652 千円の回収があるが、それ以降はない。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.17 : 対応の履歴は、平成 16 年 6 月に電話催告をしたが現在電話が使われていなかった旨と、平成 17 年 7 月の納入通知書再送付、平成 18 年 12 月と平成 22 年 2 月の催告書送付、平成 22 年 4 月に弁護士に回収委託をした記載のみである。回収額はない。

No.18 : 対応の履歴は、平成 19 年 6 月から平成 20 年 7 月までと、平成 21 年 8 月までの複数回の催告書送付の記載があるが、それ以降はない。回収額はなく、また、弁護士への回収委託はされていない。

No.19 : 対応の履歴は、平成 17 年 2 月の電話催告（携帯電話の電源が入っていないため話ができている）と平成 17 年 3 月及び平成 18 年 12 月の催告書送付であり、それ以降はない。弁護士に回収委託を行っているが、その旨も未収金整理票に記載されていない。回収は、平成 16 年 3 月に 319 千円あり、それ以降はない。

No.20 : 対応の履歴は、平成 18 年 7 月、8 月及び 12 月の電話催告と平成 19 年 7 月、8 月、10 月及び平成 21 年 8 月の催告書送付並びに平成 19 年 8 月の電話催告及び臨宅であり、それ以降はない。入院誓約書は入手している。回収額はなく、また、弁護士への回収委託はされていない。

No.21 : 対応の履歴は、未収金発生の状況欄に全額自費（交通事故）とあり、相手方が自賠責保険の加入のみ等の記載があるが、回収額はなく、その後の対応の状況に記載がない。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.22 : 対応の履歴は、平成 18 年 7 月から平成 24 年 1 月までであり、それ以降はない。平成 18 年 1 月から平成 19 年 3 月までに分納で 1,363 千円回収されているが、それ以降の回収はない。入院誓約書、分割納入誓約書は入手している。弁護士への回収委託はされていない。

No.23 : 対応の履歴は、平成 19 年 12 月から平成 21 年 8 月までであり、平成 21 年 9 月に弁護士への回収委託を行っている。回収は弁護士への委託後の平成 22 年 2 月から平成 26 年 7 月までに 53 千円ある。入院誓約書の連帯保証人に兄が記載されている。

No.24 : 平成 18 年 1 月に相談室で面談し 611 千円のうち 6 千円分回収。平成 18 年 2 月の一泊入院の際に回収努力したがお金がなく不調に終わった、とある。平成 18 年 7 月に 2 度電話連絡したが電話が不通であった。それ以降未収金整理票に一切記載なく、回収が進んでいない。弁護士への回収委託はされていない。

No.25 : 平成 18 年 2 月から平成 20 年 11 月までは本人と話が出来ていたが、平成 21 年 1 月の電話の電源が入っていないという履歴以降、対応の履歴なし。未収金は 1 回 27 千円の回収があったのみである。また、

弁護士への回収委託はされていない。

No.26 : 入院誓約書及び分割納入誓約書を入手し、平成 20 年中に 3 回計 30 千円を回収したが、それ以降回収なし。平成 20 年 11 月以降、応対の履歴なし。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.27 : 応対の履歴は、電話催告シートから平成 18 年 12 月に電話し不在だったこと及び同年同月に電話があったことの確認ができる。回収は 1 件 31 千円のみである。入院誓約書を入手しており、連帯保証人が兄となっているが、請求した形跡はない。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.28 : 応対の履歴は、平成 18 年 10 月の面談から平成 20 年 2 月の連帯保証人への請求まではあるが、以後はない。連帯保証人へ請求しているが、本人を含め回収額はない。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.29 : 患者遺族との個別対応となっていることは確認できるが、顛末は不明である。回収額はない。

No.30 : 入院誓約書を入手しているが連帯保証人欄は記入されていない。また、分割納入誓約書を入手している。応対の履歴は記載がなく不明であるが、回収は平成 18 年に計 300 千円されている。弁護士への回収委託はされていない。

No.31 : 応対の履歴は、平成 20 年 5 月から平成 24 年 1 月までの期間のものが記載されており、それ以降はない。回収は平成 19 年から直近まで、期間が空く場合もあるが数千円程度の分納が続いている。分割納入誓約書を複数回入手している。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.32 : 入院誓約書及び分割納入誓約書を入手し、平成 19 年から平成 21 年の間に 7 回計 140 千円を回収したが、それ以降回収なし。平成 21 年 3 月以降、応対の履歴なし。また、弁護士への回収委託はされていない。

No.33 : 応対の履歴は、平成 20 年 3 月から平成 21 年 3 月までの期間のものが記載され、その後弁護士へ回収委託したところまで確認できるが、それ以降は記載がない。回収は、平成 22 年 7 月から平成 25 年 3 月まではほぼ毎月あり、未収金の半分程度の回収まで至ったが、そこで止まっている。弁護士委託により回収が始まり、委託先の弁護士を変更するまで回収が続いていたと想像されるが、それ以降どのような状況か不明である。

No.34 : 応対の履歴は平成 20 年 11 月から平成 22 年 12 月までとその後の平成 24 年 1 月から 2 月まであり、その次は平成 25 年 5 月に弁護士に回収委託を行い、平成 27 年 2 月の回収委託から引上げ後に、平成 27 年 3 月の応対のものが記載されている。回収は弁護士に委託していた間はないが、その前後で計 305 千円の分納がある。また、入院誓約書及び分割納入誓約書を入手しており、入院誓約書に連帯保証人が記載されているが、請求したかは不明である。

No.35 : 応対の履歴は平成 23 年 1 月から平成 24 年 10 月までに電話連絡 1 回及び臨宅 1 回の記載があるが、債務者と接触できていない。弁護士へ回収委託をしているが、履歴に記載なし。また、回収額なし。現在の状況及び回収見込みは不明である。

No.36 : 応対の履歴は、平成 22 年 9 月から平成 23 年 9 月までと平成 26 年 5 月及び 6 月の債務者からの電話についてがあるが、その間の 3 年弱の期間はない。回収は平成 22 年 11 月から直近まで継続して分納され、1,870 千円が回収されている。

No.37 : 応対の履歴は、平成 24 年 2 月から平成 25 年 5 月まであり、それ以降はない。弁護士に回収委託しているが、その履歴もない。入院誓約書及び分割納入誓約書を入手しており、回収は平成 25 年 6 月に 8 千円があるだけである。

No.38 : 応対の履歴は、平成 24 年 2 月から平成 25 年 4 月まであり、その後はない。平成 25 年 3 月の電話催告シートでは、電話は現在使用されていないとあり、また、登録住所地は更地で、自己破産して夜逃げ同然との近所の方のコメントがある。入院誓約書は入手している。弁護士へ回収委託をしているが、履歴に記載なし。回収額はなく、現在の

状況も不明である。

No.39 : 対応の履歴は、平成 24 年 5 月から平成 27 年 3 月まであり、また、分割納入誓約書を入手している。債務者の親族が平成 25 年 5 月から直近まで毎月 5 千円を 30 回、計 150 千円を納入している。

No.40 : 対応の履歴は、平成 23 年 6 月から同年 9 月までと平成 25 年 4 月以降の 3 回の納入通知書の追加発行についての記載がある。また、分割納入誓約書を入手している。

回収は平成 23 年 11 月から直近まで、期間が空く場合もあるが 10 千円の分納が続いている。

No.41 : 対応の履歴は、平成 25 年 12 月の電話催告と平成 26 年 1 月の臨宅についてのものがあるが、債務者本人とは接触できていない。回収は、平成 27 年 10 月に 38 千円あり、履歴に記載はないが、弁護士へ回収委託をしているとのことであり、これによるものと考え。入院に際し誓約書を入手し、長男が連帯保証人となっており、一部あった回収は連帯保証人からとの説明を受けた。

No.42 : 対応の履歴は、平成 24 年 4 月及び平成 25 年 4 月に記載があるだけであるが、回収は、平成 24 年 10 月以降直近までの分納で未収金の大半が回収されている。分割納入誓約書を入手している。

No.43 : 対応の履歴は、滞納料金納入催告書送付以外では、弁護士に回収委託をするための住民票の公用請求と弁護士への回収委託について記載されていた。回収は今のところなし。

No.44 : 対応の履歴は、平成 26 年 4 月から同年 7 月まであり、債務者の親族との分納についてのやりとりであった。分割納入誓約書を入手し平成 26 年 6 月から分納中である。

No.45 : 対応の履歴は、平成 27 年 8 月から記載があり、債務者及びその親族とのやり取りの概要が把握できるものである。分割納入誓約書を入手している。

No.46：応対の履歴は、平成 27 年 8 月から記載があり、債務者とのやり取りの概要が把握できるものである。分割納入誓約書を入手し、今のところその誓約内容に従った納入が行われている。

【意見 46】未収金整理票への折衝状況等の記載の徹底について

自己負担金が未収となっている患者との折衝状況を記録する未収金整理票を確認したが、年度が古いものほど未収金発生後の状況欄への記載が乏しいことを確認した。記載が乏しいため、患者に督促を行ったが未収金整理票に記載していないのか、そもそも督促していないのかが判別不能であり、督促作業がどのように行われているか過去の経緯を確認することが困難である。

未収金整理票は未収金回収のための基本であるため、折衝状況等の記載を徹底すべきである。

2) 対象未収金（入院：600 千円未満、外来：40 千円未満）

患者自己負担金未収一覧から、調査及び検討対象の未収金 5 件について未収金整理票の提示を受け、管理、督促、及び、回収状況等を確認した。

1 件目：平成 20 年 2 月に外来費 1 千円及び入院費 263 千円が発生しているが、未収金発生状況欄に個別対応の旨の記載があった。未収金発生後の状況欄には何ら記載はなかった。また、当該個別対応に関する当時の内容を確認できる資料の提示を受けることはできなかった。

2 件目：未収金残高は 119 千円。分割納入誓約書はあるが、回収は債権発生時の 10 千円だけであり、発生後の状況欄に記載なし。分割納入誓約書に連帯保証人の記載があるが、連帯保証人に対して督促している様子はない。

3 件目：未収金残高は 194 千円。分割納入誓約書に連帯保証人の記載があるが、本人と同じ筆跡であり、連絡した履歴はない。最後の入金は平成 23 年 1 月の 12 千円である。平成 24 年 1 月の滞納料金納入催告書送付までの 1 年間と、その後の平成 27 年 5 月まで 3 年間の督促の履歴がない。平成 27 年 5 月以降、滞納料金納入催告書送付、住民票の公用請求、医療費の督促についての送付等を行っている。

4 件目：未収金残高は 20 千円。発生後の状況欄に平成 24 年 3 月から 8 月までと平成 25 年 12 月から平成 27 年 10 月までの履歴あり。回収に向

けた取組があり、分納で一部が回収されている。連帯保証人への請求も行われている。現在は本人の所在が不明となっている。

5 件目：未収金残高は 11 千円。平成 27 年 8 月に滞納料金納入催告書送付。同月債務者の妻から連絡があり、9 月半ば以降に払うとの履歴あり。

【指摘 7】個別事情による患者対応の意思決定について

患者の状況を踏まえた個々の対応が必要な場合であっても、請求を保留したまま回収されない恐れや、医療費を負担している患者との公平性の観点から留意すべき点がある。つまり、発生した債権である未収金の請求を保留する場合には、病院の決裁書等の意思決定を明らかにする文書が必要であるが、調査当時は整備されていなかった。

現在は、病院長等が出席した会議の記録など、経緯が分かる文書を未収金整理票に添付しているとの説明を受けた。しかし、意思決定の責任者を明確にするために、決裁文書を残すべきである。

【意見 47】患者自己負担金の回収体制整備の必要性について

患者自己負担金の回収について、入金に係る事務処理を行う職員 1 名が業務の合間に督促を行っているが、現地調査の結果から判断すると、回収に十分な時間がかけていない状況である。

平成 26 年度は文書催告を 350 件、支払督促の予告通知を 4 件行い、平成 27 年度は 12 月時点で保証人への請求を 7 件行い、支払督促の予告通知を 15 件予定しているなど、マンパワーが少ない状況のなかでの努力に一定の評価はできる。

しかしながら、日々発生する患者自己負担金の未収金を回収する取組を強化するためには、人員配置を見直すなどの回収体制を整備する必要があると考える。

(8) がんセンター

①概要

1) 所在地

北足立郡伊奈町大字小室 780 番地

2) 沿革

昭和 50 年 11 月 がんセンター開設 (病床 100 床)

昭和 60 年 10 月 南館の開設 (累計病床 250 床)

平成 2 年 6 月 がん疼痛治療とクオリティ・オブ・ライフに関するWHO
研究協力センターに指定

平成 9 年 8 月 本館改修に伴う新病棟完成

平成 10 年 10 月 東館の開設 (累計病床 400 床)

平成 14 年 11 月 日本医療機能評価機構の認定を受ける

平成 15 年 8 月 地域がん診療拠点病院の指定を受ける

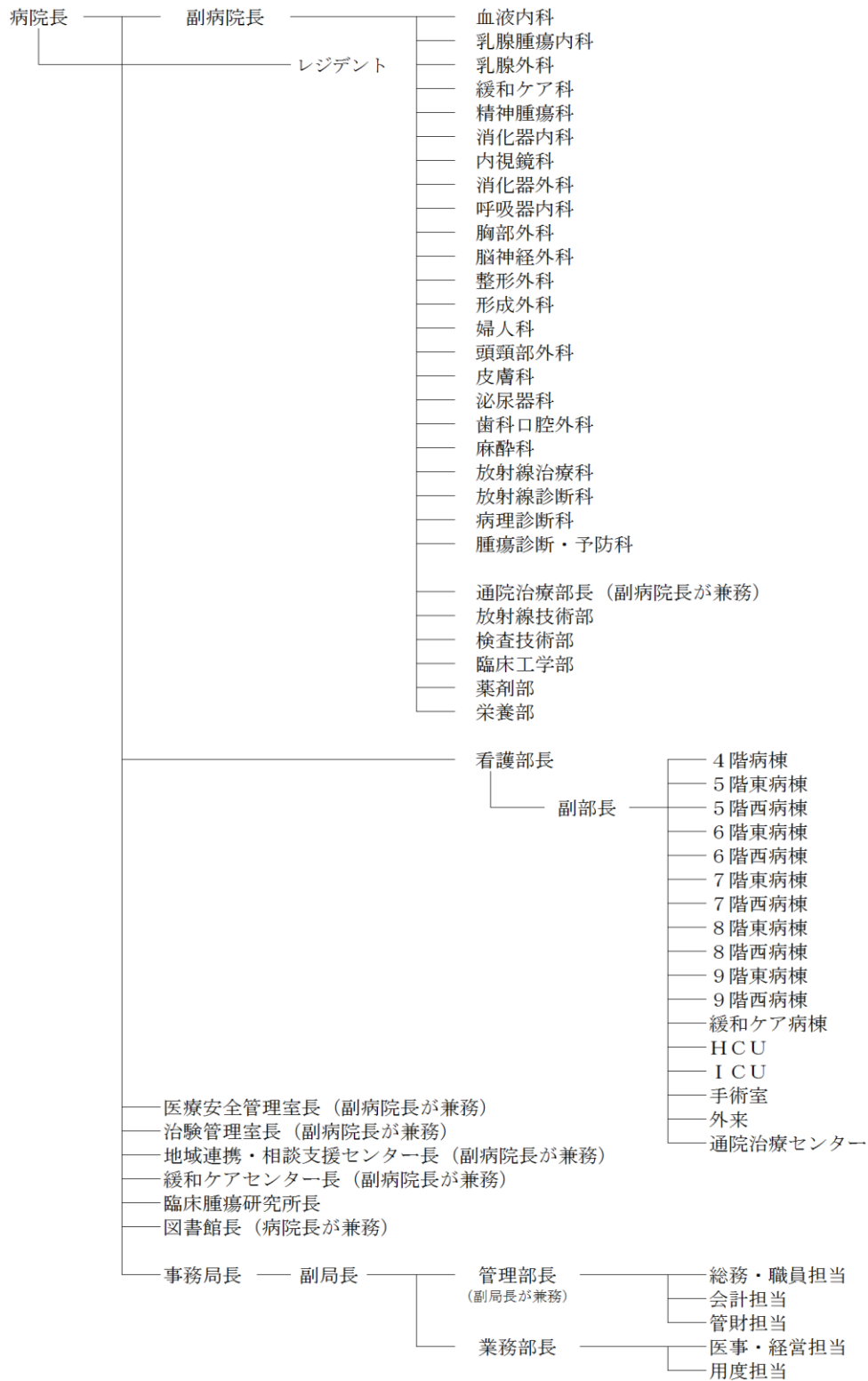
平成 16 年 3 月 臨床研修病院の指定を受ける

平成 20 年 2 月 都道府県がん診療連携拠点病院に指定される

平成 25 年 12 月 旧病院の隣接地に建設された新病院が開業 (病床 503 床)

3) 組織

がんセンター組織図 (H27. 4. 1)



②事業概要

がんセンターは、埼玉県百年記念事業の一環として県民のがん克服の期待を担い、昭和 50 年 11 月、研究所を併設する 100 床の病院として発足した。平成 25 年 12 月新築移転し、現在 503 床の病院である。埼玉県がん治療の中核、「都道府県がん診療連携拠点病院」として、県内の「地域がん診療連携拠点病院」・「県がん診療指定病院」とともに地域の医療機関と連携して埼玉県のがん医療の向上と均てん化を図っている。

がんセンターは、がん治療の 3 つの柱である手術・放射線・化学療法と、診断、情報、ケアなど先進のがん医療を提供するよう努めている。手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」の導入、PET-CT の導入、高精度放射線治療、治験、臨床試験で進む新規化学療法・治療法の開発・導入、遺伝子診断によるオーダーメイド治療の推進などに力を入れている。臨床腫瘍研究所では発がん機構の解明から、がんの予防・治療につながる研究を行っている。

職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在 700 人（再任用、非常勤を除く）である。診療科は 22 科で、平成 26 年度の年間延べ患者数は、入院患者で 121,802 人、外来患者で 191,383 人であった。

③外観



④患者自己負担金の未収債権

がんセンターにおける未収金の特徴は、以下の3点である。

1点目は、高齢者が多く年金から医療費を支払っており、高額医療費制度等を利用して支払いが厳しいという点である。2点目は、未収債権の約6割程度が死亡退院者によるもので、家族が支払いに応じないことや身寄りがなく連絡が取れない場合が多いという点である。3点目は、再発等により治療が長期にわたり生活が厳しくなり、分納を希望する方や生活保護になってしまう方が多いという点である。

1) 収入未済額の年度別残高

収入未済額の発生及び回収等を過去5年間の年度別推移でまとめると、下表のとおりとなる。

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
期首残高	81,518	89,362	97,405	106,807	115,609
新規発生額	30,202	31,919	33,524	33,969	36,070
減少額	22,358	23,875	24,122	25,167	25,352
(病院回収額)	(22,033)	(23,645)	(23,134)	(24,456)	(23,640)
(弁護士回収額)	(325)	(230)	(987)	(711)	(454)
(不納欠損額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1,256)
期末残高	89,362	97,405	106,807	115,609	126,327
医業収益総額	11,565,404	11,540,075	12,159,291	11,792,060	13,550,982
残高/収益 (%)	0.77	0.84	0.88	0.98	0.93

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

(注) 上表の()内の数値は、減少額の内数である。

医業収益総額は、最近5年間の推移で分かるように年々増加しており、5年間の増加額は約20億円であり、増加率は17.2%である。その増加に比例するかのように未収債権の新規発生額も年々増加しており、5年間の増加率は19.4%である。これに対して、回収額(病院、弁護士の計)も年々増加してはいるが、その増加率は7.8%にすぎない。この結果、収入未済額は最近5年間で約37百万円も増加してしまい、その増加率は41.4%というように著しい増加率を示している。さらに、収入未済額は、医業収益総額の1%に達しようとしている。

がんセンターは、限られた人数の中で日々未収金の回収に努めている。現状の回収方法の問題点を洗い出し、改善点を探ることは当然であるが、それだけ

では未収金の増加傾向の勢いを止めることは困難と考える。

2) 収入未済額の年度別回収額

(単位：千円)

年 度	H22	H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度	
	残高	回収	残高	回収	残高	回収	残高	回収	残高
H26	—	—	—	—	—	—	—	—	36,070
H25	—	—	—	—	—	—	33,969	20,466	13,502
H24	—	—	—	—	33,524	21,598	11,926	1,417	10,508
H23	—	—	31,919	20,636	11,283	1,711	9,571	1,531	8,040
H22	30,202	21,145	9,057	1,109	7,948	357	7,590	252	7,337
H21	12,242	1,055	11,187	1,017	10,169	368	9,800	450	9,350
H20	7,977	627	7,349	787	6,562	513	6,048	433	5,615
H19	7,017	147	6,870	103	6,766	20	6,746		6,746
H18	5,877	20	5,857	170	5,686	77	5,609	177	5,432
H17	5,036	182	4,853	32	4,820	119	4,701	233	4,467
H16	5,646	256	5,389	100	5,289	74	5,214	293	4,920
H15	8,359	430	7,929	149	7,779	326	7,452	95	7,357
H14	2,901	—	2,901	15	2,886	—	2,886	—	2,886
H13	1,070	—	1,070	—	1,070	—	1,070	—	1,070
H12	1,441	8	1,432	—	1,432	—	1,432	—	1,432
H11	157	—	157	—	157	—	157	—	157
H10	1,161	—	1,161	—	1,161	—	1,161	—	1,161
H09	270	—	270	—	270	—	270	—	270
計	89,362	23,875	97,405	24,122	106,807	25,167	115,609	25,352	126,327

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

収入未済額が著しく増加傾向にあることは④ 1) で既述したとおりであるが、そのことが上表に明確に表れている。つまり、年度を追うごとに各年度の残高が積上がっていることが分かる。

また、上表で読取れることは、発生年度の翌年度における回収額が一番多く、年がたつにつれて徐々に回収額が減っていくという点である。具体的に平成 22 年度を例にとって見てみると、翌年度の平成 23 年度中における回収額は 21,145 千円で回収率は 70.0%であったが、翌々年度の平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間での回収額は 1,719 千円で回収率は 5.7%であった。

各年度の未収債権発生額及び発生翌年度回収額を抽出し、回収率も算定した

うえで表にまとめたのが下表である。

(単位：千円)

年度	発生額	翌年度回収額	回収率 (%)
H22 年度	30,202	21,145	70.0
H23 年度	31,919	20,636	64.7
H24 年度	33,524	21,598	64.4
H25 年度	33,969	20,466	60.2
計	129,616	83,846	64.7

出典：病院局資料に基づき作成

発生年度の翌年度の回収率は、平均で約 65%にもなる。よって、未収金が発生した場合には、いかに早く対応するかが重要であり、時間を置けば置くほど回収が困難になるということである。

この他に、上表により別の重要な点が浮かび上がってきた。未収金発生翌年度の回収率が、年々減少傾向を示しているという点である。平成 22 年度に発生した未収金では、翌年度の回収率が 70.0%であったのが、平成 25 年度の発生未収金では、翌年度の回収率は 60.2%にまで低下しており、約 10 ポイントも回収率が下落している。この原因は、分納者が増加しており、そのため回収期間が長くなっていることも影響している。

ただし、平成 27 年 12 月時点では、平成 26 年度に発生した未収金の回収率は 63.6%に改善している。

【意見 48】未収金発生翌年度の迅速な回収について

がんセンターの未収債権が著しい増加率を示しているのは、未収債権発生翌年度の回収率が低下していることが原因である。回収率の低下には分納者が増加していることも影響しているが、回収期間が長くなれば徐々に回収額が低くなっていく傾向にあるのも事実である。

したがって、未収債権発生の翌年度に、より多額の未収債権を回収することが重要であり、その点を踏まえて引続き回収に努めるべきと思料する。

3) 病院による回収対応

現在の回収方法は、「未収金回収マニュアル」に沿って行われており、発生から約 1 年間は病院側で回収にあたり、その後弁護士法人へ回収を外部委託している。

最近 5 年間の病院側の債権回収の対応を確認したところ、以下のとおりである。

(単位：件数)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
窓口催促	133	112	132	355	216
電話催促	121	27	35	35	35
納入誓約書等の提出	1	1	11	21	19
臨宅徴収	0	0	0	0	0
保証人への請求	4	10	4	4	0

出典：病院提出資料

【意見】未収金回収マニュアルに沿った厳格な対応について
循環器・呼吸器病センターにおける【意見 43】を参照

4) 自動精算機

がんセンターでは、患者自己負担金の支払いについて平成 26 年 1 月から自動精算機を 3 台導入している。この自動精算機で支払う場合、未収金がある人については当日の支払額他に、過去 1 年分の未収金が表示される。このような表示は、常に未収金の存在を意識することとなり、よって納付の動機づけになるものと推測され、非常に有効な方法であると思料する。

【意見 49】自動精算機への未収金の表示について

がんセンターに設定されている自動精算機では、支払いをする際に過去 1 年分の未収金が表示される。このことは未収金回収にとって有効な方法であるが、循環器・呼吸器病センターに設定されている自動精算機では、過去の全ての未収金が表示されるように設定されている。

過去 1 年分の未収金のみの表示であると、滞納者が実際の未収金額よりも少ない額と誤認する恐れがある。そのため、過去の全ての未収金が表示されるように設定変更をするべきと思料する。

5) 入院時の誓約書

患者が入院する際には誓約書を記載することになっているが、がんセンターの場合には、それが必ず記載されているか否かが確認できなかった。つまり、退院した患者に関する誓約書については、その後未収金の回収のために活用するための整理がなされておらず、その保存の有無が不明であったためである。

このことは、誓約書を保管及び管理しているのが医事担当であり、その入手

目的は医療に活用するためであって、未収金の回収のためではないことが理由である。

【指摘 8】入院時の誓約書の会計担当による保管について

誓約書に記載する項目の中には保証人の署名欄もあり、この情報は未収金が発生した場合には重要な情報となる。よって、病院側はそのことを認識し、医事担当のみが保管・管理するのではなく、会計担当もその写しを保管・管理し、未収金回収に活用するべきである。

6) 未収金整理票

未収金整理票を閲覧した結果、その表には保証人を記載する欄が無いことが判明した。

【意見 50】未収金整理票への保証人欄の設定について

「未収金回収マニュアル」によれば、督促通知を送付後、滞納者からの収納が確認されない場合には、保証人に対して請求書を送付することになっている。つまり、保証人の情報は未収金回収には非常に重要な情報である。

患者本人から未収金を回収できない場合に備えて保証人を求めていることから、その保証人の情報が常に確認できる状況にしておくためにも、未収金整理票へ保証人欄を設けるようシステム変更するか、あるいは、未収金整理票の説明欄の冒頭部分に保証人氏名を記載する等の対応をするべきである。

7) 弁護士法人

④1) の表で示したように、弁護士法人による回収額は年度別にばらつきはあるが、100万円未満で推移している。回収額合計に対する割合も、概ね1%~2%台で推移している。それらをまとめたのが下表である。

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
回収額合計	22,358	23,875	24,122	25,167	24,095
(病院回収額)	(22,033)	(23,645)	(23,134)	(24,456)	(23,640)
(弁護士回収額)	(325)	(230)	(987)	(711)	(454)
回収率 (%)	1.5	1.0	4.1	2.8	1.9

出典：病院提出資料及び監査人一部加工

(注) 上表の ()内の数値は、減少額の内数である。

⑤調査及び検討

1) 対象未収金（入院：600千円以上、外来：40千円以上）

患者自己負担金未収一覧から、調査及び検討対象の未収金 15 件について未収金整理票の提示を受け、管理、督促、及び、回収状況等を確認した。当該 15 件の患者自己負担金未収一覧の概要は以下のとおりである。

No.	年度	入院 (件)	外来 (件)	未収金 (千円)	死亡退院	徴収委託
1	H25	3	0	976	該当しない	該当しない
2	H10	2	0	909	該当する	該当しない
3	H15～H16	12	0	1,032	該当する	該当しない
4	H17	3	0	707	該当する	該当しない
5	H18～H23	3	59	2,577	該当する	該当する
6	H18～H19	8	0	1,350	該当する	該当する
7	H17	2	0	846	該当しない	該当しない
8	H18	3	0	481	該当する	該当しない
9	H18	1	0	918	該当する	該当しない
10	H19	1	0	434	該当する	該当しない
11	H21	2	0	698	該当する	該当しない
12	H23～H24	11	18	2,184	該当する	該当する
13	H23	1	0	592	該当する	該当しない
14	H24～H26	10	21	1,474	該当しない	該当しない
15	H25～H26	5	23	2,921	該当する	該当しない
計		67	121	18,099		

出典：がんセンター作成資料及び監査人一部加工

No.1 から No.15 までの各々の未収金の管理、督促、及び、回収状況の概要は以下のとおりであった。

No.1：平成 26 年 2 月に分割納入誓約書を入手し、誓約内容通りに分割納入されているので、特に問題ないと判断した。なお、調定後、すぐに分納が開始されている。

No.2：対応の履歴には、平成 21 年 9 月に弁護士に回収委託をし、平成 24

年 12 月に回収委託を解除した履歴があるのみである。

No.3 : 対応の履歴には、平成 22 年 11 月に電話催告し、その後分納の入金が 2 回あったことが記載されている。平成 23 年 5 月に納付催促文書送付以降の履歴なし。

No.4 : 平成 25 年 2 月以降平成 27 年 8 月まで分納中のものについて収納履歴あり。10 回で 202 千円収納。対応の履歴には、平成 21 年 4 月から平成 23 年 4 月までの主に入金についての履歴あり。また、平成 25 年 7 月に夫に対して分納経過を郵送にて通知した履歴あり。それ以降の履歴なし。

No.5 : 入院誓約書を入手しているが、連帯保証人欄の記載なし。対応の履歴には、平成 20 年 4 月から平成 23 年 7 月までの履歴がある。平成 24 年 3 月に弁護士に回収委託をし、平成 24 年 12 月に当該弁護士との回収委託を解除し、平成 25 年 1 月に回収委託解除通知を滞納者に郵送した履歴がある。現在弁護士に回収委託中であるが、対応の履歴には記載なし。

No.6 : 対応の履歴には、平成 21 年 4 月から平成 22 年 12 月の回収委託までの履歴がある。1 回目の弁護士回収委託から回収が行われている。回収委託により平成 25 年 8 月から平成 27 年 9 月までに 105 千円回収している。

No.7 : 対応の履歴には、平成 21 年 9 月に弁護士に回収委託をし、平成 24 年 12 月に回収委託を解除した履歴があるのみである。

No.8 : 対応の履歴には、平成 21 年 9 月に弁護士に回収委託をし、平成 24 年 12 月に回収委託を解除した履歴があるのみである。

No.9 : 対応の履歴には、一切の記載なし。

No.10 : 対応の履歴には、平成 21 年 9 月に弁護士に回収委託をし、平成 24 年 5 月に債務者の保証人の代理人弁護士から、債務整理通知が届き、平成 24 年 12 月に回収委託を解除した履歴があるのみである。

No.11 : 対応の履歴には、平成 22 年 1 月の死亡退院後、督促状及び催告書の送付に係る履歴があるが、平成 22 年 11 月及び平成 23 年 2 月の催

告書は返戻されており、それ以降の履歴が記載されていない。

No.12 : 対応の履歴には、平成 23 年 5 月に分割納付の折衝を行った履歴があり、その後、平成 25 年 5 月に家族あてに事実上の最終催告をすることある。現在弁護士に回収委託中であるが、折衝履歴には記載なし。回収された履歴はない。入院誓約書は入手している。

No.13 : 対応の履歴には、平成 23 年 11 月の折衝内容が詳細に記載されており、平成 26 年 2 月の分納額の増額についての折衝が記載されている。回収は頭金と平成 25 年 1 月から平成 27 年 10 月までの 780 千円が回収されている。分割納入誓約書は入手している。

No.14 : 対応の履歴には、平成 25 年 2 月から平成 27 年 9 月までの履歴がある。回収は平成 25 年中に 77 千円あるが、それ以降はない。平成 27 年 4 月の入院時に入院誓約書を入手している。

No.15 : 対応の履歴には、平成 25 年 5 月から平成 27 年 11 月までの履歴がある。回収は平成 25 年 3 月から平成 27 年 9 月まで 544 千円されている。平成 27 年 4 月の入院時に入院誓約書を入手している。

2) 対象未収金（入院：600 千円未満、外来：40 千円未満）

患者自己負担金未収一覧から、調査及び検討対象の未収金 6 件について未収金整理票の提示を受け、管理、督促、及び、回収状況等を確認した。

1 件目：未収金残高 217 千円。H26 年 3 月の折衝履歴に納付約束とあり、その後の 4 か月のやりとりの履歴は不明であるが、H26 年 7 月に分納請求書及び誓約書を送付している。収納は、H26 年 9 月、10 月及び平成 27 年 4 月(4 月は 3 回分)にあるが、それ以降はない。

2 件目：未収金残高 989 千円。平成 25 年 2 月の折衝履歴に本人と面談とある。平成 25 年 2 月以降平成 27 年 9 月まで 20 回 75 千円の納付あり。分納金額は少ないが継続的に納付されており、特に問題ないと判断した。

3 件目：未収金残高 1,530 千円。平成 24 年 2 月から平成 26 年 3 月までの間に 5 回の督促の履歴あり。その後、平成 26 年 7 月に親族と面談の履歴あり。現在弁護士に回収委託中であるが、折衝履歴には記載なし。

滞納者情報の回収委託欄に金額と件数の記載があるので委託中であることは確認できる。

4 件目：未収金残高 149 千円。過去に弁護士に回収を委託した履歴あり。

5 件目：未収金残高 1,210 千円。平成 22 年 3 月から平成 24 年 3 月、平成 24 年 8 月、平成 26 年 12 月の折衝履歴あり。少額であるが継続して分納中。

6 件目：未収金残高 257 千円。平成 25 年 7 月から平成 27 年 4 月までの折衝履歴あり。平成 25 年 1 月から平成 27 年 6 月まで分納により 113 千円を回収している。

【意見】未収金整理票への折衝状況の記載の徹底について
循環器・呼吸器病センターの【意見 46】を参照

【意見 51】分納中の患者への対応について

分納中の患者は分割納入誓約書を作成し、分割納入計画を策定している。この分割納入計画に対して実際の納入が遅れた場合に、何らかの対応がなければ回収不納に陥る可能性がある。速やかに電話及び文書による催告を行い、回収を効果的かつ効率的に行うべきと思料する。

【意見】患者自己負担金の回収体制整備の必要性について
循環器・呼吸器病センターの【意見 47】を参照

10. 高等学校等奨学金貸付金等 (No.47)

(1) 高等学校等奨学金貸付金の概要

高等学校等奨学金貸付金は、埼玉県高等学校等奨学金貸与条例に基づき、高等学校等に在学する生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、予算の範囲内において、奨学金を貸与することにより、その修学を支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする奨学金である。

以前は日本育英会が行っていたが、平成14年度から県に移管されて平成18年度まで県が行い、平成19年度からは、貸与の認定のみ県が行い、他の事務は県の指定する金融機関が行っている。平成14年度から18年度までの貸付の管理及び回収業務は県に残っている。

奨学金の貸与の額は、公立の高等学校等に在学する生徒の自宅通学は月額18千円、自宅外通学は月額23千円であり、私立の高等学校等に在学する生徒の自宅通学は月額30千円、自宅外通学は月額35千円である。

奨学金の貸与期間は、貸与の決定を受けた日から正規の修業年限を満了する日の属する月までである。

奨学金の返還は、高等学校等に在学しなくなった月の翌月から起算して6月を経過した後、12年以内である。

奨学金の返還債務の履行猶予は、高等学校等、大学又は専修学校の専門課程に在学、災害又は傷病、その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるときに猶予することができることになっている。

奨学金の返還債務の免除は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したときや心身の著しい障害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるときに、全部又は一部を免除することができることになっている。

奨学金の延滞利息は、正当な理由がなく延滞している場合に、6か月延滞するごとに、延滞している額の5%が付される。

(2) 未収債権

①収入未済額の年度別件数及び金額

(単位：千円)

年度	返還期	利息利率	未済件数	未済金額	延滞利息 ※
H17年度	7月	95%	1件	19	18
	1月	90%	6件	83	74
H18年度	7月	85%	11件	293	249
	1月	80%	13件	284	227
H19年度	7月	75%	20件	742	556
	1月	70%	22件	645	451
H20年度	7月	65%	28件	910	591
	1月	60%	32件	1,022	613
H21年度	7月	55%	38件	1,237	680
	1月	50%	39件	1,322	661
H22年度	7月	45%	88件	2,385	1,073
	1月	40%	108件	2,977	1,190
H23年度	7月	35%	117件	3,254	1,138
	1月	30%	129件	3,618	1,085
H24年度	7月	25%	131件	3,784	946
	1月	20%	156件	4,242	848
H25年度	7月	15%	184件	5,452	817
	1月	10%	225件	6,211	621
H26年度	7月	5%	228件	6,463	3,231
	1月	0%	290件	7,886	0
合計			1,866件	52,831	15,077
			397人		

出典：財務課作成資料及び監査人一部加工

※延滞利息は調定された金額ではなく、概算額である。

(注) 上表の未済金額は貸付金元金である。この他に、雑入がある。

②収入未済額の推移

(単位:千円)

		調定額	返還済額	未済額
H22 年度	現年度に発生	60,426	47,742	12,684
	過年度に発生	16,251	2,610	13,641
	計	76,677	50,352	26,325
H23 年度	現年度に発生	60,559	47,326	13,233
	過年度に発生	26,325	3,885	22,439
	計	86,884	51,211	35,672
H24 年度	現年度に発生	70,154	58,746	11,408
	過年度に発生	35,672	9,577	26,095
	計	105,826	68,323	37,503
H25 年度	現年度に発生	73,379	59,725	13,654
	過年度に発生	37,503	7,745	29,757
	計	110,882	67,470	43,411
H26 年度	現年度に発生	72,572	58,232	14,339
	過年度に発生	43,411	4,919	38,492
	計	115,983	63,152	52,831

出典：財務課作成資料及び監査人一部加工

(3) 未収債権の回収

①発生

奨学金の返還期が到来すると、奨学金の貸与を受けた者に対して、県は調定を行い納入通知書を送付するが、速やかに納付されない場合は、県は奨学金の貸与を受けた者に督促状を送付する。

②督促及び回収

督促状を送付後、電話催告を中心に行っており、場合によっては臨宅も行っている。

過去5年間の状況は以下のとおりである。

	電話督促	家庭訪問 (臨宅)	授業料・奨学金担当職員数 実質は債権回収従事職員数
H22年度	278	223	7名→実質 1.7名
H23年度	578	345	7名→実質 1.8名
H24年度	2,182	577	8名→実質 2.2名
H25年度	1,385	268	8名→実質 2.3名
H26年度	802	107	10名→実質 1.5名

出典：財務課作成資料及び監査人一部加工

担当部局は、平成 25 年度から奨学金の業務に加えて、就学支援金及び給付金についての事務を行っており、奨学金の督促を行う人員が足りないとの説明を受けている。

(4) 個別調査

①未収債権発生の原因

未収債権発生のもその原因は、奨学生が返還しないことにあるが、奨学生が返還しないなど誠実に対応しなくても、督促が十分に行われないなどの県側の対応も一因であると考える。

②不納欠損処理

過去に不納欠損処理は行われていない。

③調査及び検討

- 1) 「連絡不通者に対する臨宅状況」平成 26 年度決算ベース（平成 27 年 5 月 31 日現在）より、以下を抽出し、督促記録を閲覧して調査及び検討を行った。なお、督促記録はデータベースソフトで作成されている。

(単位：千円)

No.	借用 金額 (a)	返還 済額 (b)	返還 未済額 (a-b)	うち 滞納 額	うち 今後 調定額	延滞 利息額 (注1)	未収債 権発生 年度	備考 (注2)	H26年 度臨宅 状況
1	1,080	5	1,075	310	765	615	H23	連絡 不通	
2	1,080	95	985	670	315	581	H18		
3	1,080	145	935	620	315	506	H19	連絡 不通	
4	1,080	160	920	790	130	418	H19		
5	960	57	902	752	150	395	H18		
6	1,080	180	900	675	225	452	H19		
7	1,080	270	810	45	765	344	H26		
8	1,080	307	772	7	765	312	H26		
9	720	0	720	40	680	306	H26	連絡 不通	
10	720	0	720	200	520	306	H24	連絡 不通	
11	720	0	720	40	680	306	H26		
12	720	0	720	160	560	156	H25		
13	720	5	715	155	560	145	H25		
14	720	40	680	240	440	272	H24	連絡 不通	○
15	720	40	680	80	600	272	H26	連絡 不通	
16	720	40	680	200	480	272	H24	連絡 不通	○
17	648	0	648	350	298	299	H22	連絡 不通	
18	648	4	644	644	0	295	H17		
19	720	80	640	40	600	240	H26		
20	720	80	640	40	600	240	H26	連絡 不通	
21	720	80	640	120	520	240	H25		
22	720	80	640	120	520	240	H25		

No.	借用 金額 (a)	返還 済額 (b)	返還 未済額 (a-b)	うち 滞納 額	うち 今後 調定額	延滞 利息額 (注 1)	未収債 権発生 年度	備考 (注 2)	H26 年 度臨宅 状況
23	1,080	450	630	90	540	213	H25		
24	648	20	628	505	123	281	H19		
25	720	120	600	80	520	214	H25	連絡 不通	○
26	570	0	570	90	480	256	H25	連絡 不通	○
27	720	214	506	506	0	185	H21		
28	648	144	504	504	0	180	H19		
29	720	240	480	80	400	132	H26		
30	648	179	469	469	0	156	H20		
31	558	97	461	461	0	181	H19		
32	720	265	455	455	0	201	H20	連絡 不通	
33	432	0	432	425	7	191	H18	連絡 不通	○
34	432	0	432	125	307	191	H24	連絡 不通	○
35	432	0	432	250	182	191	H22	連絡 不通	
36	432	0	432	250	182	191	H22	連絡 不通	
37	432	0	432	250	182	191	H22	連絡 不通	○
38	432	0	432	250	182	191	H22	連絡 不通	○
39	420	0	420	75	345	170	H25	連絡 不通	
40	540	120	420	180	240	63	H25	連絡 不通	
41	720	320	400	120	280	98	H24	連絡 不通	
42	648	266	382	382	0	103	H21		

No.	借用 金額 (a)	返還 済額 (b)	返還 未済額 (a-b)	うち 滞納 額	うち 今後 調定額	延滞 利息額 (注 1)	未収債 権発生 年度	備考 (注 2)	H26 年 度臨宅 状況
43	360	0	360	200	160	153	H22	連絡 不通	
44	360	0	360	200	160	153	H22	連絡 不通	
45	360	0	360	200	160	153	H22	連絡 不通	○
46	360	0	360	100	260	153	H24	連絡 不通	
47	360	0	360	20	340	153	H26	連絡 不通	
48	360	0	360	60	300	153	H25	連絡 不通	
49	420	60	360	30	330	99	H26	連絡 不通	
50	350	0	350	140	210	153	H23	連絡 不通	○
51	360	14	345	260	85	185	H17		
52	360	21	339	339	0	150	H18		
53	648	310	338	338	0	157	H19		
54	360	43	317	317	0	116	H20		
55	360	45	315	315	0	138	H18		
56	360	48	311	311	0	106	H19		
57	432	160	272	272	0	88	H22		
58	432	194	237	237	0	162	H18		
59	216	0	216	216	0	141	H17		
60	216	0	216	216	0	123	H19	連絡 不通	○
61	216	0	216	216	0	119	H18		
62	216	21	195	195	0	137	H17		
63	216	30	186	186	0	129	H17		
64	180	8	171	171	0	105	H17		
65	216	60	156	156	0	122	H17		

No.	借用 金額 (a)	返還 済額 (b)	返還 未済額 (a-b)	うち 滞納 額	うち 今後 調定額	延滞 利息額 (注1)	未収債 権発生 年度	備考 (注2)	H26年 度臨宅 状況
66	216	60	156	156	0	90	H18		
67	216	96	120	120	0	74	H19	連絡 不通	○
68	126	66	59	59	0	44	H18		

出典：財務課資料に基づき作成

(注1) 延滞利息額は、最終返還日の翌月1日時点で返還未済額(a-b)が全て滞納と仮定して計算したものである。

(注2) 備考欄の「連絡不通」は、直近3年の間に奨学生及び連帯保証人と直接話ができているものであり、直近3年間で返還があった者も含む。

No.1：平成24年1月分が最初の返還期であったが、同年10月の臨宅の際に奨学生の保護者から一部を現金で返還を受けただけで、他は一切返還されていない。奨学生本人から平成25年2月に電話があり、猶予申請について話をしているが、それ以外は、奨学生本人及びその保護者と話ができている。返還に重大な懸念があると考え。

No.3：奨学生本人と連絡が取れていないが、その保護者と連絡が取れており、平成25年4月頃まで一部回収ができている。督促記録には、連帯保証人である親族に督促した記録がない。

No.4：平成25年10月頃までは督促記録に数か月毎に督促の内容が記載されているが、それ以降は1年に1度程度となっている。本人と連絡が取れていたと思われ、平成26年5月までは分割納入の履歴があるが、それ以降が滞っている。また、督促記録には、連帯保証人である親族に督促した記録がない。

No.5：平成18年7月分が最初の返還期であり、最初から滞納しているが、連帯保証人である親族への連絡が平成24年4月であり、対応が遅い。

No.6：電話で督促を行っており、奨学生本人は電話に出ないが、保護者とは話ができている。少額であるが、分割で返還されていた。しかし、平成26年7月以降返還がない。

- No.7：常に期限から数か月遅れるが、奨学生の保護者が返還している。督促記録は平成25年8月が最後であるが、電話による督促は督促状送付後、納入が確認できないものについて行っており、本件では、督促状送付後に納入が確認されているため、本人への督促連絡は行っていない。
- No.8：分割納付の約束をしているものであって、こまめに返還しているが納期限からは少し遅れている。督促記録には、平成25年7月の電話連絡の後、平成27年10月の本人からの連絡まで履歴がないが、定期的に納入されているため、本人への督促連絡は行っていない。
- No.9：大学在学中に猶予を受けており、平成27年1月分が最初の返還期であったが、いまだ返還されていないにもかかわらず、督促記録には何も記載がなかった。平成27年4月に電話による督促を行っており、その督促状況は一時的に督促記録とは別のエクセルファイルで管理していたとのことであったが、速やかに督促記録に転記して情報の一元管理を行うべきである。
- No.10：平成25年1月分が最初の返還期であったが、平成24年6月以降の電話連絡や臨宅では、奨学生やその連帯保証人と一切連絡が取れていない。全額が回収不能になる可能性が極めて高く、通常対応では難しいと考える。
- No.11：滞納額は奨学生の保護者が平成27年8月に払ったため、延滞解消となっている。今後は再度延滞する可能性が高いと考えられるので、特別な管理が必要である。
- No.12：平成25年7月分が最初の返還期であり、奨学生と連絡は取れているが、一切返還されていない。督促記録によると、督促は1年に1回程度であるが、もっとこまめに督促を行うべきである。また、連帯保証人である親族への督促が確認できない。
- No.13：平成26年1月分が最初の返還期であったが滞納となり、平成27年2月から奨学生の保護者が分割返済中である。督促記録は平成26年11月以降の履歴が一切ないが、分割納付の約束をしており、定期的に納入されているため、本人への督促連絡は行っていない。

No.14 : 平成 24 年 1 月分が最初の返還期であり、期限内に返還されたが、それ以降一切返還されていない。奨学生本人と連絡が取れず、その保護者とだけ連絡が取れていたが、現在は誰とも連絡が取れていない。残額が全て回収できない恐れがある。

No.15 : 平成 26 年 1 月分が最初の返還期であり、期限内に返還されたが、それ以降一切返還されていない。督促記録には平成 26 年 7 月に電話連絡ができたが、同年 11 月はつながらないとの記載があったが、それ以降履歴がない。督促していないので回収できていない。

No.16 : 平成 25 年 1 月分が最初の返還期であり、督促記録では平成 25 年 4 月に電話連絡しているが、奨学生本人と連絡が取れていない。また、督促記録では、平成 25 年 11 月の履歴の後が平成 27 年 1 月であり、対応が不十分である。

No.17 : 平成 22 年 8 月分が最初の返還期であるが、一切返還されていない。督促記録には奨学生本人と連絡が取れた履歴はなく、連帯保証人の保護者や親族と平成 23、24 年頃に連絡が取れていただけであり、一切回収できない可能性が高いと考える。

No.20 : 最初の納期限は平成 26 年 1 月末であったが、返還されなかった。それに対して、同年 4 月 24 日に本人の携帯へ電話をして留守電へメッセージを残している。この対応の効果のためか、6 月 26 日に 40 千円の返還がなされた。次の納期限は平成 26 年 7 月末であったが、少し遅れて同年 9 月に 40 千円が返還された。

3 回目の納期限の平成 27 年 2 月及び 4 回目の納期限の平成 27 年 7 月末には返還がされなかった。しかし、今度は何の対応もとっていない。

No.24 : 最初の納期限は平成 20 年 1 月末であったが、返還されなかった。その後回収対応を重ねて、その分の返還額 20 千円が平成 25 年 3 月に入金されている。しかし、その後も回収対応を継続してはいるものの、一度も返還はなされていない。

No.28 : 平成 18 年 1 月分が最初の返還期であり期限内に返還、平成 18 年 7 月分は 2 か月遅れで返還、平成 19 年 1 月分は分割で平成 23 年 10 月

に返還済、平成 19 年 7 月分も分割で平成 25 年 8 月に返還済、現在平成 20 年 1 月分を返還中である。奨学生本人と連絡が取れており、少しずつではあるが返還されている。また、連帯保証人である親族への督促が確認できない。

その他、全般的な事項について記載する。

電話催告や臨宅は債権回収に一定の効果を挙げていると思われ、電話催告や臨宅の結果、分割払い等で支払いが行われたケースもあった。臨宅は、電話に出ない場合や登録された電話番号につながらない場合に行われる。日数に限度があるため、臨宅のルート等を考えて、効率的に臨宅できる場所から臨宅している。ただし、臨宅しても明らかに居留守を使っているケース等、支払いの意思が全くない者もいた。

【指摘 9】初動対応の重要性について

納期限に返還されなければ、すぐに電話催促をするべきである。その対応が無ければ、債務者は返還しなくても大丈夫と認識し、それ以降も返還しなくなる可能性がある。債権回収には、まず初動対応が重要であると考ええる。

【意見 52】連帯保証人への請求について

連帯保証人は債務者と同等の法的立場におり、同額の債務を負っているが、基本的に連帯保証人への請求は行われていない。また、どのような場合に連帯保証人へ請求するか基準も作成されていない。

未収債権の回収が進まないのであれば、積極的に連帯保証人へ請求し、回収すべきと思料する。

【指摘 10】督促記録作成の徹底について

初めて滞納が発生した場合には、督促は必ず行っていると説明を受けた。しかし、いつ、誰が、どのような督促を行ったのかが督促記録に記載されないケースや、前回の督促から次の督促まで長期間の空白があり、その間に督促をしたか否かが不明なケースがあった。

組織的かつ効率的に督促を行うためには、督促の記録をしっかりと残す必要がある。

【意見 53】入金に対するフォロー等の対応について

No.24のように、県の回収対応が功を奏し過年度の未収債権の一部が返還されたケースがあったが、しかし、その後また返還が止まる場合が散見される。

未収債権の返還は当然の義務であるが、数年前の納期限の分を返還してくれたことに対してフォローする等の対応が大事である。それが、次の返還につながるものと思料する。

【意見 54】裁判所や弁護士等を関与させた督促の必要性について

現在は、納期限の翌日から 40 日以内に督促状を発行した後は、主に電話催告及び臨宅が行われている。電話催告ではそもそも電話に出ないケースがあり、臨宅でも奨学生らと会えないケースが多いようである。このような状態になると滞納分の返還を受けることは難しいと考えられ、裁判所からの支払督促の送付や弁護士を関与させての督促、また、奨学生や連帯保証人の預金差押などの行為についても行う必要があると考える。

2) 返還猶予

平成 27 年 3 月 31 日現在での、返還猶予者の猶予額一覧は下表のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	件数	借入金額 (a)	調定済額 (b)	猶予額 (a) - (b)
H26 年度	44	22,026	2,915	19,111
H25 年度	16	5,472	145	5,327
H24 年度	5	2,952	575	2,377
H23 年度	6	2,232	40	2,192
H22 年度	0	—	—	—
H21 年度	5	1,572	—	1,572
H20 年度	1	720	—	720
計	77	34,974	3,675	31,299

出典：財務課作成資料及び監査人が加工

3) 返還猶予の検証

上表 77 件の返還猶予について、発生年度及び猶予事由に偏向が無いように 13 件を抽出し、その猶予事由等の検証及び返還猶予の手続について検証した。

(単位：千円)

氏名	猶予額	猶予事由	証明書類
A	720	生活保護受給中	生活保護受給証
B	990	求職活動中	公務員試験受験票
C	368	生活保護受給中	生活保護受給証
D	990	傷病中	診断書
E	855	傷病中	診断書
F	560	求職活動中	ハローワークカード
G	720	大学在学中	在学証明書
H	432	大学在学中	在学証明書
I	720	専門学校在学中	在学証明書
J	360	大学在学中	在学証明書
K	360	大学在学中	在学証明書
L	270	大学在学中	在学証明書
M	150	大学在学中	在学証明書

出典：財務課作成資料に基づき作成

【意見 55】 猶予事由の証明書である診断書の有効期限について

申請者 E については、医師の診断書によれば、「抑うつ状態により平成 26 年 4 月 1 日から 3 か月の休養が必要」と明記してあった。つまり、この診断書の有効期限は、平成 26 年 6 月 30 日である。ところが、この診断書を証明書として、平成 26 年 7 月 2 日に猶予申請をし、県は申請日の翌日の平成 26 年 7 月 3 日に受理している。

返還猶予の申請日においては、医師の診断による休養期間は過ぎていたが、県は、返還猶予については、返還期の到来前であれば事実発生日を起点として認定を行っている。そのため、平成 26 年 4 月 1 日時点で傷病の事実があることを確認できれば 1 年間の猶予となる。

申請者の病状からすると、3 か月で回復する可能性は低い。したがって、再度診断書を取り直しても、同様の内容の診断書が発行されることは十分に推測される。よって、猶予の受理という点においては、何ら変わりはないと考えられる。しかし、本来は申請日においても事実が継続していることを確認する必要があり、今後において同様のケースが生じた場合には、証明書類の有効期限を厳密に確認すべきである。

【指摘 11】 返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について

奨学金受給者本人が大学等に在学中のため、返還猶予期間が長期にわたる場合、当初の申請書に受理日の押印がなかった。さらに、毎年度初めに提出される在学証明書に対しても、受理日の押印がなかった。このことは、確認した同様のケースでは、全て同じ状況であった。

このような状況では、返還猶予に関する手続が適切に実施されたとは言い難い。事務処理の基本手続を徹底するべきである。

(5) 現制度である埼玉県高等学校等奨学金について

①概要

埼玉県高等学校等奨学金は、平成 19 年度以降に貸与する現制度と平成 18 年度以前に貸与した旧制度で異なっている。

1) 制度に対する県の基本的な考え方

現制度は、平成 19 年からの県の 5 か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」における政策方針を受け、埼玉県の奨学金制度が、広く子供たちの支えとなり、日本の将来を担う人材を育成するための『日本一の奨学金制度』となるよう拡充されたものである。

この制度の根幹は、金融機関の資金を活用することで全国トップレベルの貸与水準を実現したことや、連帯保証人を不要としたことなど、奨学金を必要とする高校生へ支援が行き届くよう努めたことにある。金融機関による貸与から県の損失補償までの一連の仕組みは、貸与額等の貸与水準を高めつつ、民間の専門的な債権回収ノウハウを活用することで、県負担が過大とならないよう構築されている。

2) 概要

現制度と旧制度の概要を以下に記載する。

	現制度 (平成 19 年度以降に貸与)	旧制度 (平成 18 年度以前に貸与)
1 奨学金の貸与	県の指定する金融機関 (貸与資格認定は埼玉県)	埼玉県
2 奨学金の返還先 (納入の案内や督促を行う者)	県の指定する金融機関又は 県の指定する保証会社 (※)	埼玉県

3 返還方法	口座引き落とし (奨学金貸与時の口座)	県から送付する 専用用紙で払込み
4 返還時期	毎月5日・21日 貸与日によって異なる (返還開始は高校卒業 から4年6月経過後)	年 賦：7月又は1月 半年賦：7月及び1月
5 延滞金の発生	引き落とし日の翌日から	払込期限の半年経過後から
6 返還猶予の申請先 【別々の申請となる】	埼玉県 (資格認定を受けた後、 銀行で手続を行う)	埼玉県
7 氏名・住所等の変更	埼玉県 及び 県の指定する金融機関	埼玉県
8 返還に関する相談	県の指定する金融機関 (返還猶予は埼玉県)	埼玉県

出典：県ホームページ及び監査人が一部加工

※一定期間の滞納をすると、債権が県の指定する金融機関から県の指定する保証会社に移る。

現制度は、県が「埼玉県高等学校等奨学金に関する条例」等に基づき認定した貸与認定者である奨学生に対し、県の指定する金融機関（以下、「金融機関」という。）が奨学金の貸与を行うとともに、当該奨学金に係る債権管理及び回収等の業務を行うもので、県は4,028,036千円の基金を金融機関に無利息で預託するとともに、奨学金の貸付残高に応じて手数料を支払っている。この手数料は、県の一般財源から支出されている。これに関して県は、金融機関と「埼玉県高等学校等奨学金事業実施に関する協定」を締結し、「埼玉県高等学校等奨学金事業実施に関する細部要領」を定めている。

また、県は金融機関が行う奨学金の貸与に伴い、県の指定する保証会社（以下、「保証会社」という。）と金融機関が締結した債務保証契約に基づく代位弁済によって保証会社に損失が生じた場合は、当該損失額のうち貸付元本に相当する額を補償している。当該損失補償額は、県の一般財源から支出されている。県は保証会社に対し、管理・回収に要する経費として代位弁済額残高に応じて手数料を支払っている。これに関して県は、保証会社と「埼玉県高等学校等奨学金損失補償契約書」及び「埼玉県高等学校等奨学金に係る求償債権の取扱い等に関する協定」を締結し、「埼玉県高等学校等奨学金に係る求償債権の取扱い等に関する細

部要領」を定めている。

②高等学校等奨学金貸付金及び損失補償額

現制度における金融機関の貸付金及び県の損失補償額について、財務課からのヒアリングにより得た情報を基にまとめたのが下表である。

(単位：千円)

	貸付金総額	うち返還 開始額	概算 返還額 (A)	損失 補償額	うち概算 年間返還 額に対応 する額 (B)	概算損失 補償率 (B/A)
H26 年度末	16,624,940	2,284,000	190,333 (注 1)	8,025	1,965 (注 2)	1.03%
H42 年度 末累計	60,000,000 (注 3)		27,730,000 (注 4)	286,284 (注 5)		
H42 年度 末残高	32,270,000					

出典：財務課資料及び監査人一部加工

現制度の高等学校等奨学金は、平成 24 年度から返還が開始している。

(注 1) 平成 26 年度までに返還が開始した 2,284,000 千円を、最長返還期間 (12 年) で除した。

(注 2) 平成 26 年度の損失補償額のうち、返還開始後の滞納によるもの。

(注 3) 新制度開始年度から貸付金残高がピークに達する平成 42 年度迄の経過年数 (24 年間) に、1 年間の新規融資予算 (25 億円) を乗じた。

(注 4) 平成 42 年度末の累計貸付金額から同時点の貸付金残高を差引いた。

(注 5) 平成 42 年度末の累計返還額に、平成 26 年度における補償率 (1.03%) を乗じた予想額で、平成 42 年度までの累計損失補償額である。

③求償債権

県は、保証会社が金融機関との債務保証契約に基づき実行した代位弁済について損失を補償する。損失補償契約の場合には債務保証契約と異なり、県が損失補償を行っても当然には求償債権を取得しない。しかし、県が損失補償を行った場合には県が求償債権を取得すると当事者間で合意をしていれば、県が求償債権を取得することは可能であった。ところが、県と保証会社との「埼玉県高等学校等奨学金に係る求償債権の取扱い等に関する協定」には、当該規定がない。

この求償債権について県は、求償債権を取得しないことについて法令上の問題はなく、また、債権回収について専門的なノウハウを有する保証会社が法的措置も含め再三督促を行ったにもかかわらず、回収が全くできなかった債権については、費用対効果の観点からも県がその求償債権を承継すべきではない、と解釈していると説明を受けている。

④損失補償額

「埼玉県高等学校等奨学金に係る求償債権の取扱い等に関する協定」では、第2条第1項において、保証会社は、「代位弁済によって取得した求償債権について、適正に管理するとともに、電話及び書面等により督促し、積極的な回収に努めなければならない。」となっているが、保証会社は民間企業であり、民間企業は営利性が求められる。同協定第2条第2項で、「保証会社を取り扱う他の求償債権と同等の管理・回収業務を行う義務が保証会社にあるもの」とし、県がその回収活動について毎月の報告書及び年1回の実地確認により確認する仕組みとなっているが、代位弁済した額を奨学生から回収できなくても、最終的には県から元本について全額損失が補償されるので、この仕組みの中で、徹底した回収がなされるか疑問である。

上表の損失補償率（1.03%）はわずか1年の実績による算定であるため、将来を予想するための指標としてどれほど有効かは不確実であり、旧制度の滞納状況から推測すれば、損失補償額はさらに増大することになる。また、上記の損失補償額は平成42年度までの貸付金で計算しているが、この制度が継続する限り損失補償は発生し続ける。

⑤所見

現在の枠組みでは、奨学生が貸与を受けた奨学金を返還せず、給与差押等の法的措置を含む保証会社の督促にもかかわらず一定期間が経過した場合には、県は保証会社に元本に相当する額の損失補償を行うこととなる。この損失補償に至るまでの回収活動内容については、回収活動が消極的とならないよう、県が保証会社からの報告書に基づき確認を行っている。

保証会社は県から元本の損失補償を受けるとともに、代位弁済額残高に対しても県から手数料を受け取っており、損失補償を受けた後に回収があった場合は、元本は県に返納することとなっており収入にならないため、損失補償後の債権に対する保証会社からの督促は行われず、また、現在の契約では県が損失補償しても、県は求償債権を取得しないので奨学生に求償できないため、事実上、奨学生に返還が請求されることはない。

現在までに県が損失補償を行った債権は、保証会社に移管された後一定期間経過

のもの、自己破産等により免責となったものや法的措置によっても回収できなかったものなどであり、それ以上の督促は費用対効果の観点から行わないこととしている。これにより、現実的には奨学生はそれ以降誰からも督促を受けず、県が補償した損失が確定することとなる。

【意見 56】 将来的な損失補償額の抑制について

現制度の高等学校奨学金制度では、金融機関に対して代位弁済を実施した保証会社が求償権を得て、その後の回収業務を行う。そして、奨学金貸与の審査を県が実施していることから、県は保証会社が最終的に被った損失に対して、100%の損失補償をする契約となっている。

このような制度であることから、県は保証会社の回収業務の質的維持を図る目的で、不定期ではあるが保証会社と回収業務に関する協議を実施している。

将来的に県が負担する損失補償額が巨額とならないように、保証会社からの月次報告においてより詳細な督促状況を求め、さらに、保証会社との協議を不定期開催から定期的な開催に見直す等、常に保証会社の業務について注視すべきと思料する。

1 1. 地域改善対策奨学資金貸付金 (No.50)

(1) 概要

①目的

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域に居住する者の子弟であって、経済的な理由により高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学（以下、「高等学校等」という。）に進学後、修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としている。

②対象者

県内の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域に居住する者の子弟で、高等学校等に在学しており、低所得世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者が対象者である。

③貸与額等

高等学校及び高等専門学校は、国公立が月額23千円、私立が月額43千円である。短期大学及び大学は、国公立が月額48千円、私立が月額82千円である。

なお、奨学資金は無利子である。

④貸与期間

高等学校等の修業年限以内である。

⑤返還

高等学校等に在学しなくなった日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に返還しなければならない。

⑥返還の債務の履行猶予

高等学校等に在学、又は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還すべき日に返還することが著しく困難であると認められるときに猶予することができる。

⑦返還の債務の免除

奨学資金の貸与を受けた者が死亡したときや心身の著しい障害その他やむを得ない事由により奨学資金を返還することができなくなったと認められるときに、全

部又は一部を免除することができる。

また、生活保護費の受給や市町村民税の所得割非課税等の場合には、貸与した奨学資金の20分の5を限度として、5年度以内の奨学資金の返還債務を免除することができる。

⑧延滞利息

奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、返還すべき額に年7.25%を乗じた延滞利息を支払わなければならない。

⑨その他

貸与は昭和57年4月1日に開始され、平成14年3月31日（経過措置により平成17年3月31日）で終了し、それ以降は返還のみが行われている。

(2) 未収債権

①収入未済額の明細

(単位：千円)

年度	高校分			大学分			合計		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額	人数	件数	金額
H3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H4	4	5	156	0	0	0	4	5	156
H5	5	6	184	1	2	55	6	8	239
H6	7	10	252	2	4	194	9	14	446
H7	13	19	522	2	4	204	15	23	726
H8	15	24	648	4	6	307	19	30	956
H9	17	25	670	4	7	471	21	32	1,142
H10	19	28	849	5	8	528	24	36	1,377
H11	21	36	794	5	9	574	26	45	1,368
H12	20	26	585	6	8	504	26	34	1,089
H13	19	25	525	6	7	429	25	32	955
H14	22	33	602	6	9	594	28	42	1,197
H15	22	33	618	8	12	903	30	45	1,521
H16	18	29	536	10	16	1,121	28	45	1,657
H17	18	31	565	13	21	1,504	31	52	2,069
H18	22	36	764	18	30	2,177	40	66	2,942

年度	高校分			大学分			合計		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額	人数	件数	金額
H19	16	29	546	18	32	1,899	34	61	2,446
H20	18	33	624	16	30	1,810	34	63	2,435
H21	21	38	654	15	34	1,770	36	72	2,424
H22	20	34	616	15	29	1,560	35	63	2,176
H23	16	28	510	14	28	1,641	30	56	2,151
H24	18	34	688	17	30	2,196	35	64	2,884
H25	20	38	713	18	34	2,228	38	72	2,942
H26	19	34	658	17	37	2,134	36	71	2,793
合計	54	634	13,290	31	397	24,813	85	1,031	38,104

出典：人権教育課作成資料及び監査人一部加工

(注) 合計欄の人数は、実人数である。

②収入未済額の推移

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
期首残高	31,524	33,488	35,149	36,178	36,564
発生	11,710	10,905	10,413	14,184	8,010
回収	9,746	9,244	9,384	13,798	6,470
期末残高	33,488	35,149	36,178	36,564	38,104

出典：人権教育課作成資料

(3) 未収債権の回収

①発生

埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則第 11 条により、年 2 回（9 月、3 月）調定を行い、債務者宛に納入通知書を送付する。

②回収

債務者が納期限内に納入すれば、回収が完了する。

③督促

納期限までに納入されない場合、県財務規則第 201 条第 1 項により、納期限の翌日から 40 日以内に債務者に督促状を送付する。これも、債務者が納期限内に納

入すれば、回収が完了する。

督促の納期限までに納入されない場合、電話・文書・家庭訪問による催告を行い、納入を促すとともに返還の相談に応じる。また、債務者に債務確認書・返還計画書の提出を依頼する。

④未収債権の回収

未収債権の回収は、分割納入、家庭訪問による現金徴収等、債務者の事情に応じることで納入を促すとともに、継続的に電話・文書・家庭訪問による催告を行う。

(4) 個別調査

①未収金回収の状況

過去 5 年間の方法別督促状況

	電話	文書 送付	家庭 訪問	合計	担当職員 の人数
H22 年度	50	361	98	509	3
H23 年度	175	244	145	564	3
H24 年度	99	575	122	796	3
H25 年度	162	619	110	891	3
H26 年度	33	430	87	550	2
H27 年度 (H27.12.15 現在)	189	317	80	586	2

出典：人権教育課作成資料及び監査人一部加工

平成 26 年度は電話督促が 33 回と過去数年と比べ大きく減少している。この理由について、人員が 1 名減になったこと、さらに、組織的にできていなかったことがあげられている。

平成 27 年度は、課全体で組織的に督促を行う体制に改めたとのことであり、電話及び家庭訪問の回数は増えている。

また、定期的に連絡を取れば、払ってくれることが分かったとのことである。また、この債権の回収には、教育的配慮及び人権的配慮が必要とのことである。

また、担当部局では、収入未済額のある 72 名に対し平成 27 年 7 月に文書を送付し督促を行っている。さらに、未回答者 50 名に対し 9 月に再度文書を送付し督促を行っている。

発送した文書は以下のとおりである。

「平成 27 年度奨学金の返還について（通知 9）」

「奨学資金返還状況票」：年度別に返還の状況が分かるもの

「奨学資金返還請求（予定）票」：未返還額及びこれからの返還額が分かるもの

「債務確認書」：本人及び連帯保証人が債務を確認し署名押印するもの

「今後の返還計画について」：滞納している奨学金の返還計画を記載するもの

「奨学金の減免を希望される方へ」：債務の減免についての説明文

このような取組は、評価することができ、また、今後未済額の返還にプラスに作用することが期待できると考える。

②未収債権発生の原因

未収債権発生のもその原因は奨学生が返還しないことにあるが、速やかに督促が行われないなどの県側の対応も一因であると考ええる。

また、以前は給付であったため、奨学資金の貸与を受けた者が、返還しなくてもよいと解釈している場合もある。

③不納欠損処理

平成 26 年度までに不納欠損処理は行われていない。

④調査及び検討

- 1) 債務者に対し平成 27 年 7 月及び 9 月に送付し回収した「債務確認書」及び「今後の返還計画について」の閲覧

平成 27 年 12 月 16 日現在、「債務確認書」が 29 通、「今後の返還計画について」が 26 通回収されており、全件を閲覧した。また、「債務確認書」等の提出後に、債務者から 17 件の貸付金の返還があったことを確認したが、返還計画通りに返還されていないケースも確認した。

【意見 57】返還計画の遅れ及び納入通知の期限経過の場合のフォローについて

債務者が提出した返還計画から返還の遅れが発生した場合、速やかに連絡するなど、返還計画についてフォローすることが、貸付金の返還を受けるために重要と考える。

また、上記に限らず納入通知の期限を過ぎた場合に、収入未済のある者に対して何のアプローチもないと、返還しないことへの後ろめたさも薄れ、収入未済額が拡大することになると考える。よって、期限を過ぎた場合には、速やかなフォ

ローが必要と考える。

【意見 58】 裁判所や弁護士等を関与させた督促の必要性について

納期限の翌日から 40 日以内に督促状を発行した後は、主に電話催告及び臨宅が行われている。電話催告では電話に出ないケースがあり、臨宅でも奨学生らと会えないケースが多い。このような状態になると滞納分の返還を受けることは難しいと考えられ、裁判所からの支払督促の送付や弁護士を関与させての督促、また、奨学生や連帯保証人の預金差押などの行為についても行う必要があると考える。

2) 地域改善対策高等学校奨学資金個人別台帳の検証

平成 26 年度に収入未済がある債権の中から以下の 36 件を任意に抽出し、個人別台帳を閲覧した。その内容は以下のとおりである。

・氏名 A

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

長期間返還がない状況である。今までは保護者に連絡を取っていたが返還はなく、保護者からの返還は難しいと思われる。今後は債務者本人に請求予定である。

・氏名 B

平成 27 年 12 月に返還計画書が提出されたが、債務確認書は提出されていない。長期間返還がない状況である。

・氏名 C

債務確認書・返還計画書は文書では提出されていない。長期間返還が滞っており、債務者に誠実に対応してもらえないこともあったが、担当者が相当努力した結果、平成 27 年 12 月までに 100 千円の返還があった。

・氏名 D

保護者は既に亡くなっており、本人は病気で働けない状況である。消滅時効を援用しており、平成 27 年度に全額を債権放棄する予定である。

以前から滞納があったが、過去の担当者は、平成 14 年 10 月以外は奨学金未済者指導記録表への記載をしていない。

・氏名 E

債務確認書・返還計画書が提出されている。

平成 27 年 12 月までに少額の返還があったことを確認した。

・氏名 F

債務確認書・返還計画書が提出されている。

現在、大学分を計画通りに返還中であり、高校分は平成 27 年 12 月に一括して返還すると連絡があった。

・氏名 G

住民票上の住所には、人が住んでいる気配がない。時々郵便受けの郵便物を取りに来ていますが、実際は別の場所に住んでいると思われる。平成 27 年度も少額の入金があるなど、滞納しているが少しずつ返還がある状況である。

なお、以前から滞納しているにも関わらず、平成 14 年 9 月から平成 18 年 12 月まで個人別台帳に記載がない。

・氏名 H

債務確認書・返還計画書が提出されている。

平成 27 年中に返還があったことを確認した。

・氏名 I

収入未済額があったが、平成 27 年中に完済となったことを確認した。

・氏名 J

収入未済額があったが、平成 27 年中に完済となったことを確認した。

・氏名 K

長期間返還がない。住民票上の住所には人が住んでいる気配がない。そのため、債務確認書・返還計画書を送付していない。

昨年度、債務者の親族が学校へ通っていたため、平成 27 年 12 月に当該教育委員会に問い合わせを行うなど、調査中である。

・氏名 L

長期間返還がない。債務確認書・返還計画書は提出されていないが、電話連絡した際に平成 27 年度中に提出すると言っていた。

なお、以前から滞納していたが、平成 13 年 6 月から平成 17 年 6 月まで、

奨学金未済者指導記録表に記載がない。

・氏名 M

債務確認書・返還計画書は、提出されていない。

年に1回、10千円から20千円程度の返還があり、平成27年は20千円の返還があったことを確認した。

・氏名 N

債務確認書・返還計画書は、提出されていない。

長期間に渡り返還がなかったが、平成25年から少しずつ返還が行われている。家庭訪問して返還を受けている状況である。

・氏名 O

平成27年12月に返還計画書が提出されたが、債務確認書は提出されていない。連絡は取れているが長期間返還がない状況であり、平成27年12月に家庭訪問を予定している。

・氏名 P

連絡は取れているが、長期間返還がない状況である。債務確認書・返還計画書は提出されていない。

なお、以前から滞納していたが、平成7年10月から平成10年7月まで、個人別台帳に記載がない。

・氏名 Q

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

債務者と連絡は取れており、返還する意思が確認できている。平成27年中に1回の返還があり、あと1回分の返還で完済予定である。

・氏名 R

債務確認書・返還計画書が提出されている。

平成27年中に返還があったことを確認した。

・氏名 S

債務確認書・返還計画書が提出されている。

平成27年中に返還があったことを確認した。

・氏名 T

定期的に返還があり、平成 27 年も返還があったため、債務確認書・返還計画書は送付していない。

・氏名 U

債務確認書・返還計画書が提出されている。

債務者と連絡は取れているが、長期間返還がない状況である。

・氏名 V

定期的に返還があるため、債務確認書・返還計画書は送付していない。

・氏名 W

定期的に返還があるため、債務確認書・返還計画書は送付していない。

・氏名 X

債務者本人は行方不明であり、保護者も既に死亡しているため、債務者の他の親族に連絡を取ろうとしている。

・氏名 Y

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

電話で催促しており、平成 27 年度は一部返還があった。

なお、当年度に家庭訪問を予定している。

・氏名 Z

定期的に返還があるため、債務確認書・返還計画書は送付していない。

・氏名 a

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

債務者と連絡は取れているが、長期間返還がない状況である。

・氏名 b

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

現在までの返還は平成 23 年度の数千円のみであり、その後長期間返還がない。以前は保護者に請求していたが、その保護者が亡くなったため、今後は債務者本人に請求予定である。

なお、本人は奨学金の貸与を受けていたことは知らなかったとのことである。

・氏名 c

債務確認書・返還計画書が提出されている。

債務者と連絡は取れているが、平成 27 年中はまだ、返還がない状況である。

・氏名 d

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

長期間返還がない。住所は判明しているが、臨宅しても留守で、直接、やり取りができていない状況であり、まず接触することから始めるとのことである。

・氏名 e

債務確認書・返還計画書が提出されている。

債務者と連絡は取れているが、平成 27 年中はまだ、返還がない状況である。

平成 27 年度中に家庭訪問を予定している。

・氏名 f

定期的に返還があるため、債務確認書・返還計画書は送付していない。

・氏名 g

債務確認書・返還計画書が提出されている。

しばらく返還がなかったが、平成 27 年中に 1 回の返還があった。

今後は電話連絡で返還計画どおりの返還を促す方針である。

・氏名 h

債務確認書・返還計画書は提出されていない。

債務者本人は行方不明で、保護者の一人は既に死亡している。他の保護者は、書類上は保護者として記載されているが、血縁関係がないため関係ないと言っている。今後はその保護者に説明をして返還を促すとのことである。

・氏名 i

債務確認書・返還計画書が提出されている。

平成 27 年度中、既に 4 回の返還があり、完済までに期間は必要であるが、返還する意思が確認できている。

現在は月に数千円であるが、ある程度軌道に乗ったら、返還額の増額を依頼する方針である。

【意見 59】個人別台帳への記載について

地域改善対策高等学校奨学資金個人別台帳において、現在の担当者が記載している部分は適切に記載され、回収作業も行われていることが確認できた。

しかし、過去は数年間に渡り、地域改善対策高等学校奨学資金個人別台帳の記載がないものがあり、その期間の督促履歴が不明なため、当時においても適切に債権が管理されていたかは確認できなかった。

個人別台帳への記載を徹底することにより、業務の属人化を防ぐことが必要であると史料する。

3) 地域改善対策大学奨学資金個人別台帳の検証

大学生への奨学資金を卒業年度別に集計すると、下表のとおりである。

(単位：千円)

卒業年度	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
S61 年度	2,762	2,164	—	597	—
S63 年度	2,923	1,826	—	1,023	73
H1 年度	4,396	3,420	—	975	—
H2 年度	3,586	25	2,342	1,219	—
H4 年度	3,180	109	—	2,752	318
H5 年度	9,692	3,602	—	6,013	76
H6 年度	12,275	5,812	4,268	2,000	193
H7 年度	8,734	6,488	—	1,269	975
H8 年度	3,756	—	1,878	1,229	648
H9 年度	2,988	98	1,248	328	1,312
H10 年度	3,936	604	—	2,450	882
H11 年度	7,260	3,899	492	1,683	1,185
H12 年度	1,968	462	246	963	295
H14 年度	4,009	519	501	1,510	1,479
H15 年度	4,993	36	993	795	3,168
計	76,459	29,070	11,968	24,813	10,607
					35,420
未済なし分	63,507	34,940	12,124		16,442
合計	139,967	64,010	24,093		51,863

出典：人権教育課作成資料及び監査人一部加工

返還未済のある債務者の一部（卒業年度が昭和年代 3 件、平成年代 9 件）について、個別に地域改善対策大学奨学資金個人別台帳を検証した。その内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

氏名	卒業年代	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
						内、滞納額
A	昭和年代	2,211	1,778		432	432
B	昭和年代	551	385		165	165
C	昭和年代	2,923	1,826		1,096	1,023
D	平成年代	2,015	1,511		503	503
E	平成年代	2,381	1,908		472	472
F	平成年代	2,891	—	2,168	722	722
G	平成年代	695	25	173	496	496
H	平成年代	3,180	109		3,070	2,752
I	平成年代	3,324	414		2,910	2,910
J	平成年代	3,044	528		2,515	2,439
K	平成年代	3,226	1,935		1,290	725
L	平成年代	3,756	—	1,878	1,878	1,229

・氏名：A

最終返還は平成 25 年 10 月である。

保護者とは連絡が取れており、以前は 2 か月に 1 回（年金支給月）10,000 円の返還があった。総返還額は貸与金額の 80%に達しており、返還に向けた対応は今も継続している。しかし、最近 2 年間は回収がなされていない。

卒業年度が約 30 年前であり保護者も高齢であるため、より早く回収する必要がある。

・氏名：B

最終返還は平成 15 年 12 月である。

本人は自己破産しているため、連帯保証人の保護者と連絡を取っている。

【意見 60】 より一層の回収努力について

総返還額は貸与金額の 70%であり、返還に向けた対応は今も継続している。しかし、最近 12 年間は回収がなされていない。

これだけの期間が経過してしまうと、今後の返還にはかなりの困難が予想される。卒業年度が約 30 年前であり保護者も高齢であることから、より一層回収に

努められることを希望する。

・氏名：C

返還は、最近も続いている。平成 27 年度は、7 回の返還があった。

・氏名：D

最終返還は平成 26 年 4 月である。

保護者と連絡をとり、本人も承知している。本人は仕事をしているが、本人から返還はない。

・氏名：E

最終返還は平成 26 年 9 月である。

保護者と連絡を取っており、1,000 円ずつ回収されている。

【意見 61】 返還額の増額について

総返還額は貸与金額の 80%に達しており、返還に向けた対応は今も継続している。しかし、最近の返還額は 1,000 円ずつとなっている。

この返還のペースであると、残り 472 回の返還が必要で、仮に毎月返還があったとしても、約 40 年を要することになる。卒業年度が約 30 年前であることから、保護者も高齢であるため、返還額の増額の交渉に努めるべきと思料する。

・氏名：F

免除は、過去に 3 回受けている。

免除申請が漏れた分が、返還未済額となっている。

電話には出ないため家庭訪問による対応であるが、本人と話ができています。

【意見 62】 費用対効果による検証について

返還は一度もなく、過去 3 回の免除を受けている。途中に免除を受けていない期間があるが、この期間も免除の要件は満たしていた。しかし、申請を失念したために免除を受けられず、返還未済となってしまった。

公平性の観点から言えば、免除を受けていないのであれば、あくまでも回収すべきである。この方針は、原則論として貫くべきである。しかし、本案件のような特殊なケースでは、回収対応に要する費用とそれから得られる効果を比較検討してみることも必要と思料する。

・氏名：G

郵便物が宛先不明で戻る。

平成 16 年以降は接触なし。平成 26 年は、回収対応が全くなされなかった。

【意見 63】回収対応の継続の徹底について

返還額に免除額を含めても、貸与金額の減少割合は 30%に満たない。また、10 年以上も接触がない。卒業から約 30 年も経過していることから、回収を早める必要がある。

そのような状況の中で、平成 26 年度は回収対応がなされていなかった。継続的に回収対応にあたるべきである。ちなみに、平成 27 年 12 月には、当該市に住所照会がされていた。

・氏名：H

最終返還は平成 13 年 10 月である。

平成 25 年に家が全焼しているが、平成 26 年に建て替えをしている。

本人とは一度も会ったことがなく、保護者と連絡を取っている。

保護者は、未収金の額も知らなかった。

【意見 64】家族全員との交渉について

本人とは一度も接触がなく保護者と連絡を取っている状況であるが、その保護者は未収金の額を把握しておらず、かつ年金での返還は無理があると言っている。さらに、最終返還が 14 年前ということから、回収を促進するためには何らかの新たな対応をする必要がある。

家を建て替えたという状況からすると、生活に困窮している状況ではないと推測されるため、本人も含め家族全員との返還に向けた交渉をすべきと思料する。

・氏名：I

保護者が、平成 27 年から 5,000 円ずつの返還を再開した。

・氏名：J

最終返還は平成 27 年 4 月である。

2,500 円ずつで、年間 5,000 円の返還あり。

・氏名：K

最近の返還分については、きちんと回収されている。

ただし、過去 9 回分の返還未済がある。

今後調定される額は 564 千円であるが、これは 7 回分の返還に相当する額である。1 回の返還が高額であるため、短い期間で返還が終了する予定である。

順調に返還が進んでいることから、通常分の返還終了後に過去 9 回分の滞納額についても、引き続き返還してもらうことを希望する。

・氏名：L

免除は、過去に 2 回受けている。

平成 25 年度にも免除申請がなされたが、認定されなかった。

保護者と連絡を取っている。

【意見 65】 新たな回収対応の必要性について

返還は一度もなく、過去 2 回の免除を受けている。3 回目の免除申請を行ったが、この時は認定されなかった。これは、本人に収入があったためである。

保護者と連絡を取っているが、保護者からは、本人には奨学金返還の件について連絡しないように厳しく言われている。このため、本人に収入があるにもかかわらず、本人から回収することができない。

保護者の主張からすると、本人は奨学金貸付金のことを認識しておらず、このまま回収対応を重ねたとしても、滞納額が返還されることはないと推測される。今後のことについて保護者と話し合いをする予定であるが、何とか保護者を説得して、話し合いの場に本人を同席させるように努めるべきと思料する。

4) 延滞利息

埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例では、第 10 条において、「奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 7.25%の延滞利息を支払わなければならない。」と定めている。

この延滞利息について、今までは (a) 債務者が経済的に困窮していること、(b) 本奨学金が当初は給付であったが、貸与に変更になった経緯を考慮したこと、(c) 他県においても延滞利息を徴収していないこと、の 3 点を主な理由とし、それらを総合的に勘案して請求していないと説明を受けている。

また、他県においても延滞利息を請求した事実はなく、正当な理由を具体的に定めている県もあった。

【指摘 12】 延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について

返還が遅れた場合には、「正当な理由」がある場合を除き、延滞利息を請求するのが原則である。従来は、この「正当な理由」について明文化されておらず、また、延滞利息を徴収しないと意思決定した手続の過程や決裁等が記録として残されていないため、延滞利息を徴収しないこととした判断が適切であったか検証できなかつた。

今後においては、「正当な理由」を具体的に明らかにした上で、延滞利息を徴収しないと意思決定する場合には、その手続の過程や決裁等を記録として残す必要があると考える。

1 2. 放置違反金 (No.52)

(1) 概要

違法駐車における放置違反金に関して、納付期限が経過して収入未済となっているもの。

(2) 根拠法令等

道路交通法第 51 条の 4 (放置違反金)

(3) 違反金徴収までの流れ

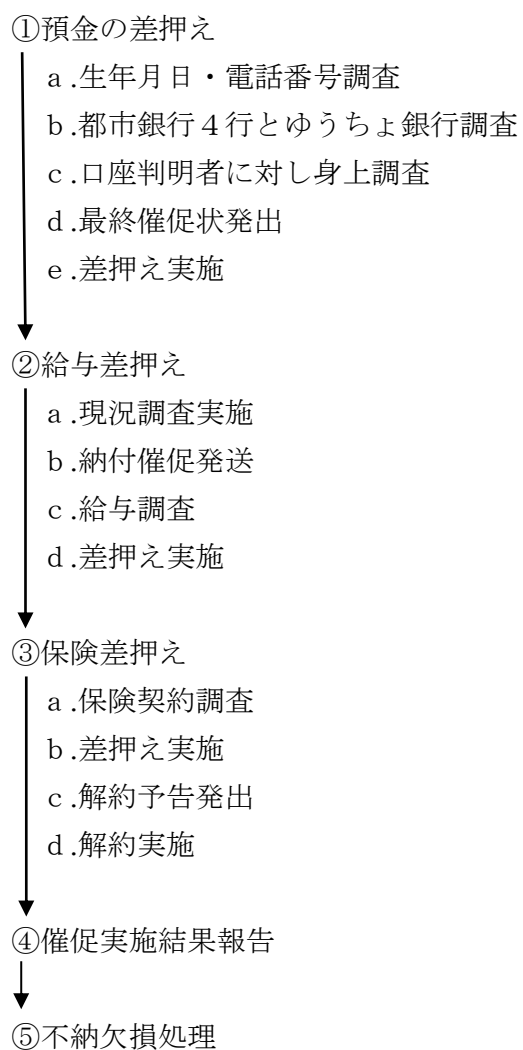
〈通算経過日時〉

- ・違反当日 …………… 違反 (標章貼付)
- ・5～10 日 …………… 弁明通知・仮納付書送付
- ・20～25 日 …………… 仮納付の納期限
- ・約 2 か月 …………… 納付命令・納付書送付
- ・約 2 か月半…………… 納付の納期限
- ・約 3 か月 …………… 督促状・納付書送付
- ・約 4 か月 …………… 納付の納期限
- ・約 5 か月 …………… 第 1 回目催促状発出
(任意行為)
- ・約 7 か月 …………… 最終催促状発出
(任意行為)
- ・約 8 か月 …………… 滞納処分・公示送達
(強制徴収)

電話催促

訪問催促

(4) 滞納処分以降の事務の流れ



(5) 未収債権の内訳

①収入未済額

平成26年度末現在における収入未済額は、247,359千円である。

以下の表は、平成26年度末現在における各年度の調定から収入未済額までの内訳である。

(単位：千円)

年度	調定		収納		不納欠損		収入未済		収納率 %
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H18年度	43,798	649,107	42,148	624,537	1,650	24,570	0	0	96.2
H19年度	63,323	927,356	61,209	896,164	2,031	29,947	83	1,245	96.6
H20年度	74,762	1,052,338	72,681	1,022,726	2,033	28,909	48	702	97.2
H21年度	65,886	934,533	63,932	906,907	1,492	20,993	462	6,632	97.0
H22年度	65,983	921,978	63,612	889,644	17	261	2,354	32,071	96.5
H23年度	66,750	911,560	62,785	860,893	2	30	3,963	50,637	94.4
H24年度	61,942	854,792	57,965	803,644	1	10	3,976	51,138	94.0
H25年度	53,216	754,021	49,711	708,647	1	15	3,504	45,358	94.0
H26年度	50,206	723,760	45,876	664,185	0	0	4,330	59,575	91.8
計	545,866	7,729,445	519,919	7,377,349	7,227	104,736	18,720	247,359	95.4

出典：警察本部交通部交通指導課資料

②延滞金

延滞金は、道路交通法により年率14.5%で徴収している。

平成22年度から平成26年度の各年度に調定、収納した延滞金は以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	調定		収納		収入未済		収納率 %
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H22年度	423	1,997	423	1,997	0	0	100
H23年度	747	5,540	747	5,540	0	0	100
H24年度	609	4,700	609	4,700	0	0	100
H25年度	704	5,426	704	5,426	0	0	100
H26年度	518	3,496	518	3,496	0	0	100
計	3,001	21,159	3,001	21,159	0	0	100

出典：警察本部交通部交通指導課資料

(6) 未収債権の推移

平成18年の制度開始から各年度末における平成22年度から平成26年度の推移は、以下の表のとおりである。

(単位：千円)

	調定		収納		不納欠損		収入未済		収納率 %
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H22年度 18～22	315,021	4,503,266	288,599	4,134,143	0	0	26,422	369,122	91.8
H23年度 18～23	381,471	5,410,364	353,496	5,027,092	1,331	19,799	26,644	363,472	92.9
H24年度 18～24	443,047	6,259,952	415,352	5,885,013	3,241	48,130	24,454	326,808	94.0
H25年度 18～25	495,958	7,009,588	469,144	6,648,621	5,350	78,171	21,464	282,795	94.9
H26年度 18～26	545,866	7,729,445	519,919	7,377,349	7,227	104,736	18,720	247,359	95.4

出典：警察本部交通部交通指導課資料

この表から解かるように、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて収納率が上昇している。

(7) 多重債務者の状況

平成 27 年 9 月 1 日現在で、個人ごとに収入未済額の金額が大きい順位 10 位までは、以下のとおりである。

(単位：千円)

順位	調定		収納済		不納欠損		収入未済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	109	1,641	7	105	0	0	102	1,536
2	97	1,494	10	153	0	0	87	1,341
3	40	621	0	0	0	0	40	621
4	39	585	0	0	7	105	32	480
4	59	859	0	0	27	401	32	458
6	42	630	11	165	0	0	31	465
7	29	444	0	0	0	0	29	444
7	37	558	0	0	8	120	29	438
9	27	411	0	0	2	30	25	381
10	123	1,845	11	165	88	1,320	24	360
10	26	396	2	32	0	0	24	364
10	24	360	0	0	0	0	24	360

出典：警察本部交通部交通指導課資料

1位の個人は、放置違反金未済分が違反回数で102回、金額で1,536,000円である。未済金額上位10位までの合計金額は、7,248千円で平成26年度収入未済金額の2.9%を占めるのみであるため、少額の放置違反金未済者が大多数を占めていると思われる。

(8) 他都道府県との比較

平成26年度末における都道府県の放置違反金収納状況の累計を収入未済率の高い順序で10の自治体（ワースト10）について表示したのが以下のとおりである。

都道府県名	調定金額 (千円)	収納			不納欠損			収入未済		
		順位	収納率%	金額 (千円)	順位	欠損率%	金額 (千円)	順位	未済率%	金額 (千円)
神奈川	20,853,323	45	93.5	19,505,634	42	2.2	462,309	47	4.2	885,379
愛知	16,793,144	46	92.4	15,515,829	46	3.8	638,575	46	3.8	638,739
大阪	35,159,923	47	91.5	32,169,825	47	4.8	1,677,589	45	3.7	1,312,508
福島	607,590	37	96.1	583,699	16	0.4	2,223	44	3.6	21,668
北海道	6,627,866	42	95.2	6,312,719	34	1.3	88,893	43	3.4	226,253
岐阜	628,273	44	93.7	588,749	45	2.9	18,237	42	3.4	21,287
埼玉	7,729,445	41	95.4	7,377,349	35	1.4	104,736	41	3.2	247,359
山口	435,880	34	96.5	420,598	18	0.5	1,949	40	3.1	13,333
東京	60,572,433	43	94.3	57,105,016	44	2.9	1,748,330	39	2.8	1,719,085
兵庫	11,492,414	39	95.5	10,978,892	40	1.7	198,120	38	2.7	315,401

出典：警察本部交通部交通指導課資料

県の収入未済率は、平成25年は4.0%で41位、平成24年は5.2%で43位と他の都道府県の中での水準は高い（悪い）水準で推移している。

政令指定都市など比較的人口が密集している都市を有する人口の多い自治体が、他の自治体と比較して収入未済率が高くなる傾向がある。県の場合は、首都に隣接しており首都への人の移動が激しいため、滞納者の所在把握が、他の自治体に比較して困難となる傾向があるためと考えられる。

【意見 66】 収納率等が高い他県情報の入手分析及び活用について

上記における他都道府県との比較表をみると、首都圏である県の特徴からすると、県の収入未済率は、悪いとも言えないし良いとも言えない。一方、同じ首都圏にある千葉県においては、平成26年度の収納率が96.2%で県より0.8%高い。

県は、収納未済率が高い水準であることには、変わらないのであるから、千葉

県を始め、参考となる他県の情報入手分析し、県の放置違反金回収業務を再検討してより一層の収入未済率の向上を目指すべきである。

(9) 債権の回収状況

①債権保有時の管理状況

違反番号ごとに記載された債権管理簿によりシステム管理されている。違反番号ごとの債権金額は、15,000 円が中心となるため、違反番号ごとの少額債権を多数管理することになる。

②債権回収の状況

滞納処分差押は、他県では、預貯金のみが多いが、県では、預貯金のみならず、給与、保険も実施しており、全国で初めて、差押車両の公売を実施した。

催告手続は、初めの督促状、納付書の発送後の回収までに、ほとんどの債権が回収されているので、この段階で電話催促も同時に実施して回収率を高める努力をしている。また、多重債務者に対しては、1 か月に 10 人ほどの頻度で訪問催促を実施している。

少額債務者に対しても、平成 27 年度は平成 28 年 1 月 8 日現在において、271 回の訪問催促のうち、162 回が 1 件のみの滞納者に対して訪問催促を実施している。

③外部委託

放置違反金関係事務を外部委託している。主な外部委託内容は以下のとおりである。

1) 契約期間

平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

2) 契約金額

平成 25 年度支払額	44,282,700 円	(消費税を含む。)
平成 26 年度支払額	60,730,560 円	(消費税を含む。)
平成 27 年度支払額	60,730,560 円	(消費税を含む。)
平成 28 年度支払額	15,182,640 円	(消費税を含む。)

3) 実働人員

1日24人とする。

平成25年7月1日から平成26年3月31日 24人×182日

平成26年4月1日から平成27年3月31日 24人×244日

平成27年4月1日から平成28年3月31日 24人×243日

平成28年4月1日から平成28年6月30日 24人×61日

4) 業務内容

i) 各種照会文書の作成・発送業務等

a) 車両使用者等照会書の作成、発送

b) 弁明通知書に関する住民票・戸籍記載事項照会書の作成・発送

c) 納付命令書に関する住民票・戸籍記載事項照会書の作成・発送

d) 督促状に関する住民票・戸籍記載事項照会書の作成・発送

e) 催促に関する住民票・戸籍記載事項照会書の作成・発送

f) 滞納処分に関する住民票・戸籍記載事項照会書の作成・発送

g) 滞納処分の財産調査に関する照会書の作成・発送

h) 前記a) からg) までの照会書作成における市町村合併情報の調査・宛先台帳の管理

i) 前記a) からg) までの照会書回答の台帳への転載及びデータ管理

ii) 放置違反金関係書類の封入及び発送準備業務

a) 弁明通知書の封入及び発送準備

b) 納付命令書の封入及び発送準備

c) 督促状の封入及び発送準備

d) 催促状の封入及び発送準備

iii) 返戻状況の確認業務

a) 放置違反金関係書類の返戻に係る集計及びデータ管理

iv) 違反金の納付状況等に係る次の書面による突合確認等の業務

a) 各種納付状況チェックリスト

b) 収入済通知書

c) 債権管理簿

v) 放置違反金の滞納情報に係る照会、回答及びデータ管理業務

- vi) 定型的電話催促に関する業務
 - a) 催促対象者の履歴確認
 - b) 電話による催促（夜間作業あり）
 - c) 催促電話通話内容の詳細な記録
 - d) 催促電話の分類と集計

- vii) コールセンター業務
 - a) 放置違反金納付手続等に関する各種問い合わせへの対応
 - b) 放置違反金に関する苦情の受理、対応等
 - c) 前記 a) 及び b) のほか、放置違反金制度全般に係る問い合わせへの対応
 - d) 通話内容の詳細な記録
 - e) コールセンター受付内容の分類とそのデータ管理

- viii) 弁明書に関する業務
 - a) 弁明書基本情報の台帳への転載作業とそのデータ管理
 - b) 弁明書容認情報のデータ管理と集計

- ix) システム登録業務
 - a) 車両使用者情報
 - b) 電話催促状況
 - c) 標章配布状況

- x) 交通部交通指導課長が指示する各種資料、名簿の作成

- xi) その他の業務
 - a) 業務の処理の効率化を図るためのツール（ACCESS、VBA等によるプログラミング）の作成（必要に応じて）
 - b) 前記 i) から x) までの業務に付随するもの

(10) 不納欠損処理

平成 26 年度に実施した不納欠損処理の内訳である年度別および原因別の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

		消滅時効 5年			地方税法 15 の 7 即時消滅時効				合 計
					1-1 該当		1-2 該当	1-3 該当	
		財産不明	所在不明	死亡	出国	倒産	生活保護	財産・所在不明	
2 3 年 度	件 数	828	66	63	41	28	35	270	1,331
	金 額	12,260	965	964	613	422	504	4,071	19,799
2 4 年 度	件 数	977	73	93	49	47	183	488	1,910
	金 額	14,410	1,074	1,374	713	700	2,696	7,364	28,331
2 5 年 度	件 数	1,029	109	145	20	37	254	515	2,109
	金 額	14,458	1,451	2,006	265	550	3,742	7,569	30,041
2 6 年 度	件 数	977	114	109	29	47	215	386	1,877
	金 額	13,591	1,546	1,574	406	697	3,123	5,628	26,565
合 計	件 数	3,811	362	410	139	159	687	1,659	7,227
	金 額	54,719	5,036	5,918	1,997	2,369	10,065	24,632	104,736

出典：警察本部交通部交通指導課資料

この表からは、所在は判明しているが、強制徴収できる財産がないか不明で、時効（5年間）をむかえてしまった案件が、件数および金額ともに一番大きくなっている。

第3 個別調査（特殊要因のある債権）

1. 行政代執行に係る費用（硫酸ピッチ流出事故）（No.3）

（1）概要

A株式会社（本店：東京都北区 代表取締役X）（以下、A社という。）は、八潮市内の自社所有の土地の敷地内において、平成13年から平成14年頃に軽油を密造していた。A社は、発生した硫酸ピッチ、スラッジをドラム缶に入れ、同敷地内の倉庫に放置していたところ、平成14年6月、高温によりドラム缶が破裂した。

水質汚濁や有毒ガスの発生といった生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、県は平成18年7月10日から平成19年1月9日にかけて、行政代執行により硫酸ピッチ102トンの撤去及び処分を行った。本債権はその行政代執行費用の求償債権である。

（2）未収債権

債権発生日は、県がA社に対して納入通知書を発出した平成19年3月22日、収入未済額は38,850千円である。

平成27年3月末現在の収入未済額は38,845千円である。

（3）債権発生の原因

軽油を密造していたA社が八潮市内の自社所有の倉庫内に放置していた硫酸ピッチ、スラッジが入ったドラム缶が破裂した。硫酸ピッチは有毒性が強く、水質汚濁が生じ、有毒ガスが発生するおそれがあるが、現場は水路が隣接し、周辺は住宅地であったため、県はA社及び代表取締役Xに対し、硫酸ピッチの適正処分の措置命令を発出した。

本債権が発生したのは、A社が硫酸ピッチの適正処分の措置命令を履行しなかったために、県が行政代執行を実施したことが原因である。

（4）県の対応

平成18年7月～平成19年1月 行政代執行により硫酸ピッチの撤去及び処分を実施。

平成19年3月 納入通知書発出。

平成19年4月 督促状発出。

平成19年7月 さいたま地方裁判所越谷支部に対し、滞納行政代執行費用求償債権について国税徴収法第82条第1項の規定に基づき配当交付要求書発出。

平成 20 年 10 月 催告状発出。
 平成 20 年 12 月 競売配当の本債権への無配当が決定。
 平成 21 年 8 月 A社本社にて代表取締役 X と面談。
 平成 22 年 4 月 A社及び X 連名による債務承認。
 平成 25 年 9 月～平成 26 年 10 月 各 1,000 円を 4 回にわたり回収。
 平成 27 年 3 月～平成 27 年 9 月 各 1,000 円を 2 回にわたり回収。

(5) 回収状況及び債権管理状況

①現場の土地・建物の競売について

本件の現場の土地・建物は、当該土地・建物に根抵当権を設定していた金融機関により、競売の申立てがなされているが、申立日は、県が行政代執行により硫酸ピッチの撤去及び処分を完了したほぼ 1 か月後の平成 19 年 2 月 7 日であり、同月 26 日には競売開始決定がされている。

県が行政代執行費用の求償を行ったのは、同年 3 月である。しかし、4 月に督促を行っても A 社が債務の支払いを行わなかったことから、県は同年 6 月に、本件の現場の土地・建物の競売開始決定情報を入手し、翌 7 月に国税徴収法第 82 条第 1 項の規定に基づき配当交付要求を行った。

交付要求の結果は次のとおりである。

債権者	債権の種類	債権額 (千円)	配当実施額 (千円)
申立者 B	手続費用	4,202	4,202
B	根抵当権	705,287	65,720
C	—	146	146
C	—	24,708	0
C	—	2,799	0
C	—	21,761	0
D	—	361	0
埼玉県	平成 18 年度公課	38,850	0
合計			70,070

出典：産業廃棄物指導課資料を基に作成

本件の現場の土地・建物の競売換価代金は 70,070 千円であるが、県への配当、すなわち本件の行政代執行費用求償債権への配当はゼロであり、1 円の回収もできなかった。

競売の申立が行われたのは、県が行政代執行により硫酸ピッチの撤去及び処分を完了したほぼ1か月後の平成19年2月であり、この時、県は未だA社に対して行政代執行費用の求償を行っておらず、A社への債権は有していない。

しかし、硫酸ピッチの有毒性を考えると、県により廃棄物が撤去されなければ、たとえ競売開始決定がされたとしても競落者が現れなかった可能性は高く、行政代執行により廃棄物が撤去されたことにより土地の価値が上がったのは間違いない事実である。

県としては、生活環境保全上の理由から行政代執行を実施したのであるが、根抵当権を有する金融機関に債権回収という反射的利益を与えた結果となった。

なお、現担当者より、「県は、行政代執行により廃棄物が撤去され土地の価値が上昇した結果換価できたとして、競売申立者に対し換価代金の請求交渉を行ったが、当該請求は認められなかった」との説明を受けたが、記録が残っておらず詳細は確認できなかった。

②債務承認後の回収状況

平成22年4月に、A社及びXの連名による債務承認を得た後、県は、平成25年9月以降平成27年9月までの間、Xとの面談の都度1千円を回収し、合計6千円を回収したのみである。

③差押の実施について

行政代執行費用の求償債権は、強制徴収公債権であり、国税滞納処分の例により強制徴収できる。よって、債務者の資産の差押により、債権を回収することが可能であるにもかかわらず、県は差押を行っていない。差押可能な資産の情報を得るために必要な債権発生当時のA社の決算書も、県は入手していなかった。

差押を行っていない理由及び債権発生当時の決算書を入手していない理由について質問したところ、「本件の原因者A社は、平成13年頃から経営が悪化し、本債権が発生した平成19年頃は経営破綻状態で決算書も作成していない状況で現在に至っており、A社の決算書の情報を基に差押を実施することができなかったためである。」との説明を受けたが、記録が残っておらず詳細を確認することができなかった。

また、県は、その後、差押可能な資産について情報を得ていたにもかかわらず、差押を行っていない状況が認められた。

(6) 不納欠損処理

該当なし。

(7) 今後の展望

A社及びXの差押可能な資産が確認できた場合には、タイミングを見計らって差押を行う方針とのことである。

(8) 指摘又は意見

【意見 67】 県の対応に関する記録の作成について

本債権発生当時にA社決算書を入手していない理由、差押を行っていない理由、及び競売申立者に対し換価代金の請求交渉を行った経緯等について、口頭による引継ぎは行われているが、文書記録として残されていない。本件は、回収まで相当の期間を要することが予想される事案であり、職員が数年のローテーションで異動する環境を考慮すると、後任者に債権回収業務が引継がれる可能性が高い。

本事案と同様の債権が発生した場合には、後任者の債権回収業務の有効な手段となるよう、今後は、事件の経緯や県のとった対応について記録を作成し、関係書類とともに保管すべきである。

【意見 68】 財産確認後における差押に向けた迅速な行動の実施について

差押可能な資産について情報を得ていたにもかかわらず、差押に向けた行動を実施していない。回収可能な財産が判明したときは、速やかに差押に向けて行動し、債権回収に努めるべきである。

2. 旧彩福祉グループに係る損害賠償金 (No.7)

(1) 概要

①概要の説明

厚生省老人保健福祉部長（後に厚生省事務次官）と埼玉県高齢者福祉課長（厚生省元課長補佐）が特別養護老人ホームの補助金交付に便宜を図った見返りに、いわゆる旧彩福祉グループ（埼玉県及び山形県の8つの社会福祉法人。以下、旧彩福祉グループという。）から賄賂を受け取った。旧彩福祉グループの代表者（以下、代表者）が実質経営するJWM株式会社（以下、JWMという。）への発注額と、下請業者への工事丸投げ発注額の差分（工事を水増しして補助金交付を受けた分）が代表者に還流された。

県は、平成8年に代表者が贈収賄で逮捕された記事が新聞に掲載されたことにより、当該事件の発生を把握した。

逮捕の後、会計検査院の検査により公表された、旧彩福祉グループの不当受給金額は、431,591千円（国庫補助金と、単独補助金を含む県費の合計）であった。その内、厚生省が不正受給と認定したものが18,025千円（国庫補助金）である。厚生省では残りの金額について不当だが違法ではないと考えられ、不正受給と認定されなかった。県は平成10年7月に厚生省が不正受給と認定した18,025千円（国庫補助金）に県費9,498千円を合わせた27,523千円について、代表者が係わった各社会福祉法人に対して返還命令を出し返還させている。

平成10年、県は、厚生省から「会計検査院の指摘に伴う国庫補助金の返還について（老発234号 平成10年3月31日）」を受領した。その中に、「返還を進めるに当たっては、既に開所した関連施設の円滑な運営に十分配慮願いたい。」と記載されている。当時、県は、旧彩福祉グループから27,523千円の返還を受けたのみだったが、既に補助金の是正措置を行っていることから損害賠償請求訴訟は提起しなかった。つまり、平成10年当時、補助金の是正措置を既に行っていること、旧彩福祉グループから代表者が離れていて別の役員に代わっていること、旧彩福祉グループの施設に入所している人に影響を与えるのは問題であることから、是正措置を行っていない残額の414,068千円については、社会福祉法人に請求しなかった。

その後、平成9年8月に、市民団体「これでいいのか彩玉県」が、代表者、JWM、

元厚生省事務次官及び、元埼玉県高齢者福祉課長相手に損害賠償を求める訴えの提起を行った。そして、平成 20 年 7 月に最高裁判所の決定により、414,068 千円の返還が決定した。

最高裁の判決後、県は平成 24 年頃までは代表者に自主的に損害金の支払いをしてもらう方針で行動していた。しかし、1 度も代表者からの支払いが無かったため、競売等、他の回収方法を検討することになった。

現在においても、厚生労働省から年に 1 回、当該債権について状況を照会するメールが来ており、県はそのメールに対して回答をしている。

②損害賠償請求に係る経緯及び主な対応

年月日 (平成)			対 応
9	8	29	市民団体「これでいいのか彩玉県」が、代表者、JWM（代表取締役 T）、元厚生省老人保健福祉部長及び元埼玉県高齢者福祉課長相手に損害賠償を求める訴えの提起。（浦和地方裁判所）
18	3	22	第一審判決。代表者は、県に 414,068,000 円(及び利息)を支払え。JWM は、県に 408,665,000 円(及び利息)を支払え。代表者と JWM は共同不法行為成立。408,665,000 円の限度で不真正連帯債務。元厚生省老人保健福祉部長、元埼玉県高齢者福祉課長に対する請求は棄却。原告控訴せず確定。
			代表者、東京高裁に控訴
19	6	27	控訴審判決（代表者の控訴棄却）
	7	10	代表者、最高裁に上告及び上告受理申立
20	7	11	最高裁判所決定（原判決が確定）
21	9	3	財産開示手続申立（事件番号 平成 21 年（財チ）第 15 号）
	12	22	財産開示 裁判所からの通知が到達せず、2 月 25 日に再設定
22	2	25	代表者、病気入院を理由に欠席、財産目録未提出
	11	24	財産開示手続申立（事件番号 平成 22 年（財チ）第 27 号） H23.1.19 午後 1 時半期日
	12	3	12 月 1 日付、さいたま地裁から財産開示実施決定通知書を受領

年月日 (平成)			対 応
23	1	17	財産目録受領
	1	19	財産開示
25	12	19	さいたま地裁に不動産強制競売を申し立て
26	1	23	さいたま地裁から強制競売開始決定通知收受（決定日 1月14日）
	3	12	動産強制執行申立
	5	1	動産競売事件の終了についてさいたま地裁から通知受領（無剰余）
	9	11	売却決定の通知書がさいたま地裁から届く。
27	2	4	2月4日付けで、さいたま地裁から「配当期日呼出状」の通知があった。
	3	12	さいたま地裁に不動産強制競売配当金の請求書を提出
	3	17	不動産強制競売の配当金が入金（14,881,123円）
	3	27	東京地裁に債権差押命令を申し立て
	6	10	東京地裁から各金融機関へ債権差押命令が出される。
	6	12	6月12日以降、各金融機関から陳述書が提出される。
	7	17	債権差押命令については、各金融機関に差押える債権がなく、7月17日付けで東京地裁に取下げを行った。

出典：高齢者福祉課資料

(2) 未収債権

平成27年3月31日時点の収入未済額は399,186千円で、過去の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

日付	金額	摘要
H20.7.11	414,068	最高裁判決で確定
H27.3.17	14,881	不動産強制競売の配当金
H27.3.31	399,186	差引残高

出典：高齢者福祉課資料に基づき作成

(3) 延滞金

延滞金については、判決で確定した年利が5%となっている。元金が返還された

後に調定されるため、県の財務諸表には計上されていない。ただし、高齢者福祉課では損害金計算書を作成して延滞金の金額を管理している。

平成 27 年 3 月末での延滞金の累計金額は 362,536 千円であることから、この潜在債権と（２）未収債権との合計は 761,723 千円である。

また、追加の返済がなければ、延滞金が毎年度 19,959 千円だけ積上がることになる。

（４）債権発生の原因

事件当時の補助金の申請書類及び補助金支給後の県の検査書類等を確認できなかったため、確定的な原因は不明である。しかし、不当受給金額が 431,591 千円と高額であることから、補助金申請における審査に事件当時者のみが関与し、第三者の審査が不十分だったものと推測される。

（５）県の対応等

①整備計画の審査

当該事件の後、(a) 高齢者福祉課・福祉事務所、(b) 埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会にて、整備計画の審査を行うことになった。

まず、高齢者福祉課及び県内 4 福祉事務所ごとに第一段階の審査会がある。

第一段階の審査会は、平成 9 年 7 月に始まったものと思われる。埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備等に係る指導要綱の中で、福祉事務所で審査会を開く旨が記載されている。

高齢者福祉課での審査会構成メンバーは、課長が委員長で、副課長、主幹 1 名の、合計 3 名で構成されている。福祉事務所での構成メンバーは、基本的に事務所の所長が委員長で、副所長、担当部長で構成されている。

第二段階の審査会は、埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会（以下、審査委員会という。）による審査である。審査委員会では、第一段階の審査会の審査結果を踏まえて審査が行われる。審査は、社会福祉法人認可等審査要領に従って行われる。

審査委員会は平成 9 年 7 月に設立され、補助金の決定前に整備計画の妥当性を検討することになった。審査委員会の委員は、学識経験者等福祉部副部長が認めるもの（以下、外部審査員）、福祉部副部長、福祉政策課長、社会福祉課長、福祉監

査課長、医療整備課長から構成される。平成 26 年度の外部審査員は 4 名で、大学准教授、弁護士、公認会計士、一級建築士の各 1 名であった。

審査委員会は年 1 回又は 2 回、行っている。各委員には会議前に審査関連資料を配布し会議に備え、1 回の会議は 2 時間程度の時間となっている。議事録は、福祉部の社会福祉課で作成管理している。平成 26 年度は、審査委員会を 1 回開催している。

整備計画を審査する手法の一つとして、建設費用の予定金額を積算により算定し、当該積算金額と整備計画上の予定金額とを比較検証する方法が一般的には有効と考えられる。しかし、高齢者福祉課の現体制で積算するのは、経験的に難しい面がある。また、現在の補助金支給額は、入所者 1 人当たりの固定金額（創設の場合で 300 万円）であることから、実際にかかる建築費用より大幅に少なく、積算による予定価格の算定は特に有効ではない。

②県の対応に対する調査及び検討

1) 規程類の閲覧

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備等に係る指導要綱・社会福祉法人認可等審査要領・附属機関等の管理に関する要綱の内容を確認した。

2) 埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会の議事録の閲覧

平成 22 年度から平成 26 年度の埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会の議事録及び添付資料を閲覧した。

埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会の審査回数及び審査案件数は、下表のとおりである。

年度	審査回数	付議案件数	採択案件数
H22 年度	2 回	31 件	28 件
H23 年度	2 回	20 件	17 件
H24 年度	2 回	40 件	36 件
H25 年度	2 回	25 件	17 件
H26 年度	1 回	25 件	14 件

出典：高齢者福祉課資料

【意見 69】 審査委員会による整備計画の審査について

事件後に実施された県の対応について確認したところ、規程類がきちんと整備されており、また、審査委員会の議事録の閲覧により、専門知識を利用した活発な議論が行われており審査は適切に行われていることが確認できた。

このように、引き続き充実した審査委員会による整備計画の審査が実施されるよう希望する。

(6) 回収状況及び債権管理状況

平成 27 年 3 月に不動産競売の配当金 14,881 千円が入金されたのみで、代表者からの自主的な入金は一度もない。

(7) 不納欠損処理

不納欠損処理された金額はない。

(8) 今後の展望

現在、代表者の妻は医療法人の理事に就任しており、報酬を受けている。代表者も同医療法人のアドバイザー的な存在であるが、無報酬である。本来、代表者が受取るべき報酬が、妻の報酬に含まれて支給されている可能性及び妻の報酬からの回収が可能か否かについて弁護士に相談したところ、回収は不可能との回答を得た。

しかし、県は、今後も実施可能な法的対応を検討していく方針である。

3. 中小企業高度化資金貸付金 (No.25)

(1) 制度の概要

①高度化資金

中小企業高度化資金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者が経営基盤の強化や事業環境の改善を図るため共同して行う事業に対し、貸付を行うものである。

貸付対象事業には、中小企業者が集団で工場団地を形成する集団化事業や生産・販売・運送を効率化するため共同物流センター等を整備する共同施設事業等がある。

②貸付の仕組み

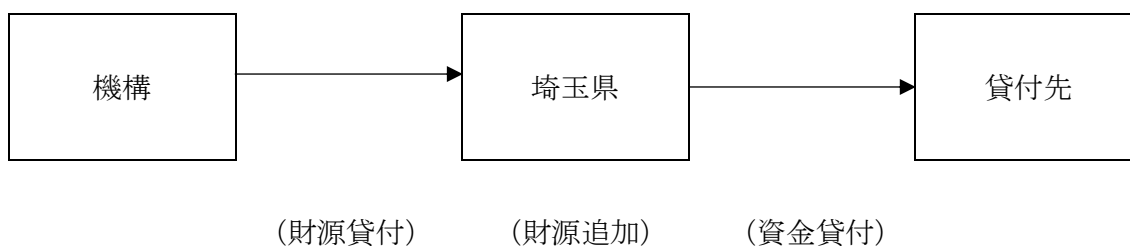
高度化融資の申込窓口は都道府県であり、中小企業者から事業計画について相談があった場合には、県が（独）中小企業基盤整備機構（以下、機構という。）と連携して事業計画等につき指導・助言を行う。

事業計画について調査・分析し、問題点等がある場合は、計画の修正を勧告し、対応策を検討したうえで、貸付の適否について審査し、貸付を決定する。

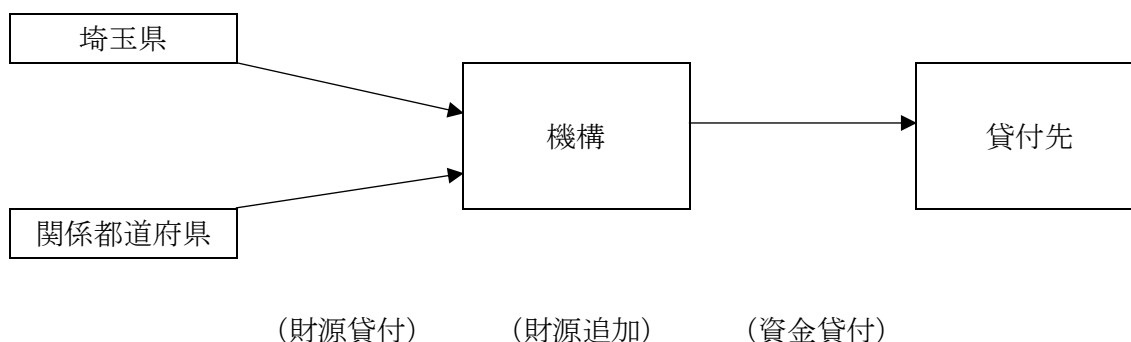
③貸付の方式

1つの都道府県内で行う事業に対し都道府県が直接貸付けるA方式と、2つ以上の都道府県にまたがる事業に対し機構を通じて貸付けるB方式がある。

1) A方式（県は、平成18年度以降新規貸付を中止している。）



2) B方式



④主な貸付条件

- ・融資期間 20年以内（据置期間3年以内）
- ・貸付利率 年利0.75%以内（平成26年度）※特別法の認定事業等は無利子
- ・貸付割合 全事業費のうち貸付対象事業の80～90%

(2) 貸付金

県における平成26年度末時点のA方式及びB方式の貸付金残高は、下表のとおりである。

①A方式における貸付金明細

(単位：千円)

貸付先	貸付年月日	当初 貸付金額	最終 償還期限	貸付残高	貸付利率
A組合	H8.5.10	43,945	H27.12.20	2,939	無利子
B組合	H8.5.24	699,079	H27.12.20	41,127	無利子
	H9.5.20	320,880	H28.12.20	37,755	無利子
	H10.5.21	3,247,803	H29.12.20	573,145	無利子
	H10.7.30	2,243,188	H30.6.20	398,912	無利子
	計	6,510,950		1,050,939	
C組合	H13.5.14	181,052	H32.12.20	63,902	無利子
合計		6,735,947		1,117,780	

出典：金融課資料

②B方式における貸付金明細

(単位：千円)

No.	転貸 組合名	資金名称	貸付年度	最終 償還期限	当初 貸付金額	残高
1	D 組合	設備リース資金	H12～ H26 年度	H41.11.24	647,171	325,540
2	E 組合	小売商業 連鎖化資金	H6 年度	H7.12.28	202,705	112,756
合計					849,876	438,296

出典：金融課資料

B方式の貸付金のうち、No.2のE組合に対する貸付金112,756千円が未収債権となっている。

③未収債権

1) 未収債権に関する概況

i) 協同組合の概況

E組合は、埼玉県及び近隣自治体の青果小売業者等が青果物等の共同購買、共同販売、共同宣伝及び経営指導等により組合員の経営の合理化、安定を図ることを目的に、平成3年6月に埼玉県大宮市（注1）で設立された。

ii) 貸付金の内容

平成5年12月頃、埼玉県浦和市（注1）に組合施設とするための土地、建物を取得し、引き続き建物の増改築、機械購入等を行った。このための事業資金として、中小企業高度化資金のB方式による貸付を行った。

iii) 未収債権となった原因

平成7年4月頃に大宮市（注1）から浦和市（注1）に移転し、本格的に高度化事業を開始した。その頃、理事長が不動産投機のために独断で組合名義の手形振出しを繰返し、手形振出し残高が大幅に膨らむ事態となった。

組合から報告を受けた中小企業事業団（注2）は、主務官庁と共に早急な組合運営の正常化と手形債務の整理を指導し続けてきたが、状況は好転しなかった。

この間、引続き組合は手形債務の処理に努めたが、最終的に平成 7 年 10 月 31 日期日の手形決済資金が調達できず不渡り発生、翌 11 月 1 日にも手形が交換呈示され、これも資金不足で決済できず 2 回目の不渡り発生となり、11 月 7 日東京手形交換所から取引停止処分を受け、事実上倒産した。

(注 1) 大宮市及び浦和市は当時の市の名称であり、現在は合併しともにさいたま市である。

(注 2) 中小企業事業団は当時の名称であり、現在は(独)中小企業基盤整備機構である。

2) 未収債権の明細

(2) ②No.2 の貸付金の明細は下表のとおりである。

(単位：千円)

資金 No.	1	2	3	4	計
資金名称	小売商業 連鎖化資金	小売商業 連鎖化資金	小売商業 連鎖化資金	ソフトウェア開発取得 資金	
貸付契約 年度	H6 年度	H6 年度	H6 年度	H6 年度	—
貸付日	H6.10.20	H7.4.27	H7.4.27	H7.4.27	—
最終償還日	H26.9.24	H27.3.24	H15.3.24	H14.3.24	—
貸付期間	20 年	20 年	8 年	7 年	—
据置期間	5 年	5 年	2 年	1 年	—
貸付対象	土地・建物	建物増改築	機械設備	ソフトウェア	—
貸付金額	118,552	66,012	12,823	5,318	202,705
貸付利率	無利子	無利子	無利子	無利子	
償還額累計	65,206	6,601	12,823	5,318	89,949
貸付残高	53,346	59,410	—	—	112,756

出典：金融課資料

3) 未収債権の回収状況

償還額は合計で 89,949 千円であるが、貸付資金ごとの詳細な償還の経緯は下表のとおりである。

(単位：千円)

資金 No.		1	2	3	4	計	
貸付金額		118,552	66,012	12,823	5,318	202,705	
回数	償還年月日	償還額	償還額	償還額	償還額	計	摘要
1	H8.6.28	11,855	6,601	1,282	531	20,270	注 6
2	H8.9.20	72				72	注 1
3	H9.1.10	109		821		930	注 1,2
4	H9.4.25	109				109	注 1
5	H9.6.20	109				109	注 1
6	H9.10.3	109				109	注 1
7	H10.1.30	109				109	注 1
8	H10.4.24	109				109	注 1
9	H10.10.30	218				218	注 1
10	H11.1.22	109				109	注 1
11	H11.4.9	109				109	注 1
12	H11.7.9	499				499	注 1
13	H11.9.17	109				109	注 1
14	H11.12.24	45,505		10,719	4,786	61,011	注 3
15~18	H12 年度	1,981				1,981	注 1,4
19~22	H14 年度	558				558	注 1
23~27	H15 年度	546				546	注 1
28~31	H16 年度	425				425	注 1
32~35	H17 年度	366				366	注 1
36~37	H18 年度	628				628	注 1,5
38~42	H19 年度	458				458	注 1
43~46	H20 年度	366				366	注 1
47~50	H21 年度	366				366	注 1
51~54	H22 年度	244				244	注 1
55~57	H23 年度	128				128	注 1
計		65,206	6,601	12,823	5,318	89,948	

出典：金融課資料及び監査人一部加工

(注 1) 任意弁済（連帯保証人による返済）

(注 2) 担保物件任意売却：821 千円（組合の PC の売却）

- (注 3) 担保物件任意売却：61,011 千円（組合の土地、建物の売却）
 (注 4) 破産配当金：1,483 千円（組合の破産による配当）
 (注 5) 破産配当金：353 千円（連帯保証人の破産による配当）
 (注 6) 債務保証履行：20,270 千円（商工中金）

未収債権の発生原因から考えると債権回収は厳しい状況だったはずであるが、県は可能な限りの回収方法を検討し、かつ、それを回収実績に反映させたことがうかがえる。

(3) 将来に向けての意見

①新規の貸付金

中小企業高度化資金の貸付制度については、A方式は平成 18 年度以降新規貸付を中止しているが、B方式の貸付は継続している。よって、今後新たな貸付の申請がある可能性がある。

その際に、当該事例を参考に県は対応を検討する必要がある。

②借入申請に係る事業計画に対する診断

組合の事業計画に関する診断をしたうえで、高度化事業として認定された場合に、借入申請が行われそれに基づき貸付が実行される。

B方式の場合、診断を実施する主体は機構であるが、協力要請に基づき県も診断に協力する。診断の内容は例えば次のような項目である。

1	2	3	4	5
組織体制	事業概要	経営分析	損益収支計画	資金収支計画

③内部統制の診断

未収債権の発生原因は、組合理事長の独断による手形乱発である。つまり、組合組織としての内部統制が機能していなかったことが原因といえる。

【意見 70】診断項目への「内部統制の検証」の追加について

本件未収債権を教訓とするのであれば、組合の事業計画の診断項目に、「内部統制の検証」を追加すべきである。つまり、内部統制が構築されており、かつそれが正常に機能しているのかという点を、加えるべきである。

しかし、B方式においては診断の主体は県ではなく機構であるため、県が勝手に診断項目を追加することはできない。そのため、県から機構に対して診断項目に内部統制の検証を加えるよう進言すべきである。

4. 行政代執行にかかる費用（残土処分場崩壊事故）（No.29）

（1）概要

平成 23 年 9 月 13 日付けで、(有)トレードナイン（以下開発業者という）に森林法に基づく林地開発を許可した。盛土を行う等開発行為を実施中に、平成 24 年 11 月 16 日に皆野町大字金沢地内で盛土崩落事故が発生した。開発業者から 11 月 17 日付けで災害発生届が提出されたが、復旧計画書の添付がなかったことから、復旧工事計画書の提出と復旧工事の実施を指導したが、計画書の提出がなかった。

次に、復旧命令の前提となる行政手続法に基づく弁明機会の付与の通知（行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号）を行ったが、弁明書の提出がなかった。

さらに、平成 25 年 5 月 7 日に復旧命令を発令したが、着手期限であった 5 月 24 日を過ぎても開発業者は復旧工事に着手しなかった。

雨期を迎え、新たな崩落や河川の氾濫などの危険性が高まって来たため、平成 25 年 5 月 27 日に代執行令書を発令し、平成 25 年 8 月 9 日を復旧工事完了とする行政代執行を実施した。（行政代執行法第 2 条及び第 3 条第 3 項）

河川機能の回復と崩落を起こす危険のある土砂を取除く必要最低限の工事を実施した。

平成 25 年 8 月 30 日に工事代金 183,099,000 円を精算し、開発事業者に納付命令書を送付した。平成 25 年 10 月 21 日に督促状を開発事業者到手渡してきたが、納付が確認できず、平成 25 年 11 月 1 日に滞納処分手続を開始している。



盛土崩落事故直後の写真

（2）発生までの経緯

①債権発生時までの経緯

平成 24 年 11 月 16 日：残土崩落事故発生



概要調査及び応急対応指示（平成 24 年 11 月 19 日記者発表）



復旧に向けた指導



弁明の機会の付与（平成 25 年 1 月～3 月復旧対策調査実施）



平成 25 年 5 月 7 日：復旧命令発令（平成 25 年 5 月 10 日：公示送達（皆野町・
県報））



平成 25 年 5 月 27 日：代執行令書発出



平成 25 年 5 月 29 日：代執行工事着手（平成 25 年 5 月 29 日：記者発表）



平成 25 年 8 月 9 日：代執行工事完了確認



平成 25 年 8 月 21 日：代執行工事精算

②債権回収までの経緯

平成 25 年 8 月 30 日：債権管理簿登録・納付命令発出（未到達）



平成 25 年 9 月 17 日：納付命令書差置送達



平成 25 年 10 月 21 日：督促状発出（手渡し）



平成 25 年 11 月 1 日：滞納処分手続開始
財産調査・資金の流れの解明手続の実施



平成 25 年 11 月 22 日：差押（1,387 円回収）



平成 25 年 11 月 25 日：差押調書謄本・配当計算書謄本発送

この間に、必要に応じ弁護士に法務相談を行っている。

(3) 未収債権

金額 183,097 千円

行政代執行（行政代執行法第 2 条及び第 3 条第 3 項）に基づく復旧工事を以下のように実施した。

①工 事 名：金沢第 1 緊急復旧工事

工事場所：秩父郡皆野町大字金沢地内

工 期：平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 8 月 9 日まで

金 額：97,744,500 円（消費税を含む。）

②工 事 名：金沢第 2 緊急復旧工事

工事場所：秩父郡皆野町大字金沢地内

工 期：平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 8 月 9 日まで

金 額：85,354,500 円（消費税を含む。）

上記 2 つの工事代金の合計金額 183,099,000 円から差押により回収した 1,387 円を差し引いた金額 183,097,613 円が未収債権となっている。

(4) 盛土崩壊事故の原因

①開発業者の問題

開発業者の登記事項においては、平成 23 年 4 月 21 日付けの履歴事項全部証明書における事業目的には、林地開発事業に該当する事業目的は存在しなかったが、平成 23 年 9 月 12 日付けの履歴事項全部証明書における事業目的には、「5. とび・土木工事業」として新たに林地開発事業に該当する事業目的が追加されていた。また、開発業者の平成 22 年 6 月決算時に税務署に提出している「法人事業概況書」によると期末従業員が常勤役員 1 名と社員 1 名の計 2 名のみであった。

上記から、開発事業者は、土木工事業の経験が少なく、経営規模も小さい法人であることが当初から理解できる。

②開発行為の問題

盛土崩壊事故が生じた当時の「埼玉県林地開発許可事務取扱要領」（平成 23 年 3 月 23 日改正）によると、「切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さから見て崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水

施設の設置その他の措置が次の各号に掲げる技術的基準に沿って適切に講じられていること。」(別記 開発行為の許可基準第 2 災害の防止 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号) 関係 2) として、盛土の基準を、「ア 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。 イ 法面の勾配は、表 1-2 を標準とする。 エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。」としている。

また、雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること (別記 開発行為の許可基準第 2 災害の防止 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号) 関係 6) も開発行為の許可基準としている。

盛土崩壊原因究明のため外部調査を依頼し、その報告書から抜粋したものが、以下のとおりである。

崩壊発生の素因と誘因について、崩壊発生状況や調査結果により以下のように推測する。(アンダーラインは監査人記載)

1) 素因

<土質強度>

- ・盛土の密度比が 74%~79%とやや小さな値になっており、湿潤単位体積重量が小さいことや崩壊して堆積した盛土と未崩壊の盛土の N 値がほぼ同じことより、盛土の締め固めが適切に施工されていなかったと判断できる。
- ・未了崩壊の盛土で PH を測定した結果、石灰処理されている箇所とされていない箇所が互層状になっており、深部でも N 値が低い軟弱層が分布している。
- ・盛土の三軸圧縮試験の結果では、林地開発申請時に想定していたよりも、常時 (全応力) における粘着力 C と内部摩擦角 ϕ が小さい。

<地下水状況>

- ・地山からの湧水処理が不十分と考えられ、渇水期においても崩壊が発生した箇所と未崩壊箇所のどちらも盛土内に地下水が形成されている。
- ・地山に伐採木や枝が残っている状態で盛土しており、地山と盛土の層界付近に有圧的な地下水が存在している。

<崩壊発生履歴>

- ・崩壊発生箇所は、平成 22 年にも崩壊が発生しており、崩壊発生履歴がある斜面である。

2) 誘因

- ・崩壊が発生する数か月前に、今回発生した崩壊の頭部付近に更に盛土を造成していた可能性があり、頭部盛土による斜面の不安定化が考えられる。
- ・降雨が少ない時期の崩壊ではあるが、現在の渇水期でも盛土内に地下水が分布している状況であり、地山と盛土の層界付近に有圧的な地下水が存在していることにより、盛土に伴う間隙水圧の上昇が崩壊発生の誘因であると推測される。
- ・現在は、渇水期であるが、今後は台風等の豪雨により間隙水圧が上昇し盛土が不安定化する可能性が考えられる。

3) 崩壊発生機構の推定

- ・崩壊が発生する数か月前に、崩壊頭部に更に盛土を造成したことにより、盛土高の進行に伴うせん断応力の増大により盛土法面が次第に不安定化していった。
- ・盛土高の進行に伴って湧水の排水が徐々に阻害され、盛土底面の間隙水圧が徐々に上昇し、平成 24 年 11 月 16 日には盛土法面の安全率が $F = 1.0$ 未満になり崩壊が発生した。崩壊発生面は、有圧水層が分布する盛土と旧表土の層界付近が推定される。
- ・最初に発生した崩壊は、崩壊土砂の到達範囲や立木が完全に消失している状況より、相当量の土量であったことが想定され、現在の崩壊頭部付近から盛土の下端部付近にかけて一度に崩壊したと推測される。崩壊した土砂は、地山からの湧水や盛土下端部に造成されていた調整池の水が存在することにより、底面の抵抗が小さい状態で滑動し、被災した人家付近まで到達したと考えられる。
- ・その後、崩壊地頭部や右岸側では二次・三次的な小崩壊が発生し、現在のような地形になっていると判断される。

林地開発の事業者として、不適切な法人が、不適切な施工を実施したことにより、発生した人災ともいえる事故である。

(5) 県の対応

①県の事故発生までの対応における問題点

1) 林地開発許可に当たったの対応

森林法では、「都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。」(森林法第10条の2第2項)として、開発行為をしようとする者についての条件は附していない。さらに、「開発行為の許可には、条件を附することができる。」(森林法第10条の2第4項)としているが、この条件は、「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。」(森林法第10条の2第5項)とあり、申請段階において、申請書類の形式が整っていれば、土木工事の経験が少なく、経営規模の小さな法人であることを理由に申請を却下することはできない。

ただし、県では、平成23年9月13日に埼玉県秩父農林振興センター所長名で、森林法第10条の2第1項の規定により、以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、許可を取消すことがあるとして次の条件を付して許可した。(指令秩農振第845号)

- ・開発行為は、申請書及び添付書類の内容に従って行うこと。
- ・周辺住民への騒音・粉塵・ダンプ公害等の居住環境に対する不安や隣接土地所有者への不安を解消するよう努め、十分な理解を得ること。
- ・事業区域等の境界を再確認し、現地を明確にするとともに、その結果を速やかに届けること。
- ・工事による土石等が開発区域外に流出しないようにするとともに、水質汚濁等の防止措置に一層努めること。
- ・伐採、抜根したものは埋設することなく、適切な処分を行うこと。
- ・開発行為の施工にあたっては、防災施設から先行し、開発段階にあった規模を確保すること。
- ・切土及び盛土工事にあたっては、施行中も計画勾配を超えないようにすること。
- ・開発行為の施工中に、他法令について違反等が発生したときは、ただちに開発行為を中止し、問題の解決にあたること。
- ・県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合は、これを拒否しないこと。

- ・ 開発行為を完了したときは、遅滞なく、埼玉県秩父農林振興センター所長（以下、「所長」という。）に完了届を提出し、施行結果の確認を受けること。
- ・ 開発行為を一時中断し又は廃止しようとするときは、事前に所長に届け出るほか、所長の指示に従い防災措置を講ずること。
- ・ 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ所長に届けること。
- ・ 開発行為の計画を変更しようとするときは、変更許可の申請を行うこと。
- ・ 開発行為の施工中に災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに所長に届け出ること。
- ・ 工事記録写真その他の開発行為の記録に関する書類を整備すること。
- ・ その他事業の実施にあたっては「埼玉県林地開発許可事務取扱要領」の内容に従って施行すること。

2) 不適切な施工に対する対応

森林法では、監督処分として「都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、」無許可の開発行為や上記の「条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により」「許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。」(森林法第 10 条の 3) とある。

県の「林地開発指導記録」をみると、平成 24 年 10 月 1 日に台風 17 号に伴う災害調査を実施しているが、「開発地の約下半分は、法面等、きれいに仕上がっていた。斜面等に崩壊等はなかった」として、特に監督処分を実施しなかった。

② 県の事故発生後の対応

上記の問題点を踏まえて、県では、事務取扱要領を以下のように改善した。

1) 許可時における審査の厳格化

i) 申請者の資力・信用の審査の徹底

a) 他法令等の手続状況の報告（第 3 条第 2 項）

- ・ 申請者が、開発行為に係る工事が他法令等の許可等に該当するかを「他法令等の手続き状況報告書」に基づき確認する。

b) 資力・資産に関する書類（第4条第1項）

- ・申請者が年度別の資金計画をどのように調達するかを「資金計画書」に基づき記入し、県に提出する。
- ・申請者が、営業概要書・収支決算書等について「資産状況報告書」に基づき県に報告する。
- ・申請者が、事業実施に係る経費について「施行経費内訳書」に基づき、県に報告する。

c) 工事・防災に関する書類（第4条第1項）

- ・申請者が、現場管理者・関係区域の状況等について「工事計画書」に基づき、県に提出する。
- ・申請者が、設計の資格、実務経験などについて「設計者の資格に関する調書」に基づき、県に提出する。
- ・申請者が、工事施行者の資格、工事経歴などについて「工事施行者調書」に基づき、県に報告する。
- ・申請者が、現場管理者の資格、実務経験などについて「現場管理者に関する調書」に基づき、県に報告する。
- ・申請者が、防災関係施設の数量、延長等について「防災関係計画書」に基づき、県に報告する。

ii) 周辺地域への影響の調査（第4条第1項）

- ・申請者が開発行為の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合、関係市町村等と「環境保全等に関する協定締結書」を県に提出する。

2) 許可事業実施の際の指導の徹底

i) 施行状況の管理（第8条第3項）

- ・事業者が過去3年以内に林地開発により残土処分場造成が完了していない場合は、工区毎に県の段階確認を受けることを明記した。

ii) 防災対策の優先実施の徹底（第7条第2項）

- ・事業者は防災対策工を先行して工事を実施し、県の確認を受けることを明記した。

iii) 開発区域の明示の徹底（第7条第1項）

- ・事業者は開発区域、開発行為に係る森林等の区域を杭等で明示することを明記した。

- iv) 土地所有者の変更（第 10 条第 2 項）
 - ・事業者は権利関係者に変更があった場合は、「林地開発地権者変更届」に基づき県に提出することを明記した。
- v) 地位の承継（第 12 条第 2 項）
 - ・承継人は、承継した事業者の資金計画書、工事計画書などを県に提出させることを追加した。
- vi) 対策工実施の徹底（第 13 条第 2 項）
 - ・事業者は、災害発生時は対策工事を実施することを明記した。

3) 施行状況報告書の厳格化

- i) 施行状況報告書の提出回数の増加（第 8 条第 1 項）
 - ・事業者から報告させる施行状況報告の回数を増加させる。（年 2 回から年 4 回へ）
- ii) 管理測量図（第 8 条第 1 項）
 - ・事業者が報告する施行状況報告書に添付することを追加。
- iii) 盛土の締固め状況報告書、土砂の採取場所の証明書、搬入伝票（第 8 条第 4 項）
 - ・事業者が報告する施行状況報告書に添付することを追加。
- iv) 工程ごとの状況写真の提出（第 8 条第 1 項）
 - ・事業者が報告する施行状況報告書に添付することを追加。

4) 監査体制等の整備

- i) 現場パトロール体制の強化、充実
 - ・県担当者等の対応
- ii) 現場において技術研修会の実施
 - ・県担当者等の対応

【意見 71】 林地開発指導チェックリスト等の策定について

県は、事務取扱要領を厳格かつ詳細に改善していることを認めるが、担当者の開発行為現場での監督指導についても具体的かつ詳細なチェックリスト等を作成して、不適切な施工の防止に努める必要がある。

(6) 回収状況及び債権管理状況

上記(2)②債権回収までの経緯にあるように、県は開発業者の財産調査を詳細かつ慎重に実施しているが、差押により1,387円を回収出来たのみで、回収状況は厳しいと言わざるを得ない。

債権の管理については、債権管理簿に適切に記載されているのを確認した。

(7) 今後の展望

県では、今後も事業者等の財産調査を継続して実施するとともに、弁護士と相談するなどしながら債権の回収方法について検討していくとしている。

また、改正した事務取扱要領を今後も適正に運用し、林地開発行為許可申請の審査を厳格に行うとしている。

5. 芝川廃棄物埋設に係る損害賠償金 (No.33)

(1) 概要

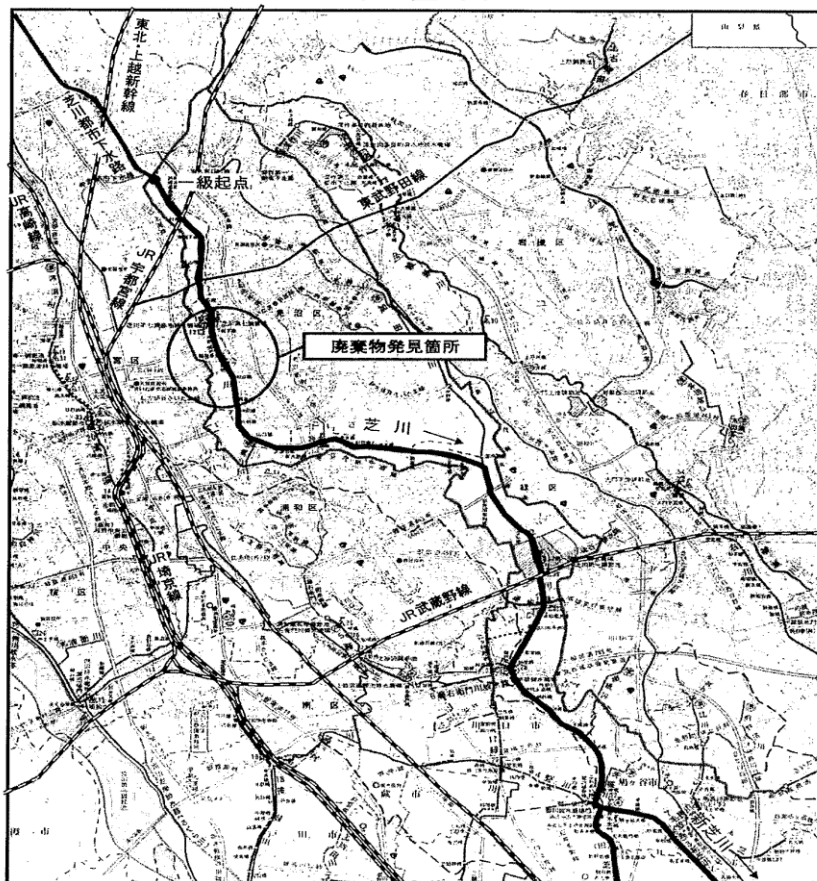
平成 26 年 2 月 12 日に芝川の拡幅工事に伴い、地中から廃棄物（コンクリート殻、ビニール、木くず等）が発見された。

県が廃棄物进行处理し、売主の瑕疵担保責任（民法第 570 条）に基づき、平成 27 年 1 月 26 日に処理に伴う損害賠償を土地の売主（相続人を含む）に対して請求した。

第 1 回目の納期限である平成 27 年 2 月 9 日を過ぎても納入が確認されなかったため、平成 27 年 3 月 11 日に督促状を送付した。

下図は、当事案を示す地図である。

位置図



廃棄物発見箇所



廃棄物発見箇所の拡大図



(2) 経緯

- ①昭和 50 年 3 月：芝川改良工事全体計画策定
- ②昭和 60 年 5 月：当該用地の境界確認と事業説明を実施（以後交渉を継続）
- ③平成 11 年度：Z 橋橋梁設計（Z 橋付近の事業開始）
- ④平成 17 年 6 月 30 日：土地の売買契約
売主 A 氏（持分 1/3 契約後に死亡相続人 5 人）
B 氏（持分 1/3）
C 氏（持分 1/3 B 氏の配偶者）
- ⑤平成 20 年度：Z 橋橋梁工事着工
- ⑥平成 24 年度：Z 橋取付け部の築堤設計
- ⑦平成 25 年 11 月：築堤工事着工
- ⑧平成 26 年 2 月 12 日：拡幅工事に伴う掘削を行った際に廃棄物を発見、工事中断
- ⑨平成 26 年 4 月～8 月：築堤工事休工
- ⑩平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月：県の顧問弁護士に法務相談（計 4 回）
- ⑪平成 26 年 8 月 19 日：売主への概要説明
- ⑫平成 26 年 9 月 9 日：廃棄物処理（搬出）を開始
- ⑬平成 26 年 9 月 11 日：売主への文書説明
- ⑭平成 26 年 11 月 28 日：廃棄物処理を完了
- ⑮平成 27 年 1 月 26 日：損害賠償請求書送付
- ⑯平成 27 年 2 月 9 日：第 1 回納期限（収納されず）
- ⑰平成 27 年 3 月 11 日：督促状発送
- ⑱平成 27 年 3 月 25 日：第 2 回納期限（収納されず）
- ⑲平成 27 年 3 月：築堤工事完成
- ⑳平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月：任意交渉による納付の催告（計 7 回）

(3) 未収債権

①収入未済額の内訳

(単位：千円)

氏名	金額
B 氏	18,990
C 氏	18,990
A1 氏（相続人）	9,495
A2 氏（相続人）	2,373

A3氏（相続人）	2,373
A4氏（相続人）	2,373
A5氏（相続人）	2,373
計	56,972

出典：河川砂防課資料

②金額の根拠

廃棄物処理費用は、95,788千円であるが、未収債権である売主に対する損害賠償請求額は、56,972千円である。

民法第570条に基づく損害賠償請求権の趣旨は、有償契約の対価均衡を回復させるため法が特別に認めたものと考えるので、契約当時の土地代金以上の請求はできないと法務相談により弁護士から回答を得た。

今回の場合は、廃棄物処理費が土地代金を上回っているため、このような土地の適正な取引価格を不動産鑑定士の意見書に基づき算出し、その差額を請求することになる。すなわち、売主に対する損害賠償請求額は、土地売買代金から本件土地の適正な取引価格を差し引いた金額である。不動産鑑定士2人に本件土地の適正な取引価格について意見を求めた結果、両者の意見は土地売買代金59,971千円の5%である2,998千円であった。この意見を受けて検討した結果59,971千円から2,998千円を差し引いた56,972千円を売主に対する損害賠償請求額として計算した。

(4) 県の現状

①県の現状

「土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領」（平成26年4月1日施行）が策定されている。その趣旨は、「埼玉県県土整備部及び都市整備部の公共用地の取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）に対する土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するために行う、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）に係る土壌汚染に関する土地利用履歴等調査の実施については、この要領の定めるところによる。」として、対象地等について実施する土壌汚染に関する土地利用履歴等調査は、第一段階調査と第二段階調査に区分して実施し、各調査段階での詳細な実施方法を定めている。

1) 第一段階調査

- ・法令関係資料の調査（その1）
- ・登記履歴調査
- ・現況利用調査
- ・土地所有者等への聞き取り調査

この第一段階調査の結果、土壤汚染のおそれがない場合は、第二段階調査を実施しない。

2) 第二段階調査

- ・住宅地図等調査
- ・地形図等調査
- ・法令関係資料の調査（その2）

第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定する。

②県の現状に対する調査及び検討

「土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領」（平成26年4月1日施行）における「有害物質」の定義には、廃棄物（コンクリート殻、ビニール、木くず等）を含まない。

「土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領」において、第一段階調査において廃棄物埋設の可能性がある場合は、同要領本文には規定はなく、「別表1」の「第一段階土壤汚染のおそれ判断基準」において別途協議としており、その協議内容の説明はない。

【意見 72】 公共用地取得時の産業廃棄物の取扱いに関する要領等の作成について

「用地マニュアル」の「産業廃棄物の埋設された土地への対応について」に、「公共用地の取得にあたっての留意事項について」を参照するよう記載がある。この留意事項においては、必要に応じて産業廃棄物の埋設の有無について調査するとされており、その確認方法として次のような方法によることと通知している。

- ・監督官庁等（環境部等）から情報を収集する。
- ・市町村や地権者等から聞き取り調査を行う。
- ・工場跡地の取得に当たっては、前歴調査を行う。
- ・その他適切な方法により行う。

ここでは、具体的な調査方法に言及していないが、「土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領」に定めた有害物質の調査方法に従い、廃棄物埋設の具体的な調査の必要性も認識できると県から説明を受けた。

しかし、「土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領」において、第一段階調査において廃棄物埋設の可能性がある場合について、同要領本文には規定はなく、「別表1」の「第一段階土壌汚染のおそれ判断基準」において別途協議としており、その協議内容の説明はない。

「土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領」は、有害物質による土壌汚染状況調査の実施の要否を定めたものであり、産業廃棄物の取扱いが同要領において不明確であるから、有害物質とならない産業廃棄物については、別に要領を定める等取扱いを明確にすべきである。

(5) 回収状況及び債権管理状況

回収状況は、(2) 経緯 に記載のとおりで、督促及び再三の任意交渉による納付の催促を経ても、回収に至っていない。

債権管理状況は、債権管理簿に適切に記載されており、問題ないことを確認した。

(6) 不納欠損処理

該当なし。

(7) 今後の展望

債権回収に向けて、引き続き任意の交渉を粘り強く行う。相当の期間を経過しても相手方が支払いに応じない場合は、損害賠償請求訴訟の提起を検討することになる。

【意見 73】 不動産売買における瑕疵担保責任の説明について

民間の不動産売買においては、契約書の他に重要事項説明書に基づき詳細な内容を仲介業者が説明するのが一般的である。中立的な仲介業者が存在しない県との土地売買を考慮すると、県は買主としての立場もあるが、契約当事者間にとつて公正な取扱いに注力すべきである。

瑕疵担保責任は、売買契約書に明記しなくても当然に発生する責任であるが、契約の相手方は、今回のケースのように法律に詳しくない一般の県民であることも多いため、契約時に十分に説明することで瑕疵担保責任を理解してもらうという丁寧な対応が必要と思料する。

6. 河川法第 67 条に基づく原因者負担金 (No.35)

(1) 荒川埋塞事故

①概要

平成 13 年 2 月に荒川村（現 秩父市）で A 株式会社（以下、A 社という。）が行っていた盛土が崩落し、荒川を埋塞したため、県は埋塞箇所の土砂撤去工事を実施した。

河川法は第 67 条で、「河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要が生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。」と定めている。

本債権は、河川法第 67 条に基づき、県が荒川埋塞事故の原因者 A 社に対して支払いを求めた土砂撤去工事費用の負担金である。

②未収債権

債権発生日は、県が実施した荒川の土砂撤去工事費用に関して原因者負担命令書を発付した平成 13 年 12 月 10 日であり、収入未済額は 42,705 千円である。

平成 27 年 3 月末現在の収入未済額は、27,705 千円である。

③債権発生の原因

本件の事故は、荒川の河岸周辺で A 社が行っていた盛土が、平成 13 年 2 月 6 日崩落し、その土砂が荒川を埋塞したことが原因である。

④県の対応

1) 原因者への対応

平成 14 年 1 月 30 日 督促

平成 14 年 7 月 19 日 A 社が所有する土地を差押

平成 14 年 10 月 毎月 10 万円の分割納入開始

2) 同種事案への対応策

同種事案の発生を防ぐためには、河川巡視業務を強化し、治水上支障となる行為を早期に把握して、的確に対応できる体制を構築することが必要となる。

県は、治水上支障となる行為の早期把握等、河川巡視業務を強化するため、河川巡視業務等を行う河川管理補助員の増員を図り、平成 22 年度からは各県

土整備事務所に河川管理補助員 1 名が配置された。

また、過去に、不法行為等の対策実施に際して生じる疑問や問題点について具体的にかつ実務に即して記述したマニュアルを策定したが、平成 22 年度にこのマニュアルの見直しを行い、再配布を行った。

⑤回収状況及び債権管理状況

1) 分納による納付

県は、毎月 10 万円の分割による納付を認め、平成 14 年 10 月以降現在まで、A 社は 1 回も滞ることなく納付している。

本件が発生した平成 13 年頃の A 社の経営状況及び平成 14 年に毎月 10 万円の分割納付が開始された経緯については、記録が残っておらず詳細は不明であるが、A 社が負担金を一括で納付することができなかったためと思料される。

ただし、県が入手した最近の決算書によれば、平成 23 年度開始事業年度以降は、当期純利益がプラスに転じ、A 社の業績は回復している様子が窺える。また、差押が可能と思料される各種資産の存在が確認できた。

2) 延滞金

河川法第 74 条第 5 項により、本債権は年 14.5%の割合で延滞金を徴収することができる。これまでどおり毎月 10 万円の分納が継続されるとすれば、完納予定日は平成 50 年 5 月となる。この完納予定日を基に延滞金額を計算すると、本債権の当初金額 42,705 千円の 2 倍を超える額になると試算される。

延滞金は、河川法では徴収することが「できる」旨規定されており、その徴収については債権管理者の裁量に委ねられている。県としては、分割納入を認めた経緯や債務の納付状況などを総合的に判断して行う予定であり、現時点で延滞金の徴収を決定してはいないことから、A 社に対し延滞金の見込額に関する情報を提示していないとのことであった。

3) 差押

本債権は強制徴収公債権であり、地方税滞納処分の例により、A 社の資産の差押により、回収することが可能である。

平成 14 年 7 月、県は A 社所有の土地について差押を実施したものの、公売による換価手続は行っていない。公売を行わなかった理由については、記録がなく詳細は不明である。

なお、上記 (1) ⑤ 1) に記載したとおり、県では A 社の経営状況を把握するため、每期 A 社より決算書の提出を受けている。しかし、A 社から提出を受

けた決算書を確認したところ、当該土地はA社の固定資産として計上されていなかった。

そこで、当該土地の現況について確認すべく担当者に質問したところ、県では土地の現況を把握しておらず確認できなかった。

A社の決算書によれば、資産のうち売上債権は相当額の残高が確認でき、また平成24年開始事業年度は有形固定資産残高が前期の約7倍に増加しているなど、A社は差押可能な資産を有していると思料されるが、県は差押を行っていない。

なお、これら差押を行うためには、資産の詳細を把握する必要がある。資産の詳細を把握できる資料の代表例として法人税確定申告書類があるが、県では債務者に対し法人税確定申告書類の提出は求めているとのことであった。

⑥不納欠損処理

該当なし。

⑦今後の展望

県では、A社に対し年2回口頭で分納金額の増額交渉を行っているが、いずれの交渉においても債務者から業績低迷により増額はできないとの回答を得ているため、確実に毎月10万円を納入させるとともに、決算書により経営状況を確認しながら、分納額の増額を働きかけていくとのことであった。

また、延滞金については、現時点では延滞金を徴収する旨の決定を行っていないこと、あくまで試算額であるため、これまでどおり情報提供は行わないとのことであった。

⑧指摘又は意見

【意見 74】延滞金の積極的な徴収について

県は、延滞金が必ず徴収しなければならないものではないことを理由の一つとして、延滞金試算額に関する情報を、原因者に提供していない。しかし、延滞金は、延滞者と期限内納付者との負担の公平を図り、また、間接的に早期の納付を促す効果を持つことから課されるものである。こうした延滞金の意義を鑑みれば、県は延滞金の徴収に積極的に取り組み、延滞金試算額に関する情報を原因者に提供することが望ましい。

【指摘 13】原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて

本債権は、毎月 10 万円が 1 回の滞納もなく継続納付が行われており、一見すると順調に回収が進んでいるように見える。しかし、分納を認めた当時は、経営状況が悪化しており、一括納付が困難であった可能性が高いが、決算書を見る限り原因者の経営状況は改善している様子が窺える。また、原因者負担金は、一括納付が原則であること、現在の分納ペースで納付が行われた場合の完納予定日が平成 50 年 5 月であり完納まで 20 年以上の年数が必要なこと、その結果延滞金見込額が本債権の当初金額 42,705 千円の 2 倍を超える額に膨らんでしまうことを考えると、毎月 10 万円の納付額が妥当であるとは言い難い。

現在の分納ペースを続けるよりも、残債務の一括納付又は分納額の増額を行った方が延滞金を含めた総支払額が少なくなることから、延滞金試算額の情報提供等を行い、一括納付又は分納額の増額の合意が得られるよう働きかけるべきである。

また、納付が滞った場合には差押が行えるよう、決算書に加え税務申告書類を徴し、有形固定資産、保証金等、強制徴収できる資産の把握に努めるべきである。

【意見 75】関係書類の入手・作成及び適切な保管・管理について

本債権発生当時の A 社の決算書、毎月 10 万円の分割納付が始まった経緯等、本債権の管理及び回収をするうえで把握しておくべき事項に関する書類が保存されていない。

本件は、回収まで相当の期間を要することが予想される事案であり、職員が数年のローテーションで異動する環境を考慮すると、後任者に債権回収業務が引継がれる可能性が高い。後任者の債権回収業務に支障が生じないように、必要な書類は必ず入手し、また、これまでの経緯や県のとった対応について記録を作成し、完納又は不納欠損処理により結了するまで、適切に保管・管理すべきである。

(2) 芝川堤防損壊事故

①概要

平成 17 年 11 月にさいたま市内の芝川堤防が、堤防付近の残土置場に不法に積上げられた土砂の荷重により円弧すべりを引き起こし、堤防を損壊して河道を閉塞させた。堤防本体を早急に復旧する必要があると認められたため、県は、円弧すべりした土砂の撤去工事及び損壊した堤防の本復旧工事を実施した。

本債権は、河川法第 67 条に基づき、県が芝川堤防損壊事故の原因者（個人）に対して支払いを求めた土砂撤去工事費用及び堤防本体復旧工事費用の負担金である。

②未収債権

債権の発生日は、県が実施した土砂撤去工事費用及び堤防本体復旧工事費用に関して原因者負担命令書を発付した平成 19 年 9 月 11 日であり、当時の債権金額は、工事費用合計の 109,385 千円である。

平成 27 年 3 月末現在の収入未済額は 109,336 千円である。

③債権発生の原因

芝川堤防損壊事故が発生した後、県は堤防損壊の原因調査を実施し、平成 18 年 2 月に、堤防損壊は原因者による盛土が原因であることを特定した。

④県の対応

1) 原因者への対応

平成 21 年 10 月、県は原因者の預金差押を実施し、9,450 円を回収した。翌 11 月には家宅搜索を実施したが、差押可能な財産は発見できなかった。

平成 24 年 6 月、臨宅して、原因者から毎月 1 万円を納付する念書を徴収し、6 月から 10 月までの間に合計 4 万円が納付された。

しかし、平成 25 年 6 月に原因者が県に連絡せずに転居し、所在不明となるが、平成 26 年 4 月に居住場所を確認し、再び原因者と接触を開始し、現在に至っている。

2) 同種事案への対応策

詳細は、上記(1)④2)を参照のこと。

⑤回収状況及び債権管理状況

元債権 109,385 千円のうち、平成 27 年 3 月末までに回収できたのは預金差押による 9,450 円及び本人からの現金回収額 4 万円の合計 49,450 円である。

債務者は定職に就いておらず、安定した収入がないうえ、家宅搜索及び資産調査でも換価可能な財産は発見されていない。

なお、河川法第 74 条第 5 項により、本債権は年 14.5%の割合で延滞金を徴収することができる。延滞金額は債権の完納時に確定するものであるが、本件は元債権の回収がほとんど進んでおらず完納見込みを立てることができないため、延滞金額を試算することができない状況である。

⑥不納欠損処理

該当なし。

⑦今後の展望

債務者は、毎月 1 万円の分納の念書を提出したにもかかわらず実行せず、また、県に連絡せずに転居するなど、返済の姿勢に問題が認められる。

本債権は、県が管理する堤防のみならず、さいたま市が管理する市道も損壊し、さいたま市も債権を有するため、さいたま市と連携し「逃げ得は許さない」という姿勢で、定期的に本人と接触して念書の履行を求めていく方針とのことである。

⑧指摘又は意見

【意見 76】 河川巡視業務の定期的な見直しについて

本事案のようなケースを踏まえて、県は、河川巡視の専門員の配置及びマニュアルの整備を行っており、同種事案の未然防止が期待される。今後は、河川巡視の専門員が行う業務について定期的に見直しを行い、より効果が得られるよう努めていただきたい。

7. 放置船舶等除去費等実費弁償金 (No.37)

(1) 概要及び経緯

①概要

平成 20 年において「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」(以下「放置船舶防止条例」という。)の規定に基づき実施した船舶等の撤去・保管に係る債権である。

②経緯

- ・平成 20 年 3 月 25 日：「放置船舶防止条例」の公布
- ・平成 20 年 11 月 25 日～29 日：放置船舶等の移動撤去
- ・平成 21 年 5 月 28 日：放置船舶等撤去費用に関する納入通知書の発行
- ・平成 21 年 9 月 18 日：放置船舶等撤去費用に関する納入通知書の発行

③現在の保管状況

放置船舶等の高架下における保管状況



(2) 未収債権

平成 20 年において「放置船舶防止条例」の規定に基づき新芝川で実施した船舶等の撤去及び保管に係る収入未済額は 12,934 千円であり、その明細は下表のとおりである。

(単位：千円)

内容	金額
A氏に対する収入未済額	6,005
(内訳)	
・業務委託	5,238
・業務委託(誘導員)	84
・芝川マリーナ上架費	35
・監視カメラ工事費	383
・芝川マリーナ保管料	263

内容	金額
B氏に対する収入未済額	6,928
(内訳)	
・業務委託	6,779
・業務委託(誘導員)	21
・監視カメラ工事費	127

出典：さいたま県土整備事務所資料

- *金額は全て消費税込み。
- *業務委託は、単価契約で発注した業務のうち、芝川マリーナまでの曳航、保管場所までの陸送、保管場所での取卸し費用、船台費用(該当船舶のみ)について、契約単価により積算。別途発注した付帯業務分(大型クレーンによる上架費、特注船台作成費、仮囲い設置費)を含む。
- *業務委託(誘導員)は、単価契約で発注した業務のうち、移動・撤去業務に直接関わった誘導員の経費を移動・撤去船舶等で均等割にして積算。
- *監視カメラ工事費は、保管場所監視カメラ設置に係る工事費を保管船舶等で均等割して積算。
- *芝川マリーナ保管料は、1か月44千円で平成20年12月から平成21年5月までの6か月分。

(3) 県の対応

① 県の対応内容

「放置船舶防止条例」が制定されるまでは、放置船舶は、行政代執行法に基づく行政代執行により撤去していた。この「放置船舶防止条例」が公布されたことにより、放置船舶について迅速な対応が可能となった。

しかし、放置船舶を「放置船舶防止条例」に基づき撤去し撤去保管等費用を請求することは、県にとって労力及び時間が掛かり、また、未収債権の発生の可能性もあることから、現在では、「河川巡視要領」に基づき放置船舶の防止に努めている。

「河川巡視要領」によると河川巡視員等が河川巡視実施細目に基づき河川巡視の職務を行い、その結果を河川巡視日誌に記載のうえ、所属長に報告しなければならない。河川巡視員等は、以下の職務を行う。

- ・ 占用等の許可を受けた者が、許可条件を遵守して占用等を行っているかを確認し、違反している者に対し改善措置をとるよう指導すること。
- ・ 河川法等に違反して占用等を行っている者に対し、原状回復等必要な措置をとるよう指導すること。
- ・ 巡視中に重大な異常を認めた場合は、管理担当課長に状況を報告し、その指示を受けて改善指導を行うこと。
- ・ この他、管理担当課長から指示されたことを行うこと。

また、新芝川に監視カメラを設置し、さいたま県土整備事務所で常時監視を行っている。

②県の対応に対する調査及び検討

河川巡視員が記載した河川巡視日誌を確認したところ、定期的な河川巡視を実施しており、問題ないことを確認した。

(4) 回収状況及び債権管理状況

①A氏に対する対応

生活保護処分を受けていたため、平成 22 年度から履行期限延長の特約の措置を行っていたが、平成 27 年 3 月に平成 26 年 11 月に本人が既に死亡していることが確認された。現在、相続人を調査中で、相続人が判明したときに、今後の取扱いを検討する。

②B氏に対する対応

平成 26 年 6 月および 10 月に預金等の仮差押を行い、同年 9 月に訴訟を提起し、現在係争中である。今後、勝訴したときに仮差押した金額については強制執行により、回収する。

(5) 不納欠損処理

①内容

平成 21 年に「放置船舶防止条例」に基づき、船舶の移動、撤去及び保管に要した下記の債務者は、平成 27 年 3 月 19 日に地方自治法第 236 条第 1 項の消滅時効（5 年）を迎えたので、徴収停止後、消滅時効完成後に不納欠損処理を実施した。

(単位：千円)

内容	金額
C 社の不納欠損処理額	710
(内訳)	
・業務委託	608
・業務委託（誘導員）	21
・芝川マリーナ上架費	17
・監視カメラ工事費	127
・競売による回収	△65

出典：さいたま県土整備事務所資料

②不納欠損処理に至る経緯

- ・平成 21 年 5 月 28 日：費用請求（さい整第 315-2 号）
- ・平成 21 年 7 月 8 日：督促
- ・平成 22 年 3 月 18 日：会社所有の船舶の競売を実施
- ・平成 22 年 3 月 19 日：競売代金の県への振込み（65,000 円）
- ・平成 24 年 2 月 6 日：2 月 1 日郵送の郵便物返送
- ・平成 24 年 7 月 31 日：会社に電話したが不通、これ以降連絡が取れない。
- ・平成 24 年 9 月 14 日：臨宅したところ、住所地に会社はなかった
- ・平成 27 年 3 月 9 日：臨宅したところ、住所地に会社はなく、会社の所在を把握できなかった。
- ・平成 27 年 3 月 12 日：地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号に該当するので、徴収停止の決議を行う。
- ・平成 27 年 3 月 19 日：地方自治法第 236 条第 1 項の消滅時効（5 年）をむかえる。

(6) 今後の展望

A 氏に対する未収債権については、相続人が所在を転々と移動しているため、居所を把握することが非常に困難であり、平成 31 年 4 月に時効をむかえる可能性が高い。

(7) 指摘又は意見

「放置船舶防止条例」では、「放置船舶の移動又は違法栈橋等の撤去」及び「放置船舶又は違法栈橋等の保管に要した費用」は、「当該放置船舶の所有者又は違法栈橋等の所有者の負担とする」として、その「費用は実費とする。」（「放置船舶防止条例」第11条）と規定されている。

したがって、現在、県道足立川口線の県有地に保管してある船舶等について、実費以外の保管費用相当額を債権額に加算していない。つまり、県道足立川口線の県有地の保管場所は、従来まで未使用地であり、保管のための料金が設定されておらず、そのために実費が発生していないためである。このことは、当該事案以外の違反者の放置船舶等についても、同様に陸に引上げて県有地に運び入れ、保管料は無償になっている。

ただし、A氏所有の放置船舶については、陸上輸送が困難な大きさであったため、芝川マリーナに一時保管させた後解体処分を行った。その保管料を実費として債権額に含めている。

【意見 77】 県有地に保管している船舶の保管費相当額の請求について

保管料金を設定していない県有地に放置船舶等を保管した場合には、実費が発生しないため、条例に沿った処理により保管のための料金は無償となる。しかし、県有地を駐車場や各種施設として利用した場合には利用料金が発生することを考えれば、当該取扱いは公平性を欠くと思われる。県民感情としては納得出来ないであろう。

「放置船舶防止条例」を改正するなどして、固定資産税評価額等合理的な算定根拠から保管費相当額を算出し、船舶等の保管に係る債権に加算すべきである。

「放置船舶防止条例」の改正が不可能であるならば、県有地に保管してある放置船舶等の保管費相当額を債権額に含めて請求するための、何らかの方途を検討すべきであると思料する。

8. 在職中の刑事事件に係る請求債権（No.53）及び国家賠償法に基づく求償権（No.54）

（1）概要

①在職中の刑事事件に係る請求債権の概要

県警の警察官であった元職員は、平成 16 年 3 月 31 日付の勸奨退職者であり、平成 16 年 4 月 15 日に所定の退職手当 26,006 千円を支給された。その後、在職中に横領、詐欺等の刑事事件を犯していたことが判明し、逮捕、起訴され、平成 17 年 10 月 18 日に懲役 7 年の刑が確定したため、退職手当条例の規定に基づき発生した退職金返納債権である。

②国家賠償法に基づく求償権の概要

上記県警の警察官であった元職員が在職中に横領、詐欺等したことにより、県が被害者から賠償請求されたものであり、県は被害者に 19,020 千円の損害賠償金を支払い、同額を県警の警察官であった元職員に対し、国家賠償法に基づき求償するものである。

（2）未収債権

在職中の刑事事件に係る請求債権は、当初 26,006 千円であり、そのうち平成 26 年度末までに 605 千円が回収されており、未収債権となっているのは残額の 25,401 千円である。

また、国家賠償法に基づく求償額は、当初 19,020 千円であり、そのうち平成 26 年度末までに 510 千円が回収されており、未収債権となっているのは残額の 18,510 千円である。

県警の警察官であった元職員に対する 2 件の債権のうち収入未済額は、43,911 千円である。

（3）債権発生の原因

①債権発生の原因

債権発生の原因は、県警の警察官であった元職員が主に在職中に犯した事件により県が賠償したことによるものと、在職中に犯罪を行ったために退職手当条例により退職金の返納債権が生じたことによるものである。以下に元職員が犯した事件についてまず記載し、その事件が起因となり発生した債権について記載する。

②元職員が犯した事件

県警の警察官であった元職員は、在任中に横領 1 件、有印私文書偽造、同行使及び詐欺 1 件を犯している。

横領の犯行は、県警の警察官であった元職員が、当り屋グループによる連続詐欺事件の捜査を担当した際、拘留中の被疑者が多額の預貯金を有することを知り、その横どりを企て、相談を持ちかけて来た被疑者に対し、親身になって世話を焼くように装い、言葉巧みに被疑者の信頼を勝ち得て、弁護士費用、被害者らへの被害弁償、アパートの部屋代等を被疑者に代わって支払うためと称して、被疑者からキャッシュカードを預かり、その暗証番号も聞き出した上、このキャッシュカードや暗証番号を使って、平成 14 年 6 月から同年 8 月の約 2 か月の間に 5 回にわたり現金合計 8,480 千円の払戻しを受けてこれを横領したものである。

有印私文書偽造、同行使及び詐欺の各犯行は、県警の警察官であった元職員が押収物の中から還付手続をして不正に入手した被疑者名義の定額郵便貯金証書、運転免許証及び届出印を使って、詐欺団紛いの手口により、平成 15 年 2 月に被疑者名義の委任状を偽造し行使して、郵便局員を騙し、その定額郵便貯金を解約して、現金 5,040 千円及び金額 5,000 千円の小切手 1 通を詐取したものである。

③被疑者による県への賠償請求

県は上記事件の被害者から賠償請求され、一審、二審の敗訴により、被害者に損害賠償金 19,020 千円を支払っており、元職員に対して国家賠償法に基づき賠償請求し、求償権を取得している。

④在職中の刑事事件に係る請求債権

元職員は平成 17 年 6 月にさいたま地裁より判決を受けたため収監され、平成 17 年 10 月に刑が確定した。そのため、退職手当条例の規定に基づき、県は元職員に対する退職金返納債権を取得している。

(4) 県の対応

①県の主な対応内容

年 月	県の対応内容
平成 16 年 12 月	「元警察職員による詐欺事件等の発生と再発防止の徹底について (通達)」 発出
平成 18 年 2 月	元職員に退職金返納命令書及び納入通知書を発行 (元職員収監中)
平成 18 年 4 月	元職員に督促状を発行 (元職員収監中)

年 月	県の対応内容
平成 19 年 10 月	県が被害者に損害賠償
平成 20 年 3 月	元職員に国家賠償法に基づく求償額の納入通知書を発行（元職員収監中）
平成 20 年 5 月	元職員に督促状を発行（元職員収監中）
平成 23 年 3 月	元職員（収監中）と面会し、債務承認書の提出の了承取得
同上	元職員の仮出所の際に債務承認書受領
同上	元職員から定住先及び就職先等の連絡を受ける約束であったが、連絡なし
同上	金融機関に対し資産調査
平成 23 年 7 月	戸籍・住民票照会
平成 23 年 8 月	戸籍・住民票確認
平成 23 年 9 月	元職員の代理人から破産申立調査通知書受領
平成 23 年 10 月	嘱託弁護士に法務相談
平成 23 年 11 月	代理人に破産申立手続の進展状況を確認
平成 24 年 4 月	代理人から破産・免責申立受任の辞退通知を受領 代理人に破産申立手続の進展状況を確認
同上	代理人に負債整理状況を確認 元職員は勤務先を解雇され、連絡が取れていないこと、及び、破産申請手続を行っていないことを確認
平成 24 年 5 月	元職員の住民登録先を実査
同上	元職員から連絡があり、面談を約束 第一回面談で返済意思（分割返納）確認し、分割返納案の作成依頼受諾
平成 24 年 7 月	第二回面談を行い、分割返納案の同意を受け、元職員は平成 25 年度までの分割返納にかかる「誓約書」に署名押印
平成 24 年 8 月	第 1 回目の納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 65 千円）を元職員に郵送
平成 24 年 9 月	第 1 回目の納入通知書兼領収書（国家賠償法分、金額 65 千円）を元職員に郵送 第 1 回目の納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 65 千円）の収納確認
平成 24 年 10 月 ～ 平成 25 年 8 月	第 7 回目までの納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 65 千円）を元職員に郵送し、5 回目までの収納確認 第 6 回目までの納入通知書兼領収書（国家賠償法分、金額 65 千円）

年 月	県の対応内容
	円) を元職員に郵送し、4 回目までの収納確認
平成 25 年 9 月	第三回面談を行い、未納分の古いものから支払うよう指導 収入状況から 65 千円を 30 千円に減額して納付することで元職員が了解する 「誓約（分割返納）金額変更申出書」に署名押印
平成 25 年 10 月	第 8 回目の納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 30 千円）を元職員に郵送
同上	電話催告
平成 25 年 11 月	電話催告
平成 25 年 12 月	元職員の携帯電話が不通となり、居住地へ所在確認し不在であったため手紙をポストに投函
同上	元職員から公衆電話で連絡あり 平成 26 年 1 月に元職員が再度連絡すると約束
平成 26 年 1 月	元職員から公衆電話で連絡あり、第四回面談を約束
同上	第四回面談 平成 25 年 9 月に分割返納額を変更したが、元職員は収入状況の悪化が改善されず、収入の見込みが立たないため今後の支払が難しい状況であり、未納分を優先的に支払い、未納分完納後に別途協議 「分割返納手続き変更要求及び支払誓約書」に署名押印
同上	嘱託弁護士に法務相談
平成 26 年 3 月	文書による支払催告郵送
平成 26 年 3 月	金融機関に対し資産調査
平成 26 年 4 月	文書による支払督促郵送
平成 26 年 4 月	監察官室から資産調査（口座開設状況）の結果を受領
平成 26 年 6 月	納付期日（6 月末日）通知郵送
同上	元職員から未納分を納付した連絡あり 第 5、6 回目の納入通知書兼領収書（国家賠償法分、金額 65 千円×2）の収納確認
平成 26 年 7 月	第 6 回目から 8 回目の納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 65 千円×3）の収納確認
同上	元職員に電話連絡し、分割返納額の協議日を当月で約束
同上	第五回面談を行い、平成 26 年 8 月以降の分割返納額を協議し、30,000 円にする「誓約書」に署名押印

年 月	県の対応内容
平成 26 年 8 月 ～ 平成 27 年 5 月	第 9 回目から 13 回目までの納入通知書兼領収書（退職金返納命令分、金額 30 千円）を元職員に郵送し、第 9 回目から第 13 回目までの収納確認 第 7 回目から 11 回目までの納入通知書兼領収書（国家賠償法分、金額 30 千円）を元職員に郵送し、4 回目までの収納確認 平成 27 年 2 月に元職員から電話連絡あり、収入には変動ないとのこと
同上	電話催告

②県の対応についての補足

県は元職員の収入状況の確認を徹底するとともに、継続した催告を実施していく取組方針とのことである。また、収入状況の改善が見られたときは、分割納付額の引き上げを協議するとのことである。

③県の対応に対する調査及び検討

監査人は、県の対応について、県の担当者から説明を受け、県の担当者に質問を実施し、また、県の対応についての説明資料を確認した。

1) 通達の発出について

この事件を受けての再発防止のための県の対応として、「元警察職員による詐欺事件等の発生と再発防止の徹底について（通達）」（平成 16 年 12 月 22 日）を発出していると説明を受けた。当該通達を閲覧し内容を確認した。当該通達では、幹部に対して部下職員の身上実態を把握するとともに、業務管理を徹底するように求めている。

問題点として、職員の身上指導監督の不徹底、及び、幹部による業務管理・指導の不徹底を挙げている。元職員が借財等の問題点を抱えていたにもかかわらず、元職員が交通捜査経験豊かであることを理由に幹部が捜査管理を一任し、幹部が強い業務指導力を発揮しなかった、としている。また、証拠品管理の基本を欠いた取扱いにも大きな問題点があるとしている。

再発防止策として、(i) 部下職員の身上把握の徹底と適切な指導、(ii) 幹部による業務管理の徹底（強い業務指導能力の発揮及び取調べの実態把握の徹底）、及び (iii) 証拠物件の適正な保管管理（幹部による証拠物件の把握と保管管理、証拠物件管理システムへの確実な登録及び定期的な点検の励行）を挙げている。

2) 判決書の写しの確認

東京高等裁判所事務局長から埼玉県警察本部長宛に送付されている「判決書写しの送付について」（東京高裁総第 1095 号 平成 17 年 12 月 2 日）を入手し、判決書の内容を確認した。

判決書では、事件は「警察官としての優越的な地位にあることを背景として、早期の釈放を願い、被害弁償などを気に病む被疑者の心情につけ込み、同僚の警察官らの目を巧みに逃れて行われたもの」とあり、証拠品については、元職員が「押収物の中から不正に入手した被疑者名義の定額郵便貯金証書、運転免許証及び届出印を使って」とある。また、債権の回収可能性の参考として、「資金に窮した挙げ句に多額の金銭の獲得を目論んで犯されたものであり、犯行で得た金銭もその大半が浪費」とある。

3) 埼玉県犯罪捜査規程と被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の確認

監査人は、警察官が被疑者の取調べを 1 人で行い、他の警察官の目を逃れて被疑者と接触する機会があったことが原因と考え、再発防止のためには、複数人での取調べが必要と考える。この点について、「埼玉県犯罪捜査規程」（平成 3 年 1 月 1 日）では、第 60 条（取調べ時の留意事項）第 7 項に「逮捕被疑者の取調べは、原則として複数の者で行うとともに、取調者が席を離れるときは、被疑者を看守する者を必ず置かなければならない。」とある。これは逮捕被疑者の逃走防止や取調者が暴力を受けることを防止する趣旨とのことであった。また、逮捕被疑者については、「原則」として複数の者で取調べることが定められているが、任意の被疑者については、特に定めはないとのことであった。

また、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」（平成 20 年 4 月 3 日号外国公安委員会規則第四号）を確認した。第 6 条（取調べ等）において、取調べ監督官が被疑者取調べの状況の確認を行う等の内容を確認した。その他、取調室は中の者から気付かれずに外から中の様子が確認できる構造になっていると説明を受けた。

【意見 78】取調べに関する規程の徹底について

当該事件は、元職員が借財等の一身上の問題を抱えていたこと、及び、幹部等による職員の身上指導監督の不徹底が直接の原因であるが、それ以外にも、警察官が被疑者の取調べを 1 人で行い、他の警察官の目を逃れて被疑者と接触する機会があったことも原因と考える。被疑者の取調べを警察官が 1 人で行う場合には、被疑者と様々なやり取りが行われる可能性があり、今後もこのような事件が再発することがありうると考える。

よって、再発防止のためには、「埼玉県犯罪捜査規程」に規定されている複数

人での取調べの徹底順守が重要であると考える。

4) 証拠物件の適正な保管管理について

上記通達及び判決書に記載のあるとおり、この事件では押収した証拠物件の管理が不十分なために、定額郵便貯金が解約されて 10,040 千円が詐取され、被害者への賠償額と元職員への求償額が拡大する結果となっている。

この証拠物件の取扱い及び保管について、県では「証拠物件取扱保管要領」（平成 7 年 12 月 22 日）を制定し、当該要領に基づいて実施していると説明を受けている。当該要領は、証拠物件の適切な管理を図ることを目的とするものであり、その中で警察署長を管理責任者、課長または課長代理を保管責任者と定め、保管責任者は月 1 回以上、管理責任者は年 2 回以上の点検を実施しなければならないことが定められている。

また、県では、平成 15 年 1 月から先進的な取り組みとして、「埼玉県警察情報管理システムによる証拠物件管理業務実施要領」を制定し、システムによる証拠物件管理を行っていることを説明を受けている。当該システムは、証拠物件の取扱いを電算化することにより、証拠物件を一元的に管理し、迅速、適正かつ効率的な業務運営を図るものである。

幹部による証拠物件の把握と保管管理、システムへの確実な登録、及び、定期的な点検の励行等、証拠物件の適正な保管管理を行うことが再発防止に資すると考える。

5) 債権管理簿の閲覧について

2 つの債権の債権管理簿を閲覧し内容を確認した。それぞれの債権毎に管理簿が作成され、納入通知書の発行日や発行金額、その入金日や未納金額残高等が記載され、債権管理簿について特に問題となる事項はなかった。

6) 債権発生後の県の回収のための対応について

元職員は、事件後の平成 16 年 9 月に逮捕されているが、判決書及び預金調査等からこの時点で元職員は既に、犯行で得た金銭及び退職手当のほとんどを費消していると思われる。よって、事件が明らかになった時点では既に債権全額の回収は困難であったと思われる。

県は元職員の収監中に納入通知書等を発行し、仮出所前に面会し、仮出所日に債務承認書を受領するなどの対応、及び、それ以降の面談や督促などの対応について、回収した金額は決して多くないが、評価できると考えている。

引き続き回収に向けた努力が望まれる。

7) 国家賠償法に基づく求償権の延滞利息について

国家賠償法に基づく求償権の延滞利息については、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年 5 月 22 日法律第百十四号）の第 26 条等に定めがあり、原則として「利息を附す」が、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」や「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」は「利息を附さないことができる」となっている。

この点について、検討の結果、利息を付さないことにしたと説明を受けた。法律の規定に則ったものであるため、特に問題となる事項ではないと判断している。

8) その他の調査及び検討した事項について

以下の書類を確認した。

- ・「債務承認書」（平成 23 年 3 月 16 日）の写し
- ・平成 23 年 3 月の預金調査時の「照会先一覧表」の写し
- ・分割返納にかかる「誓約書」（平成 24 年 7 月 12 日）の写し
- ・「誓約（分割返納）金額変更申出書」（平成 25 年 9 月 27 日）の写し
- ・「分割返納手続変更要求及び支払誓約書」（平成 26 年 1 月 15 日）の写し
- ・「債務承認書」（平成 26 年 7 月 25 日）の写しを確認した。
- ・口座開設状況調査結果（平成 26 年 4 月）の写しを確認した。

(5) 回収状況及び債権管理状況

①回収状況は以下のとおりである。

1) 在職中の刑事事件に係る請求債権

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	回収額累計
期首残高	26,006	25,746	25,681	—
回収額	260	65	280	605
期末残高	25,746	25,681	25,401	—

2) 国家賠償法に基づく求償権

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	回収額累計
期首残高	19,020	18,825	18,760	—
回収額	195	65	250	510
期末残高	18,825	18,760	18,510	—

②債権管理状況については、(4) 県の対応の箇所参照のこと

(6) 不納欠損処理

現在回収中の債権であり、不納欠損処理は行われていない。

(7) 今後の展望

現在の債権残高と返済のペース（分割返納額）では、完済は厳しい状況であり、実質的に大部分は回収不能な状態であると考え。元職員が返済できる限りにおいて、回収を図る以外に方策はないと考える。

最後に、上記判決書の一部を引用する。「警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護のために、犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に当たること、すなわち、社会正義の実現を職責とするものである。とりわけ、今日のように、治安の悪化が憂慮され、警察官の果たすべき役割がますます増大しつつある中、その円滑な職務執行のためには、警察官の廉潔性と職務の公正さ、これらに裏打ちされた警察官に対する一般市民の信頼の確保が不可欠というべきである。」と書かれている。

再発防止を強く求める所存である。

第4 税債権

1. 税債権

(1) 収入未済額

県の税債権の税目別収入未済額を平成22年度から平成26年度の推移でまとめると、下表のとおりである。

(単位：千円)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
個人県民税	29,810,387	29,334,197	26,941,747	24,631,934	22,017,523
法人県民税	290,131	254,841	242,045	209,251	143,941
県民税 計	30,100,518	29,589,038	27,183,792	24,841,186	22,161,464
個人事業税	918,346	687,052	541,767	399,027	313,056
法人事業税	616,511	470,893	476,085	406,607	299,683
事業税 計	1,534,858	1,157,945	1,017,852	805,634	612,739
不動産取得税	1,345,686	984,097	819,278	675,045	540,340
(うち徴収猶予額)	(316,044)	(376,001)	(398,500)	(375,935)	(287,305)
ゴルフ場利用税	1,970	—	—	—	—
自動車取得税	320	355	634	363	187
軽油引取税	251,101	3,472	149,575	222,345	178,890
(うち徴収猶予額)	(223,372)	(—)	(146,751)	(221,458)	(178,619)
自動車税	3,225,265	2,765,701	2,171,015	1,819,945	1,523,246
鉦区税	181	155	155	—	—
料理飲食等消費税 (注)	4,445	208	182	158	136
特別地方消費税 (注)	1,867	32	—	—	—
自動車取得税(注)	563	426	74	0	—
軽油引取税(注)	22,027	9,950	1,582	362	0
合計	36,488,806	34,511,383	31,344,246	28,365,042	25,017,007

出典：税務課作成資料

(注) これら税は、旧法による税である。

収入未済額は、平成22年度から平成26年度までの5年間で約11,471百万円減少しており、減少率は31.4%である。5年間で約3分の1の収入未済額を減少させ

たことになり、その減少額及び減少率は著しいものがある。

全体的には減少しているが、税目別に見ると億円単位超の収入未済が残っているものがある。その中でも個人及び法人を合わせた県民税の収入未済額が突出しており、平成 26 年度末残高は約 221 億円であり、合計に対する構成比は 88.6%であった。

県民税の収入未済額が、税債権全体の収入未済額の中で大きな比率を占めている状態は以前から変わっておらず、重要な課題である。

(2) 個人県民税の収入未済額

①全市町村の推移

県民税の収入未済額のうち、特に際立っているのが個人県民税の残高である。これを市町村別にまとめると、下表のとおりである。

(単位：千円)

	区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1	さいたま市	5,013,633	4,870,488	4,361,793	3,919,901	3,592,808
2	川口市	3,644,289	3,692,578	3,562,090	3,468,510	3,110,694
3	蕨市	433,588	449,771	419,313	380,057	361,596
4	戸田市	689,728	663,421	628,649	619,127	566,991
5	鴻巣市	327,309	316,858	311,181	285,297	256,766
6	上尾市	902,846	856,951	726,629	608,099	513,089
7	桶川市	160,222	130,696	117,568	98,408	88,345
8	北本市	168,789	164,347	151,263	140,864	131,480
9	伊奈町	127,156	131,068	127,958	127,185	129,948
10	朝霞市	667,330	677,874	619,602	546,892	415,335
11	志木市	316,384	311,608	279,885	265,232	249,443
12	和光市	437,065	416,973	370,176	299,135	246,600
13	新座市	980,926	959,734	871,477	804,538	691,155
14	川越市	1,214,816	1,276,735	1,243,226	1,142,500	1,003,815
15	富士見市	496,434	528,864	475,186	448,844	400,792
16	坂戸市	433,116	426,313	406,311	356,170	329,249
17	鶴ヶ島市	259,806	265,360	266,600	249,593	229,374
18	ふじみ野市	565,085	565,576	513,194	476,317	431,802
19	三芳町	118,987	119,311	103,209	89,900	79,344

	区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
20	所沢市	1,619,856	1,661,606	1,592,024	1,573,051	1,567,119
21	狭山市	623,893	649,024	631,152	559,746	531,843
22	飯能市	279,423	257,583	236,481	217,589	201,315
23	入間市	577,612	592,574	558,659	520,549	431,847
24	日高市	181,414	192,954	203,142	182,062	163,556
25	毛呂山町	132,012	121,301	112,234	100,661	81,695
26	越生町	18,399	17,906	15,664	14,165	11,521
27	東松山市	370,822	350,875	301,502	234,813	179,580
28	滑川町	44,352	44,947	46,492	42,886	41,296
29	嵐山町	35,622	37,398	33,998	32,206	29,870
30	小川町	90,337	86,136	76,509	66,504	51,936
31	川島町	44,612	43,311	39,783	36,900	30,446
32	吉見町	48,534	51,692	52,745	50,091	48,405
33	鳩山町	26,518	25,414	26,605	26,141	22,313
34	ときがわ町	45,211	44,317	40,820	35,128	29,485
35	秩父市	149,444	149,775	143,252	131,500	118,534
36	横瀬町	16,710	15,355	14,709	12,799	11,543
37	皆野町	15,081	14,012	12,383	12,048	11,562
38	長瀨町	22,589	20,512	21,083	17,857	16,114
39	小鹿野町	24,784	27,921	27,131	22,188	18,013
40	東秩父村	1,111	703	344	128	133
41	本庄市	302,014	259,826	221,934	184,207	159,702
42	美里町	21,862	22,943	20,682	19,689	14,108
43	神川町	45,032	46,543	43,614	38,992	32,560
44	上里町	116,640	123,520	114,586	109,007	99,645
45	熊谷市	701,748	677,464	560,962	488,078	423,945
46	深谷市	413,202	401,422	384,376	329,836	290,330
47	寄居町	129,106	126,006	111,977	87,462	64,663
48	行田市	269,556	261,110	237,158	190,528	155,716
49	加須市	278,049	247,309	175,481	139,312	106,501
50	羽生市	170,605	159,271	133,184	104,148	85,901
51	春日部市	877,609	871,737	697,675	607,899	499,701
52	久喜市	484,865	484,179	443,551	397,741	335,906

	区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
53	蓮田市	197,509	210,334	209,644	189,024	156,699
54	幸手市	231,840	190,864	145,887	126,057	95,543
55	宮代町	65,427	66,523	68,869	100,004	73,756
56	白岡市	103,530	111,830	110,510	69,637	99,269
57	杉戸町	136,461	131,721	115,439	99,758	78,624
58	草加市	1,538,864	1,498,061	1,376,214	1,287,520	1,113,854
59	越谷市	783,766	691,262	639,410	619,805	604,022
60	八潮市	515,891	471,593	425,547	375,209	337,296
61	三郷市	684,685	668,636	614,286	541,368	479,546
62	吉川市	262,025	241,407	223,435	200,739	184,948
63	松伏町	154,224	140,764	125,273	110,300	98,505
	合計	29,810,387	29,334,197	26,941,747	24,631,934	22,017,523

出典：税務課作成資料

(注) 平成 22 年度の川口市の値は、鳩ヶ谷市と川口市の値の合算である。

個人県民税の収入未済額は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 7,792,863 千円減少しており、減少率は 26.1%である。5 年間で約 4 分の 1 の収入未済額を減少させたことになり、その減少額及び減少率は著しいものがある。

このように、税債権の収入未済額合計が減少傾向にあるのは、個人県民税の収入未済額合計が減少していることが影響しているものである。県による個人県民税の徴収対応が、効果を上げていることの現れである。

②市町村単位の推移

個人県民税の収入未済額の合計額が年々減少していることは、上述のとおりである。このことを市町村単位で見てみることにする。

上表の 63 市町村のうち、さいたま市と川口市の 2 市の値が突出している。この 2 市の収入未済額だけで、全体の約 30%にも達している。また、2 市の合計額は減少傾向にあるが、全体に対する構成比では、わずかながら上昇している。

その他に、収入未済額が 10 億円超の市町村は、川越市と所沢市と草加市である。この 3 市と上述の 2 市を抽出したのが下表の推移表である。この 5 市だけで全体の約 50%弱にも達するというように、個人県民税の収入未済額を論ずるうえでは極めて重要な 5 市といえる。

5市全体においても、その合計額が年々減少しているのが確認できるが、特筆すべきは、全体に対する構成比が年々上昇傾向にあるという点である。平成22年度と比較すると平成26年度においては、3.5ポイントも上昇している。つまり、絶対値としては減少しているが、全市町村の減少割合に比較して5市の減少割合が低いため、相対的には上昇しているということを意味している。

(単位：千円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
さいたま市	5,013,633	4,870,488	4,361,793	3,919,901	3,592,808
川口市	3,644,289	3,692,578	3,562,090	3,468,510	3,110,694
2市計	8,657,923	8,563,066	7,923,883	7,388,412	6,703,503
構成比 (%)	29.0	29.2	29.4	30.0	30.4
川越市	1,214,816	1,276,735	1,243,226	1,142,500	1,003,815
所沢市	1,619,856	1,661,606	1,592,024	1,573,051	1,567,119
草加市	1,538,864	1,498,061	1,376,214	1,287,520	1,113,854
5市計	13,031,461	12,999,469	12,135,348	11,391,485	10,388,291
構成比 (%)	43.7	44.3	45.0	46.2	47.2
合計	29,810,387	29,334,197	26,941,747	24,631,934	22,017,523

出典：税務課作成資料及び監査人一部加工

【意見 79】 ポイントを絞った対策について

県は、目標納税率及び目標収入未済額を設定し、様々な対策を講じている。そして、この対策が功を奏して、納税率が上昇し収入未済額が減少している。しかし、対策の効果をより効率よく発揮させるためには、重要なポイントに重点的に対策を講ずるということも必要である。

例えば、個人県民税の収入未済額を減少させるという点では、全体の50%弱を占める上述の5市の収入未済額を大幅に減少させることが重要である。これができれば、県全体の収入未済額を一気に減少させることになり、より効率的な対策といえる。

(3) 個人県民税の徴収促進に向けての市町村支援

① 支援先市町への支援状況

個人県民税は、個人の市町村民税とあわせて個人住民税とよばれ、市町村が賦課徴収権を有している。そのため、個人県民税の徴収促進を目論んだとしても、原則的には県が直接徴収することはできず、市町村の徴収に期待するしかない。

そこで県は、市町村が行っている個人住民税の徴収業務のうち、高額滞納案件の徴収・整理業務を積極的に支援している。平成 23 年度から平成 26 年度における市町への支援状況をまとめると、下表のとおりである。

(単位：人)

支援先市町		H23 年度			H24 年度			H25 年度			H26 年度		
		チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修
1	さいたま	5	2	2	5	2	2	3	2	2	3	2	2
2	川口	3	1		4			4			3		
3	蕨				1.0			1.0					
4	戸田												
5	鴻巣												
6	上尾	2	1	1	2	1	1		1	1			
7	北本									1			1
8	朝霞				1.0			1.0					1
9	和光				1.0								
10	新座	2			2			2		1	2		
11	川越	2			2			3	1	1	2	1	1
12	富士見				1.0								
13	坂戸				1.0					2			1
14	ふじみ野				1.0								
15	三芳												1
16	所沢	2			2			2	1		2		
17	狭山				1.0			1.0			2		1
18	入間				1.0			1.0			2		2
19	東松山		1			1			1	1			
20	小川町												1
21	神川町												
22	上里町												
23	熊谷				2		1			1			
24	深谷			1						1			1
25	寄居町		1			1	2						
26	行田		1			1							
27	加須			1						1			

支援先市町		H23 年度			H24 年度			H25 年度			H26 年度		
		チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修
28	羽生								1			1	
29	春日部		1		2	1		2	1		1	1	
30	久喜								1		1	1	
31	蓮田												
32	草加	2		2	2	1	2	3	1	2	2	1	2
33	八潮	1	1		1.0	1		1.0	1			1	1
34	三郷				1.0	1		1.0	1			1	1
合計	団体数	8	8	5	19	9	5	13	9	13	8	7	16
	人数	19	9	7	33	10	8	25	10	16	18	8	19

出典：税務課作成資料

(注) 1. 「1.0」はチーム2名が半年派遣された団体

2. 支援内容 チーム：チーム型派遣

長期：長期派遣

研修：実務研修・相互受入

チーム型派遣は、複数の県職員が市町村に一定期間常駐して市町村職員とチームを編成し、高額滞納事案等の滞納整理を行うものであり、地方税法第41条第3項に基づく支援である。

長期派遣は、市町村の要請に基づき、市町村における徴収業務の体制強化を支援するために原則2年の派遣をするものであり、地方自治法第252条の17に基づく支援である。

実務研修・相互受入は、市町村の徴収業務に従事している職員を県税事務所又は県の個人県民税対策課に受入れて、県職員と共同で市町から引き継いだ高額滞納案件の徴収・整理業務にあたることにより、滞納整理手法の向上を図るものである。

②支援先市町の納税率

この結果、県平均としての納税率は上昇しており、支援先市町別の推移をまとめると下表のとおりである。

(単位：%)

支援先市町		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	対 H22 伸長率
1	さいたま	91.3	91.6	92.1	92.9	93.8	2.5
2	川口	84.9	84.9	85.1	85.6	87.4	2.5
3	蕨	86.3	85.9	86.3	87.8	88.2	1.9
4	戸田	88.4	88.6	89.3	89.4	90.5	2.1
5	鴻巣	92.5	92.5	92.6	93.1	93.9	1.4
6	上尾	89.4	89.8	90.8	92.4	93.8	4.4
7	北本	93.5	93.4	93.8	94.2	94.4	0.9
8	朝霞	89.2	88.8	89.6	90.9	92.2	3.0
9	和光	89.3	89.9	91.1	92.5	93.8	4.5
10	新座	85.5	85.7	86.5	87.4	88.7	3.2
11	川越	91.1	90.4	90.7	91.4	92.5	1.4
12	富士見	88.8	87.7	88.8	89.6	90.7	1.9
13	坂戸	88.0	88.3	88.7	89.2	90.5	2.5
14	ふじみ野	86.9	86.9	88.2	89.0	89.9	3.0
15	三芳	92.2	91.9	92.6	93.6	94.2	2.0
16	所沢	89.7	89.2	89.1	89.3	89.4	△0.3
17	狭山	90.1	89.5	89.5	90.3	90.6	0.5
18	入間	90.3	89.8	90.2	90.9	92.3	2.0
19	東松山	88.2	88.8	90.3	91.6	93.3	5.1
20	小川町	92.1	92.1	92.8	93.5	94.9	2.8
21	神川町	87.8	86.9	88.0	88.8	89.6	1.8
22	上里町	87.6	87.0	87.6	88.4	88.7	1.1
23	熊谷	90.5	90.7	91.8	92.8	93.6	3.1
24	深谷	91.1	91.2	91.7	92.4	93.4	2.3
25	寄居町	87.8	87.6	88.6	90.0	92.7	4.9
26	行田	89.4	90.1	90.9	91.7	93.4	4.0
27	加須	91.8	92.2	94.1	95.5	96.7	4.9
28	羽生	89.8	90.5	91.6	93.0	94.4	4.6
29	春日部	89.7	89.5	91.0	91.4	93.0	3.3
30	久喜	91.7	91.5	92.1	92.8	93.6	1.9
31	蓮田	92.3	91.6	91.5	91.9	93.2	0.9
32	草加	84.8	84.5	85.8	87.2	88.4	3.6

支援先市町		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	対 H22 伸長率
33	八潮	83.8	84.0	86.1	87.8	89.3	5.5
34	三郷	86.5	86.8	87.9	89.1	90.2	3.7
県平均		89.7	89.7	90.4	91.1	92.1	2.4

出典：税務課作成資料

県平均の納税率は、目標納税率には及ばないが着実に上昇しており、平成 26 年度では 92.1%に達している。平成 22 年度の県平均は 89.7%であり、90%に満たない値だったが、これと比較すると 2.4 ポイントも改善している。これは、県が実施している対策が効果を上げていることの現れである。

③5 市への支援状況

前述（2）で注目した 5 市への支援状況をまとめると、下表のとおりである。

(単位：人)

支援先市町	H23 年度			H24 年度			H25 年度			H26 年度			
	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	チーム	長期	研修	
1	さいたま	5	2	2	5	2	2	3	2	2	3	2	2
2	川口	3	1		4			4			3		
11	川越	2			2			3	1	1	2	1	1
16	所沢	2			2			2	1		2		
32	草加	2		2	2	1	2	3	1	2	2	1	2
計	団体数	5	2	2	5	2	2	5	4	3	5	3	3
	人数	14	3	4	15	3	4	15	5	5	12	4	5

出典：税務課作成資料

上表で分かるように、さいたま市と草加市への支援が充実している。それに対して、所沢市への支援が、やや手薄のように感じる。この点を納税率と比較しながら見ると、さらに明確になる。

(単位：%)

支援先市町		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	対 H22 伸長率
1	さいたま	91.3	91.6	92.1	92.9	93.8	2.5
2	川口	84.9	84.9	85.1	85.6	87.4	2.5
11	川越	91.1	90.4	90.7	91.4	92.5	1.4
16	所沢	89.7	89.2	89.1	89.3	89.4	△0.3
32	草加	84.8	84.5	85.8	87.2	88.4	3.6
県平均		89.7	89.7	90.4	91.1	92.1	2.4

出典：税務課作成資料

5市のうちでは、納税率が最も高いのがさいたま市であり、伸長率が最も高いのが草加市である。さらに、所沢市の伸長率は、マイナスの値を示している。この結果は、県の支援状況の充実度が、納税率にダイレクトに反映していることを如実に示している。

この結果を踏まえて、平成 27 年度の支援状況を見てみることにする。

(単位：人)

支援先市町		H27 年度		
		チーム	長期	研修
1	さいたま		1	1
2	川口	3	1	1
11	川越	2	1	1
16	所沢			
32	草加	2	1	1
計	団体数	3	4	4
	人数	7	4	4
合計	団体数	4	8	16
	人数	9	8	18

出典：税務課作成資料及び監査人一部加工

平成 27 年度の 5 市に対する支援状況を見た時に、注目すべき点は次の 2 点である。さいたま市への支援人数が、それまでの 4 年間と比べると極端に減少している

という点と、所沢市への支援がなくなってしまったという点である。

【意見 80】市町村支援の重点強化及び継続性について

県による市町村への支援が、個人県民税の収入未済額の減少及び納税率の上昇には有効であることは既述のとおりである。しかし、平成 27 年度の県全体の支援状況を見ると、それ以前の 4 年間と比較して、その充実度が落ちている。支援団体数及び支援人数ともに減少している。

県全体での支援人数が減少したが、その代わり 5 市へ重点的に支援人員を派遣したのかということそうでもない。やはり、5 市への支援人員も、過去 4 年間と比較すると減少している。

さいたま市のように支援の効果が出てきている市でも、平成 26 年度末で約 36 億円の収入未済額があるのだから、従来と同様の支援を継続するべきである。さらに、所沢市も収入未済額が減少しているとはいえ、その減少割合は低く、納税率にいたっては平成 22 年度よりも悪化している。このような市には、より重点的に支援人員を派遣し、より積極的に高額滞納案件の整理・徴収にあたるべきである。

2. 現地調査

(1) 現地調査した県税事務所

15 県税事務所のうち、さいたま県税事務所及び川口県税事務所の 2 県税事務所を現地調査した。

(2) 現地調査場所の選定理由

平成 26 年度末時点における各県税事務所の個人県民税を除く滞納金額は、下表のとおりであった。

(単位：千円)

事務所名	収入未済額	構成比 (%)
さいたま	433,257	14.4
川口	495,830	16.5
越谷	363,477	12.1
春日部	336,166	11.2
川越	259,955	8.7
所沢	217,033	7.2
上尾	154,742	5.2
朝霞	116,136	3.9
熊谷	114,931	3.8
飯能	65,984	2.2
東松山	64,171	2.1
行田	53,783	1.8
本庄	32,122	1.1
秩父	15,203	0.5
自動車税	276,693	9.2
計	2,999,483	

出典：税務課資料

さらに、平成 26 年度末時点における各県税事務所の個人県民税を除く 200 万円以上の高額滞納事案は、下表のとおりであった。

(単位：千円)

No.	県税事務所	軒数	未済額 (注1)	法人 二税	個人 事業税	不動産 所得税	自動車 税	摘要
1	さいたま	12	45,805	30,079	5,597	9,832	297	
2	川口	10	85,443	71,201	5,868	8,268	106	6,029
3	越谷	5	13,167	7,625	5,504	38		4,462
4	春日部	3	182,977	176,321 (注2)	4,192	2,359	105	4,297
5	川越	1	2,819			2,819		
6	所沢	5	58,583	40,919		17,664		24,939
7	上尾	2	10,894	10,894				
8	朝霞	3	13,437	10,699		2,738		
9	熊谷	4	12,419	12,419				2,052
10	飯能							
11	東松山	2	9,470	5,445		4,025		5,445
12	行田							
13	本庄							
14	秩父							
	計	47	435,014	365,602	21,161	47,743	508	

出典：税務課資料

(注1) 未済額には、処分停止済額も含まれている。
その処分停止済額は、摘要欄に記載されている。

(注2) 春日部県税事務所の法人二税における収入未済額 176,321 千円は、平成 27 年 11 月に完納されている。

収入未済額の合計額においても、高額滞納事案（処分停止済み及び完納済みの分を除く）に絞った場合でも、さいたま及び川口の各県税事務所が上位を占めている。そこで、現地調査の場所として、さいたま県税事務所及び川口県税事務所を抽出した。

3. さいたま県税事務所

(1) 概要

①概要

1) 所在地

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 1・2階

2) 沿革

昭和 22 年 7 月 1 日 北足立地方事務所に税務課を設置（浦和県税事務所の発足）

昭和 25 年 4 月 5 日 大宮地方税務事務所を設置（大宮県税事務所の発足）

平成 24 年 4 月 1 日 浦和県税事務所と大宮県税事務所を統合し、さいたま県税事務所を設置

3) 組織

所長（1）、副所長（2）、総務管理担当（13）、課税第 1 担当（11）、課税第 2 担当（13）、初動調査担当（5）、納税・個人県民税対策担当（18）

（ ）内の数字は職員数（平成 27 年 12 月 1 日現在）

②事務概要

所管区域は、岩槻区を除くさいたま市の 9 区である。なお、個人県民税については、岩槻区を含むさいたま市の全域を所管している。

平成 26 年度における現年課税分の調定額は、個人県民税が約 596 億円で、法人県民税及び法人事業税の合計が 498 億円であった。

③外観



(2) 個人県民税

①さいたま市への支援

個人住民税（個人県民税及び個人市民税）は、市が一括して賦課徴収するため、原則的には県税事務所が直接徴収することはない。よって、県税事務所としては、市への支援が主な業務となる。

さいたま市への支援内容は、平成 26 年度までは i) チーム型派遣、ii) 長期派遣及び iii) 実務研修・相互受入であり、さらに地方税法第 48 条に基づく高額滞納事案の直接徴収も実施している。

1) チーム型派遣

ところが、平成 27 年度ではチーム型派遣を取止めている。理由は、政令市という大規模市であり、かつ徴収においても自立してきたためということである。さらに、人材を川口市等の他の課題ある大規模市へ投入した方が、県全体としての効果が高いという判断によるものである。

しかし、平成 26 年度末で約 36 億円の収入未済額があるのだから、従来と同様の支援を継続するべきである。

2) 長期派遣

さいたま市の収納対策課へ、副参事のポストで1人長期派遣されている。主な業務は、さいたま市10区との連絡調整であり、収納対策課の企画立案、さらに平成27年から平成29年までの3か年計画の策定支援をしている。

この3か年計画では、平成29年度までの目標収納率及び目標収入未済額が設定されている。その内容は、下表のとおりである。

(単位：億円)

	H27年度	H28年度	H29年度
目標収納率	96.3%	96.9%	97.6%
目標収入未済額	74	60	47

出典：さいたま市財政局資料

【意見 81】さいたま市への支援の充実について

平成29年度の目標収納率を97.6%に設定しており、3年間で1.3ポイントのアップを計画している。また、平成29年度の目標収入未済額を47億円に設定しており、3年間で27億円の減少、減少率では36.5%である。

個人市民税の収納率が上昇し、かつ収入未済額が減少すれば、比例して個人県民税の納税率及び収入未済額が改善することになる。よって、この目標が達成されるように、しっかりとさいたま市を支援することを希望する。

3) 地方税法48条に基づく支援

地方税法第48条に基づく支援は、高額滞納事案を中心として県に引き継ぎ、県が直接徴収するというものである。平成27年度において、この支援を実施している区は以下のとおりである。

48条支援の実施	6区	浦和区、大宮区、中央区、西区、南区、岩槻区
未実施	4区	緑区、桜区、北区、見沼区

さいたま市10区の収納率を税務統計から抽出したのが下表である。比較が容易になるように、左側に48条の支援を実施している区、右側に48条の支援を未実施の区を掲載した。

(単位：%)

年度	48条支援の実施						未実施			
	浦和	大宮	中央	西	南	岩槻	緑	桜	北	見沼
H24	93.4	99.2	91.8	90.5	90.6	90.4	92.9	86.5	88.8	88.5
H25	94.6	99.3	93.3	92.0	92.1	92.4	94.9	88.1	90.7	90.4

出典：さいたま市税務統計

【意見 82】全ての区に対する地方税法第48条に基づく支援について

上表を見ると明らかなように、緑区を除けば、48条の支援をしている区の収納率が高く、支援をしていない区の収納率が低い。これだけはっきりした結果が出ているのであれば、支援の効果が証明されたようなものである。よって、当該支援が未実施の4区においても、是非とも実施されるべきである。

実施に向けての県の対応は、長期派遣の県職員が、収納課長及び収納係長が集まる会議で、支援の受入についてアピールしている状況である。また、県税事務所の職員が本庁及び各区に対し、支援の受入について要請している。これらの結果、平成27年度は、本庁債権回収課及び南区が新たに支援を受入れた。

48条に基づく支援による直接徴収実績を、各年度別にまとめたのが下表である。下表の数値は、支援している区の合計額である。

(単位：千円)

年度	軒数	引継額 (A)	納付額 (B)	収納率 (B/A) %	納税 誓約 (C)	処分 停止 (D)	その他 (E)	整理済 (F) = (B+C+D+E)	整理率 (F/A) %
H24	66	44,729	16,760	37.5	11,194	2,816	5,254	36,025	80.5
H25	115	45,215	19,024	42.1	6,781	13,042	1,916	40,764	90.2
H26	129	54,058	26,179	48.4	5,966	10,038	812	42,996	79.5
H27	135	75,353	16,376	21.7	12,824		1,217	30,418	40.4

出典：さいたま県税事務所資料

(注) 平成27年度の数値は、10月末現在で集計している。

納付額は、自主納付と差押による取立を合計した額である。

区からの引継ぎ軒数及び引継ぎ額は、年々増加している。これは、さいたま県税事務所の支援による効果を、区が認めている証拠である。このことは数値にも表れており、納付額は年々増加しており、また収納率も上昇傾向を示している。

②48 条支援の個別事案

任意抽出した個別事案（9 件）について、平成 27 年度における滞納整理状況を下表にまとめた。

No.	滞納額 (千円)	税目	摘要
1	本 4,886 延 37	個人県民税 (特別徴収)	法人の決算書は債務超過状態。 売上の半分を人件費として支払っているため、会社には資金が無い。
2	本 2,280 延 2,897	個人県民税 (特別徴収)	発注会社に売掛金の調査を実施したところ、発注会社より納税に対する指導があり、自己資金での納税あり。
3	本 4,192	個人県民税 (特別徴収)	H22 年度までは納税されていた。H23 年度のみ滞納しており、H23 年度以降、休眠状態である。 最終決算書を見る限りでは、良好な会社だった。
4	本 6,257	個人県民税 (普通徴収)	本店が移転されており、商号も変更していた。代表取締役も辞任し、変更されていた。
5	本 956	個人県民税 (普通徴収)	当時は民間会社に勤務。自主的な納付の意志あり。 現在の勤務先は非営利法人であるが、病気状態であり、そのため、給与の差押可能額があるが、実行はしていない。 定期的な接触をもつ方針。(3 月以降は、区が継続する予定。)
6	本 943	個人県民税 (普通徴収)	H27.10 月から分納が開始している。分納が停止した段階で、給料の差押をする方針。 年末調整が未済である(源泉徴収票により)。
7	本 483	個人県民税 (普通徴収)	会社勤務で、毎月の給与支給あり。 分納による自主納付の予定。
8	本 399	個人県民税 (普通徴収)	個人年金保険を差押えした。分納の予定で納税誓約書を提出しているが、分納が滞れば解約返戻金を回収に充てる方針。
9	本 1,262 延 1,486	個人県民税 (普通徴収)	会社に勤務している。 知人からの借入により、H27.8 月に 120 万円を納付し、その後 4 万円が納付された。 本税及び延滞金についての納税誓約用紙を送付済みであるが、まだ本人からの提出はない。

(注) 本：本税の略である。

延：延滞金の略である。

【意見 83】 売掛金の差押について (No.1)

会社は債務超過状態であるが、毎月の売上収入がある。しかし、入金された後すぐに給料支払いのために半分程度を使ってしまっている。さらに、その他の費用等の支払いで、入金額はほとんどなくなってしまう。

資金は回っている状況であるため、売掛金を差押えすることで、少しずつでも分割で納付してもらおうようにするべきである。

【意見 84】 発注会社への売掛金調査について (No.2)

元請会社が工事を発注する際は、技術のみならずコンプライアンス意識の高い会社に発注する傾向にある。納税証明書を提出させることも、そのためである。そのため、発注会社に売掛金の調査をすることで、下請会社の税金滞納の事実を知ることになる。

工事の下請会社は、発注会社との関係を非常に重要視しているため、コンプライアンス上の観点から指導があれば、納税に結び付く可能性は大である。そのため、発注会社への売掛金調査は、非常に有効な手段といえる。この事案は、こうした考えで売掛金調査が行われた適切な事例である。

【意見 85】 早めの対応の重要性について (No.3)

滞納年度直前の年度までは、会社決算は良好であった。しかし、その直後に休眠状態となり、かつ税金が滞納となってしまった。もしも、早めの対応をしていた場合、税金回収の可能性があったかもしれない。

このような対応は、48条の支援では対応しきれないため、会社が休眠状態になった場合及び突然に滞納額が発生した場合等には、早めに対応することが重要であることを、各区へ指導すべきである。

【意見 86】 確定申告による還付について (No.6)

資料に添付してあった源泉徴収票を確認したところ、年調未済の状態であった。その後確定申告をしていないようであれば、税金が還付される計算であった。本人に確認し、還付されるようであれば、その額を納税に回してもらおうよう指導すべきである。

このことは他の事案及び他の県税事務所にも当てはまることであるから、添付資料の源泉徴収票を再確認し、年調未済の状態のものについて還付の有無を計算し、還付されるものについては確定申告を指導すべきである。

【意見 87】納税誓約書の早めの入手について (No.9)

滞納本税のうち、約 98%が納付済みであり、延滞金についてもできるだけまとめて納付する意思を表明している。しかし、本税を超える延滞金が残っていることから、まずは延滞金も含めた納税誓約書を、早めに提出してもらうようにするべきである。

(3) 自動車税

①概要

1) 納付義務者

4月1日(午前0時)現在で自動車(軽自動車などを除く。)を所有する者。

ただし、割賦販売契約により購入した場合で所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者。年度の途中で名義変更した場合でも、4月1日(午前0時)現在の所有者が1年分の納税義務者となる。(地方税法の規定により、その年度の末日に所有者の変更があったものとみなす。)

2) 納期限

5月31日(ただし、31日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる場合は翌開庁日)まで

3) 納付方法

i) 窓口での納付

県指定の金融機関およびコンビニエンスストアで納付する。

ii) ペイジー納付

ペイジーマークのある納付書により、県指定の金融機関のうち、電子納付を取り扱っている金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATM(ペイジーマークのある機器に限る)を利用して納付する。

iii) クレジット納付

パソコン、スマートフォン、携帯電話などでインターネットウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用して納付する。

金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でクレジットカードを利用し
ての納付はできない。

iv) 納付額

乗用車 (3,5,7 のナンバー) については、以下のとおりである。

(単位：円)

総排気量	税率 (自家用)		(営業用)
	1.0 リットル以下のもの	29,500	
50%軽減		15,000	4,000
75%軽減		7,500	2,000
15%重課		33,900	8,600
1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500		8,500
	50%軽減	17,500	4,500
	75%軽減	9,000	2,500
	15%重課	39,600	9,700
1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	39,500		9,500
	50%軽減	20,000	5,000
	75%軽減	10,000	2,500
	15%重課	45,400	10,900
2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000		13,800
	50%軽減	22,500	7,000

総排気量	税率（自家用）		（営業用）
	75%軽減	11,500	3,500
	15%重課	51,700	15,800
2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	51,000		15,700
	50%軽減	25,500	8,000
	75%軽減	13,000	4,000
	15%重課	58,600	18,000
3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000		17,900
	50%軽減	29,000	9,000
	75%軽減	14,500	4,500
	15%重課	66,700	20,500
3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	66,500		20,500
	50%軽減	33,500	10,500
	75%軽減	17,000	5,500
	15%重課	76,400	23,500
4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500		23,600
	50%軽減	38,500	12,000

総排気量	税率（自家用）		（営業用）
	75%軽減	19,500	6,000
	15%重課	87,900	27,100
4.5リットルを超え6.0リットル以下のもの	88,000		27,200
	50%軽減	44,000	14,000
	75%軽減	22,000	7,000
	15%重課	101,200	31,200
6.0リットルを超えるもの	111,000		40,700
	50%軽減	55,500	20,500
	75%軽減	28,000	10,500
	15%重課	127,600	46,800
電気自動車	29,500		7,500
	75%軽減	7,500	2,000

*環境機能の優れた一定の要件を満たす自動車は、軽減税率を適用。

②県税事務所の事務対応（さいたま県税事務所）

平成27年度 納税・個人県民税対策担当（自動車税） 年間スケジュール													さいたま県税事務所	
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
○自動車税・一般税滞納整理	←		●高橋所長 ヒアリング ●副所長 ヒアリング		●高橋所長 ヒアリング ●副所長 ヒアリング	集中処分停止	●高橋所長 ヒアリング ●副所長 ヒアリング	集中差押		●高橋所長 ヒアリング ●副所長 ヒアリング	集中処分停止			
	←													
	→													
	←													
	→													
	←													
	→													
	←													
	→													
○文書催告	←	●独自 電話催告	●独自 電話催告	●独自 開封確認ハガキ	●一斉	●一斉 ●独自		●一斉	●一斉	●納定分	●一斉	●一斉		●独自
○休日臨宅徴収		●17日							●13日					●15日
○自動車税徴収対策 勤務先調査・給与差押				勤務先調査	給与調査予告	給与照会								
返戻分住所調査				返戻分住所調査										
納期内納付キャンペーン	資料配付													資料配付

出典：さいたま県税事務所資料

1) 現年分

- i) 県下一斉の文書催告（9月～3月）に加え、事務所独自の文書催告（5月）を実施する。また、催告書の発付に併せた集中電話催告を実施する。
- ii) 電話番号が判明しない滞納者について臨宅徴収や開封確認ハガキを送付する。（通年）
- iii) 事案によっては、給与差押、自動車登録差押、タイヤロックの活用及び搜索を実施する。

2) 滞納分

- i) 8月にさいたま市の協力を得て勤務先調査を実施する。
- ii) 勤務先調査後、給与差押予告、勤務先への給与照会を行い、給与（又は給与振込口座）の差押を実施する。（9月～2月）
- iii) 一斉文書催告以外に、事務所独自の文書催告（開封確認ハガキ送付を含む。）を集中処理方式により実施する。（7月・9月）また、催告書の発送に併せて集中電話催告を実施する。
- iv) 差押可能な財産がある場合には、躊躇することなく差押を実施する。特に「滞納整理強化月間」内に集中的に差押を実施する。
- v) 滞納額に見合う財産が発見できない場合は搜索を実施する（必要に応じて全所体制により実施。）

- vi) 搜索の結果、動産、自動車等を差押えた場合は、インターネット公売を活用し、事案の完結を図る。
- vii) 処分停止に該当する事案は、9月及び2月に集中的に処理するほか、処分停止済事案の見直しにより納税義務の即時消滅を推進する。
- viii) 単純時効事案については、適宜、担当部長がヒアリングを行いながら、平成27年度末までに到来する事案の完全整理を図る。
- ix) 県下一斉の休日徴収日に電話催告及び臨宅による徴収を実施する（12月、5月）。

③収入未済額の推移（さいたま県税事務所）

平成26年度 (単位：千円)

	調定額	収入額（還付未 済額控除後）	収入未済額（不 納欠損控除後）	納税率 %
現年課税分	11,355,336	11,280,783	74,431	99.34
滞納繰越分	235,442	77,900	124,916	33.09
計	11,590,777	11,358,683	199,346	98.00

出典：さいたま県税事務所資料

平成25年度 (単位：千円)

	調定額	収入額（還付未 済額控除後）	収入未済額（不 納欠損控除後）	納税率 %
現年課税分	11,488,222	11,400,091	87,744	99.23
滞納繰越分	265,242	84,540	152,568	31.87
計	11,753,464	11,484,631	240,312	97.71

出典：さいたま県税事務所資料

平成24年度 (単位：千円)

	調定額	収入額（還付未 済額控除後）	収入未済額（不 納欠損控除後）	納税率 %
現年課税分	11,583,065	11,481,424	101,549	99.1
滞納繰越分	324,080	89,343	168,853	27.6
計	11,907,146	11,570,767	270,402	97.2

出典：さいたま県税事務所資料

平成26年度は、自動車登録差押を中心に実施しており、滞納処分の徹底な実施により納税率が上昇している。

④監査人による調査及び検討

平成 26 年度末で滞納額が大きい案件で以下の 10 件について詳細に検討した。

NO.	滞納額	催促状況	処分状況
1	994,100	催告書送付済	交付要求中
2	789,151	納税折衝中	差押中
3	776,290	催告書送付済	
4	759,477	催告書送付済	
5	739,621	催告書送付済	
6	580,500	催告書送付済	
7	558,900	催告書送付済	
8	557,235	催告書送付済	
9	526,002	納税折衝中	差押中
10	525,500	催告書送付済	差押中

上記案件は、回収事務手続きにつき下記以外特に指摘すべき事項はなかった。

【意見 88】少額滞納債権の積極的な徴収について

滞納債権徴収に掛ける費用および時間を考えれば、効率的な徴収業務のためには、少額滞納債権の徴収手続きに重点を置けないことは合理的な考えである。また、少額滞納債権についても、催告手続を実施し財産調査とその結果に基づく差押の実施の滞納処分により実績を上げていることも評価できる。

しかし、効率的な徴収業務を妨げない範囲で、少額滞納債権についても、電話連絡や臨宅を積極的に実施し滞納債権徴収に尽力すべきであると思料する。

(4) 高額滞納事案

①200 万円以上事案

No.	未済額 (千円)	税目	備考
1	6,338	不動産取得税	所有不動産の差押手続きを進める中で、折衝により滞納額の全額（滞納金を含む）を納付した。
2	6,220	法人二税	普通預金及び出資金の差押により、本税は全額納付された。
3	5,924	法人二税	分割納付により順調に納付が実施されている。

No.	未済額 (千円)	税目	備考
4	5,455	法人二税	H27 年度の本税納付額が少額ゆえ未済残高はあまり減っていない。完納は厳しい状況である。
5	3,827	個人事業税	県で公売を実施し、滞納税額の納付に充当している。
6	3,494	不動産取得税	不動産取得税を納付しないまま、当該不動産を売却している。
7	2,782	法人二税	順調に納付している。ただし、業態的に今後も発生する可能性が高い。
8	2,710	法人二税	納付がほとんど行われず、滞納額は年々増加している。
9	2,626	法人二税	業務停止命令を受けており、H26 年度に破産決定している。自動車を差押えし、公売済みである。
10	2,168	法人二税	国税修正により発生している。
11	2,194	法人二税	分割納付により、きちんと納付されている。
12	2,067	個人事業税	納付額が少ないため、滞納額は年々増加している。完納は厳しい状況である。

②100 万円以上 200 万円未満事案

No.	未済額 (千円)	税目	備考
1	1,968	個人事業税	分割により滞りなく納付がされている。
2	1,755	不動産取得税	滞納者は年金生活者であり、完納は困難な状況である。
3	1,719	不動産取得税	滞納者である法人は H27.10 に破産手続が開始された。完納は厳しい状況である。
4	1,662	法人二税	納付は進んでいない。
5	1,633	法人二税 不動産取得税	納付期限に遅れがちであるが、延滞金も含め本債権については完納となっている。
6	1,568	個人事業税	H27 年度における納税はなし。
7	1,513	法人二税	納付は進んでいない。
8	1,494	法人二税	H26 年度に法人の解散登記がされている。
9	1,448	法人二税	不定期による分割納付となっている。

No.	未済額 (千円)	税目	備考
10	1,424	法人二税 不動産取得税	H27.7 破産手続きが開始された。
11	1,355	不動産取得税	過去は滞納額数百万円の時もあり。最近は県税事務所職員の指導により滞納額が減少している。
12	1,341	不動産取得税	順調に分割納付がされている。H27 年度内には完納となる予定。
13	1,230	個人事業税 自動車税	完済にはまだまだ時間がかかりそうである。
14	1,202	法人二税	不定期ではあるが分割納付が実施されている。完納まではもう少し時間がかかりそうである。
15	1,109	個人事業税	不定期ではあるが分割納付も実施されている。完納まではもう少し時間がかかりそうである。
16	1,107	不動産取得税	H27 年度に本税の減額と納付により本税未済額は大幅に減少している。
17	1,099	法人二税	延滞金も含め H27 年度中に完納となっている。
18	1,082	法人二税	H24.12 廃業届の提出あり。法人としての実態なし。
19	1,054	法人二税	順調に分割返済が進んでいる。
20	1,035	法人二税	地方裁判所より配当期日呼出状を収受した。配当金額 251 千円。
21	1,034	不動産取得税	これまでも減額となるものを滞納している。

(5) 管理債権の共通事項

①延滞債権の分類

国税の修正により発生する債権については、事前に準備することや発生を防止する対策を打つことなどが困難な事案である。また、当該債権については財産の把握などの初動調査がどうしても国税等よりも遅くなるため、換価価値の高い財産の差押や売却による回収も効果的に実施できづらい案件となる。

②延滞金

延滞金は期間の長さにより増額し、分割納付の場合にも変動するが、システムにより算定することができる。把握した延滞金の概算額は滞納者にも伝えており、早期の納付を促している。

③債権発生時の手続き

初動調査担当を5名配置し、滞納開始直後に即時に対応している。滞納が発生した場合にはすぐに預金、保険の調査などを実施している。

④債権保有時の管理状況

1) 債権に関する管理状況

法人二税及び個人事業税に関しては、申告書、決算書のみならず、売掛金の差押も見据えて、契約書なども入手している。また、社長等の所有するマンション、自動車なども財産調査等により把握している。

2) 督促状

納付期限後20日を経過すると督促状を発送する。督促状の発送から10日を経過した日までに完納しないときには差押を実行しなければならない。

3) 差押

財産調査等により保有している財産を把握した場合には差押を実施する。国税の修正等により債権が発生する場合には、すでに預金や売掛金、在庫などの保有財産について税務署等に把握されてしまっている場合が多くなっている。また、市については固定資産税や支払報告書等により、固定資産や役員等の給与などを把握することができ、早い対応が可能となっている。そのため、県ではなかなか換価価値の高い財産を差押えることは困難である。しかし県は、自動車税を管轄している関係で、自動車の保有状況に関する情報はタイムリーに入手できるため、自動車を差押えて売却するケースが多い。

県は年に6回程度、自動車をインターネット公売している。

4) 徴税マイスター

徴税のベテラン職員を相談役として配置しており、徴税マイスターと呼称している。

5) 税務課との連携

年に3回程度、200万円以上の案件について税務課からのヒアリングを受けている。

6) 滞納整理支援システム

平成 18 年度から稼働しているものであり、県が作成している滞納整理支援システムである。

⑤債権回収の状況

時期が古い債権から納付されるように納付通知書を作成し、送付している。納付があると滞納税額から納付され、加算金、延滞金の順番に納付が実施されている。

⑥不納欠損処理

常に預金調査や財産調査を実施しているため、回収可能性の有無については検討している。そのため、財産調査等を十分に実施し、第二次納税義務の検討まで完了後は、処分停止している。その後、再度財産調査を実施し、3 年経過後に不納欠損処理を行う。

(6) 指摘又は意見

【意見 89】 不動産業者による不動産取得税滞納案件について

不動産業者による不動産取得税の滞納案件において、その後減額処分となる案件については、減額申請の適時提出を徹底させる必要がある。本来であれば、減額処分により還付となるとしても、いったんは納付すべき税額であり、減額処分の要件を満たさなければ滞納税額となるものである。同様の事案を繰り返している業者については、特に指導を徹底すべきである。

ただし、平成 27 年度においては、年度当初より自主納付や適時の減額申請を徹底する方針で対応が進められており、これまでは不納のまま減額処分となっていた事案についても完納となるケースが増加している。今後も、継続して適切な対応がなされることを希望する。

4. 川口県税事務所

(1) 概要

①概要

1) 所在地

川口市西青木 2-13-1 埼玉県川口地方庁舎 1 階

2) 沿革

昭和 23 年 10 月 1 日 川口地方税務事務所設置
(本件初の税務専門の出先機関)

昭和 26 年 4 月 16 日 川口県税事務所に改称

3) 組織

所長 (1)、副所長 (2)、担当部長 (5)、総務管理担当 (8)、課税第 1 担当 (9)、
課税第 2 担当 (14)、初動調査担当 (6)、納税・個人県民税対策担当 (14)

() 内の数字は職員数 (平成 27 年 12 月 1 日現在)

②事務概要

所管区域は、川口市、蕨市及び戸田市の 3 市である。

平成 26 年度における現年課税分の調定額は、個人県民税が約 326 億円で、法人
県民税及び法人事業税の合計が約 130 億円であった。

③外観



(2) 個人県民税

①各市への支援

個人住民税（個人県民税及び個人市民税）は、市が一括して賦課徴収するため、原則的には県税事務所が直接徴収することはない。よって、県税事務所としては、市への支援が主な業務となる。

支援内容は市によって異なる。川口市へは、チーム型派遣、長期派遣及び短期派遣を行うとともに、個人県民税対策課への実務研修生の受入を行っている。蕨市へは、短期派遣及び地方税法第48条に基づく高額滞納事案の直接徴収を行っている。戸田市へは、短期派遣及び個人県民税対策課への実務研修生の受入を行っている。

1) 川口市

i) チーム型派遣

川口市への派遣は、平成23年11月から実施している。平成27年度は3名の職員が市へ常駐しており、市の職員3名との計6名で高額滞納事案の滞納整理にあたっている。

個人住民税についてのチーム全体の実績を年度ごとにまとめると、下表の

とおりである。

(単位：百万円)

年度	選定 事案 (A)	徴収 (B)	納税 率 (B/A) %	納税 誓約 (C)	処分 停止 (D)	整理済 (E) = (B+C+D)	整理 率 (E/A) %	差押処分	
								滞納額 (F)	(取立) (G)
H23	1,846	80	4.4	82	36	199	10.8	95	16
H24	1,287	217	16.9	189	242	649	50.5	176	61
H25	1,689	243	14.4	75	98	417	24.7	439	41
H26	1,801	450	25.0	602	55	1,108	61.6	390	74

出典：川口県税事務所作成資料

(注) 差押処分の(取立)は、差押した債務者の滞納額(F)のうち、財産の差押により実際に取立できた額である。

平成 26 年度の整理率が前年度と比較して著しく上昇しているが、この大きな要因は、納税誓約が大きく増額したことによるものである。納税誓約を取り付けることも重要であるが、それ以上に重要なことは納税誓約後の実際の納税である。この点は、継続的に注視していく必要がある。

各年度の徴収額は毎年増額しており、納税率も右肩上がりの傾向にある。特に平成 26 年度は、徴収額及び納税率において、対前年度で大幅に改善している。

【意見 90】 チーム型派遣による納税率アップへの貢献について

高額滞納事案における徴収額の増加は、すなわち収入未済額の減少及び個人県民税の納税率のアップに直結する。スタートしてから 4 年で、順調に成果を上げていることが確認できた。

ただし、選定事案に対する納税率のアップに関しては、まだ上昇の余地が十分に残っているので、このままの調子で引き続き滞納整理に努められることを希望する。

ii) 長期派遣

川口市では、以前は滞納整理に関する明確な方針が策定されていなかった。しかし、平成 27 年度における長期派遣という市への支援により、「川口市 市税滞納整理方針」という長期計画を策定している。

当該整理方針では四つの柱による取組みが示されており、それらは、(a)

現年課税分の徴収強化、(b) 滞納繰越分の徴収強化と収入未済額の圧縮、(c) 納税環境の整備、(d) 組織を挙げた滞納整理の実施である。これら四つの柱のうち、(b) 滞納繰越分の徴収強化と収入未済額の圧縮の中の取組みに、県との共同滞納整理の継続実施が明記されている。

2) 蕨市

蕨市への支援は、地方税法第 48 条に基づき、高額滞納事案を県に引き継ぎ、県が直接徴収するというものである。平成 24 年度以降の支援の実績は、下表のとおりである。

(単位：千円)

年度	軒数	引継額 (A)	徴収額 (B)	徴収率 (B/A) %	納税 誓約 (C)	処分 停止 (D)	整理済 (E) = (B+C+D)	整理 率 (E/A) %
H24	197	92,690	19,233	20.8		9,827	29,061	31.4
H25	68	27,829	10,626	38.2	4,797	522	15,947	57.3
H26	84	47,799	13,516	28.3	5,761		19,277	40.3
H27	80	47,796	16,843	35.2	8,152		24,995	52.3

出典：川口県税事務所作成資料

平成 24 年度は 197 軒と多数の軒数を引継いだ関係で、徴収額及び徴収率ともにあまり結果が伴わなかった。平成 25 年度はその反動で、軒数及び額ともに引継ぎを絞ったことで、徴収率は上昇している。しかし、市への支援は表面上の徴収率をアップするのが目的ではないことから、平成 26 年度以降は軒数及び額を増加させ、約 80 軒及び約 48 百万円で推移している。

ここで注目すべきは、平成 27 年度は 10 月末時点の数値であるという点である。まだ年度途中であるにもかかわらず、既に前年度実績を額及び率ともに上回っているのである。

【意見 91】 地方税法第 48 条に基づく支援の効果について

当該支援については、継続することでその効果が発揮されてきたといえる。それが実績の数値として、顕著に現れている。この支援を継続することで、さらなる効果が期待できるものと思料する。

【意見 92】納税誓約の実現性について

納税誓約の額は、平成 25 年度以降増加しており、これも支援の効果であるといえる。

納税者が納税誓約をする際には、「市県民税納付誓約書」に納税者本人から署名をしてもらっている。そして、その誓約書には、納付期限及び納付金額が記載されることになる。しかし、人的担保及び物的担保に関しては、記載する箇所がない。

この誓約書を入手することも滞納整理の手續であるが、これだけでは足りず、誓約書どおりに納付してもらうことが重要である。もしも、誓約内容の実現性が低いようであれば、今後においては担保についても考える必要があるのではないかと思料する。

②蕨市への支援（個別事案）

任意抽出した個別事案（21 件）について、平成 27 年度における滞納整理状況を下表にまとめた。

No.	滞納額 (千円)	税目	摘要
1	724	個人市県民税 (普通徴収)	来所なし、電話でも連絡が取れない状況。全く接触ができない。H27.12.2 に給与差押予告を送付。
2	321	個人市県民税 (普通徴収)	預金調査、保険調査を実施したが、財産はほとんどなし。
3	374	個人市県民税 (特別徴収)	H27.10 月に財産差押により完納。
4	419	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.17 に、催促状に同封した郵便振替にて完納。
5	305	個人市県民税 (普通徴収)	納税催告書発送。 自主納付により完納。
6	354	個人市県民税 (普通徴収)	差押える財産なし。 今後は、売掛金の振込額を差押える方向へ。
7	387	個人市県民税 (普通徴収)	完納。
8	770	個人市県民税 (普通徴収)	預金差押により完納。
9	869	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.29 に、800 千円納付。 残りを分納により完納。

No.	滞納額 (千円)	税目	摘要
10	189	個人市県民税 (普通徴収)	H27.9.11 に財産差押により完納。
11	309	個人市県民税 (普通徴収)	納税催告書発送により、窓口で自主納付。完納。
12	468	個人市県民税 (普通徴収)	H27.9.15 に預金を差押。 H27.9.30 全額完納。
13	1,218	個人市県民税 (普通徴収)	H27.8.20 に 200 千円納付。 H27.10.13 に 1,018 千円納付。完納。
14	430	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.22 に納税催告書発送。 H27.7.24 に全額自主納付。完納。
15	5,503	個人市県民税 (普通徴収)	相当の財産があるが、借金もある。 H27.9.7 に預金差押、即時取立。
16	428	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.22 に納税催告書発送。 H27.8.6 に全額自主納付。完納。
17	261	個人市県民税 (普通徴収)	H26 年度分の滞納。 H27.9.14 に全額自主納付。完納。
18	1,040	個人市県民税 (普通徴収)	数年前離婚した。財産なし。 月額給与は、通勤代、食費、養育費、ローン返済でなくなる。
19	1,341	個人市県民税 (普通徴収)	H27.8.7 来所し、分納の誓約。 H27.8 月～10 月の 3 回分納あり。 H27.11.13 本人に電話し、3 回納付のお礼を言う。
20	274	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.22 に納税催告書発送。 H27.9.24 に全額自主納付。完納。
21	181	個人市県民税 (普通徴収)	H27.7.22 に納税催告書発送。 H27.8.28 に個人年金の差押通知書発送。 H27.9.17 に全額自主納付。完納。

【意見 93】 給与の差押について (No.2)

預金調査、保険調査を実施したが、財産はほとんどなし。納税者との接触もない状況である。しかし、平成 25 年度には 4,776 千円の収入があった。

同一世帯員数は 6 人で、うち子供が 4 人である。差押可能金額が算定されるようであれば、早めに給与の差押に処分を移行すべきである。

【意見 94】納付に対するフォローについて (No.19)

納税は国民の義務であり、さらに滞納額の納付であれば納付するのが当然であるが、その納付に対して電話で礼を言うというフォローをしている。この対応は広めていくべきである。

このフォローがあることで、次の納付につながるものとする。

(3) 自動車税

①自動車税関係事務の概要

自動車税は、自動車の所有者に対して課される財産税の一種で、自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決定される。

自動車税関係事務は、原則として自動車税事務所が行う。ただし、埼玉県税条例施行規則第2条の4第2号の規定により、滞納者に係る徴収金の徴収事務のうち、自動車税事務所が行うのは、7月下旬の督促状発付までであり、その後の徴収事務は県税事務所が行う。

②収入未済額

1) 収入未済額の内容

自動車税の納税義務者は、4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売契約により購入した場合で所有権が売り主にあるときは、買い主である使用者）であるため、納税義務者の決定は毎年4月1日であり、納期限は5月末日となっている。現年課税分の出納整理期間は5月末日までのため、自動車税において年度末に未収金となるのは、納期限の1年後の5月末日までに納付されなかったもの、すなわち納期限から1年超を経過したものである。

2) 収入未済額の推移

平成22～26年度の収入未済額の推移は、次のとおりである。
件数、金額ともに一貫して減少している。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
件数	96,706 件	82,308 件	66,497 件	54,310 件	45,498 件
金額 (千円)	3,225,265	2,765,701	2,171,015	1,819,945	1,523,246

出典：税務課資料

3) 収入未済額の明細

平成 26 年度末収入未済額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円)

	滞納繰越分					
	H21 年度 以前	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	小計
件数	6,293 件	3,313 件	4,629 件	6,093 件	8,196 件	28,524 件
金額	178,145	108,834	154,271	203,745	278,438	923,435

	現年課税 分	滞納繰越分 + 現年課税分 合計
件数	16,974 件	45,498 件
金額	599,811	1,523,246

出典：税務課資料

③現地調査 [川口県税事務所における自動車税収入未済額について]

1) 平成 21～26 年度の推移

川口県税事務所における自動車税の収入未済額の推移は、次のとおりである。

平成 26 年度の収入未済額の残高は、平成 21 年度残高の 54% であり、6 年間で約半分にまで減少している。

(単位：千円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金額	413,830	378,062	329,344	289,251	244,127	224,732

出典：川口県税事務所資料

2) 自動車税平成 26 年度収入未済額の内容

平成 26 年度における自動車税収入未済額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞の計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
㊦ 25年度末残高	—	—	7,067 件	244,127	7,067 件	244,127
㊧ 自動車税事務所 から26年度中 に引継いだもの	197,914 件	7,124,648	0 件	0	197,914 件	7,124,648
㊨ 他県税事務所へ 引継いだもの	155 件	5,709	147 件	4,419	302 件	10,128
㊩ 他県税事務所か ら引継いだもの	90 件	3,534	128 件	4,385	218 件	7,919
㊪ 要滞納整理現在 高 ㊦+㊧-㊨+㊩	197,849 件	7,122,473	7,048 件	244,092	204,897 件	7,366,565
㊫ 減額・取消額	216 件	101,801	64 件	4,831	280 件	106,632
㊬ 収入済額	195,496 件	6,940,618	1,880 件	70,502	197,376 件	7,011,121
㊭ 不納欠損額	8 件	264	721 件	23,815	729 件	24,079
㊮ 収入未済額 ㊪-㊫-㊬-㊭	2,129 件	79,788	4,383 件	144,943	6,512 件	224,732
㊮要滞納整理現 在 high に占める㊮ 収入未済額の割 合	1.07%	1.12%	62.18%	59.38%	3.17%	3.05%

出典：川口県税事務所資料を基に作成

また、平成 26 年度末の自動車税収入未済額に対して行った処分等の内容は、次のとおりである。

(単位：千円)

	現年課税分		滞納繰越分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
財産差押等 をしたもの	73 件	2,866	399 件	12,456	472 件	15,323 (6.8%)
滞納処分の停 止をしたもの	33 件	583	1,513 件	49,117	1,546 件	49,701 (22.1%)
滞納処分予定	121 件	4,580	296 件	10,004	417 件	14,584 (6.5%)
滞納処分の停 止予定	101 件	3,816	224 件	7,503	325 件	11,320 (5.0%)
資金繰り困難	1,213 件	45,802	1,507 件	50,855	2,720 件	96,658 (43.0%)
異議申立・課税 取消予定	80 件	3,053	74 件	2,501	154 件	5,554 (2.5%)
調査中のもの	508 件	19,084	370 件	12,505	878 件	31,589 (14.1%)
合計	2,129 件	79,788	4,383 件	144,943	6,512 件	224,732 (100.0%)

出典：川口県税事務所資料を基に作成

3) 収入未済額の発生原因

前述のとおり、自動車税において年度末に収入未済額となるのは、納期限の 1 年後の 5 月末日までに納付されなかったもの、すなわち納期限から 1 年超を経過したものである。

上記 2) の平成 26 年度末の自動車税収入未済額に対して行った処分等の内容を見ると、「資金繰り困難」が最も多く 43.0%を占め、続いて財産がなく「滞納処分の停止をしたもの」が 22.1%、「滞納処分の停止予定」も 5.0%となっている。

この結果によれば、収入未済額の発生原因の一つは、資金繰りが困難又は財産がなく納付資金に困窮していることにある。

しかし、一方では、「財産差押等をしたもの」が 6.8%、「滞納処分予定」が 6.5%あり、納付資金があるにもかかわらず、滞納している事案も認められる。

4) 延滞金

たとえ現年度中の納付であっても、納期限である5月末日を過ぎて納付されたものについては、地方税法及び県税条例の規定に基づき延滞金が課される。ただし、延滞金は税額が完納されたときにその金額が確定する。

5) 自動車税収入未済額の管理状況

納税義務者毎の債権管理は、滞納整理支援システムで行っている。

滞納整理支援システムは、納税義務者の氏名、住所等の基本情報、滞納の税目、滞納金額、延滞金額、催告、処分等の状況等、滞納者の県税に関する納税情報がすべて記録されている。

滞納整理支援システムへの記録状況を確認するため、自動車税の収入未済額の対象者のうち、勤務先調査、財産調査の実施後に回収が完了した事案を5件抽出し、その記録内容について調査した。いずれの事案も詳細に記録されており、特に問題は認められなかった。

6) 自動車税収入未済額の徴収状況

i) 徴収事務の流れ

自動車税には、「1件あたりの金額が小口」、「件数が膨大」、「原則として2年毎の車検制度（該当車両の本税と延滞金が納付されていることが車検を通す条件）により、2年内の納付が期待できる」という特徴がある。

そこで、文書及び電話による納税催告、いわゆる「量的整理」を徴収の基本方針とし、並行して勤務先調査及び財産調査に基づく差押・取立を行い、徴収を図っている。

平成26年度における徴収事務の流れは、次のとおりである。

	現年課税分	滞納繰越（過年度）分			
4月			財産調査 と 取立・公売		
5月		一斉文書催告 休日夜間催告			
6月		一斉文書催告			
7月	自動車税事務所から徴収事務引継ぎ	一斉文書催告			
8月	一斉文書催告（1）			勤務先調査 と 取立	
9月	一斉文書催告（2）	独自文書催告			
10月					
11月	一斉文書催告（3）	一斉文書催告			
12月	一斉文書催告（4） 休日夜間催告	一斉文書催告 休日夜間催告	勤務先調査 と 取立・公売		
1月	一斉文書催告 （納期変更分）				
2月	一斉文書催告（5）	一斉文書催告			
3月	一斉文書催告（6）	一斉文書催告			
4月	独自文書催告				
5月	一斉文書催告 休日夜間催告				

出典：川口県税事務所資料

※一斉文書催告は、全県税事務所で開催。独自文書催告は、川口県税事務所独自で開催。

ii) 徴収事務の実施状況

a) 文書催告及び電話催告

現年課税分については、自動車税事務所から徴収事務を引継いだ7月の翌8月以降、ほぼ毎月文書催告を実施することになっていることから、実際の実施状況について調査を行った。

文書催告で送付する催告書の内容は、一斉催告の場合でも県税事務所が独自に決めていることから、催告書の記載内容を確認した。

8月に実施した第1回目の催告書と3月に実施した第6回目の催告書は、次のとおりである。文書催告の回数が増えるに従い、徐々に厳しい文言へ表現を変化させており、表現及び記載方法に工夫が認められる。

また、文書催告と並行して、自動車税コールセンター（さいたま市）にて電話催告を行っている。

現年課税分における8月以降の各月末の滞納件数の推移は、次のとおりである。文書催告と電話催告を重ねて実施することにより、滞納件数が減少している状況が認められる。

	滞納件数
H26/8	13,302 件
H26/9	10,505 件
H26/10	8,298 件
H26/11	6,748 件
H26/12	5,325 件
H27/1	4,476 件
H27/2	3,898 件
H27/3	2,725 件
H27/4	2,436 件
H27/5	2,129 件

出典：川口県税事務所資料

b) 自動車差押状況

給与所得者に対しては、給与の差押の通告を行うことで、完納に至るケースが多い。差押の通告後も納付されないときには、給与の差押を実施する。一方、給与所得者以外の者については、まずは預金や保険金等換価が容易な財産の差押により徴収を図ることになる。

これら給与、預金、生命保険等の債権の差押と並行して、自動車税の対象となっている車両に対しても差押を実施する。

自動車に差押を行うときは、現物の差押を行う前に、「登録の差押」を行い、滞納者に納付を促す方法をとっている。現物の差押を行う前に、登録の差押を行うのは、車両の保管場所がないことに加え、換価価値ある車でなければ現物を差押しても徴収ができず、公売による換価の効果が期待できないためである。

平成26年度における自動車の差押及び差押による徴収状況を調査したところ、登録差押件数は66件であり、すべてが登録の差押であり、現物差押は行っていなかった（他の税目では、自動車の現物について差押、公売を実施したケースが1件あった）。

登録の差押を実施した66件のうち、その後完納になったものは、平成27年9月末現在で13件、対象車両が換価不能と判明し差押を解除したものが2件、分納中のものが34件、無反応なものが17件で、車両の換価

価値調査へ移行している。

登録の差押後、直ちに完納となるケースは多くないが、登録差押後の納税相談により納付に応じるケースが多く、一定の効果は認められる。なお、差押後も無反応なものは、換価価値のある車両が少なく、登録の差押を実施しても現物の差押まで至らないケースが多い状況が認められた。

c) 高額滞納者の状況

平成 26 年度末における高額滞納者上位 5 件に関し、平成 27 年 12 月 4 日現在の状況を調査した。結果は次のとおりである。

(単位：千円)

順位	氏名	区分	本税・確定延滞金の別	H27 年 3 月末現在の残額	H27 年度課税額又は新規確定額	合計	H27 年度収入額	H27 年 12 月 4 日現在の収入未済額
1	A	個人	本税	606	76	682	0	682
			確定延滞金	163	0	163	0	163
2	B	個人	本税	471	182	653	73	580
			確定延滞金	583	28	611	0	611
3	C	個人	本税	399	58	457	57	400
			確定延滞金	0	0	0	0	0
4	D	個人	本税	389	0	389	0	389
			確定延滞金	0	0	0	0	0
5	E	法人	本税	363	475	838	327	511
			確定延滞金	23	6	29	20	9

出典：川口県税事務所資料に基づき作成

調査した 5 件のうち 3 件については、徴収活動の結果回収が進んではいるものの、平成 27 年度課税分等が加算され、結果として収入未済額が増加している。残り 2 件については、全く回収が進んでいなかった。

【意見 95】高額滞納者に対する徴収活動の更なる推進について

高額滞納者については、平成 27 年度中に入っても全く納付が行われていない事案も認められ、また、徴収が進んでいる事案についてもこれ以上収入未済額を増加させないために、徴収活動の更なる推進に努めていただきたい。

また、高額滞納者は、国税及び市町村税等についても滞納していることが想定されるため、税務署等の後塵を拝することがないように処分可能な財産が把握できたときは、速やかに滞納処分を実施し、納税率の向上に努めていただきたい。

iii) 滞納整理計画

川口県税事務所では、毎年度滞納整理計画を策定し、納税率の向上を図っている。

川口県税事務所における自動車税の納税率の推移は、次のとおりである。現年課税分及び滞納繰越分を含めた合計では、納税率が年々上昇しており、徴収活動の成果が納税率の上昇に繋がっている状況が認められる。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
現年課税分	98.4%	98.5%	98.7%	98.8%	98.9%
滞納繰越分	24.6%	26.6%	26.3%	27.7%	29.5%
合計	94.6%	94.9%	95.5%	96.0%	96.6%

出典：川口県税事務所資料

自動車税は、滞納件数が膨大なため、一律に事案を処理するのではなく、優先順位をつけた上で、計画的かつスピード感を持った滞納整理を進めることが、毎年度共通の課題となる。

平成 26 年度は、特に繰越滞納分の整理に重点を置いた目標を設定し、納税率の上昇を目指した。その結果は次のとおりである。

	目標		実績		差異	
	納税率	収入未済額 (千円)	納税率	収入未済額 (千円)	納税率	収入未済額 (千円)
現年課税分	99.2%	57,238	98.9%	79,788	-0.3%	-22,550
滞納繰越 (過年度) 分	30.1%	131,762	29.5%	144,943	-0.6%	-13,181
合計	96.9%	189,002	96.6%	224,732	-0.3%	-35,730

出典：川口県税事務所資料に基づき作成

平成 26 年度は、特に滞納繰越分の整理を重点的に進め、納税率は前年度比 1.8 ポイント上昇したが、目標達成までには至らなかった。

納税率全体のより一層引き上げるためには、現年度分についても積極的かつ効率的な滞納整理を進める必要がある。そこで、平成 27 年度は、更なる目標及び取組事項を設定し、目標達成を目指している。

<目標>

	目標納税率	目標収入未済額 (千円)
現年課税分	99.3%	45,652
滞納繰越(過年度)分	35.6%	127,954
合計	97.3%	173,606

出典：川口県税事務所資料

<取組事項>

現年課税分	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市、法人会、税理士会、企業及び金融機関に対してポスターの掲示依頼やリーフレットの配布をし、納期内納付について普及啓発を行う。 ・文書催告を継続的に実施するとともに、特にボーナス時期には開封確認ハガキを併用することにより、効果を高める。 ・車検切れ後も納付されず滞納となった事案については、勤務先調査の結果を活用した文書催告、勤務先への給与照会等により圧縮し、それでも滞納となっている者に対しては、速やかに給与、預金等の差押を行う。また、車検が翌年度以降となる新規滞納事案については、勤務先調査を活用した催告を実施するほか、自動車登録差押も積極的に活用する。
滞納繰越分	<ul style="list-style-type: none"> ・未処分滞納事案については、独自催告を実施するとともに、換価が容易な生命保険、給与等の債権を中心にした差押処分をスピード感を持って行う。特に収入確保が可能となる新規滞納繰越事案については、文書催告のほか自動車登録差押により圧縮を図った上で、債権差押等を実施することにより、事案の完結を図る。 ・現況調査等により、無財産であることが判明した滞納者や所在不明の滞納者については、少額処分停止基準を活用し、処分停止を促進する。

出典：川口県税事務所資料を基に作成

【意見 96】 滞納金額が高額になる前の徴収の徹底について

自動車税は、1 件あたりの金額が小口ではあるため、現年課税分の徴収を徹底することが収入未済額を減少させるために効果的であり、実際にほぼ毎月行われる文書催告の実施が、滞納件数の減少に繋がっていると思料される。

しかし、いったん滞納繰越となり、複数年度にわたって滞納し、滞納金額がまとまってしまうと、早期の完納は極めて困難となる。加えて、滞納が複数年度にわたると、必然的に延滞金額も膨らんでしまい、滞納者はより完納が難しい状況に置かれることになる。

よって、現年課税分の滞納は、収入未済にならないように可能な限り当該年度中に徴収するよう努めていただくとともに、収入未済となった滞納繰越分については、滞納金額が高額になる前の完納を目指し、給与調査、財産調査等に基づく差押予告、差押の実施等を積極的に実施していただきたい。

7) 不納欠損処理

不納欠損処理は、5 年経過又は財産がなく滞納処分停止となり 3 年経過、のどちらか早い方が到来した時点で行う。

不納欠損処理は、自動車税事務所が実施するため、現地調査の対象外とした。

(4) 高額案件

① 役付き会議

毎月 1 回開催している。メンバーは課長以上の役職者全員である。情報伝達・情報共有のための会議となっている。

② 税収確保検討会議

毎月 1 回開催している。メンバーは所長・副所長・納税担当の部課長・管理担当部課長・課税担当部長である。開催月の前月末の調定・収入の状況及び組織目標に対する進捗状況の報告を行っている。

組織目標は、収入未済の圧縮と、納税率の向上になっている。数値目標は、年度ごとにたてている。

③ 年度初めに 100 万円以上の延滞の高額滞納ヒアリング

所長・納税副所長・一般税担当部長・一般税担当の計 4 人で毎月、進捗状況について会議を行っている。100 万円以上の案件をエクセル 1 シートにして高額滞納のヒアリングリストを作成して、会議の指示や、指示に対する対応等を記載して管理している。高額滞納のヒアリングリストには、大まかな経緯も記載される。

④年度初めに 30 万円以上 100 万円未満の滞納の中額滞納ヒアリング

年度初めに 30 万円以上 100 万円未満について、納税副所長・一般税担当部長・一般税担当の計 3 名（自動車税については納税副所長・自動車税担当部長・自動車税担当の計 3 名）で 6 月 9 月 12 月 2 月に進捗状況について会議を行っている。担当ごとに、中額滞納のヒアリングリストを作成して管理している。ヒアリングリストには納付状況と、担当の対応を記載している。中額滞納については、システムに指示事項を入力することになっている。

⑤滞納整理強化月間

毎年 3 か月間（平成 26 年度は 11 月～1 月、平成 27 年度は 10 月～12 月）を、滞納整理強化月間として、県と市町村を含めた取り組み。もともと、メインは市町村だった。県で強化月間を設けることによって、市町村が徴収することを推進した。具体的には、ポスターを作ったりしている。

川口県税事務所では、滞納整理強化月間の 1 月目は、自動車税の債務者に対する給与差押えの予告及び会社への給与照会に力を入れている。2 月目は、通常の滞納整理のほか、不良債権になっているものがあれば処分停止について整理している。3 月目は、通常の差押の強化をしている。

⑥不納欠損処理をする場合

処分停止から 3 年経過した場合及び停止中に時効を迎えた場合。処分停止で即時消滅をかけた場合（本人が死亡して遺産がない場合等は即時消滅する）。単純に時効が来た場合。

⑦平成 26 年度末収入未済 200 万円以上の案件

平成 26 年度末収入未済残高 200 万円以上の案件全 10 件について内容を確認した。その結果、適切な回収作業が行われていることが確認できた。

(5) 高額滞納事案（100 万円以上 200 万円未満）

①監査人による調査及び検討

平成 26 年度末の高額滞納事案（100 万円以上 200 万円未満）の 10 件について検討した。

1) 検討した事案の概要

高額滞納（100万円以上 200万円未満）事案（平成 26 年度末）

（単位：千円）

順位	個人・法人	未済額	法人二税	個人事業税	不動産取得税	自動車税
1	法人	1,746	1,746			
2	個人	1,599		1,599		
3	法人	1,444	1,444			
4	法人	1,441	1,441			
5	法人	1,385	1,385			
6	個人	1,336		1,336		
7	法人	1,216			1,216	
8	法人	1,178			1,178	
9	法人	1,090	1,090			
10	個人	1,068		1,068		

ただし、個人県民税及び処分停止事案を除く。

2) 個々の事案の概要と監査人が検討した事項

i) 順位 1 の事案について

滞納整理経過（債務者との対応履歴）を閲覧し、担当者に質問を実施した。代表者との複数回の窓口での対応や電話催告により、平成 27 年中に完納となっている。

ii) 順位 2 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。滞納処分の停止決議書及びその添付書類を閲覧し、事務処理要領に基づいて滞納停止処分が行われていることを確認した。また、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号要件（滞納者に滞納処分を執行することができる財産がない場合）に基づいて処分停止していることを確認した。

未済額の主な発生原因は、税務署の税務調査により、修正申告を行ったことである。

iii) 順位 3 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、無申告であった納税者が税務署等の決定により、過去に遡って税金を科

されたことによるものである。

未済額は、売上金の銀行入金額の預金差押により、完納となっている。

iv) 順位 4 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、税務調査により、過去に遡って修正申告を行ったことによるものである。納税者の一部納付及び複数回の預金差押により未済額が一部回収されていることを確認した。

v) 順位 5 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、滞納整理経過が平成 18 年から現在まで続いており、過去から継続して滞納を繰り返していたことによるものである。納税者の複数回に渡る一部納付及び預金差押により未済額が一部回収されていたが、取引先に売掛債権調査を行ったことが功を奏し、平成 27 年中に完納となった。

vi) 順位 6 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、税務調査を受け、過去に遡って修正申告を行ったことである。また、納税者の体調不良も一因であると考えられる。納税者の複数回に渡る納付、預金及び売掛金差押等により未済額が一部回収されている。

滞納整理経過では、個人県民税対策課との連携を確認した。

vii) 順位 7 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税について、徴収猶予の手続（地方税法第 73 条の 25）を取らなかったこと、及び、すみやかに納税しなかったことによるものである。不動産の差押に着手したことにより、差押の登記を避けるべく平成 27 年中に納税され、完納となっている。

viii) 順位 8 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、順位 7 と同じである。直近では、未済額を数回の分納とし、分納期限までに納税が行われない場合には不動産を差押えるという差押予告を行っていることを確認した。

ix) 順位 9 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。未済額の主な発生原因は、無申告であったため、税務調査による税務署の決定が行われ、税金の滞納になったものであると思われる。納税者の複数回に渡る分納、預金及び生命保険の差押等により未済額が一部回収されている。なお、法人は税務署の指導で既に解散しているとのことである。

x) 順位 10 の事案について

滞納整理経過を閲覧し、担当者に質問を実施した。納税者の分納及び預金差押により未済額が一部回収されていることを確認した。また、生活保護の受給が確認されたことから、平成 27 年中に地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号（滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）により滞納処分の停止となっており、事務処理要領に基づいて滞納停止処分が行われていることを確認した。

xi) 10 件の高額滞納事案全体の検討を通して

滞納が発生すると、様々な手段を駆使して債権回収努力をしていることを確認した。特に電話催告は、納税者との前回の対応内容を踏まえて、定期的にかつ、頻繁に行われていることを確認した。また、納税者との対応内容が滞納整理経過にしっかり残してあることも評価できる。

第5 収入未済額のない債権

1. 埼玉高速鉄道株式会社に対する貸付金

(1) 概要

①会社概要

埼玉高速鉄道株式会社（以下、SR という。）は、高速鉄道東京7号線の埼玉県内部分（川口市、鳩ヶ谷市（現：川口市）、浦和市（現：さいたま市））の建設と運営を行う第三セクターとして平成4年3月25日に設立されたもので、平成13年3月28日に鉄道事業を開始している。

現在、東京メトロ南北線、東急目黒線と相互乗り入れを行い、浦和美園～日吉で運行を行っている。

②事業再生ADR

開業当初から乗車人員が需要予測を下回り、建設費の元利償還金が運輸収入を上回る経営状況が続いた。そこで、平成16年に経営健全化計画を策定し経営改善に取組み、輸送人員も増加していた。しかし、リーマンショック及び東日本大震災等の影響による輸送人員の伸び悩みにより、平成22年に策定した経営改善計画に基づく経営自立の達成が困難となった。

そこで、今後安定的な経営黒字を計上できるような経営再構築の方策について検討を行った結果、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）により、抜本的な経営再構築を進めることとなった。

(2) 貸付金

事業再生 ADR により、SR に対する貸付金は大幅に減少した。

(単位：千円)

	H25 年度末 ①	H26.9 月返済 ②	DES 額 ③	H26 年度末 ①－②－③
整備事業貸付金	5,824,325	187,225	5,637,100	—
長期債務償還 資金貸付金	10,442,871	183,482	7,488,900	2,770,489
計	16,267,196	370,707	13,126,000	2,770,489
事業再生 ADR に 基づく譲渡債権	—	—	—	6,346,800
合計	—	—	—	9,117,289

出典：交通政策課資料

(注) DES は、Debt Equity Swap の略で、債務の株式化のことである。

事業再生 ADR 手続により、平成 25 年度末に約 160 億円あった貸付金が、平成 26 年度末には約 90 億円に減少した。この償還期限は平成 68 年 3 月 13 日であり、元本の返済は平成 35 年 9 月 13 日から開始する。

(3) 借入金の弁済計画

事業再生 ADR 手続を進めるにあたって、平成 27 年 1 月 29 日付けで事業再生計画を策定している。ここで明確にしている弁済計画は平成 39 年度までしかなく、平成 40 年度から償還期限の平成 67 年度までに貸付金の回収がどのように進むのかを確認することはできなかった。

しかし、平成 39 年度までの損益計画及びキャッシュ・フロー計画を見る限りにおいては、経営状況は順調に推移することが確認できた。この損益状況及びキャッシュ・フローが借入金弁済の裏付けとなることから、それらがどのような需要予測に基づいて計算されているかを検証することにした。

(4) 需要予測

①過去の需要予測と実績の対比

平成4年、平成13年、平成16年及び平成22年の過去4回の需要予測と実績値を対比した。

(単位：千人/日)

年度	H4年 免許申請時	H13年 運賃申請時	H16年 経営健全化 計画	H22年 経営改善計 画	実績値
H12年度	231	85	—	—	
H13年度	235	105	—	—	47
H14年度	239	126	—	—	54
H15年度	244	139	—	—	59
H16年度	248	146	63	—	65
H17年度	252	148	67	—	69
H18年度	257	150	71	—	75
H19年度	261	152	77	—	80
H20年度	265	154	84	—	84
H21年度	270	156	91	—	84
H22年度	274	158	100	87	85
H23年度	276	160	110	90	85
H24年度	277	162	120	95	88
H25年度	279	164	130	101	92

出典：事業再生計画

上表の実績値との比較で明確なように、過去の需要予測を実績値が大幅に下回っていることが分かる。

②平成22年経営改善計画と事業再生計画との対比

(4) ①の表の平成22年経営改善計画における平成26年度以降の需要予測と、事業再生計画における需要予測を対比した。

(単位：千人／日、%)

年度	H22年 経営改善計画	H26年 事業再生計画	事業再生計画 の増加率(注)
H26年度	107	94	—
H27年度	112	95	1.1
H28年度	117	97	3.2
H29年度	122	99	5.3
H30年度	127	101	7.4
H31年度	131	103	9.6
H32年度	135	104	10.6
H33年度	138	105	11.7
H34年度	141	106	12.8
H35年度	143	107	13.8
H36年度	145	107	13.8
H37年度	141	108	14.9
H38年度	142	108	14.9
H39年度	144	108	14.9
H40年度	145	108	14.9

出典：事業再生計画及び監査人一部加工

(注) 平成 26 年度の需要予測に対する各年度の増加率である。

事業再生計画の策定においては、客観的な需要予測を得るため、専門家に依頼して、当時の最新の実態を考慮した需要予測を行った。

その結果、平成 22 年経営改善計画と比較すると、事業再生計画における需要予測は堅実なものに見える。しかし、事業再生計画スタート時点である平成 26 年度の需要実績に対する平成 40 年度の増加率は約 12%という高い値になっていた。

日本全体の人口が今後減少傾向にあることを考えると、1 日あたりの輸送人員が約 12%も増加するというのは、実現性に疑問が生じる。よって、さらに詳細な需要予測を検証することにした。

駅単位の需要予測を確認したところ、特に著しい増加予測をしていたのが浦和美園での需要増加であった。平成 26 年度の浦和美園駅の実績は需要予測を上回ったが、平成 40 年度の需要予測に達するためには、さらに 87.7%の増加が必要である。浦和美園駅周辺は開発が進んでおり、当該地域の人口増は想定されるものの、その実現性には不確実な部分がある。

【意見 97】 償還期限までの経営状況の検証について

事業再生 ADR 手続における事業再生計画においては、沿線地域の状況変化を踏まえたうえで需要予測を行っている。しかし、償還期限である平成 67 年度までの 40 年間における需要を的確に予測することは、専門家であっても困難である。どんなに堅実に見込んだとしても、予測であることには変わらない。また、県の貸付金は約 90 億円と高額である。

そこで、確実な償還を担保するためには、県は、償還期限までの間、SR の経営状況と経営改善の取組状況を常に検証する必要があり、事業再生計画と実績との間に乖離が生じている場合には、速やかに改善策を講じるよう求めるべきと史料する。

2. 公益社団法人埼玉県農林公社に対する貸付金

県は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下、農林公社という。）に対して、毎年度の単年度貸付金と、森林整備事業のための貸付を行っている。

（1）単年度貸付金

単年度貸付金には、事業資金と運用貸付金の2種類がある。事業資金は、農林公社事業の円滑な運営を図り、農業の発展と農地利用の促進を行うものである。運用貸付金は、農林公社の運転資金を貸付けるものである。

これら貸付金の貸付及び回収は下表のとおりであり、毎年度の残高は0円である。

（単位：千円）

年度	事業資金			運用貸付金		
	貸付	回収	残高	貸付	回収	残高
H22年度	40,000	40,000	—	70,000	70,000	—
H23年度	40,000	40,000	—	70,000	70,000	—
H24年度	40,000	40,000	—	50,000	50,000	—
H25年度	40,000	40,000	—	50,000	50,000	—
H26年度	40,000	40,000	—	71,000	71,000	—

出典：財政課資料

（2）森林整備事業貸付金

①貸付額

この貸付金の目的は、県が農林公社の行う事業に必要な資金の貸付を行うことにより、農林公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与することである。

この貸付金の制度は昭和の時代から開始しているが、償還について据置期間が設定されており、その据置期間が45年以内と貸付要綱に明記されている。そのため、最初の貸付金ですら、まだ償還が開始していない。よって、収入未済額は0円である。

収入未済額が0円であるが、農林公社に対する貸付金額が累計で73億円を超えており、未収利息も17億円を超えているため、合計で90億円を超える多額の債権となっている。

貸付日別の貸付金額及びその他情報の明細は、下表のとおりである。

(単位：千円)

貸付日		45年後 (注1)	回収開 始年度	貸付額	回収額 (5年均等)	利率 (注2)
元号	西暦					
S60.3.28	1985/3/28	2030/3/28	2030	15,000	3,000	3.5※
S60.7.30	1985/7/30	2030/7/28	2031	17,000	3,400	3.5※
S61.9.19	1986/9/19	2031/9/19	2032	35,000	7,000	3.5※
S62.9.10	1987/9/10	2032/9/10	2033	59,000	11,800	3.5※
S63.8.10	1988/8/10	2033/8/10	2034	84,000	16,800	3.5※
H1.7.26	1989/7/26	2034/7/26	2035	113,000	22,600	3.5※
H2.7.20	1990/7/20	2035/7/20	2036	142,000	28,400	3.5※
H3.7.17	1991/7/17	2036/7/17	2037	156,000	31,200	3.5※
H4.8.3	1992/8/3	2037/8/3	2038	188,000	37,600	3.5※
H5.7.23	1993/7/23	2038/7/23	2039	276,000	55,200	3.5※
H6.8.16	1994/8/16	2039/8/16	2040	295,500	59,100	3.5※
H7.8.3	1995/8/3	2040/8/3	2041	326,000	65,200	3.5※
H8.5.31	1996/5/31	2041/5/31	2042	424,500	84,900	3.0※
H9.6.30	1997/6/30	2042/6/30	2043	372,903	74,580	2.6※
H10.10.29	1998/10/29	2043/10/29	2043	110,000	22,000	1.1
H10.12.21	1998/12/21	2043/12/21	2043	40,000	8,000	1.1
H11.2.25	1999/2/25	2044/2/25	2044	243,300	48,660	1.1
H11.9.17	1999/9/17	2044/9/17	2044	100,000	20,000	1.1
H12.2.25	2000/2/25	2045/2/25	2045	251,200	50,240	1.1
H12.9.29	2000/9/29	2045/9/29	2045	50,000	10,000	1.1
H13.2.23	2001/2/23	2046/2/23	2046	305,900	61,180	1.1
H14.2.27	2002/2/27	2047/2/27	2047	351,600	70,320	1.1
H15.2.20	2003/2/20	2048/2/20	2048	322,100	64,420	1.1
H16.2.19	2004/2/19	2049/2/19	2049	316,200	63,240	1.1
H17.2.18	2005/2/18	2050/2/18	2050	305,200	61,040	1.1
H18.2.23	2006/2/23	2051/2/23	2051	295,854	59,170	1.1
H19.2.9	2007/2/9	2052/2/9	2052	281,148	56,229	1.1
H20.2.15	2008/2/15	2053/2/15	2053	260,743	52,148	無利子
H21.2.18	2009/2/18	2054/2/18	2054	234,696	46,939	無利子
H22.2.23	2010/2/23	2055/2/23	2055	226,629	45,325	無利子
H23.2.15	2011/2/15	2056/2/15	2056	224,706	44,941	無利子
H24.2.15	2012/2/15	2057/2/15	2057	226,914	45,382	無利子

貸付日		45年後 (注1)	回収開 始年度	貸付額	回収額 (5年均等)	利率 (注2)
元号	西暦					
H25.2.21	2013/2/21	2058/2/21	2058	223,215	44,643	無利子
H26.2.19	2014/2/19	2059/2/19	2059	254,709	50,941	無利子
H27.2.18	2015/2/18	2060/2/18	2060	240,945	48,189	無利子
長期貸付金 計				7,368,962		
長期未収利息				1,760,180		
長期貸付金及び長期未収利息 合計				9,129,142		

出典：森づくり課及び農林公社資料

(注1) 償還期限は50年以内だが、据置期間が45年以内とされている。

(注2) ※：平成22年4月以降に発生する利息は、無利子。

②回収額

貸付金は貸付から45年間据置いた後、50年後までに完済される。返済期間の5年間で均等に償還されるという償還条件を前提に計算すると、各年度の貸付金の回収額は下表のようになる。

(単位：千円)

回収の年度			長期貸付金 年間回収額	長期 未収利息 (注)	計
西暦	元号	H26年度 との比較			
2030	H42	16年後	3,000	2,626	5,626
2031	H43	17年後	6,400	5,562	11,962
2032	H44	18年後	13,400	11,327	24,727
2033	H45	19年後	25,200	20,643	45,843
2034	H46	20年後	42,000	33,368	75,368
2035	H47	21年後	61,600	47,102	108,702
2036	H48	22年後	86,600	63,745	150,345
2037	H49	23年後	110,800	78,408	189,208
2038	H50	24年後	136,600	92,333	228,933
2039	H51	25年後	175,000	111,854	286,854
2040	H52	26年後	211,500	127,814	339,314
2041	H53	27年後	248,300	141,689	389,989
2042	H54	28年後	302,000	156,500	458,500
2043	H55	29年後	338,980	157,989	496,970

回収の年度			長期貸付金 年間回収額	長期 未収利息 (注)	計
西暦	元号	H26 年度 との比較			
2044	H56	30 年後	362,440	139,765	502,206
2045	H57	31 年後	373,580	119,206	492,787
2046	H58	32 年後	379,560	96,837	476,398
2047	H59	33 年後	364,980	71,723	436,704
2048	H60	34 年後	354,820	55,574	410,394
2049	H61	35 年後	339,400	49,283	388,683
2050	H62	36 年後	330,200	44,314	374,514
2051	H63	37 年後	318,190	39,152	357,343
2052	H64	38 年後	304,100	34,061	338,161
2053	H65	39 年後	291,829	25,480	317,309
2054	H66	40 年後	275,528	17,750	293,278
2055	H67	41 年後	259,814	10,958	270,772
2056	H68	42 年後	245,584	5,034	250,619
2057	H69	43 年後	234,737	—	234,737
2058	H70	44 年後	227,232	—	227,232
2059	H71	45 年後	231,234	—	231,234
2060	H72	46 年後	234,097	—	234,097
2061	H73	47 年後	189,156	—	189,156
2062	H74	48 年後	143,773	—	143,773
2063	H75	49 年後	99,130	—	99,130
2064	H76	50 年後	48,189	—	48,189
計			7,368,962	1,760,180	9,129,142

出典：埼玉県農林公社事業報告書

(注) 平成 26 年度末時点の長期未収利息を、返済期間の 5 年間に合わせて均等に回収するという前提で計算している。

平成 26 年度末時点の約 73 億円の貸付金は、完済されるまでに 50 年を要する。半世紀という長い期間を要して回収することになるのだが、これが回収できるのか否かについて、過去の財務情報及び将来の収益情報に基づいて検討する。

(3) 過去の財務情報の検討

借入金は、その債務者の主たる事業から生み出される利益により返済される。これが健全なる返済方法である。このことは、公益法人であれ、民間会社であれ、何ら変わりはない。これ以外の方法による返済は正常な返済方法とはいえないため、一時的な返済はできても、長期間の継続的な返済は不可能となる。

この論理で、農林公社の事業内容を検証してみる。下表は、平成 22 年度から平成 26 年度における決算数値を推移的にまとめたものである。

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	平均
正味財産増減						
一般増減	29,293	49,586	△18,859	36,750	△7,420	17,870
指定増減	△931	△614,717	0	14,400	△3,908	△121,031
県・補助金	158,996	72,635	66,412	60,430	115,884	94,871
キャッシュ・フロー						
事業 C/F	△69,269	△353,218	△282,845	△206,918	△190,418	△220,534
投資 C/F	37,733	40,759	6,994	△4,847	△22,967	11,534
財務 C/F	119,380	211,873	243,082	219,085	186,663	196,017
合計	87,844	△100,585	△32,769	7,319	△26,722	△12,982
県・借入金	224,706	226,914	223,215	254,709	240,945	234,097

出典：埼玉県農林公社事業報告書

①当期一般正味財産増減額

主たる事業から生み出される利益に該当するのが、正味財産増減計算書の「当期一般正味財産増減額」である。これを、上表では「一般増減」としている。

過去 5 年間の一般増減のうち、最大値は平成 23 年度の 49,586 千円であり、平均では 17,870 千円である。これに対して、平成 42 年度から平成 76 年度までの返済期間のなかで、借入金及び借入利息の年間最高返済額は 502,206 千円であり、平均返済額は 260,832 千円である。

②事業活動によるキャッシュ・フロー

次に、返済の裏付けとなる資金について見ていく。ここでも返済原資として確認すべき項目は、主たる事業から生み出される資金であり、キャッシュ・フロー計算書の項目のうちの、「事業活動によるキャッシュ・フロー」である。これを、上表では「事業 C/F」としている。

過去 5 年間を通じて全てマイナスの値であり、平均でも△220,534 千円である。

③一般正味財産期末残高

一般正味財産増減及びキャッシュ・フローについて検討しているのが過去 5 年間である。たまたま直近 5 年間の事業活動が芳しくなかったということも考えられるため、過去からの累積の数値を確認することにした。

平成 26 年度末における一般正味財産期末残高は、327,770 千円である。平成 26 年度は第 32 年次であることから、32 年間をかけて 327,770 千円の一般正味財産を蓄えたことになる。32 年間の平均を計算すると 10,242 千円であった。

(4) 将来の収益情報

①分収林事業

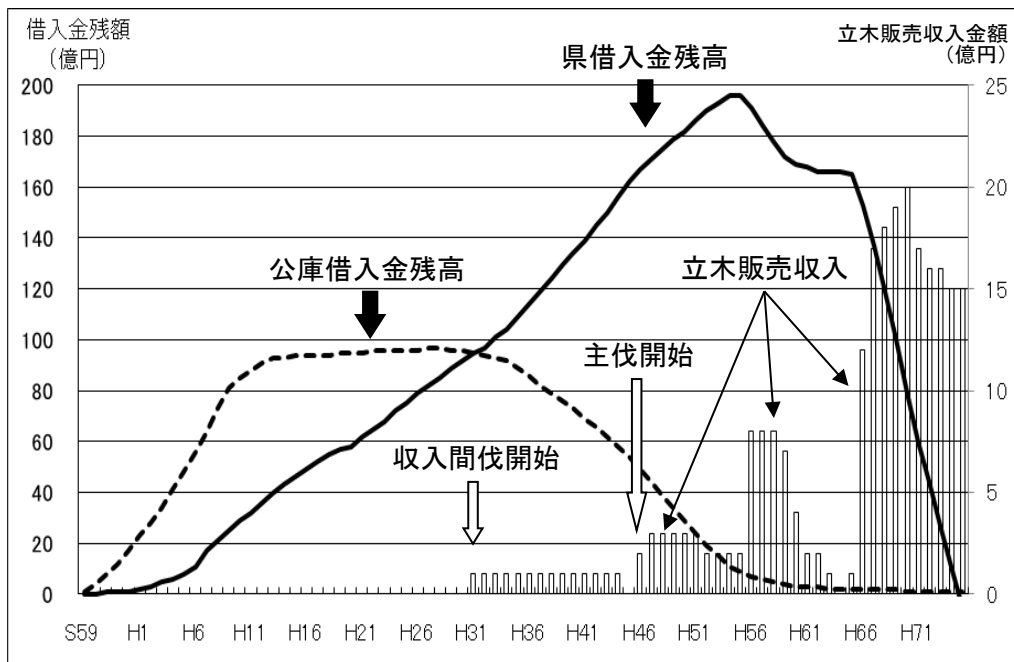
農林公社の将来における収益の柱は分収林事業である。この事業は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、厳しい林業情勢や労力等の関係で土地所有者による整備が進みがたい地域において開始された事業である。

分収林事業の事業費は、立木伐採による収益を得るまでの間、補助金並びに日本政策金融公庫及び県からの借入金で賄うものである。そして、植林から 50 年～70 年経過したものから順次伐採し、立木販売収入により、県からの借入金を返済する。

②分収林事業の将来収益

県は、平成 22 年 2 月に農林公社の経営改革プランを策定している。その中で、平成 75 年度までの財政状態及び収益状況を予測しており、それを示したのが下のグラフである。当該グラフによると、県からの借入金は平成 55 年度にピークに達し、その額は約 200 億円となる。これを立木販売収入により返済していくことになる。

農林公社は、昭和 59 年度に県営林の管理を受託開始しているため、50 年後の平成 46 年度から主伐採が開始する予定である。グラフから立木販売収入を累計すると、総額で 248 億円であった。この結果、平成 75 年度末には借入金全額償還が予測されている。



(5) 貸付金の回収可能性の検討

農林公社の負債の約95%が、分収林事業に関係するものである。したがって、農林公社における負債の返済、つまり、県からの貸付金が計画どおり回収されるためには、分収林事業における立木販売収入の達成が大前提となる。

しかし、木材価格は昭和55年以降長期低迷傾向であり、平成20年においては昭和58年の4割の水準にまで低下している。

県の予測は、平成75年度までのもので、約50年先までの予測となっている。これだけ長期の予測となると、その実効性を判断することは不可能に近い。ただし、木材価格が長期低迷傾向にあるという事実は、あまり良い情報ではない。将来の人口減少が予測されている状況からすると、需要の減少に伴いさらに価格が低下する可能性がある。

平成75年度までの立木販売収入累計は、平成21年度時点における将来の想定木材価格(29,306円)を前提として計算されている。ところが、平成24年9月26日に林野庁木材産業課が発表した資料によると、平成21年度のヒノキ中丸太価格は21,300円であり、スギ中丸太価格は10,900円であった。

この価格差の理由は、価格算定の前提の違いによるものである。つまり、林野庁が発表している価格は当該年度の価格であるのに対し、想定木材価格の算定については、将来の価格を予想する意味で、突発的な価格変動の影響を排除するため、過去8年の価格の平均値を用いている。

(単位：円/m³)

年度	ヒノキ中丸太	スギ中丸太
H14	31,500	14,000
H15	31,600	14,300
H16	29,400	13,500
H17	25,200	12,400
H18	26,500	12,700
H19	25,500	13,300
H20	23,600	12,200
H21	21,300	10,900
H22	21,600	11,800
H23	21,700	12,300
H24	18,500	11,400
H25	19,700	11,500
H26	20,000	13,500

出典：林野庁資料

林野庁から発表されている価格推移は上表のとおりである。この表によると、ヒノキ中丸太価格は、平成 24 年度では 18,500 円まで低下しているが、その後若干ではあるが価格は上昇している。また、国による公共建築物の木造化の推進等、木材自給率 50%に向けた木材需要拡大施策に後押しされ、木材需要は高まってきている。平成 14 年に 18.4%だった自給率は、平成 26 年では 31.2%に回復している。

【意見 98】 経営改革プランの着実な実行について

最近の数年間、価格及び自給率ともに良い傾向にあることは確かだが、それでも想定価格との差が約 1 万円あるのも事実である。もしも、50 年後の木材価格が想定価格を大きく下回った場合には、想定されている平成 75 年度末までの貸付金の回収は不可能となる。

県は農林公社の経営状況を常に注視するとともに、木材価格や木材需要の動向にも目を配り、経営改革プランが着実に実施されるよう支援する必要がある。もしも、経営改革プランと実績値との間に大きな乖離が生じるようなことがあれば、新たな改革プランの策定に速やかに着手するべきである。

(6) 貸付金の長期未収利息

①調定未済の潜在債権

農林公社は、平成 26 年度の事業報告書の中で、県に対して長期未払利息を 1,760,180 千円計上している。しかし、県の債権の中には、この長期未収利息が計上されていない。これは、当該貸付利息の回収期限が到来していないため、まだ調定されていないことによる。

ただし、公会計の統一的な基準に移行すれば、発生主義会計に基づく決算に変更になるため、このような調定未済の潜在債権も今後は決算書に計上されることになる。

②利率の変更

(2) ①の表で明らかなように、農林公社への貸付利率は複数回見直しが行なわれている。さらに、利息の計算方法においても、特別な調整を加えている。それらをまとめると、下表のとおりである。

年度	利率	摘要
S59～H7	3.5%	H22 年度以降発生する利息は無利子
H8	3.0%	同上
H9	2.6%	同上
H10～H18	1.1%	
H19～H26	無利子	

出典：森づくり課資料

農林公社への当該貸付は、現在の貸付要綱では無利子となっているが、平成 18 年度以前の貸付金には金利が付いていた。経済情勢の変化により、利率が変動することは当然にありうることである。しかし、途中から無利子にするということは、基本的には考えられない。これは、県の特例措置といえる。

この対応は、農林公社の経営改善に向けた県の支援であり、経営改革プランに明記されているものである。

以上